# 【表紙】

【連絡場所】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 平成26年11月27日

【計算期間】 第1期(自 平成25年11月7日 至 平成26年8月31日)

【発行者名】 ヒューリックリート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 時田 榮治

【本店の所在の場所】 東京都中央区八丁堀二丁目26番9号

ヒューリックリートマネジメント株式会社

【事務連絡者氏名】 取締役企画・管理部長 一寸木 和朗

東京都中央区八丁堀二丁目26番9号

【電話番号】 03-6222-7250

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

- 1 【投資法人の概況】
  - (1) 【主要な経営指標等の推移】
  - ① 主要な経営指標等の推移

回次	第1期	
決算年月	平成26年8月	
営業収益(注1)	百万円	3, 660
経常利益	百万円	1, 555
当期純利益	百万円	1, 553
出資総額	百万円	67, 943
発行済投資口総数	П	652, 000
純資産額	百万円	69, 496
総資産額	百万円	108, 794
1口当たり純資産額	円	106, 590
1口当たり当期純利益(注2)	円	3, 450
分配総額	百万円	1, 553
1口当たり分配金額	円	2, 383
(うち1口当たり利益分配金)	円	(2, 383)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	(-)
自己資本比率(注3)	%	63. 9
自己資本利益率(注4)	%	4. 5 (5. 5)

- (注1) 営業収益には、消費税等は含まれていません。
- (注2) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を期間の日数による加重平均投資口数で除することにより算定しています。
- (注3) 自己資本比率=期末純資産額/期末総資産額×100
- (注 4) 自己資本利益率=当期純利益/((期首純資産額+期末純資産額)÷ 2)×100 第 1 期計算期間における自己資本利益率の括弧内の数値は、当計算期間である平成25年11月 7 日から平成26年 8 月 31日までの日数を年換算したものを記載しています。
- (注5) 本書において特に記載する場合を除き、記載未満の数値について、金額は切り捨て、比率は四捨五入により記載しています。

#### ② 事業の状況

#### (ア) 当期の概況

#### a. 投資法人の主な経緯

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)に基づき、ヒューリックリートマネジメント株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)を設立企画人として、平成25年11月7日に出資金200百万円(2,000口)で設立され、平成25年11月25日に関東財務局への登録が完了しました(登録番号 関東財務局長 第88号)。その後、本投資法人は、平成26年2月6日を払込期日として公募による新投資口の発行(617,500口)を実施し、平成26年2月7日に株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)不動産投資信託証券市場(以下「J-REIT市場」といいます。)に上場しました(銘柄コード3295)。さらに、同年3月7日には第三者割当による新投資口の発行(32,500口)を実施しました。これらにより、第1期末時点での発行済投資口数は652,000口となっています。

本投資法人は、不動産関連資産を主要な投資資産とし、中でもオフィス及び商業施設に重点をおいて投資・運用を行っています。

#### b. 第1期の運用実績

本投資法人は、上場に際し提出した有価証券届出書(平成26年1月6日提出)に取得予定資産として記載された21物件(取得価格の合計101,424百万円)を平成26年2月7日に取得し、資産の運用を同日開始しました。第1期計算期間末日は同年8月31日であることから、第1期計算期間(平成25年11月7日から平成26年8月31日の206日間となります。

# c. 資金調達の状況

本投資法人は、平成26年2月7日に東京証券取引所への新規上場による公募増資を行い、第1期計算期間期末(平成26年8月31日)における出資総額は67,943百万円となりました。

また、有利子負債の調達においては、資産の取得に充てるため平成26年2月7日に短期借入金7,360百万円、長期借入金29,040百万円の借入れを行い、平成26年3月7日に短期借入金3,400百万円の一部期限前弁済を実施しました。

なお、上記長期借入金のうち、変動金利での借入金26,590百万円については全て金利スワップ取引により金利の固定化を図りました。

その結果、当期末の有利子負債残高は33,000百万円、うち短期借入金3,960百万円、長期借入金29,040百万円となり、当期末時点での資産有利子負債比率(以下「LTV」といいます。)は30.3%となりました。

### d. 業績及び分配の概要

当計算期間の実質運用期間は、資産取得日の平成26年2月7日から同年8月31日までの206日間であり、この計算期間の営業収益は3,660百万円、営業利益は2,480百万円となりました。また、借入金に係る支払利息・融資関連費用のほか、投資口交付費及び創立費423百万円を一括費用計上したため、経常利益は1,555百万円となり、当期純利益は1,553百万円となりました。

また、当期の分配金については、本投資法人の規約に定める分配の方針に従い、投資法人の税制の特例 (租税特別措置法第67条の15) の適用により、利益分配金が損金算入されることを企図して、当期未処分 利益の概ね全額を分配することとしています。この結果、投資口1口当たりの分配金は2,383円となりました。

#### ③ 決算後に生じた重要な事実

## 新投資口の発行

本投資法人は平成26年10月14日及び同年10月29日開催の役員会において、特定資産の取得資金の一部に充当することを目的として、以下のとおり新投資口の発行を決議しました。平成26年11月6日及び同年11月21日にそれぞれ払込みが完了し、合計18,674,040,000円の資金を調達しました。

#### (公募による新投資口の発行)

発行新投資口数 : 122,860口(国内64,470口、海外58,390口) 発行価格(募集価格)の総額 : 18,447,429,000円(1口当たり 150,150円) 発行価額(払込金額)の総額 : 17,785,213,600円(1口当たり 144,760円)

払込期日 : 平成26年11月6日

# (第三者割当による新投資口の発行)

発行新投資口数 : 6,140口

発行価額(払込金額)の総額 : 888,826,400円(1口当たり 144,760円)

払込期日: 平成26年11月21日割当先: みずほ証券株式会社

#### (参考情報)

#### (A) 資産の取得

本投資法人は平成26年10月14日付で、以下の信託受益権 (7物件(取得価格の総額:46,744百万円))の取得に係る売買契約を締結しました。

なお、取得(予定)価格には、当該不動産等の取得に要する諸費用(取得経費、固定資産税・都市計画税及び消費税等)を含まない金額(信託受益権売買契約書に記載された売買価格)を記載しています。

物件名称	所在地	取得(予定)日	取得(予 定)価格 (百万円)	取得先
御茶ノ水ソラシティ	東京都 千代田区	平成26年11月7日	22, 854	ヒューリック株式会社
東上野ビル	東京都 台東区	平成26年10月16日	2, 670	(注)
新宿ゲイツビル	東京都 新宿区	平成26年10月16日	5, 550	特定目的会社ソニック・イン ベストメンツ 6
横浜山下町ビル	神奈川県 横浜市	平成26年10月16日	4, 850	ヒューリック株式会社
千葉ネットワークセンター	千葉県 印西市	平成26年12月16日	7, 060	合同会社NC2ファンディング
札幌ネットワークセンター	北海道 札幌市	平成26年12月16日	2, 510	合同会社NC2ファンディング
京阪奈ネットワークセンター	京都府 木津川市	平成26年10月16日	1, 250	ヒューリック株式会社
合計	_	_	46, 744	_

<sup>(</sup>注) 「東上野ビル」の取得先は国内の一般事業会社ですが、先方より開示についての承諾が得られていないため、やむを得ない事由 により、開示していません。なお、当該物件の取得先は、本投資法人及び本資産運用会社の利害関係人等には該当しません。

# (B) 資金の借入れ

本投資法人は、取得(予定)資産の取得資金の一部への充当を目的として、株式会社みずは銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとする協調融資団との間で、以下のブリッジローン(以下「本ブリッジローン」といいます。)による資金調達を行うことを平成26年10月14日に決定し、借入実行しました。

また、本ブリッジローンでの資金調達を行った後、本ブリッジローンを返済・借換えするために、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとする協調融資団との間で、以下

のタームローン (以下「本タームローン」といいます。) による資金調達を行う予定です。本タームローンは、各借入先による貸出審査手続きにおける最終的な決裁の完了等を条件とします。

<本ブリッジローンについて>(注1)

借入先	借入 (予定)額 (注2)	利率 (注3)	借入実行 (予定) 日	借入方法	返済期限	返済方法 (注4)	使途	摘要
株式会社みずほ銀行、株式会社三井住	141億円	基準金利に 0.15%を加えた 利率(注5)	平成26年 10月16日	左記借入先を貸付人とする平成26			取得(予定)	
友銀行及び株式会社 三菱東京UFJ銀行	45億円	基 準 金 利 に 0.15%を加えた 利率 (注5)	平成26年 11月7日	年10月14日 付の個別タ ームローン	平成27年 3月16日	期限一括弁済	資産の購入及びそれに関連する	無担保無保証
る協調融資団	91億円	基準金利に 0.15%を加えた 利率(注5)	平成26年 12月16日	貸付契約に 基づく借入 れ			費用	

#### <本タームローンについて>(注1)

借入先	借入予定額 (注2)	利率 (注3)	借入実行予定日	返済期限	返済方法(注4)	使途	摘要
	45.8億円	基準金利に0.20%を加えた利率(注5)		借入実行日より 4年6か月後の 応当日			
	57.4億円	基準金利に0.23%を加えた利率(注5)		借入実行日より 5年後の応当日			
株式会社みずほ銀行が書からませた	71.3億円	基準金利に0.33%を加えた利率(注5)		借入実行日より 6年6か月後の 応当日			
二変果尽UFJ銀行	75.5億円	基準金利に0.40%を加えた利率(注5)	平成27年 2月27日	借入実行日より 7年後の応当日	期限 一括 弁済	本ブリッジ ローンの返 済・借換え	
る協調融資団	ンジャーとす 強資団 基準金利に0.60%を加 えた利率 (注5)	基準金利に0.60%を加 えた利率 (注5)		借入実行日より 9年6か月後の 応当日			
	5億円	基準金利に0.80%を加えた利率(注5)		借入実行日より 10年後の応当日			
	3億円	基準金利に0.95%を加 えた利率 (注5)		借入実行日より 12年後の応当日			

- (注1) かかる借入れは、借入先が合理的に満足する内容の融資に係る契約が締結されること及び別途定められる貸出前提条件を 全て充足すること等を条件とします。
- (注2) 上記の借入予定額の総額は、前記③決算後に生じた重要な事実に記載の公募及び本件第三者割当による手取金額等を勘案した上、最終的な借入実行の時点までに変更されることがあります。
- (注3) 上記借入先に支払われる融資手数料等は含まれていません。
- (注4) 上記借入れの実行後返済期限までの間に、本投資法人が事前に書面で通知する等、一定の条件が成就した場合、本投資法人は、借入金の一部又は全部を期限前弁済することができます。
- (注5) 基準金利とは、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関が公表する日本円TIBORをいいます。返済期限が借入実行日より1年を超える日を応当日とする借入れについては、その一部又は全部について、金利スワップ契約等により、支払金利の固定化を検討します。
- (注6) 本投資法人は、本書提出日現在、上記借入先との間で資金借入れに関する基本合意書を締結しており、当該基本合意書に基づき、上記借入先との間でローン契約を締結することとなります。かかるローン契約において、借入時の担保提供は想定されていませんが、資産・負債等に基づく一定の財務指標上の数値を維持すること等の財務制限が設定されることとなります。

#### (2) 【投資法人の目的及び基本的性格】

#### ① 投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、投信法に基づき、資産を主として特定資産(投信法に定めるものをいいます。)に対する投資として運用することを目的とし(規約第2条)、運用資産を、主として後記「2 投資方針/(2)投資対象/① 投資対象とする資産の種類」に記載する不動産等及び不動産対応証券(以下、不動産等及び不動産対応証券を併せて「不動産関連資産」と総称します。)に対する投資として運用するものとし、継続的な投資を通じて、中長期的な収益の維持・向上及び運用資産の規模と価値の成長を実現することで、投資主価値を最大化していくことを目指して運用を行うことを基本方針としています(規約第27条)。

本投資法人は、不動産関連資産を主要な投資対象とし、中でもオフィス及び商業施設について重点を置いて投資を行うこととします(規約第28条第1項)。また、本投資法人の主たる投資対象地域は日本全国の主要都市及びその周辺地域とし、中でもオフィス及び商業施設については東京都及び東京都近郊の主要都市に重点を置いて投資を行うものとします(規約第28条第2項)。

本投資法人は、原則として安定的賃貸事業収入又はこれに類する収入が現に生じているか又は生じる見込みがある不動産関連資産を取得の対象としており、本投資法人は、資産運用の基本方針に照らして適当と認める場合には、上記以外の不動産関連資産やその他の資産にも投資します(規約第28条第3項)。本投資法人が不動産関連資産へ投資するに際しては、当該不動産関連資産の本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産の現在及び将来にわたる収益性、立地、規模、賃貸借契約の内容及び賃借人の属性等を総合的に判断し、その投資価値を見極めた上で決定するものとします(規約第28条第4項)。本投資法人は、投信法第198条第1項及び規約第41条の規定に基づき、その資産の運用に係る業務を本資産運用会社に全て委託しています。本投資法人と本資産運用会社との間で平成25年11月7日に締結された資産運用委託契約(その後の変更契約を含み、以下「資産運用委託契約」といいます。)の規定に従い、本資産運用会社は、本投資法人の運用資産に係る運用の方針につき、その社内規程として運用ガイドライン(以下「運用ガイドライン」といいます。)(注)を制定しています。

(注) 運用ガイドラインは、本資産運用会社の判断により、規約に定める本投資法人の資産運用の基本方針の最適な実現を目指し、かつ今後の諸要因の動向、変化等を勘案しこれに機動的に対応するため、規約及び資産運用委託契約の定める範囲内において、投資主総会の決議を経ることなく変更されることがあります。

#### ② 投資法人の特色

本投資法人は、投信法に基づき、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とします。本投資口は、投資主の請求による払戻しが認められないクローズド・エンド型です。

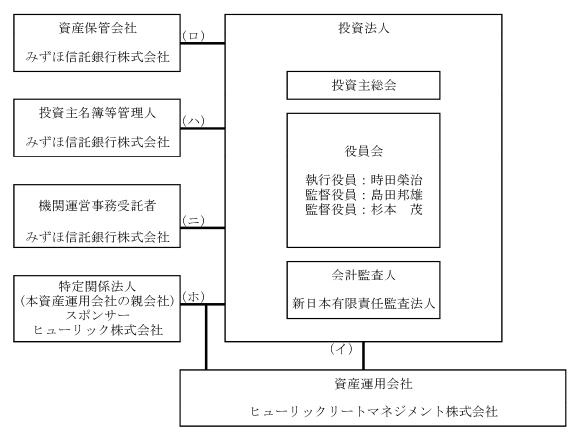
本資産運用会社は、本投資法人の資産運用に当たり、中長期的に投資主価値を最大化していくため、外部成長及び内部成長の両面において、本資産運用会社の親会社であるヒューリック株式会社(以下「ヒューリック」といいます。)及びヒューリックグループ企業(以下併せて「ヒューリックグループ」といいます。)(注)によるサポートを活用しつつ、運用会社独自の取組みも組み合わせながら、中長期的な収益の維持・向上及び運用資産の規模と価値の成長を目指します。詳細は、後記「2 投資方針/(1)投資方針/(4) 成長戦略」をご参照ください。

(注)本書において「ヒューリックグループ」とは、ヒューリック及びヒューリックが直接又は間接に当該会社等の議決権の全てを所有している会社等にて構成されるグループ会社をいい、「ヒューリックグループ企業」とはヒューリックグループ所属の会社等 (但し、ヒューリックを除きます。)をいいます。

# (3) 【投資法人の仕組み】

# ① 本投資法人の仕組図

# 投資法人の仕組み



- (イ) 資産運用委託契約
- (口) 資産保管委託契約
- (ハ)投資口事務代行委託契約
- (ニ)一般事務委託契約
- (ホ) スポンサーサポート契約

# ② 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割及び関係業務の内容

運営上の役割	名称	関係業務の内容
投資法人	ヒューリックリート	本投資法人は、不動産関連資産を主要な投資対象
(X)	投資法人	とし、中でもオフィス及び商業施設について重点を
	[X. ] [X. ]	置いて投資を行うこととします。
	ヒューリックリートマネジメント	以下に掲げる本投資法人の資産の運用に係る業務
(投信法第198条関係)	株式会社	の委託を、本投資法人から受けます。
	WAY II.	(業務内容)
		(未物になり)   ①本投資法人の資産の運用に係る業務
		②本投資法人の資金調達に係る業務
		③運用資産の状況その他の事項について、本投資法
		人に対する又は本投資法人のための報告、届出等
		の業務
		④運用資産に係る運用計画の策定業務
		⑤その他本投資法人が随時委託する業務
		⑥その他上記に付随し又は関連する業務
	みずほ信託銀行株式会社	以下に掲げる本投資法人の資産の保管に係る業務
(投信法第208条関係)	7 7 10-14 1232(17)10-144	の委託を、本投資法人から受けます。
		(業務内容)
		①投信法に定める資産の保管に係る業務
		②資産保管業務に附随する次の(a)ないし(c)の
		業務
		ペツ   (a) 本投資法人名義の預金口座からの振込に係る
		業務
		(b) 本投資法人名義の預金口座の開設及び解約に
		係る業務
		(c) その他上記に準ずる業務

運営上の役割	名称	関係業務の内容
運営上の役割 投資主名簿等管理人	名称 みずほ信託銀行株式会社	関係業務の内容  以下に掲げる一般事務に係る業務の委託を、本投資法人から受けます。 (業務内容) ①投資主の名簿に関する事務 投資主名簿の作成、管理及び備置に関する事務 投資主名簿の作成、管理及び備置に関する事務 投資主名簿のの記録、投資口の質権の登録又はその抹消に関する事務 投資主等の氏名、住所の登録に関する事務 投資主総会の招集通知及びこれらに付随する投資主総会の招集通知及びこれらに付随する投資主総会会の異計並びに投資主総会受付事務補助に関する事務 ②投資主に対して分配する金銭の計算及び支払いに関する事務 (a) 投信法第137条に定める金銭の計算及びその支払いに関する事務 (b) 分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の未払分配金の確定及びその支払いに関する事務 (b) 分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の未払分配金の確定及びその支払いに関する事務 (b) 安証の共身ので答、各種証明書の発行に関する事務 (c) 委託事務を処理するために使用した本投資法人に帰属する事務 (d) 投資主等に対する通知書、催告書及び報告書等の発送に関する事務 (d) 投資主等に対する通知書、催告書及び報告書等の発送に関する事務 (d) 投資主の権利行使に関する事務 (d) 投資主の権利行使に関する事務 (d) 投資主の権利行使に関する事務 (d) 投資主の権利行使に関する事務 (d) 投資主の権利行使に関する事務 (d) 投資主の権利行使に関する事務 (d) 投資主の権利行を関する事務 (d) 投資主の権利行を関する事務 (d) 投資主の権利行を関する事務 (d) 大部に関する事務
		<ul><li>⑩前各号に掲げる事務のほか、本投資法人及び投資 主名簿等管理人の協議のうえ定める事務</li></ul>

運営上の役割	名称	関係業務の内容
一般事務受託者(機関運営事務受託者)	みずほ信託銀行株式会社	以下に掲げる一般事務に係る業務の委託を、本投 資法人から受けます。 (業務内容) ①計算に関する事務 ②会計帳簿の作成に関する事務 ③機関(役員会及び投資主総会)の運営に関する事務 ④納税に関する事務 ⑤その他上記①ないし④に準ずる事務又は付随する 事務で、事務規程に定めるもの
会計監査人 (投信法第96条関係)	新日本有限責任監査法人	本投資法人の会計監査に係る業務の委託を、本投 資法人から受けます。
特定関係法人 (本資産運用会社の親会 社)・スポンサー	ヒューリック株式会社	本資産運用会社に100%出資する会社(親会社)のため、特定関係法人に該当します。また、本投資法人はヒューリック株式会社との間で、本投資法人の保有する資産の一部の取得に係る信託受益権譲渡契約を過去に締結しております。さらに、同社は、本投資法人の保有資産を賃借する契約及び本投資法人の保有資産に関する付随的な契約を締結しているほか、スポンサーサポート契約を締結し、スポンサーサポートの提供をするとともに、商標使用許諾契約を締結しています。詳細については、後記「2 投資方針/(1)投資方針/④成長戦略」をご参照ください。

### (4) 【投資法人の機構】

本投資法人の統治に関する事項及び投資法人による関係法人に対する管理体制の整備状況は、主として以下のとおりです。

#### ① 投資主総会

- (ア) 投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会において決定されます(投信法第89条第1項)。投資主総会の決議は、原則として、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、その議決権の過半数をもって決議されます(投信法第93条の2第1項、規約第11条第1項)が、規約の変更(投信法第140条)等一定の重要事項については、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議(特別決議)を経なければなりません(投信法第93条の2第2項)。但し、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成したものとみなされます(投信法第93条第1項、規約第14条第1項)。
- (イ) 本投資法人の資産運用の対象及び方針は、規約に定められています(規約第7章)。したがって、かかる 規約中に定められた資産運用の対象及び方針を変更する場合には、上記のとおり投資主総会の特別決議が 必要となります。
- (ウ) また、本投資法人は、本資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用に係る業務を委託しています(投信法第198条、規約第41条第1項)。本資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要になります(投信法第205条第1項及び第2項)。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも、原則として投資主総会の決議が必要です(投信法第206条第1項)。
- (エ) 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これを招集します(規約第9条)。
- (オ) 投資主総会を招集するには、執行役員は、投資主総会の日の2ヶ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、書面をもってその通知を発することとします(投信法第91条第1項)。 投資主総会招集通知には、会議の目的たる事項を記載し、通知に際しては議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類等を交付します(投信法第91条第3項、同条第4項)。
- (カ) 投資主総会において権利を行使することができる投資主は、原則として、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とします(規約第15条第1項)。
- (キ)投資主総会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これに当たります。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの執行役員又は監督役員の1人がこれに代わります(規約第10条)。

# ② 執行役員、監督役員及び役員会

- (ア) 執行役員は、本投資法人の業務を執行し、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上 又は裁判外の行為をする権限を有しています(投信法第109条第1項及び第5項、会社法(平成17年法律 第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第349条第4項)。但し、投資主総会 の招集、一般事務受託者への事務の委託、資産運用委託契約又は資産保管委託契約の締結又はこれらの契 約内容の変更、本資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意その他投信法に定められた重要な 職務の執行については、役員会の承認を受けなければなりません(投信法第109条第2項)。監督役員 は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています(投信法第111条第1項)。また、役員会は、 重要な職務の執行に関する前記の承認権限を有するほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の 職務の執行を監督する権限を有しています(投信法第114条第1項)。
- (イ) 執行役員は1人以上、監督役員は2人以上(但し、執行役員の数に1を加えた数以上とします。)とします(投信法第95条第2号、規約第16条)。
- (ウ) 執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めがない限り、投資主総会の決議をもって選任します(投信法第96条第1項、規約第17条第1項)。
- (エ) 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とします。但し、補欠又は増員のために選任された執行役員 又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします(規約第17条第2項)。

- (オ) 補欠の役員(執行役員及び監督役員をいいます。)の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会(当該投資主総会において役員が選任されなかった場合には、その直前に役員が選任された投資主総会)において選任された被補欠者である役員の任期が満了する時までとします。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げないものとします(規約第17条第3項、投信法第96条第2項、会社法第329条第2項、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。)第163条第3項但書)。
- (カ) 役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる構成員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決によって行います(規約第21条第1項)。
- (キ) 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集し、その議長となります(投信法第113条第1項、規約第20条第1項)。
- (ク) 役員会招集権を有しない執行役員及び監督役員は、投信法の規定に従い、役員会の招集を請求することができます(投信法第113条第2項、第3項、規約第20条第2項)。
- (ケ) 役員会の招集通知は、役員会の日の3日前までに執行役員及び監督役員の全員に対して、発するものとします。但し、執行役員及び監督役員の全員の同意を得て、招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができます(投信法第115条第1項、会社法第368条、規約第20条第3項、4項)。

#### ③ 会計監査人

- (ア)会計監査人は、投資主総会の決議によって選任します(投信法第96条第1項)。
- (イ)会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。なお、会計監査人は、投資主総会において別段の決議がされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなします(投信法第103条、規約第24条)。
- (ウ) 会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の職務の執行に関し不正の行為 又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他 法令で定める業務を行います(投信法第115条の3第1項等)。

## ④ 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者

- (ア) 本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用に係る業務を本資産運用会社へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へ委託しています。本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法により第三者に委託しなければならないとされる事務については第三者へ委託しています。
- (イ) 本投資法人の資産運用を行う本資産運用会社に係る、本書提出日現在における運用体制については、後記 「第二部 投資法人の詳細情報/第4 関係法人の状況/1 資産運用会社の概況/(2)運用体制」を ご参照ください。

# ⑤ 内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続

本投資法人は、その役員会規程において、役員会を3ヶ月に1回以上開催することと定めています。本投資法人の役員会においては、執行役員及び監督役員が出席する(本投資法人は役員会の議事録の作成のため機関運営事務受託者を同席させることができます。)ほか、本資産運用会社が臨席の上、業務執行状況及び本資産運用会社による業務執行状況等について執行役員が報告を行い、本資産運用会社は執行役員が報告を行うに当たり補足説明等の補助業務を担うとともに監督役員から資産運用業務の状況等に関して報告を求められた場合はこれに応じることにより、役員会を通じた管理を行う内部管理体制を確立しています。また、本書提出日現在、本投資法人の監督役員には、弁護士1名、公認会計士1名の計2名が選任されており、各監督役員は、これまでの実務経験と見識に基づき、執行役員の職務執行につき様々な見地から監督を行っています。

# ⑥ 内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携

各監督役員は、本投資法人の役員会において、執行役員から業務執行状況並びに本資産運用会社による資産運用状況、コンプライアンス及びリスクに関する事項について報告を受け、役員会に臨席する本資産運用会社に必要に応じてこれらの事項につき報告を求めます。一方、会計監査人は、決算期毎に本投資法人の計算書類等の監査を行い、これらの承認を付議する役員会に先立ち監査報告会を開催し、監査内容を執行役員及び監督役員に報告し、また、会計監査報告を作成することに加え、その職務を行うに際して執行役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときには、遅滞なくこれを監督役員に報告する職務を担っています。

⑦ 投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

本資産運用会社については、本資産運用会社の利害関係人等との不動産等の取得・売却・管理の委託及び賃貸を行う際には、当該取引の内容を記載した書面を本投資法人へ交付するものとされています。

その他の関係法人については、本資産運用会社を通じて、その業務の状況についての掌握を図っています。

⑧ 投資運用の意思決定機構及び投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況

後記「第二部 投資法人の詳細情報/第4 関係法人の状況/1 資産運用会社の概況/(2)運用体制/③ 投資運用の意思決定機構」及び同「⑥ リスク管理体制」をご参照ください。

# (5) 【投資法人の出資総額】

① 本書の提出日現在 投資法人の出資総額

86,617,040,000円

発行可能投資口総口数

発行済投資口総数

20, 000, 000 □ 781, 000 □

② 最近5年間における出資総額及び発行済投資口総数の増減

本書の提出日現在における最近5年間の出資総額及び発行済投資口総数の増減は、以下のとおりです。

年月日	摘要	出資総額	(百万円)	発行済投資口	口総数(口)	備考
平月 日	<b>順安</b>	増加額	残高	増加口数	残高	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
平成25年11月7日	私募設立	200	200	2,000	2, 000	(注1)
平成26年2月6日	公募増資	64, 355	64, 555	617, 500	619, 500	(注2)
平成26年3月7日	第三者割当	3, 387	67, 943	32, 500	652, 000	(注3)
平成26年11月6日	公募増資	17, 785	85, 728	122, 860	774, 860	(注4)
平成26年11月21日	第三者割当増資	888	86, 617	6, 140	781, 000	(注5)

- (注1) 本投資法人の設立に際して、1口当たり発行価額100,000円にて投資口を発行しました。
- (注2) 1口当たり発行価格108,000円 (発行価額104,220円) にて、新規物件の取得資金等の調達を目的として公募により新投資口の発行を行いました。
- (注3) 1口当たり発行価額104,220円にて、みずほ証券株式会社を割当先とする新投資口の発行を行いました。
- (注4) 1 口当たり発行価格150,150円 (発行価額144,760円) にて、新規物件の取得資金等の調達を目的として公募により新投資口の発行を行いました。
- (注5) 1口当たり発行価額144,760円にて、みずほ証券株式会社を割当先とする新投資口の発行を行いました。

# (6) 【主要な投資主の状況】

# (平成26年8月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有投資 口数 (口)	比率(注) (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8-11	133, 335	20. 45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	86, 987	13. 34
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号	81, 500	12. 50
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券 投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8-12 晴海トリトンスクエアタワー Z	60, 730	9. 31
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目 2-2	29, 565	4. 53
NOMURA BANK (LUXEMBOURG) S. A.	BATIMENT A, 33, RUE DE GASPERICH, L-5826, LUXEMBOURG	16, 593	2. 54
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERSON HHF SICAV	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD- HESPERANGE, LUXEMBOURG	13, 998	2. 14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111	10, 217	1. 56
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	GLOBAL CUSTODY, 32ND FLOOR ONE WALL STREET, NEW YORK NY 10286, U.S.A.	8, 280	1. 26
三菱UF Jモルガン・スタンレー証券株式 会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番 2 号	7, 100	1.08
合	計	448, 305	68. 75

<sup>(</sup>注) 比率は、発行済投資口総数に対する所有投資口数の割合を記載しています。また、小数第3位以下を切り捨てて表示しています。

# (参考) 所有者別状況

# (平成26年8月31日現在)

				(1794=-	1 0 7101 日 711 117
区分	個人・その他	金融機関 (証券会社を含む)	その他の 国内法人	外国 法人・個人	計
所有者別投資主数(人)	5, 898	78	184	112	6, 272
比率(注)(%)	94. 03	1. 24	2. 93	1.78	100.00
所有者別投資口数(口)	61, 535	358, 892	101, 526	130, 047	652, 000
比率(注)(%)	9. 43	55. 04	15. 57	19. 94	100.00

<sup>(</sup>注) 比率は、小数第3位以下を切り捨てて表示しています。

# 2【投資方針】

#### (1) 【投資方針】

### ① 本投資法人の基本理念

本投資法人は、ヒューリックをスポンサー(以下「スポンサー」ということがあります。)として、平成25年11月7日に設立され、平成26年2月7日に株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)不動産投資信託証券市場に上場(以下「新規上場」といいます。)しました(銘柄コード:3295)。なお、近時において、本投資法人は、トムソン・ロイター・マーケッツ株式会社主催のDealWatch Awards 2013 不動産投資信託証券部門「J-REIT of the Year」及び株式会社キャピタル・アイ主催のキャピタル・アイAwards 不動産投資信託証券部門「BEST DEAL OF 2013」を受賞しています。

本投資法人は、まず第一に、投資主やテナントをはじめとする全てのステイクホルダーの利益に貢献することを目的とし、中長期的な収益の維持・向上及び運用資産の規模と価値の成長を実現することで、投資主価値を最大化していくことを目指します。

第二に、本投資法人は、ヒューリックとの間で、「お客さまの社会活動の基盤となる商品・サービスを提供することにより、永く『安心と信頼に満ちた社会の実現』に貢献します」という企業理念を共有しています。

本投資法人は、これら二つの基本理念を追求するため、「東京コマーシャル・プロパティ (Tokyo Commercial Properties)」(以下「東京コマーシャル・プロパティ」といいます。)(注1)及び「次世代アセット(Next Generation Assets)」(以下「次世代アセット」といいます。)(注2)への投資を行います。

- (注1) 本書において、「東京コマーシャル・プロパティ」とは、オフィス及び商業施設のうち、本投資法人の基本理念に合致する資産を総合的に包含する本投資法人特有の概念であり、具体的には、オフィスにおいては、東京23区内にあって、原則として「最寄駅から徒歩5分以内」に立地し、当該立地において十分な競争力を有するオフィスをいい、商業施設においては、東京都及び東京都近郊の主要都市にあって原則として「最寄駅から徒歩5分以内」又は「繁華性のあるエリア」に立地し、商圏特性に適合した商品・サービスを提供するテナントからの需要が期待できる視認性の高い商業施設をいいます。
- (注2) 本書において、「次世代アセット」とは、本投資法人がその基本理念に基づき投資対象と定めた資産であり、具体的には、将来的な社会的ニーズの高まりと、将来にわたって堅実な需要が見込まれると本投資法人が判断する賃貸不動産であり、原則として単一のテナントとなる事業者との間で長期賃貸借契約を締結する施設をいい、本書提出日現在、本投資法人は、「有料老人ホーム(Nursing Homes)」(以下「有料老人ホーム」といいます。)及び「ネットワークセンター(Network Centers)」(以下「ネットワークセンター」といいます。)を次世代アセットに該当するものと位置づけています。なお、将来において、社会的ニーズの高まりと、堅実な需要が見込まれると本投資法人が判断する場合には、次世代アセットの具体的範囲は拡大し又は変化することがあります。詳細につきましては、後記「② 本投資法人の基本方針/(イ)次世代アセットへの投資」をご参照ください。

# ② 本投資法人の基本方針

本投資法人は、商業用不動産として確立されたアセットであり、ヒューリックが豊富な運用実績及びノウハウを有する東京コマーシャル・プロパティを重点投資対象と位置づけ、ポートフォリオの80%程度(注)を投資するものとし、主たる投資対象に東京コマーシャル・プロパティを据えることで、中長期的な投資主価値の最大化を目指します。

また、本投資法人は、将来の「安心と信頼に満ちた社会の実現」のためのインフラとしてニーズの拡大が見込まれ、かつ、ヒューリックが培ってきたテナント管理等のノウハウを活用することにより、適切なリスク管理と収益の獲得が可能な投資対象と考える次世代アセットにポートフォリオの20%程度(注)を投資するものとし、次世代アセットへの投資により長期的に安定した収益の獲得を目指します。

(注) 取得価格ベースとし、取得時の消費税・地方消費税及び手数料等を含みません。なお、本投資法人が個別具体的な資産 の取得を行った場合に、これらの比率とは異なる投資比率となることがあります。

## (ア) 東京コマーシャル・プロパティへの重点投資

# a. 立地の選定を重視したポートフォリオ

本投資法人は、東京コマーシャル・プロパティに対して重点的に投資を行います。その際、中長期にわたり競争力を有するポートフォリオを構築するため、周辺環境を含めた立地の選定を最も重視しつつ、用途、規模、スペック(仕様)及びテナント等の個別要素を総合的に勘案した上で慎重に投資判断を行います。東京コマーシャル・プロパティは、オフィス及び商業施設のうち、本投資法人の基本理念に合致するものとし、具体的には以下のとおりです。

#### b. オフィス

本投資法人が東京コマーシャル・プロパティの一つの柱として投資する「オフィス」は、東京23区内にあって、原則として「最寄駅から徒歩5分以内」に立地し、当該立地において十分な競争力を有するオフィスをいいます。

#### c. 商業施設

本投資法人が東京コマーシャル・プロパティのもう一つの柱として投資する「商業施設」は、東京都及び東京都近郊の主要都市にあって、原則として「最寄駅から徒歩5分以内」又は「繁華性のあるエリア」に立地し、商圏特性に適合した商品・サービスを提供するテナントからの需要が期待できる視認性の高い商業施設をいいます。

#### d. 投資比率

「東京コマーシャル・プロパティ」合計でポートフォリオの80%程度とします。

### (イ) 次世代アセットへの投資

本投資法人は、将来的な社会的ニーズの高まりを背景として、将来にわたって堅実な需要が見込まれると本投資法人が判断する次世代アセットに対しても、原則として長期賃貸借契約を締結するテナントの事業及び財務に係るデューディリジェンスを実施した上で、厳選して投資します。本投資法人は、本書提出日現在、少子高齢化の進展する我が国において社会的ニーズの更なる高まりが見込まれる「有料老人ホーム」と、情報化社会の進展によって社会的重要性が増大し、更なる投資の拡大が見込まれる通信インフラ施設である「ネットワークセンター」を次世代アセットと位置づけています。

本投資法人は、これらの次世代アセットについて、社会的ニーズの高まりを背景として堅実な需要が見込まれる一方で、東京コマーシャル・プロパティには存在しない様々なリスクが顕在化する可能性のある資産であると考えています。したがって、本投資法人は、次世代アセットへの投資に際しては、各アセットの特性や固有のリスクを十分に分析し、資産保有・運営管理・売却の各局面毎に内包する各種のリスクに対処するために、万全と考えられる各種の対応策を講じた上で、厳選して投資します。

かかる次世代アセットの特性と固有のリスクに対処するため、本投資法人は、新たな次世代アセットの選定にあたっては、本資産運用会社内に設置する投資委員会において独立性のある外部専門家の意見も聴取しながら、当該次世代アセットの特性と固有のリスク等の分析を踏まえて多角的な検討を実施します。

# a. 有料老人ホーム

有料老人ホームとは、老人福祉法(昭和38年法律第133号、その後の改正を含みます。以下「老人福祉法」といいます。)に規定された施設類型の1つで、居住者となる高齢者に何らかのサービス提供を行う施設が属するカテゴリーであり、株式会社による運営が可能です。老人福祉法及び介護保険法(平成9年法律第123号、その後の改正を含みます。以下「介護保険法」といいます。)において、有料老人ホームにも様々な類型が存在しますが、入居者の属性により「自立者向け」と「要介護者向け」に、入居者の権利形態により「建物賃貸借方式」、「終身建物賃貸借方式」と「利用権方式」に分類することができます。

本投資法人のスポンサーであるヒューリックは、平成17年9月に企業寮の建替えによりアリア松原を開発して以来、多くの介護事業者との間で有料老人ホームの賃貸事業等を展開し、ノウハウを蓄積しています。また、介護事業者の施設新設ニーズを踏まえた開発案件にも取り組むなど、ノウハウの蓄積及び活用に取り組んでまいりました。

本投資法人が投資対象とする「有料老人ホーム」は、主に介護が必要な高齢者を対象とする介護付有料老人ホーム(介護保険法上の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた有料老人ホーム)のうち、想定月額利用料(注1)が市場相場における高価格帯に属する利用権方式(注2)の施設です。

本投資法人は、「有料老人ホーム」のテナントである介護事業者との間で長期賃貸借契約を締結しています(注3)。利用権方式の介護付有料老人ホームの介護事業者に対しては、入居者からは月額利用料及び入居一時金(注4)が、保険者(市町村)からは介護報酬が、それぞれ支払われており、入居者の増減、月額利用料の延滞、社会保障制度が変更された場合における介護報酬の増減等によって介護事業者の収入は影響を受けることになりますが、本投資法人が受領する賃料は、原則として介護事業者の収入の増減による影響を受けません。なお、厚生労働省の「有料老人ホーム設置運営標準指導指針について」により、有料老人ホームに係る賃貸借契約の契約期間については、借家により有料老人ホームを設置する場合、かつ入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、「当初契約の契約期間は20年以上であることとし、更新後の契

約期間(極端に短期間でないこと)を定めた自動更新条項が契約に入っていること」が要件とされています。

- (注1) 本書において「想定月額利用料」とは、入居一時金を60ヶ月(想定入居期間)で除して得た金額を、月額利用料に加算した金額をいい、入居者の実感的な負担感を簡易的に想定した金額になります。なお、入居一時金が存在しないケースもあります。
- (注2) 「利用権方式」とは、有料老人ホームの入居者が専用居室や共有スペースを終身で利用する権利を取得する方式で す。なお、利用権は譲渡・売却・相続の対象とはなりません。
- (注3) 本投資法人は、テナントである介護事業者との間で長期賃貸借契約を締結するに際し、スポンサー又はそのグループ 会社をマスターリース会社として賃料パススルー型の転貸借を介して契約を行う場合があります。
- (注4) 有料老人ホームに入居する場合、入居一時金の有無、金額及び償却期間・償却方法は、有料老人ホーム毎に決められています。入居一時金は、有料老人ホーム毎に決められている償却期間・償却方法によって償却されますが、償却期間内に退去する場合は、未償却残額が返還されます。

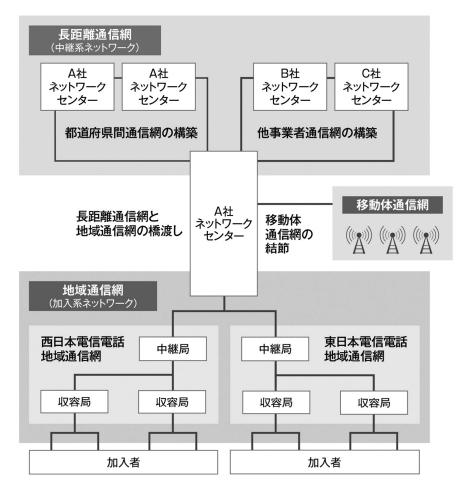
本投資法人は、有料老人ホームへの投資に際して、物件の立地・規模・スペック(仕様)、介護事業者、契約内容等に関して定めた投資基準に従って慎重に検討し、厳選して投資します。また、本投資法人は、ヘルスケア施設を取得するにあたり、ヘルスケア施設の事業特性を十分に理解しているコンサルタント会社等の外部専門家を選任し、当該外部専門家から取引の対象となるヘルスケア施設や対象となるヘルスケア施設のオペレータ等について助言を受けることとしています。

#### b. ネットワークセンター

本投資法人が投資対象とするネットワークセンターは、各通信事業者(注)が保有する通信網を日本国内 全体にわたって接続する役割を果たしており、音声ネットワークサービスやデータネットワークサービス等 の各種通信サービスを提供するための基盤となる施設です。

(注) 本書提出日現在、日本国内の主な通信事業者としては、エヌ・ティ・ティグループ、ソフトバンクグループ及びKDDIグループ等があります。

通信事業者は、音声通信やデータ通信等を通信サービス加入者へ提供するための通信網を保有して事業を 行っています。これらの通信網は、大きく分けて長距離通信網と地域通信網に分類することができます。長 距離通信網は中継系ネットワークと呼ばれ、主に都道府県間での通信を実現しています。一方、地域通信網 は加入系ネットワークと呼ばれ、通信サービス加入者へ直接接続して通信サービスを届ける役割を担ってい ます。



(出所) 本資産運用会社にて作成

# (i) 中継系ネットワークにおける位置づけ

ネットワークセンターは、全国のネットワークセンターと接続することで都道府県間での通信を実現しています。また、日本国内の通信事業者3社(注)の保有するネットワークセンターとも接続し、事業者間での通信も実現しています。さらに、携帯電話通信のネットワークの結節点としての役割を果たし、携帯電話等の通話やインターネット接続を可能にしています。

(注) 日本国内の通信事業者3社とは、株式会社NTTドコモ (以下「NTTドコモ」といいます。)、KDDI株式会社 (以下「KDDI」といいます。)及びソフトバンク株式会社 (以下「ソフトバンク」といいます)を指しています。

# (ii) 加入系ネットワークにおける位置づけ

ネットワークセンターは、長距離通信網と地域通信網を橋渡しする役割を果たしています。長距離通信網からの通信データは、ネットワークセンターで各地域の中継局へ振り分けられ、通信サービス加入者のもとへ届けられます。

本投資法人は、テナントである通信事業者との間に長期賃貸借契約を締結しています。通信事業者に対しては、各種通信サービス利用者から通信サービス利用料が支払われており、通信サービス利用料の増減は通信事業者の収入に影響を与えることとなりますが、本投資法人が受領する賃料は、原則として通信事業者の収入の増減による影響を受けません。

本投資法人は、ネットワークセンターへの投資に際して、通信事業者の事業継続可能性と、通信事業者の 事業における当該施設の重要性及び使用継続可能性、通信事業者との契約内容等を慎重に検討し、厳選して 投資します。

#### c. 投資比率

「次世代アセット」合計でポートフォリオの20%程度とします。

#### d. リスクコントロール

「次世代アセット」への投資にあたっては、本資産運用会社内に設置された投資委員会において、独立性のある外部専門家の意見も聴取しながら、リスク等の分析を踏まえて多角的な検討を実施し、それぞれの不動産等の用途タイプ毎に、固有の投資基準・モニタリング基準を設けて、その基準を遵守しながら投資を実行することとします。

投資に際しては、物件に係るデューディリジェンスに加えて、長期賃貸借契約を締結するテナントの事業 及び財務に係るデューディリジェンスを実施し、取得後においては、定期及び不定期のモニタリングを実施 します。

# (ウ) ヒューリックグループとのコラボレーション

本投資法人及び本資産運用会社は、ヒューリックグループとのコラボレーションによる成長戦略により、本投資法人の基本理念の実現を目指すため、スポンサーであるヒューリックとの間でスポンサーサポート契約を締結しています。また、本投資法人はヒューリックとの間で商標使用許諾契約を締結し、「ヒューリック」との商標等につき、原則として無償にて商標使用の許諾を受ける旨合意しています。本投資法人及び本資産運用会社は、これらの契約を通じ、ヒューリックグループが培ってきた開発力、ネットワーク、施設運営ノウハウ、ブランド力等を最大限に活用します。スポンサーサポート契約の内容につきましては、後記「④ 成長戦略」をご参照ください。

# (エ) 投資主価値を最大化する充実したガバナンス体制

本投資法人は、その資産運用に際し、投資主の利益とヒューリックグループの利益の一体化を可能な限り図りつつ、利益相反対策と第三者性を確保した運営体制を採用することとし、この2つを中心的な枠組とした上で、中立的かつ透明性の高いガバナンス(企業統治)体制の整備・充実を図る方針です。

### (オ) 安定的かつ健全な財務運営

本投資法人は、中長期的な収益の維持・向上及び運用資産の規模と価値の成長を実現することを目的として、安定的かつ健全な財務運営を構築することを基本方針とします。具体的には、財務健全性確保のため、本投資法人の資産総額のうち有利子負債総額の占める割合(以下「LTV」といいます。)については、原則として60%を上限とし(注)、当面はポートフォリオ規模等を考慮して40%から45%の水準で保守的に運営し、中長期的には40%から50%の水準で運営することを目指します。また、メガバンクを中心とする複数の金融機関との間で強固かつ安定的な取引関係を築きます。

また、本投資法人は、減価償却費相当額の内部留保金を含む余剰資金を原資として、物件の新規取得、借入金の返済等、その時々において最も有効的かつ戦略的なキャッシュ・マネジメントを行います。

(注) 新規投資や資産評価の変動等により、一時的に60%を超えることがあります。

# ③ 本投資法人が投資対象とする「東京コマーシャル・プロパティ」と「次世代アセット」

# (ア) 「東京コマーシャル・プロパティ」への重点投資の意義

a. 東京コマーシャル・プロパティの優位性

本投資法人は、我が国の行政機関の多くが東京都に所在し、経済活動や文化活動も東京都を中心として展開されていることがこの人口動向の背景にあり、東京都に人口が集中していく傾向は、今後も継続すると考えています。したがって、基本的に東京都の「駅近」又は「繁華性のある地域」に立地する東京コマーシャル・プロパティは、我が国の経済成長に加え、東京都への人口・企業集中による収益を享受することが期待できる優位な投資対象であると考えています。

# (i) オフィス

東京都は、我が国の経済活動の一大中心地であり、東京都に本社をかまえる企業だけでなく、大阪圏や名 古屋圏をはじめとする東京都以外の地域に本社のある企業や、我が国に進出する外資系企業の多くも、東京 都にオフィスを置く傾向があります。また、東京都はグローバルな比較においても、JR・私鉄・地下鉄といった大量輸送交通網が充実しているという企業活動に有利な特性と優位性を有しています。また、東京23区 には、他の国内主要都市を大きく上回る賃貸オフィスビルのストックが存在しており、国内外の多様な投資 主体が参画する売買マーケットが形成されています。本投資法人は、立地とスペックを中心に選別的に投資をすることで、投資主価値の最大化を目指します。

### (ii) 商業施設

本投資法人は、東京圏への人口集中傾向は変わらず、東京都及び東京都近郊の主要都市に立地する商業施設の商圏人口の増加は継続すると見込んでおり、特に広域な商圏をターゲットとすることができる「最寄駅から徒歩5分以内」又は「繁華性のあるエリア」は、今後も商業施設立地としての優位性を保持していくエリアであると考えています。

我が国の一大消費地である東京圏の中で、広域な商圏をターゲットとすることが期待できる立地にあり、かつ、立地エリアの特性に適合した物件タイプの商業施設は、商圏人口の多さと潜在的な消費力の大きさに着目して出店するテナントのニーズに応えることができ、安定的な稼働とマーケット賃料の上昇局面における賃料増加額が期待できる優位な投資対象であると本投資法人は考えており、重点投資対象である「東京コマーシャル・プロパティ」の一つの柱として、東京都及び東京都近郊の主要都市に所在する商業施設に投資します。

### b. スポンサーの物件情報提供による本投資法人の優位性

本投資法人のスポンサーであるヒューリックは、「都心」かつ「駅近」のオフィス及び商業施設用途の物件取得実績を豊富に有しており、これまで不動産業者及び事業会社からヒューリックに対して「東京コマーシャル・プロパティ」の多数の物件の売却情報が持ち込まれています。本投資法人は、ヒューリックがこれら「東京コマーシャル・プロパティ」に係る物件売却情報を入手した場合には、スポンサーサポート契約により原則としてその情報を入手できるため、かかる情報提供サポートを通じ、より広く「東京コマーシャル・プロパティ」の物件売却情報を入手することができると考えています。

#### c. スポンサーの「保有資産の再開発サポート」による本投資法人の優位性

本投資法人のスポンサーであるヒューリックは、「東京」所在の「駅近」のオフィス物件等につき各種の再開発事業を展開し、多くの実績とノウハウを有しています。したがって、本投資法人は、将来において、本投資法人保有の東京コマーシャル・プロパティにつき再開発のニーズが生じたと判断した場合には、スポンサーサポート契約に規定する「再開発サポートの提供」を活用することを検討します。この再開発サポートとは、本投資法人がその保有資産につき再開発のニーズが生じたと判断した場合、スポンサーへの再開発の提案を行い、スポンサーはこれを真摯に検討することとされるものであり、かかるスポンサーの再開発サポートを通じ、本投資法人は、スポンサーの再開発能力を活用することができると考えています。

一般に、築年数の経過した物件は、将来の処分可能性への懸念があることから投資家が限定されますが、本投資法人は築年数の経過した物件であっても、スポンサーによる再開発事業の対象となりうる立地・物件規模等を有する物件であれば、収益性を十分に考慮した上で、投資することができます。スポンサーによる「保有資産の再開発サポート」を前提として、築年数の制約を受けることなく、相対的に取得環境が緩やかな「築年数の経過した物件」に厳選投資できることは、外部成長を実現する上で他の投資法人に比して優位性を有していると本投資法人は考えています。

## (イ) 「次世代アセット」への投資の意義

本投資法人が投資対象とする次世代アセットについては、社会的ニーズの高まりを背景とした堅実な需要が見込まれます。しかしながら、次世代アセットについては、一般的な商業用不動産とは異なる特有のリスクが存在するため、投資家が相対的に限定され、一般的な商業用不動産と比較して高い収益性が期待できる特徴があるものと本投資法人は考えています。

本投資法人は、スポンサーにおいて開発及び賃貸実績を有することから、スポンサーのノウハウとネットワークの活用が可能な次世代アセットに投資することで、上記のような一般的な商業用不動産とは異なるリスクを適切にコントロールしながら、投資主価値の向上に資する物件を取得し資産運用ができると考えています。また、他社に先行して次世代アセットへ投資を行ってきた運用実績を有するスポンサーの幅広いネットワークを活用すること、他社に先行して投資することで取引相手との間で良好な関係が構築できることを通じ、物件取得のパイプラインの拡大が可能となるものと本投資法人は考えています。

本投資法人は、次世代アセットに対する投資の先行者となり、良質な物件をリスクに見合った適正な価格で取得する機会を確保することにより、ポートフォリオの収益性を引き上げ、投資主価値の向上を目指していきたいと考えています。

スポンサーは、民間企業のCRE戦略(注1)や国・自治体のPPP戦略(注2)、社会的意義のある先進的事業への取組等を通じて、様々な資産の運用ノウハウを蓄積してきました。本投資法人は、これらのノウハウを活用することで、次世代アセットへの的確な投資判断を行うことが可能であると考えています。

- (注1) CRE (Corporate Real Estate) 戦略とは、民間企業が保有する不動産を活用し、企業価値の向上を目指す戦略をいいます
- (注2) PPP (Public Private Partnership)戦略とは、国・自治体が保有する不動産(公的資産)について、官と民が連携・協力しながら、効率的な活用・運用を目指す戦略をいいます。

また、本投資法人が次世代アセットに投資することにより、スポンサーが注力している、CRE戦略やPPP戦略とのシナジー効果が発揮され、社会的意義のある先進的事業への取組と投資主利益向上の追求が可能になると考えています。

なお、本投資法人は、本投資法人の成長戦略において、スポンサーが取り組んでいる3Kビジネス(高齢者向け事業・観光ビジネス・環境ビジネス)に注目しており、各種の情報交換等を行う体制を構築しています。

### a. 有料老人ホームへの投資の意義

(i) 我が国の人口と高齢化率、要介護者数の推移

近年、我が国の人口は減少傾向にありますが、高齢者数は、当面、増加する見通しであり、高齢者数の増加に伴い、有料老人ホームの潜在的な利用者である要介護者数も増加することが見込まれます。

#### (ii) 有料老人ホームの事業運営に係るリスク分析と事業デューディリジェンス

有料老人ホームの事業運営は、ホスピタリティサービス(コンシェルジェ、食事、トランスポーテーション、イベント等コミュニティ関連のサービス)からヘルスケアサービス(介護、看護、リハビリテーション、医療連携等のサービス)まで多岐にわたるため、運営の安定性の観点からその内容と経済合理性について十分に検証する必要があります。

また、介護事業者には中小事業者、新規参入事業者が多数存在するため、介護事業者としての事業継続性について検証を行うことも必要です。

本投資法人は、有料老人ホームへの投資に際し、物件のデューディリジェンスに加えて、当該施設のテナントである介護事業者に対し、外部専門家等と協働して介護事業者の事業、財務及び遵法性等に係るデューディリジェンスを実施し、当該介護事業者による長期的に安定した施設運営が可能であると判断できる物件のみに投資します。また、取得後は、当該介護事業者の事業、財務及び遵法性等の状況についてモニタリングを実施することで、運営リスクの管理に努めるものとし、将来において介護事業者の事業継続性に懸念が生じた場合には、運営を引き継ぐ後継テナントの確保等を検討します。

なお、本投資法人が投資する有料老人ホームは、優良立地の一定のスペックを備えた施設であり、必要に 応じた後継テナントの確保は相対的に容易であると本投資法人は考えています。

#### (iii) 我が国の社会保障制度の動向による影響度の分析

有料老人ホームの事業性は、高齢化の進展や要介護者の増加といった、景気や不動産市況とは異なった要素による影響を受けるため、高齢化の進展する我が国においては、そのニーズは今後も大きく拡大することが予想されます。一方、有料老人ホームにおいて提供されるサービスのうち介護サービスの事業性は、社会保障制度、特にその中でも介護保険制度の動向の影響を受けることになりますが、介護付有料老人ホームの場合、テナントである介護事業者が介護サービスを自ら提供するため、その介護保険制度の動向は介護事業者の売上水準に影響する可能性があります。

但し、本投資法人の投資対象とする高価格帯の有料老人ホームは、介護報酬の売上高に占める割合が、それ以外の価格帯の有料老人ホームと比べて低いことから、制度変更の影響が相対的に小さいと考えられます。

#### (iv) 有料老人ホームへの投資に係る分析

有料老人ホームは、今後、我が国において更なる高齢化が進展し、要介護者が増加することが見込まれる中で、要介護者にサービスを提供する施設として社会的ニーズが高まると考えられる施設です。

本投資法人は、投資対象を高価格帯の利用権方式の介護付有料老人ホームとし、長期賃貸借契約を締結する介護事業者の事業、財務及び遵法性等に係るデューディリジェンスを外部専門家等と協働で実施した上、優良立地等の一定のスペックを備えた施設に厳選投資します。また、取得後は、当該介護事業者の事業、財務及び遵法性等の状況についてモニタリングを実施することにより、事業運営に係るリスクをコントロールすることで、社会的ニーズの高い施設の供給を通じた社会への貢献と長期的に安定した収益の確保を実現することができると考えています。

#### b. ネットワークセンターへの投資の意義

# (i) 通信事業の動向と通信事業者のネットワーク設備への投資状況

最近の電気通信サービスの動向によれば、固定通信の加入者数は若干減少傾向にあるものの、通信の高度化やコンテンツのリッチ化に伴い、固定通信のトラヒック量は増大しており、今後もさらにトラヒック量が増えると予測されます。移動通信に関しても、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、モバイルトラヒック量は急激に増大しており、今後も継続的な増加が見込まれることから、トラヒック量増大に耐えうる通信の高速化、ネットワーク強化が急務となっており、通信網を構成するネットワークセンターの重要性もさらに高まるものと期待されます。

#### (ii) ネットワークセンターの代替性に係る分析

近年の通信技術の動向によれば、通信網を介さず端末同士で通信が可能となるP2P通信技術や、地上の基地局ではなく衛星を介して通信を実現する衛星通信等のように、現在のネットワークセンターを必要とする通信手段に対し、代替的なモデルの出現が考えられます。しかしながら、P2P通信方式には、日本全国で通信を可能とする携帯端末を発信源とする長距離向けの電波が存在しないという技術的な問題があり、衛星通信方式には、通信コストが高額であることに加え、衛星1機当たりの利用回線数に限りがあり、ユーザー数が増加してもユーザー1人当たりの負担が軽減できないことから、実用に耐えられないという問題があります。本投資法人は、これらの通信手段が、現在の通信方法を補完する形で存在することは考えられるものの、主流となる可能性は極めて低く、今後もネットワークセンターを必要とする通信手段が中心になっていくと考えています。

#### (iii) 既存のネットワークセンターの継続使用可能性に係る分析

現存するネットワークセンターが移転・集約(廃止を含みます。)される可能性は否定できません。しかしながら、ネットワークセンターを移転・集約する場合には、技術的な観点から10年程度のスパンでの計画が必要になるものと想定され、また、非常に多くの通信利用者に多大な影響が発生することから、その可能性は相対的に低いものと本投資法人は考えています。

また、現在のテナントである通信事業者が、通信事業から撤退する可能性も否定できません。しかしながら、現在のテナントが通信事業から撤退することになった場合でも、通信サービスの利用者は存在し続け、従前どおりに社会インフラとしての通信サービスは提供される必要があるため、他の通信事業者がサービスを引き継ぐものと考えられます。他の通信事業者がサービスを引き継ぐ場合、自社の設備に移行するよりも、従前のネットワークセンターを利用する方が格段にコストを抑制することができることから、既存のネットワークセンターは、他の通信事業者により継続的に使用される可能性が高いと本投資法人は考えています。

#### (iv) ネットワークセンターへの投資に係る分析

情報化社会の進展に伴う更なるトラヒック量の増大が予測されるなか、ネットワークセンターを必要とする通信の代替手段が実質的に存在しないことを考慮すると、ネットワークセンターは、各種通信サービスの提供に不可欠な施設として、今後ますます社会的重要性が高まると期待されることから、テナントとの長期的な契約が可能であり、かつ、契約更新可能性の高い投資対象であるため、長期的に安定した収益が期待できる投資対象であると本投資法人は考えています。

なお、本投資法人はネットワークセンターに関して、定期及び不定期のモニタリングを継続するとともに、設備拡張や契約の更新へのニーズを随時把握し、適時に適切な対応を可能とするため、テナントと定期的に協議をすることとします。

### ④ 成長戦略

本投資法人は、中長期的に投資主価値を最大化していくために、外部成長及び内部成長の両面においてヒューリックグループによるサポートを活用し、さらにヒューリックとの間の「資産循環モデル」(注)も活用しつつ、本資産運用会社独自の取組も組み合わせることにより、中長期的な収益の維持・向上及び運用資産の規模と価値の成長を目指します。

(注)本投資法人における「資産循環モデル」とは、一定以上の築年数が経過した本投資法人保有物件をヒューリックが建替え、本投資法人は、ヒューリックとの優先交渉権に基づいてその建替物件を含むヒューリック保有物件を取得するという、本投資法人とヒューリックの間の長期にわたる保有物件の循環を実現する事業モデルをいいます。

# (ア) ヒューリックグループとのコラボレーション

本投資法人のスポンサーであるヒューリックは、昭和32年3月、株式会社富士銀行(現:株式会社みずほ銀行)の所有不動産に関する当時の銀行法(昭和2年法律第21号)等の各種規制に対応するため、日本橋興業株式会社として設立されました。設立当初は、同銀行の銀行店舗・センター・企業寮の所有及び管理受託を主要な事業としていましたが、その後、「都心の駅近のオフィス」等を外部から取得することで、不動産賃貸業務を拡大する一方で、築年数の経過した保有不動産について立地の特性に適した建替えを進める建替事業への進出のほか、銀行店舗や企業寮の建替事業で培ったノウハウを活用した開発事業、CRE事業及びPPP事業を展開するなど事業領域の拡大と強化を進めています。

#### (イ) 外部成長戦略

a. ヒューリックとのサポート契約に基づく外部成長戦略

本投資法人及び本資産運用会社は、以下の内容のスポンサーサポート契約をヒューリックとの間で締結しています(注)。これにより、外部成長に関連するヒューリックグループからの様々なサポートを活用することが可能となり、今後の外部成長に寄与するものと本投資法人は考えています。

(注) スポンサーサポート契約の有効期間は、平成26年1月6日 (本投資法人が新規上場を公表した日) から3年間とされていますが、有効期間満了日の3ヶ月前までに、各当事者が他の当事者に対して当該契約を更新しない旨を書面により通知しない限り、さらに3年間、同一の条件にて自動更新されるものとされています。

<スポンサーサポート契約の内容(外部成長戦略)>

#### (i)優先交渉権の付与

スポンサーは、ヒューリックグループが対象不動産(注)の売却を計画する場合には、原則として、本資産運用会社に当該対象不動産に関する合理的に提供可能な情報を提供し、第三者に優先して交渉する権利を付与しています。なお、優先交渉権の有効期間については、売却希望会社と本資産運用会社が別途合意する期間(1ヶ月を経過しない期間)とします。

(注) 「対象不動産」とは、本資産運用会社がその社内規程として定める運用ガイドラインに規定する本投資法人の投資基準に適合すると合理的に想定される不動産等(東京コマーシャル・プロパティ及び次世代アセットを中心とする不動産等)をいい、開発中の不動産等及び不動産等を裏付とする信託受益権、匿名組合出資等の本投資法人が取得可能な資産を含むものをいいます。

#### (ii) 第三者保有物件の売却情報提供

スポンサーは、第三者から対象不動産の売却に関する情報が提供された場合、所有者その他関係当事者の事前承諾を得られることを条件に、本投資法人及び本資産運用会社に対し、当該対象不動産に関する合理的に提供可能な情報を速やかに提供します。

また、スポンサーは、ヒューリックグループが出資している特別目的会社、又は、ヒューリックグループの意向を受けて不動産等のアセットマネジメント業務を受託している特別目的会社が対象不動産の売却を予定する場合には、関係当事者の事前承諾を得られることを条件に、原則として、遅くとも第三者と同時に、本資産運用会社に対し、当該対象不動産に関する合理的に提供可能な情報を提供します。

#### (iii) ウェアハウジング機能の提供

本資産運用会社は、本投資法人による不動産等の機動的な取得を目的として、スポンサーに対し、 当該不動産等の本投資法人への譲渡を前提とした一時的な保有(ウェアハウジング)を依頼すること ができ、スポンサーは、当該依頼について真摯に検討します。

# (iv)物件共有への協力

本資産運用会社は、スポンサーに対して本投資法人との物件の共有(準共有を含みます。)を依頼 することができ、スポンサーは、当該依頼について真摯に検討するものとします。

### (v) 物件取得及び運用業務の補助サービス

スポンサーは、本資産運用会社から要請された場合には、原則として、物件取得及び運用に関する助言・補助を行うものとします。

# b. 資産運用会社独自の情報収集に基づく外部成長戦略

本資産運用会社は、投資及び運用に関する知識と経験の豊富な役職員を投資・運用部に配置し、本投資法人の資産の着実な成長と安定した収益の確保ができる体制を整えています。本投資法人は、ヒューリックグループからの物件情報に加え、本資産運用会社独自のネットワークを活用し、積極的に情報収集を行い、優良資産の取得に努めることにより、本投資法人の外部成長を目指します。

#### (ウ) 内部成長戦略

a. 利用者の快適さと環境への配慮を両立する設備の提供と運営

本投資法人は、保有物件における設備の提供及び運営に際して、利用者の快適さと環境への配慮の両立を実現し、利用者の満足度の向上を図ることにより、本投資法人の内部成長を目指します。

#### b. ヒューリックとのサポート契約に基づく内部成長戦略

本投資法人及び本資産運用会社は、以下の内容を有するスポンサーサポート契約をヒューリックとの間で締結しています。また、本投資法人は、商標使用許諾契約(注)をヒューリックとの間で締結しています。これにより、内部成長に関連するヒューリックグループからの様々なサポート及びスポンサーのブランド力を活用することが可能となり、今後の内部成長に寄与するものと本投資法人は考えています。

(注) 各商標使用許諾契約の有効期間は、当初平成25年11月7日から平成26年11月6日までの1年間とされ、当該期間満了日の 1ヶ月前までに、各当事者が他の当事者に対して当該契約を更新しない旨を書面により通知しない限り、さらに1年間、 同一の条件にて自動更新され、以後も同様となっております。

#### <スポンサーサポート契約の内容(内部成長戦略)>

#### (i) リーシングサポート

スポンサーは最新の賃貸需要動向に関する情報を本資産運用会社に提供するものとします。 また、スポンサーは、本投資法人が保有又は取得を検討する物件に関して本投資法人が依頼した場合には、ヒューリックグループによるリーシングサポートの提供につき真摯に検討するものとします。

# (ii) プロパティ・マネジメント業務の受託

スポンサーは、本資産運用会社から要請された場合には、原則として、プロパティ・マネジメント 業務を受託します。

#### (iii) 環境配慮技術・ノウハウの提供

スポンサーは、本資産運用会社が依頼する場合には、リニューアル工事や物件運営において、テナント満足度の向上、水道光熱費の節約等に資する環境配慮技術・ノウハウを提供するよう可能な範囲で努力するものとします。

#### (iv) マーケット情報の提供

スポンサーは、不動産の売買、開発に関するマーケット情報を提供するとともに、不動産の賃貸マーケットに関する情報を提供するものとします。

# (v) 人的サポート・ノウハウの提供

スポンサーは、本資産運用会社から要請された場合には、人材の確保(本資産運用会社による本投資法人の運営に必要な物件取得・物件管理・財務・IR等のノウハウを有する人材の派遣(出向・転籍)を含みます。)に合理的な範囲で協力するものとします。

また、スポンサーは、本資産運用会社の役職員に対する研修の提供その他の必要な支援を行うものとします。

# (vi) 保有資産の再開発サポート

本投資法人の保有資産について、一定以上の築年数が経過し、本資産運用会社が再開発の必要を認めた場合には、本資産運用会社は第三者に先立ち、スポンサーに対して再開発計画の検討・提案を要請します。なお、本資産運用会社は、再開発された物件について優先交渉権を付与されます。

#### (vii) 固定賃料のマスターリース

スポンサーは、本投資法人が保有し又は取得を検討する物件につき、本投資法人の運用資産の安定 収益確保を目的として、本資産運用会社から要請がなされた場合には、ヒューリックグループによ る、固定賃料のマスターリース契約の締結及び諸条件につき真摯に検討するものとします。

# <商標使用許諾契約の内容>

### 商標(ヒューリックブランド)の使用

本投資法人は、ヒューリックとの間で、商標使用許諾契約を締結し、本投資法人が事業を推進するに当たり、本投資法人が保有する物件が「ヒューリック」及び「HULIC」の名称並びにそのロゴマークについてスポンサーが保有する商標を無償で使用することの許諾を受けています。

#### ⑤ 投資主利益に配慮した運営体制の確保

本投資法人は、その資産運用に際し、投資主の利益とヒューリックグループの利益の一体化を図るとともに、 利益相反対策と第三者性を確保した運営体制を採用することとし、この2つを中心的な枠組とした上で、中立的 かつ透明性の高いガバナンス(企業統治)体制の整備・充実を図る方針です。

### (ア) 投資主の利益とヒューリックグループの利益の一体化

本投資法人は、投資主の利益とヒューリックの利益とを一致させ、本投資法人とヒューリックが協働して事業を行う体制を築き、本投資法人及びヒューリックの相互の利益向上を図るため、ヒューリックとの間で、同社が本資産運用会社の親会社である限り、ヒューリックが本投資法人への出資を一定期間維持し、将来の投資口の追加発行の際は一部取得を真摯に検討すること、及び本投資法人の取得する物件の一部について共有することを真摯に検討することについて合意しています。

## a. セイムボート出資

本投資法人は新規上場時の公募増資において、国内一般募集における本投資口のうち、ヒューリックに対して79,500口の本投資口を割り当てています。また、平成26年11月6日を払込期日とする本投資法人による投資口の募集に際し、ヒューリックは12,220口の本投資口の割り当てを受けており、その時点において、ヒューリックは、本投資法人の本募集及び本件第三者割当の完了後の時点において発行済投資口数の12.0%を保有しています。

ヒューリックは、スポンサーサポート契約において、本投資法人が発行する投資口に関して、①本投資法人がその投資口を新たに発行する場合には、当該新投資口の一部を取得することについて真摯に検討を行うこと、及び②本投資法人の投資口を保有する場合には、保有した投資口について、特段の事情がない限り、継続して保有するように努めることを、本資産運用会社に対して表明しています。

#### b. スポンサーとの一部物件の共有

本投資法人の保有資産の一つであるヒューリック神谷町ビル(その詳細については後記「5 運用状況/(2)投資資産/③ その他投資資産の主要なもの/I.不動産等の概要」をご参照ください。)については、本書提出日現在、本投資法人は当該物件を信託財産とする信託受益権の準共有持分の約39.9%を保有しており、残りはスポンサーが保有しています。また、第1期末後取得資産である御茶ノ水ソラシティ(その詳細については後記「5 運用状況/(2)投資対象/③ その他投資資産の主要なもの/I.不動産等の概要」をご参照ください。)については、スポンサーが保有する当該物件を信託財産とする信託受益権の準共有持分31%の約4割相当(準共有持分の13%)を本投資法人が取得し、残りの約6割相当はスポンサーが継続保有する予定です。今後も、本投資法人が物件を取得する際には、規模や個別特性を勘案し、REIT単独による取得が困難な大規模物件などについては必要に応じてヒューリックとの共有も含めて検討を行う方針です。物件を共有することによって、個別物件におけるヒューリックとの利害関係を一致させた運営が可能となると考えています。

## c. 資産運用会社の運用報酬体系

本資産運用会社は、運用総資産額に連動する運用報酬のほかに、1口当たり分配金に連動する運用報酬を 導入しています。その詳細については後記「4 手数料等及び税金/(3)管理報酬等」をご参照ください。

# d. 資産運用会社の役職員の報酬体系

本資産運用会社は、役職員の報酬体系に、1口当たり分配金に一部連動させるインセンティブ賞与を導入しています。

#### (イ) 利益相反対策と第三者性を確保した運営体制の採用

資産の取得等に際し、利害関係者取引の場合やコンプライアンス・オフィサーが必要と判断した場合には、コンプライアンス委員会における承認が必要とされます。その上で、コンプライアンス・オフィサー(但し、コンプライアンス委員会を招集した場合はコンプライアンス委員会)の承認を受けた後、本資産運用会社の投資委員会における決議が必要とされます。平成26年12月1日以降の利害関係者との取引に関する意思決定手続については、後記「第二部 投資法人の詳細情報/第3 管理及び運営/2 利害関係人との取引制限/(4)本資産運用会社内の社内規程による利害関係者との取引制限/②利害関係者との取引に関する意思決定手続」における(注)をご参照ください。

本資産運用会社は、投資委員会とコンプライアンス委員会の双方に外部専門家を委員として選任し、資産の取得等に係るコンプライアンス委員会の決議は、対象となる議案について議決権を有する過半数の委員が

出席し(但し、コンプライアンス・オフィサー及び外部委員の出席は必須とします。)、対象となる議案について議決権を有する出席委員のうち、委員長及び外部委員を含む過半数の委員の賛成により決定されます。また、投資委員会の決議は、コンプライアンス・オフィサー及び対象となる議案について議決権を有する委員のうち過半数の委員が出席し(但し、外部委員の出席は必須とします。)、対象となる議案について議決権を有する出席委員(なお、コンプライアンス・オフィサーは議決権を有しない委員であるため除かれています。)のうち、外部委員を含む過半数の委員の賛成により決定されます。

また、運用資産の売却その他の処分に関する事項は、運用資産の取得の場合と同様の運営体制(但し、物件デューディリジェンスの作業を除きます。)にて実行されます。

さらに、年度運用管理計画に規定されていない運用資産の賃貸及び管理についての決定及び変更(但し、本投資法人(本投資法人が不動産を保有する場合)又は本投資法人の保有する信託受益権に係る受託者が新たなプロパティ・マネジメント契約、マスターリース契約又は大規模修繕(費用が1億円以上のものをいいます。)に係る請負契約を締結する場合及び利害関係者との取引に該当する場合に限ります。)に関する事項についても、運用資産の取得の場合と同様の運営体制(但し、物件デューディリジェンスの作業を除きます。)にて実行されます。

本資産運用会社は、かかる運営体制を採用することにより、投資判断等につき、第三者性を確保するように致します。

本投資法人は、利害関係者取引における利益相反対策を含め、投資主の利益保護の観点から適切な価格・ 条件での資産取得を行えるよう体制を構築しています。利害関係人等との取引制限については、後記「第二部 投資法人の詳細情報/第3 管理及び運営/2 利害関係人との取引制限」をご参照ください。

#### ⑥ 投資基準

本投資法人は、個別の不動産等を取得するに際し、我が国における不動産の売買・賃貸マーケット環境を分析し、ポートフォリオ全体の成長性と収益性及びリスク要因等と併せ、以下に列挙する各事項を勘案し、総合的な判断の下で取得決定を行うこととしています。

なお、本投資法人は、以下の各事項に加え、本投資法人が主たる投資対象とするオフィスビルへの投資判断に際しては、オフィス集積状況や駅からのアクセス性等を分析のうえ、建物規模やフロア規模・形状、設備仕様等に基づく地域内での競争力の分析を行います。また、商業施設への投資判断に際しては、商圏人口・人口動態等を基に地域の将来性を含めた商圏分析を行った上で、テナント業態・賃貸借契約の内容と商圏特性との適合性や新規競合店の出店可能性等の分析を行います。

また、本投資法人は、オフィスビル及び商業施設については、建物と一体としてその敷地を取得するほか、その利用に供される土地の所有権その他の権利(いわゆる底地)のみを取得することがあります。また、本投資法人は、社会経済的な利用形態において一体的に利用される一又は複数の不動産から構成される施設又はこれを裏付けとする不動産関連資産(以下「複合資産」といいます。)について、当該複合資産の過半の利用目的又は実際の利用形態が主としてオフィス又は商業施設であるときは、規約において、当該複合資産の全部又は一部を取得することができるとされています。

## (ア) 耐震性能

新耐震基準(昭和56年改正の建築基準法に基づく耐震基準)に基づく施工又は補強工事等により新耐震基準と同等以上の耐震性能を有すると判断される物件を原則取得します。なお、現況で基準を満たしていない場合でも、取得後速やかに補強工事等により新耐震基準と同等以上の耐震性能を有することが見込まれる場合は、例外的に取得を決定することがあります。

# (イ) 地震PML値(注)

ポートフォリオPML値が15%を超える場合、個別PML値が15%を超える物件について火災保険及び利益保険の特約として地震保険の付保を検討します。

(注) 地震PML (Probable Maximum Loss: 予想最大損失率)値とは、想定した予定使用期間中(50年=一般的建物の耐用年数)に想定される最大規模の地震(50年間で10%を超える確率で襲ってくると予想される大地震=再現期間475年相当(年超過確率0.211%)の大地震)によりどの程度の被害を受けるかを、90%非超過確率に相当する予想損失額の再調達価格に対する割合(%)で示したものです。但し、予想損失額は、地震動による建物(構造体、仕上げ、建築設備)のみの直接損失に関するものだけであり、機器、家具、什器等の被害や地震後の水又は火災による損失、被災者に対する補償、営業中断による営業損失等の二次的被害は含まれていません。

## (ウ) 環境・地質

建物内におけるアスベスト等の有害物質の使用状況及び敷地内の土壌の状況が大気汚染防止法(昭和43年 法律第198号、その後の改正を含みます。)や土壌汚染対策法平成14年法律第53号、その後の改正を含みま す。以下「土壌汚染対策法」といいます。)等関連法令に適合している若しくはこれらへの対応策が講じら れていることを原則とします。但し、現況で基準を満たしていない場合でも、取得後速やかに是正可能な場合は、例外的に取得を決定することがあります。

#### (エ) テナント

社会的信用力等を確認した上で、賃料水準、賃貸借契約期間、業種、競争力等についても評価・分析し、 経済的信用力を有するテナントであることを原則とします。

また、次世代アセットのテナントについては、事業及び財務に係るデューディリジェンスを実施し、当該 テナントによる長期的に安定した施設運営が可能であると判断できることを原則とします。

### (才) 権利関係

所有権、賃借権、地上権等権利の態様を確認し、特に、共有、区分所有、借地の場合は物件の特性を総合的に勘案した上で、権利関係者の信用力・属性等に特段問題が無く、運営・管理や持分処分における制約事項が少ない場合に、投資を行うことを原則とします。

### (カ) 開発不動産等

本投資法人は、原則として、未稼働の不動産等は投資対象としません。但し、未稼働不動産等又は建設予定若しくは建設中の不動産等であっても、稼働又は竣工後のテナントの確保が十分に見込まれ、取得後の収益の安定性が見込める場合には、建物の完工・引渡し等のリスクを軽減させるための措置を施した上で、投資を行うことができるものとします。

#### ⑦ デューディリジェンス基準

不動産関連資産への投資にあたっては、本資産運用会社は下記経済的調査、物理的調査及び法的調査を十分に 実施し、運用不動産の物件特性(立地の優位性、建物の性能及び規模、賃料水準、競合物件の有無をはじめとす る資産価値の維持・向上を阻害する要因等の有無等)の把握及びそれらの評価を中心とした、当該運用資産の投 資対象としての妥当性について検討を行います。

かかる検討・評価を目的として、調査能力及び経験を有する第三者が作成するエンジニアリングレポート、マーケットレポート、地震リスク調査報告書を参考とし、現地調査、譲渡予定者等へのヒアリング等による物件調査を行います。

また、東京コマーシャル・プロパティの場合に比して、次世代アセットにおいては、成長性が見込まれると同時に、その収益性と資産価値は、テナントの事業運営力及び財務内容に大きく依拠しており、その見地において、対象資産及びテナントについて、それらテナント等の協力の得られる範囲において、様々な見地での調査や検証等のデューディリジェンスを行うことを原則とします。

なお、次世代アセットである有料老人ホームの取得に際し、介護事業者の遵法性等のデューディリジェンスを行うことについては、前記「③ 本投資法人が投資対象とする「東京コマーシャル・プロパティ」と「次世代アセット」/ (イ) 「次世代アセット」への投資の意義/a. 有料老人ホームへの投資の意義/ (ii) 有料老人ホームの事業運営に係るリスク分析と事業デューディリジェンス」をご参照ください。

# (ア) 調査 (デューディリジェンス) の実施

部	雪查項目	内容
経済的調査		・テナントの信用状況(業種、業容、業歴、 決算内容、財務状況等) ・テナントの賃料支払状況、テナントと現所 有者との紛争の有無及び可能性等 ・テナントの賃借目的、契約形態、契約内容 及びその継承の有無 ・過去の稼働率、賃料推移 ・各建物における各既存テナントの占有割 合、分布割合 ・商圏の状況(商圏人口、世帯数及び商業指標等) ・周辺の市場賃料、稼働率の調査 ・周辺の競合物件の状況 ・周辺の開発計画の動向 ・テナントの需要動向 ・テナントの需要動向 ・テナント誘致の可能性 ・物件の処分(売却)の可能性 ・物件の処分(売却)の可能性 ・賃貸借契約形態と賃料の安定性 ・現行賃料と市場賃料の乖離状況と将来見通 し ・テナント異動の可能性と代替テナント確保 の容易性 ・テナント入退居見込、賃料減額の見込等の 有無 ・プロパティ・マネジメント会社(以下「PM
		・プロパティ・マネジメント会社(以下「PM会社」といいます。)/マスターリース会社による中長期的なリーシング方針 ・公租公課の変動可能性(軽減措置期間の終了、再開発進行等による評価額の上昇等)・プロパティ・マネジメント業務委託契約の形態と管理水準、報酬の適正性・建物管理業務委託契約の形態と管理体制、管理水準、報酬の適正性・水道光熱費等の水準とテナントからの戻入状況・修繕履歴と修繕計画、現行の劣化状況を踏まえた予想修繕費、設備等の更新費等の負担及びその妥当性・修繕積立の状況と積立金額の妥当性(区分所有等)・次世代アセットにつき、施設損益、賃料カバレッジ、それらの安定性、賃料負担能力等(テナント協力の得られる範囲内)

調	查項目	内容
物理的調査	立地調査	<ul> <li>・街路の状況、主要幹線道路へのアクセス状況</li> <li>・鉄道等の公共交通機関の利便性</li> <li>・周辺の土地利用状況、水害及び火災等の災害履歴</li> <li>・周辺の利便施設、官公諸施設等の配置及び近接性</li> <li>・地域の知名度及び評判、規模等の状況</li> <li>・商圏の安定性及びその成長性、競合の状況、周辺での開発状況、転用の可能性(商業施設の場合)</li> </ul>
	建物調査	・意匠、主要構造、築年数、設計者・確認検査機関・施工業者等 ・内外装の部材の状況 ・賃貸可能面積、天井高、空調方式、床荷重、セキュリティ設備、電気容量、照明照度、区画割対応、防災設備、給排水設備、昇降機設備、駐車場その他共用設備の状況・設計図書、建築確認通知書、検査済証等の書類調査 ・外構、屋上、外装、設備等についての現地調査 ・エンジニアリングレポートにおける長期修繕計画の検証 ・建築基準法・都市計画法(昭和43年法律第100号、その後の改正を含みます。以下「都市計画法」といいます。)等関連法令の遵守状況等 ・耐震性能(新耐震基準又は同等の耐震性能を有しているか) ・地震PML値(予想最大損失率)の検証 ・管理委託契約の内容(形態、仕様水準等)及び建物管理状況の良否、建物管理会社等へのヒアリング ・管理細則等の有無及びその内容、管理会社の質と信用力
	環境調査	<ul><li>・アスベスト・PCB等の有害物質の使用履歴、 使用状況及び保管状況</li><li>・地質状況、土地利用履歴、土壌汚染状況等</li></ul>

調査項目		内容
法的調査	権利関係	・土地及び建物について、その権利関係(完全所有権、地上権、借地権、共有、分有、区分所有、区分所有の共有等)の把握と権利関係に付随する各種契約等の内容の検討・隣接地権者等との紛争の有無・信託契約の内容
	法令上の制限	・遵法性、既存不適格の有無 ・建築関連法規、条例、協定等による建築制 限、用途制限、使用制限等の有無
	契約関係	・賃貸借契約、転貸借契約、使用契約等の調査 ・テナントとの紛争の有無
	境界調査	・境界確定の状況、越境物の有無とその状況 ・実測面積の確定状況 ・境界紛争の有無

#### (イ) 専門性、客観性及び透明性の確保

デューディリジェンスにおける調査項目のうち、以下の項目については、専門性、客観性及び透明性の確保の観点から、第三者である外部の専門家に調査を委託します。

- ・鑑定評価(価格調査)
- 建物調查
- · 地震PML調查
- 環境調査
- ・テナントの事業及び財務(注)
  - (注) 次世代アセットのうち、本資産運用会社が必要と認める場合に調査を委託します。但し、ヘルスケア施設を取得する際には、必ず、ヘルスケア施設の事業特性を十分に理解している外部専門家を選任し、当該外部専門家から取引の対象となるヘルスケア施設や対象となるヘルスケア施設のオペレータ等について助言を受けることとしています。

## ⑧ フォワード・コミットメントに関する方針

フォワード・コミットメント (先日付での売買契約であって、契約締結日から1ヶ月以上経過した後に決済・物件引渡しを行うこととしているもの及びその他これに類する契約をいいます。)を行う場合には、以下の点に留意します。

- ・契約不履行に関する解約違約金に関して、当該違約金の水準が、ポートフォリオ全体の収支及び配当水準等に 与える影響(東京証券取引所の定める上場廃止要件を含みます。)
- ・売買契約締結から物件引渡しまでの期間、当該期間中における金融環境及び不動産市場等の変動リスク可能 性、決済資金の調達方法等

# ⑨ ポートフォリオ運営・管理方針

# (ア) 年度運用管理計画の策定及び管理

本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保と資産価値の維持・向上及びテナント満足度を高めることを目指し、以下の方法に基づき、賃貸収入や稼働率の維持・向上、適切な管理・修繕の実施、管理コストの適正化・効率化に努めます。

本資産運用会社は、その社内規程である運用ガイドラインに基づき、本投資法人の運用資産の運用に係る 年度運用管理計画を策定し、年度運用管理計画に沿った運営・管理を行います。なお、年度運用管理計画の 策定にあたっては、原則としてPM会社の協力により運用資産毎の詳細を検討します。

年度運用管理計画は、原則として本投資法人の決算期毎に見直し、必要に応じて変更します。また、それ 以外の場合でも必要に応じて、その都度変更することとしています。

#### (イ) リーシング方針

マーケット動向を調査・把握し、個別物件における適正な賃貸条件等の検討を行うとともに、PM会社を最大限活用し、優良テナントの選定に努めます。

テナントとの賃貸借契約に際しては、本資産運用会社がその社内規定に従い信用度及び反社会的勢力との 関係をチェックし、賃料水準、賃貸借契約形態、期間及び再契約の可能性等を総合的に判断するものとしま す。

#### (ウ) PM会社の選定・モニタリング

PM会社の選定に当たっては、不動産運営・管理の経験や能力、対象となる運用資産における実績、運用計画に沿った業務遂行の実現性、コスト水準、運用の継続性等を総合的に勘案し、本投資法人の総合的な収益向上に寄与する会社を選定します。

なお、上記業務委託に当たり、「利害関係者取引規程」及び「外部委託・評価基準」に基づき、業務水準 や報酬額等についての評価を定期的に行い、適正な業務遂行及び報酬レベルが維持できない場合は、契約の 解除を行うこと又は契約の更新を行わないことを検討します。

#### (エ) 次世代アセットのテナントのデューディリジェンス・モニタリング

次世代アセットに関しては、取得時においてテナントの事業及び財務に係るデューディリジェンスを実施 し、取得後においては、テナントの事業及び財務の状況について定期及び不定期のモニタリングを実施しま す。

## (オ) 修繕計画・資本的支出に関する方針

中長期的な運用資産の収益の維持及び向上を図ることを目的として、運用資産の状況及び特性、テナントニーズ等を考慮した個別物件毎の修繕計画をPM会社と協議のうえ策定し、必要な修繕・資本的支出を行うものとします。

修繕及び設備投資は、原則としてポートフォリオ全体の減価償却費も勘案して判断するものとします。但 し、テナントの満足度向上に向けた政策上の観点から必要なものについては早期に実施するものとします。

### (カ) 付保方針

火災・事故等に起因する建物への損害や、第三者からの損害賠償請求等のリスクに対処するため、必要な 火災保険及び損害賠償保険等を運用資産に付保します。

また、地震保険の付保については、地震の発生時に予想されるポートフォリオ全体に対する影響及び保険の実効性を考慮し、ポートフォリオPML値が15%超の場合は、個別物件の地震PML値が15%超の物件について、火災保険及び利益保険の特約として地震保険を付保することを検討します。

### ⑩ 売却方針

本投資法人は、中長期にわたって運用資産を保有し、収益の維持・向上を図ることを基本方針としているため、原則として運用資産を短期間で売却することは企図しないものとします。但し、不動産マーケットの状況及びその分析等を勘案して最適なポートフォリオを維持するために必要であると判断する場合には、保有資産の売却を検討することがあります。

売却に際しては、不動産鑑定評価等の第三者意見を参考としつつ、主に以下の観点から判断します。

- ・不動産マーケットの見通し
- ・当該運用資産の周辺の開発予測
- ・ 当該運用資産の収益見通し
- ・当該運用不動産の劣化又は陳腐化への対応状況
- ・テナントの属性及び契約内容
- ポートフォリオ構成

#### ① 財務方針

本投資法人は、中長期的な収益の維持・向上及び運用資産の規模と価値の成長を実現することを目的として、 安定的かつ健全な財務運営を構築することを基本方針とします。

#### (ア) エクイティ・ファイナンス

資産の取得、工事代金の支払、敷金・保証金の返済、本投資法人の運営に係る費用の支払又は債務の返済 等を目的として、新投資口の発行を行うことができます。新投資口の発行は、運用資産の規模と価値の成長 を目的として、既存投資主の権利の希薄化及びそれに伴う投資口の取引価格の低下等に配慮しつつ、新たに 取得する不動産関連資産の取得時期及びスポンサーのウェアハウジング機能の活用可能性、LTV、有利子負 債の返済時期及び返済までの残存期間並びに経済市況等を総合的に勘案して決定します。

#### (イ) デット・ファイナンス

運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済(敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債(短期投資法人債を含みます。以下本⑪において同じです。)の債務の返済を含みます。)等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)又は投資法人債を発行することができます。但し、短期投資法人債の発行により調達した資金の使途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとします。なお、資金を借入れる場合は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。)に規定する適格機関投資家(但し、租税特別措置法(昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。)第67条の15に規定する機関投資家に限ります。)からの借入れに限るものとします。

資金の借入れ及び投資法人債の発行に際しては、資金調達の機動性と財務の安定性のバランスに配慮した 資金調達を行います。具体的には長期比率、固定比率、返済期限の分散、調達方法(借入金・投資法人 債)、コミットメントラインの設定等を検討します。

借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ2兆円とし、かつ、その合計額が2兆円を超えないものとします。

原則として無担保無保証での資金調達を行うものの、資金の借入れ及び投資法人債の発行において、運用資産を担保として提供することができます。

本投資法人は、メガバンクを中心とする複数の金融機関との間で強固かつ安定的な取引関係を築きます。 さらに、借入金の長期固定化とマチュリティ分散(返済期限の分散化)を図り、安定的かつ健全な運営を行います。

# (ウ) LTV

LTVの水準は、資金余力の確保に留意しつつ、原則として60%を上限とします。但し、新規投資や資産評価の変動等により、一時的に60%を超えることがあります。

当面はポートフォリオ規模等を考慮して40%から45%の水準で保守的に運営し、中長期的には40%から50%の水準で運営することを目指します。

#### (エ) キャッシュ・マネジメント

本投資法人は、保有するポートフォリオにおける資金ニーズを常にモニタリングし、的確に把握して、効率的かつ適切なキャッシュ・マネジメントを行うものとします。

なお、本投資法人は、テナントから預託された敷金・保証金の一部についても、必要に応じ、運用資金の一部に活用することがあります。また、諸々の資金ニーズ(修繕及び資本的支出、分配金の支払い、小口債務の返済、本投資法人の運営に関わる運転資金、敷金等の返還、又は不動産関連資産の新規購入等)に対し、機動的に対応するため、融資枠等の設定状況も勘案した上で、適切と考えられる金額を現預金として保有するものとします。

# ⑫ 情報開示方針

- (ア)本投資法人は、投資主に対し透明性を確保し、投資主の投資判断に必要な情報を適時かつ適切に開示するものとします。また、情報の透明性及び解りやすさに配慮し、法定開示以外の情報開示についても、投資主のニーズに応えるべく自ら内容を検討し、適時かつ適切な情報の開示に努める方針とします。
- (イ)投資主に公平な情報取得機会を提供できるよう、正確かつ有用な情報を集約できる体制を構築し、速やかに開示できるように努めます。
- (ウ) 専門的な見解を積極的に取り入れ、より一層、開示情報の正確さを追求します。
- (エ)投信法、金融商品取引法、東京証券取引所、一般社団法人投資信託協会等にて定められている開示情報は、各々の所定様式に基づき適切に開示を行うものとします。

## (2) 【投資対象】

- ① 投資対象とする資産の種類
  - (ア) 本投資法人は、規約第27条に定める基本方針に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資します。
  - a. 不動産
  - b. 次に掲げる各資産(以下併せて「不動産同等物」と総称し、不動産及び不動産同等物を併せて「不動産 等」と総称します。)
  - (i) 不動産の賃借権
  - (ii) 地上権
  - (iii) 外国の法令に基づくa. 又はb. (i) 若しくは(ii) に掲げる資産
  - (iv) 不動産、不動産の賃借権、地上権又は (iii) に掲げる資産を信託する信託の受益権 (不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含みます。)
  - (v) 不動産、不動産の賃借権、地上権又は (iii) に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
  - (vi) 不動産に関する匿名組合出資持分(当事者の一方が相手方の行うa.不動産又はb. (i) ないし (v) に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産 に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の 持分をいいます。)
  - (vii) 信託財産を主として (vi) に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託 の受益権
  - (viii) 外国の法令に準拠して組成された(iv)ないし(vii)に掲げる資産と同様の性質を有する資産
  - c. 不動産等を主たる投資対象とすることを目的とする次に掲げるもの(なお、権利を表示する証券が発行されていない場合には当該証券に表示されるべき権利を含みます。)(以下、「不動産対応証券」と総称します。)
  - (i) 優先出資証券(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。以下「資産流動化法」といいます。)に定める優先出資証券をいいます。)
  - (ii) 投資信託の受益証券(投信法に定める受益証券をいいます。)
  - (iii) 投資法人の投資証券(投信法に定める投資証券をいいます。)
  - (iv) 特定目的信託の受益証券(資産流動化法に定める特定目的信託の受益証券をいいます。)
  - (v) 匿名組合出資持分証券(金融商品取引法第2条第2項第5号に定める匿名組合出資持分をいいます。)
  - (vi) 外国の法令に準拠して組成された前記 (i) ないし (v) に掲げる資産と同様の性質を有する資産

- (イ) 本投資法人は、前記(ア)に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産に投資します。
- a. その他の特定資産
- (i) 預金
- (ii) コールローン
- (iii) 国債証券(金融商品取引法に定めるものをいいます。)
- (iv) 地方債証券(金融商品取引法に定めるものをいいます。)
- (v) 特別の法律により法人の発行する債券(金融商品取引法に定めるものをいいます。)
- (vi) 資産流動化法に規定する特定社債券(資産流動化法に定めるものをいいます。)
- (vii) 社債券(金融商品取引法に定めるものをいいます(但し、新株予約権付社債券を除きます。)。)
- (viii) 譲渡性預金証書
- (ix) 貸付信託の受益証券(金融商品取引法に定めるものをいいます。)
- (x) コマーシャル・ペーパー(金融商品取引法に定めるものをいいます。)
- (xi) 金銭債権(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。)に定めるものをいいます。)
- (xii) 株券(金融商品取引法に定めるものをいいます。)
- (xiii) 信託財産を主として (i) ないし (xii) に掲げる資産に対する投資として運用することを目的と する金銭の信託の受益権
- (xiv) 有価証券(投信法施行令第3条第1項に基づくものをいいます。但し、前記で該当するものを除きます。)
- b. デリバティブ取引に係る権利(投信法施行令第3条第2項に定めるものをいいます。)
- (ウ) 本投資法人は、前記のほか、不動産関連資産に付随して又は規約に定める投資態度に照らして取得が必要 又は有用と認められる下記の権利等に投資することができます。
- a. 商標法(昭和34年法律第127号、その後の改正を含みます。)に基づく商標権等(商標権又はその専用使用権者しくは通常使用権をいいます。)
- b. 著作権法(昭和45年法律第48号、その後の改正を含みます。) に基づく著作権等
- c. 動産(民法(明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。以下「民法」といいます。) に定めるものをいいます。)
- d. 温泉法 (昭和23年法律第125号、その後の改正を含みます。) において定める温泉の源泉を利用する権利及 び当該温泉に関する設備等
- e. 特定出資(資産流動化法に定めるものをいいます。)
- f. 民法上の組合の出資持分(前記に該当するものを除きます。)

- g. 各種の損害保険契約及びそれに基づく権利又は利益
- h. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。)に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権(温室効果ガスに関する排出権を含みます。)
- i. 地役権
- j. その他不動産関連資産等への投資に付随して又は規約に定める投資態度に照らして取得が必要又は有用となるその他の権利
- (エ) 本投資法人は、前記のほか、投資法人の組織運営に伴い保有するその他の権利を取得することができます。
- ② 投資基準及び地域別、用途別等による投資割合 前記「(1)投資方針/② 本投資法人の基本方針」をご参照ください。

## (3)【分配方針】

### ① 分配方針

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとするほか、金銭の分配にあたっては、一般社団法人投資信託協会が定める「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」に従うものとします(規約第35条第1項)。

- (ア) 本投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額(以下「分配可能金額」といいます。) は、 投信法及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算期毎に計算される 利益の金額をいいます。
- (イ)分配金額は、租税特別措置法第67条の15第1項に定める投資法人の課税の特例(以下「投資法人に係る課税の特例規定」といいます。)に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額(法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とします。)を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とします(但し、分配可能金額を上限とします。)。但し、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、本投資法人が合理的に決定する金額とします。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができます。
- (ウ) 分配金に充当せず留保した利益又は決算期までに稼得した利益については、本投資法人の資産運用の基本 方針及び投資態度等の定めに基づき運用を行うものとします。

#### ② 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、前記「①分配方針/(イ)」で定める分配金額に投信協会の諸規則に定める額を上限として本投資法人が決定する額を加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができます。また、上記の場合において金銭の分配金額が法令に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができます(規約第35条第2項)。

### ③ 分配金の分配方法

分配金は、金銭により分配するものとし、原則として決算期から3ヶ月以内に、決算期現在の最終の投資主名 簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の口数に応じて分配します(規約第35条 第3項)。

#### ④ 分配金の除斥期間

分配金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人はその支払いの義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息は付さないものとします(規約第35条第4項)。

## (4) 【投資制限】

#### ① 規約により定める投資制限

規約により定める投資制限(規約第30条)は、次のとおりです。

(ア) 金銭債権及び有価証券(金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利をいいます。不動産等、不動産対応証券及び規約第29条第1項2号若しくは3号又は第2項1号①ないし⑬に該当するものを除きます。)は、積極的に投資を行うものではなく、余資の運用の場合には安全性及び換金性を勘案した運用を図るものとし、その他の場合は不動産関連資産との関連性を勘案した運用を図るものとします。

(イ) デリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスク、本投資法人の運用資産に関わる為替リスク、その他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとします。

### ② 金融商品取引法及び投信法による投資制限

本投資法人は金融商品取引法及び投信法による投資制限に従います。主なものは次のとおりです。

#### (ア) 資産運用会社による運用の制限

登録を行った投資法人は、資産運用会社にその資産の運用に係る業務の委託をしなければなりません。資産 運用会社は、資産の運用に係る業務に関して一定の行為を行うことが禁止されており、結果的に、投資法人が 一定の投資制限に服することになります。かかる禁止行為の主なものは次のとおりです。

#### a. 自己取引等

資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第1号)。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号、その後の改正を含みます。以下「業府令」といいます。)第128条で定めるものを除きます。

#### b. 運用財産相互間の取引

資産運用会社が運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第2号)。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして業府令第129条で定めるものを除きます。

#### c. 第三者の利益を図る取引

資産運用会社が特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は登録投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第3号)。

## d. 投資法人の利益を害する取引

資産運用会社が通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が登録投資法人の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第4号)。

# e. 分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止

資産運用会社が、以下の権利又は有価証券について、これに関して出資され又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含みます。)が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが当該権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして業府令で定めるものでない場合に、当該権利についての取引(金融商品取引法第2条第8項第1号、第2号又は第7号から第9号までに掲げる行為をいいます。)を行うこと(金融商品取引法第40条の3)。

- (i) 金融商品取引法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利
- (ii) 金融商品取引法第2条第1項第21号に掲げる有価証券(金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法施行令」といいます。)で定めるものに限ります。)
- (iii) 金融商品取引法第2条第2項第7号に掲げる権利(金融商品取引法施行令で定めるものに限ります。)

## f. その他業府令で定める取引

上記のほか、資産運用会社が行う行為のうち、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして業府令で定める以下の行為(金融商品取引法第42条の2第7号、同法第44条の3第1項第3号、業府令第130条)。

(i) 資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(業府令第128条各号に掲げる行為を除きます。)(業府令第130条第1項第1号)。

- (ii) 資産運用会社が自己又は第三者の利益を図るため、登録投資法人の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと(同項第2号)。
- (iii) 第三者(資産運用会社の親法人等及び子法人等を含みます。)の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと(同項第3号、金融商品取引法第44条の3第1項第3号)。
- (iv) 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと (業府令第130条 第1項第4号)。
- (v) 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作為的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと(同項第5号)。
- (vi) 第三者の代理人となって当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(但し、資産運用会社があらかじめ個別の取引毎に全ての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除きます。)(同項第6号)。
- (vii) その他業府令に定める内容の運用を行うこと。

#### (イ) 同一株式の取得制限

登録投資法人は、同一の法人の発行する株式につき、登録投資法人の保有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の100分の50を超えることとなる場合には、当該株式を取得することができません(投信法第194条、投信法施行規則第221条)(注)。

(注)金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)の施行日である平成26年12月1日以降の投信法(以下「改正投信法」といいます。)の下においては、一定の場合に、専ら国外特定資産の取得を行うことを目的とする法人の株式については、100分の50を超える議決権の保有が認められることになります。

## (ウ) 自己投資口の取得及び質受けの制限

投資法人は、当該投資法人の投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができません。但し、次に掲げる場合において当該投資口を取得するときは、この限りではありません(投信法第80条第1項、規約第5条第2項)。

- a. 投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得する場合(注)。
- b. 合併後消滅する投資法人から当該投資口を承継する場合。
- c. 投信法の規定により当該投資口の買取りをする場合。
- d. その他投信法施行規則で定める場合。
- (注) 規約第42条の規定により、投資主との合意による自己投資口の有償取得にかかる規約の改正は、改正投信法の施行日である 平成26年12月1日に、効力が生じることとなります。

## (エ) 子法人による親法人投資口の取得制限

他の投資法人(子法人)の発行済投資口の総口数の過半数にあたる投資口を有する投資法人(親法人)の投資口については、次に掲げる場合を除くほか、当該子法人は、取得することができません(投信法第81条第1項、第2項)。

- a. 合併後消滅する投資法人から親法人の投資口を承継する場合
- b. その他投信法施行規則で定める場合

なお、他の投資法人の発行済投資口の過半数の投資口を、親法人及び子法人又は子法人が有するときは、当該他の投資法人はその親法人の子法人とみなされます(投信法第81条第4項)。

# ③ その他の投資制限

(ア) 有価証券の引受け及び信用取引

本投資法人は有価証券の引受け及び信用取引は行いません。

#### (イ) 借入れ及び投資法人債

a. 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費その他の維持管理費用若しくは分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金、又は本投資法人の債務の返済(敷金・保証金の返還並びに借入金及び投資法人債(短期投資法人債を含みます。以下同じです。)の債務の返済を含みます。)等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ(コール市場を通じる

場合を含みます。) 又は投資法人債を発行することができます。但し、短期投資法人債の発行により調達した資金の使途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとします。なお、資金を借り入れる場合は、金融商品取引法に規定する適格機関投資家(但し、租税特別措置法第67条の15に規定する機関投資家に限ります。) からの借入れに限るものとします。 (規約第36条第1項)。

- b. 上記a. の場合、本投資法人は運用資産を担保として提供することができるものとします(規約第36条第2項)。
- c. 借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ2兆円とし、かつその合計額が2兆円を超えないものとします(規約第36条第3項)。

## (ウ) 集中投資

集中投資について法令上の制限はありません。なお、不動産の用途・所在地域による分散投資に関する方針について、前記「(1)投資方針」をご参照ください。

## (エ) 他のファンドへの投資

他のファンド(投資口及び投資信託の受益証券)への投資について、規約上の制限はありません。

## 3【投資リスク】

以下において、本投資口への投資に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。また、今後本投資法人が投資法人債(以下「本投資法人債」といい、短期投資法人債を含むことがあります。)を発行する場合、これらの事項は、本投資法人債への投資に関してもリスク要因となる可能性があります。但し、以下は本投資法人への投資に関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本書に記載の事項には、特に本投資法人及び本資産運用会社の目標及び意図を含め、将来に関する事項が存在しますが、別段の記載のない限り、これら事項は本書提出日現在における本投資法人及び本資産運用会社の判断、目標、一定の前提又は仮定に基づく予測等であって、不確実性を内在するため、実際の結果と異なる可能性があります。

以下に記載のいずれかのリスクが現実化した場合、本投資口又は本投資法人債の市場価格が下落し、本投資口又は本投資法人債の投資家は、投資した金額の全部又は一部を回収できないおそれがあります。本投資法人は、可能な限りこれらリスクの発生の回避及びリスクが発生した場合の対応に努める方針ですが、回避できるとの保証や対応が十分であるとの保証はありません。

本投資口及び本投資法人債に投資を行う際は、以下のリスク要因及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上、各投資家自らの責任と判断において行う必要があります。

#### (1) リスク要因

本項に記載されている項目は、以下のとおりです。

- ① 投資法人が発行する投資口及び投資法人債に関するリスク
  - (ア) 換金性・流動性に関するリスク
  - (イ) 市場価格変動に関するリスク
  - (ウ) 金銭の分配に関するリスク
  - (エ) 投資主の権利が株主の権利と同一でないことに係るリスク
- ② 投資法人の組織及び投資法人制度に関するリスク
  - (ア) 投資法人の組織運営に関するリスク
  - (イ) 投資法人の制度に関するリスク
  - (ウ) ヒューリックグループへの依存に関するリスク
  - (エ) インサイダー取引規制に関するリスク
- ③ 投資法人の運用資産:原資産である不動産特有のリスク
  - (ア) 不動産から得られる賃料収入に関するリスク
  - (イ) 不動産の瑕疵に関するリスク
  - (ウ) PM会社に関するリスク
  - (エ)費用に関するリスク
  - (オ) 専門家報告書等に関するリスク
  - (カ) マーケットレポートへの依存に関するリスク
  - (キ) 不動産の毀損・滅失・劣化に関するリスク
  - (ク) 取得・売却時の不動産流動性に関するリスク
  - (ケ) 建築基準法等の既存不適格に関するリスク
  - (コ) 共有物件に関するリスク
  - (サ) 区分所有建物に関するリスク
  - (シ) 借地権等に関するリスク
  - (ス) 底地物件に関するリスク
  - (セ) 有害物質又は放射能汚染等に関するリスク
  - (ソ) 不動産の所有者責任に関するリスク
  - (タ) 転貸に係るリスク
  - (チ) マスターリースに関するリスク
  - (ツ) 次世代アセットの資産運用の特性及びテナント (オペレーター) に関するリスク
  - (テ) 将来における法令等の改正に関するリスク
  - (ト) テナントによる不動産の使用に基づく価値減損に関するリスク
  - (ナ) 売主の倒産等の影響に関するリスク
  - (二) 開発物件に関するリスク
  - (ヌ) 資産の組入れ・譲渡等に関するリスク
  - (ネ) フォワード・コミットメント等に関するリスク

- (ノ) 敷金・保証金の利用に関するリスク
- (ハ) 地球温暖化対策に係るリスク
- ④ 投資法人の運用資産:信託の受益権特有のリスク
  - (ア) 信託受益者として負うリスク
  - (イ) 信託受益権の流動性に関するリスク
  - (ウ) 信託受託者に関するリスク
  - (エ) 信託受益権の準共有等に関するリスク
- ⑤ 匿名組合出資持分への投資に関するリスク
- ⑥ 特定目的会社の優先出資証券への投資に関するリスク
- ⑦ 減損会計の適用に関するリスク
- ⑧ 税制に関するリスク
  - (ア) 導管性要件に関するリスク
  - (イ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
  - (ウ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
  - (エ) 一般的な税制の変更に関するリスク
- ① 投資法人が発行する投資口及び投資法人債に関するリスク
  - (ア) 換金性・流動性に関するリスク

本投資口については、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型です。したがって、本投資口の換金・投資回収には、上場している金融商品取引所を通じて又は取引所外にて第三者へ売却する必要があります(その他、本投資法人の清算・解散による残余財産分配請求権等による場合があります)。

また、東京証券取引所が定める上場廃止基準に抵触する場合には本投資口の上場が廃止され、投資主は保有する本投資口を取引所外において相対で譲渡する他に換金の手段はありません。これらにより、本投資口を低廉な価格で譲渡しなければならない場合や本投資口が譲渡できなくなる場合があります。なお、本投資法人が本投資法人債を発行した場合について、本投資法人には、確立された取引市場が存在せず、買主の存在も譲渡価格も保証されていません。

## (イ) 市場価格変動に関するリスク

本投資口の市場価格は、金利動向や為替相場等の金融環境変化、市場環境や将来的な景気動向、内外の投資家による本投資口に関する売買高、他の金融商品との比較、地震、津波、液状化等の天災を含む不動産取引の信用性に影響を及ぼす社会的事象等によって影響を受けることがあります。

また、本投資法人は、不動産等及び不動産対応証券を主な投資対象としており、本投資口の市場価格は、不動産の評価額の変動、不動産市場の趨勢、不動産の需給関係、不動産需要を左右することのある企業を取り巻く経済環境、法令・会計・税務の諸制度の変更等、不動産関連市場を取り巻く要因による影響を受けることがあります。

加えて、本投資法人は、その事業遂行のために必要に応じて資金を調達しますが、その資金調達が新投資口の発行により行われる場合には、本投資口1口当たりの分配金・純資産額が希薄化することがあります。これらの事象により、またそれ以外の状況のため、市場での本投資口の需給バランスが影響を受け、本投資口の市場価格が影響を受けることがあります。

また、本投資法人若しくは本資産運用会社、又は他の投資法人若しくは他の資産運用会社に対して監督官庁等による行政指導、行政処分の勧告や行政処分が行われた場合にも、本投資口の市場価格が下落することがあります。

### (ウ) 金銭の分配に関するリスク

本投資法人はその分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、本投資法人による分配の有無、金額及びその支払は、いかなる場合においても保証されません。特に、想定している不動産等の取得又は売却が行われない場合やその時期に変更が生じた場合のほか、資産から得られる賃料収入の低下、損失の発生、現金不足等が生じた場合などには、予想されたとおりの分配を行えない可能性があります。

## (エ) 投資主の権利が株主の権利と同一でないことに係るリスク

本投資法人の投資主は、投資主総会において議決権を行使し、規約の変更は役員の選任等の重要事項の意思決定に参画できるほか、本投資法人に対して投信法で定められた権利の行使を行うことができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利とは同一ではありません。例えば、金銭の分配に係る計算書を含む本投資法人の計算書類等は、役員会の承認のみで確定し(投信法第131条第2項)、投資主総会の承認を得る必要はなく、また、投資主総会は決算期毎に招集されるものではありません。また、投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなされます(投信法第93条第1項、規約第14条第1項)。

### ② 投資法人の組織及び投資法人制度に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づいて設立される社団(投信法第2条第12項)であり、一般の法人と同様の組織運営上のリスク及び投資法人制度固有のリスクが存在します。

## (ア) 投資法人の組織運営に関するリスク

本投資法人の組織運営上の主なリスクは、以下のとおりです。

#### a. 役員の職務遂行に関するリスク

投信法上、投資法人の業務を執行し投資法人を代表する執行役員及び執行役員の職務の執行を監督する監督役員は、投資法人に対して善良な管理者としての注意義務(以下「善管注意義務」といいます。)を負い、また、法令、規約及び投資主総会の決議を遵守し投資法人のため忠実に職務を遂行する義務(以下「忠実義務」といいます。)を負います。しかし、これらの義務が遵守されないおそれは完全には否定できません。また、本資産運用会社の主要な役職員の多くは、スポンサーであるヒューリックからの転籍者又は出向者です。

#### b. 投資法人の資金調達に関するリスク

本投資法人は資金調達を目的として、借入れ及び投資法人債を発行することがあり、規約上、借入金と投資法人債を合わせた限度額は2兆円とされ、また、借入れを行う場合、借入先は、適格機関投資家(但し、租税特別措置法第67条の15に規定する機関投資家に限ります。)に限るものと規定されています。

借入れ又は投資法人債の発行を行う際には様々な条件、例えば財務制限、第三者に対する担保提供の制限、担保提供義務、付保義務、現金等の留保義務その他本投資法人の業務に関する約束や制限等が要請されます。このような約束や制限等の結果、本投資口又は本投資法人債の市場価格に悪影響が生じることがあります。また、借入れ及び投資法人債の発行は、金利実勢、本投資法人の財務状況、経済環境のほか、借入先や投資家の自己資本規制その他の法的・経済的状況等の多くの要因に従って決定されるため、本投資法人が必要とする時期及び条件で行うことができるとの保証はありません。本投資法人が既存の借入れの返済資金及び投資法人債の償還資金を新たな借入れ等で調達することを予定していたにもかかわらず、かかる調達ができない場合には、既存の借入れ等の返済ができないことにより債務不履行となる可能性があります。

なお、本投資法人は、本書提出日現在、一定の金融機関との間で資金借入れを行っているほか、取得予定 資産の取得資金の一部に充当するため、借入れに関する基本合意書に基づき、一定の金融機関との間でローン契約を締結します。かかる契約において借入時における担保提供は想定されていませんが、資産・負債等 に基づく一定の財務指標上の数値を維持すること等の財務制限が設定されています。なお、本投資法人は、 本書提出日現在、投資法人債を発行していません。

借入れに当たり、税法上の導管性要件(後記「⑧税制に関するリスク/(ア)導管性要件に関するリスク」をご参照ください。)を満たすためには、本投資法人は、その借入先を機関投資家(租税特別措置法第67条の15第1項第1号口(2)に規定するものをいいます。)に限定することが要請され、借入先は現実には限定されています。また、本投資法人の保有不動産の全部又は一部が資金の借入先に対して担保に供された場合、担保対象となる保有不動産の処分及び建替等は、制限を受けることとなります。その結果、本投資法人が必要とする時期及び条件で保有不動産の処分や建替等ができないおそれがあります。また、本投資法人の保有不動産の売却等により借入金の期限前返済を行う場合には、期限前返済コスト(違約金等)がその時点における金利情勢によって決定される場合がある等、予測しがたい経済状況の変化により本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。本投資法人が資金を調達しようとする場合、借入れのほか、投資法人債の発行又は新投資口の発行の方法によることがあります。投資法人債の発行を行う場合、一般に、前述

したものをはじめとする様々な財務制限条項や誓約事項が規定されることがあります。また、投資法人債の 発行及び条件は、信用格付業者からの格付けや市場環境の影響を受けるおそれがあり、本投資法人の必要と する時期及び条件で発行できないおそれがあります。新投資口の発行を行う場合、投資口の発行価格はその 時々の市場価格により左右され、場合により、本投資法人の必要とする時期及び条件で発行できないおそれ があります。

#### c. 投資法人が倒産し又は登録を取り消されるリスク

本投資法人は一般の法人と同様に、債務超過に至る可能性を否定することはできません。本投資法人は、現行法上、破産法(平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。以下「破産法」といいます。)、民事再生法(平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。以下「民事再生法」といいます。)及び投信法上の特別清算手続の適用を受けます。

また、本投資法人は、投信法に基づいて投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法に従ってその登録が取り消される可能性があります(投信法第216条)。その場合には、本投資口の上場が廃止され、本投資法人は解散し、清算手続に入ります。本投資口及び本投資法人債は金融機関の預金と異なり、預金保険等の対象ではなく、本投資口につき、当初の投資額が保証されているものではありません。本投資法人が清算される場合、投資主は、全ての上位債権者への償還の後でしか投資額を回収できません。従って、清算手続において、投資主は投資額の全部又は一部につき償還を受けられないことがあります。また、本投資法人債の債権者は清算手続に従って投資額を回収することになるため、債権全額の償還を受けられる保証はありません。

# (イ) 投資法人の制度に関するリスク

投資法人の制度上の主なリスクは以下のとおりです。

#### a. 業務委託に関するリスク

投資法人は、資産の運用以外の営業行為を行うことができず、使用人を雇用することはできません。また、本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用を本資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。従って、本投資法人の業務執行全般は、本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者の能力や信用性に依存することになります。金融商品取引法上、資産運用会社となるためには投資運用業の登録を行う必要があり、資産保管会社は信託業を兼営する銀行等一定の要件を満たすものに資格が限定されており、一般事務受託者については、本投資法人の設立時及び設立後に新たに行う一般事務受託者との契約締結時に、不適当なものでないことの調査が執行役員及び監督役員により行われています。しかし、それぞれの業務受託者において、今後業務遂行に必要とされる人的・財産的基盤が損なわれた場合や、これらの業務受託者が金融商品取引法及び投信法により本投資法人に対して負う善管注意義務や忠実義務に反する行為を行った場合には、その結果、投資家が損害を受ける可能性があります

また、投信法上、資産の運用、資産の保管及び一般事務に関しては第三者へ委託することが義務付けられているため、本資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者が、倒産手続等により業務遂行能力を喪失する場合には、倒産に至った業務受託者等に対して本投資法人が有する債権の回収に困難が生じるだけでなく、本投資法人の日常の業務遂行に影響を及ぼすことになります。また、委託契約が解約又は解除された場合において、本投資法人の必要とする時期及び条件で現在と同等又はそれ以上の能力と専門性を有する第三者を選定し業務を委託できないときには、本投資法人の収益等が悪影響を受けるおそれがあるほか、本投資口が上場廃止になる可能性があります。

## b. 資産の運用に関するリスク

投資法人は、投信法上、資産運用会社にその資産の運用に関する業務を委託しなければならないとされて おり、本投資法人は、その資産の運用成果につき、その資産の運用を委託する本資産運用会社の業務遂行能 力に依存することになります。本資産運用会社についての主なリスクは以下のとおりです。

### (i) 資産運用会社の運用能力に関するリスク

一般に、資産運用会社は、投資法人に対し善管注意義務を負い、また、投資法人のために忠実義務を負いますが、運用成果に対して何らの保証を行うものではありません。また、資産運用会社となるためには投資運用業の登録を行う必要があり、金融商品取引法及び投信法に定める監督を受け、その信用力の維持には一定限度の制度的な裏付けがありますが、その運用能力が保証されているわけではありません。

本投資法人は平成25年11月7日に設立され、本資産運用会社が本投資法人よりその資産運用業務の委託 を受けています。

本資産運用会社による本投資法人の資産の運用は、投信法及び金融商品取引法の適用を受けるほか、上場規則の適用を受けることとなり、これらの規制の上で、期待どおりの運用を行い、収益を上げることができる保証はありません。なお、本投資法人のスポンサーであるヒューリックが過去に示した業績ないし運用実績や、本投資法人が本募集により取得する予定の資産の過去の収益状況は、本投資法人の将来の業績や運用実績を予測させ又はこれを何ら保証するものではありません。

#### (ii) 資産運用会社の行為に関するリスク

一般に、資産運用会社は、投資法人に対し善管注意義務を負い、また、投資法人のために忠実義務を負い、さらに資産運用会社の行為により投資法人が損害を被るリスクを軽減するため、金融商品取引法及び投信法において業務遂行に関して行為準則が詳細に規定されています。しかし、本資産運用会社のスポンサー等の利害関係人と本投資法人との間で取引等を行うに際して、本資産運用会社が、かかる行為準則に違反したり、適正な法的措置を行わない場合には、本投資法人に損害が発生する可能性があります。なお、本資産運用会社自身も自ら投資活動を行うことは法令上禁止されているものではありません。そのような場合に、本資産運用会社が自己又は第三者の利益を図るため、本投資法人の利益を害することとなる取引を行わないとの保証はありません。

## (iii) 資産運用会社における投資方針・社内体制等の変更に関するリスク

本資産運用会社は、本投資法人の規約に基づいて投資運用業を遂行するため、本資産運用会社の社内規程である運用ガイドラインにおいて、投資対象資産に関する取得・維持管理・売却の方針及び財務上の指針を定めていますが、その内容は本投資法人の規約に反しない限度で投資主総会の承認を得ることなく適宜見直し、変更されることがあります。そのため、投資主の意思が反映されないまま運用ガイドラインが変更される可能性があります。また、本資産運用会社は、運用ガイドラインに従いその業務を適切に遂行するため、一定の社内体制を敷いていますが、かかる社内体制について効率性・機能性その他の観点から今後その変更を行わないとは限りません。このような、本資産運用会社における投資方針・社内体制等の変更によって、本投資法人の資産運用の内容が変更され、その結果、当初予定されていた収益を上げられない可能性があります。

#### (ウ) ヒューリックグループへの依存に関するリスク

ヒューリックは、本投資法人の主要な投資主及び本資産運用会社の100%株主であるだけではなく、本投資法人に対して自ら又はヒューリックグループ企業を通じてスポンサーサポートを提供する会社です。また、ヒューリックは、本資産運用会社の主要な役職員の転籍元又は出向元です。

これらの点に鑑みると、本投資法人は、ヒューリックを中心とするヒューリックグループと密接な関連性を有しています。また、本投資法人及び本資産運用会社の役職員等の人材面でヒューリックグループへの依存度が高くなっています。

したがって、本投資法人が、ヒューリックグループから本書提出日現在と同一の関係を維持できなくなった場合又は業務の提供を受けられなくなった場合には、本投資法人に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。また、ヒューリックグループの業績が悪化した場合や、ヒューリックグループのブランド価値が風評等により損なわれた場合、ヒューリックグループの経営戦略の変更があった場合等にも、本投資法人に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

ヒューリックは、スポンサーサポート契約に基づき、自ら又はヒューリックグループ企業のいずれかが適格 不動産(本投資法人の投資基準に適合すると合理的に想定される不動産等)を売却しようとする場合、本資産 運用会社に対し、当該不動産等に係る情報を提供し、優先交渉権を付与するものとされていますが、本投資法 人への売却を義務づけるものではありません。

また、ヒューリックは、自ら若しくはヒューリックグループ企業が出資し、又は、スポンサー若しくはヒューリックグループ企業の意向を受けて不動産等のアセットマネジメント業務を受託している特別目的会社が保有し若しくは今後開発し保有することになる適格不動産を売却しようとする場合、本資産運用会社に対し、一定の場合を除き、当該不動産等に係る情報を遅くとも第三者に対して情報提供するのと同時に提供するものとされており、また、第三者が売却を予定する不動産等に係る情報を入手した場合、当該不動産等が適格不動産に該当し、かつ本投資法人への売却が適当な不動産等であると合理的に判断されるときは、一定の場合を除き、本資産運用会社に対し、速やかにかかる情報を通知するよう努めるものとされていますが、必ずしも本資産運用会社がかかる情報の提供を受ける機会が保証されているものではありません。

前記に加え、スポンサーサポート契約の有効期間は、契約締結日から3年間とされ、自動更新されることと されていますが、契約の更新がなされない等により契約が終了した場合、スポンサーからのスポンサーサポートが受けられなくなるおそれがあります。

さらに、本投資法人は、資産運用活動全般を通じて、ヒューリックグループを含む利害関係者との間で事業及び取引機会を提供される可能性又はそれを提供する可能性があります。この場合、利害関係者が、本投資法人の投資家の利益に反する行為を行わないよう、本投資法人は、投資家の利益を害することがないよう適切と考えられる体制を整備しています。しかし、これらの体制が有効に機能しないことがあった場合には、本投資法人の投資家の利益に反する取引が行われ、投資家に損害が発生する可能性があります。なお、かかる利益相反リスクに対する方策については後記「(2)リスクに対する管理体制」をご参照ください。

## (エ) インサイダー取引規制に関するリスク

平成25年6月12日に上場投資法人等に係るインサイダー取引規制の導入等を定めた金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)が成立し、平成26年4月1日に施行されました。

本投資法人及び本資産運用会社は社内規程を設け、その役職員及びその親族がかかる取引を行うことを制限してきました。今般の金融商品取引法の改正による上記の上場投資法人等に係るインサイダー取引規制が導入されたことを踏まえ、本資産運用会社の役職員が職務上知り得た上場会社等に係る重要事実の公表前における、他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的での上場会社等に係る未公表の重要事実の伝達及び取引推奨の禁止を内部規則に追加する等、改正後の金融商品取引法上のインサイダー規制を踏まえた内部規程の改正を行いました。しかしながら、こうした法規制や内部態勢強化にもかかわらず、本投資法人、本資産運用会社その他の内部者が本投資法人や投資口に関する未公表の内部情報を知りつつかかる投資口の取引を行うことがないとの保証はなく、その場合には、投資家の信頼又は市場における信頼を損ね又は喪失する可能性があり、その結果、本投資法人の投資家が不利益を受けるおそれがあります。

## ③ 投資法人の運用資産:原資産である不動産特有のリスク

本投資法人は、国内の不動産及び不動産を信託する信託の受益権を主要投資対象としており、これらの原資産となる不動産等については、以下のリスクがあります。

## (ア) 不動産から得られる賃料収入に関するリスク

本投資法人の主な収益は、本投資法人が直接(又は信託を通じて間接的に)保有する不動産等の賃料収入に依存しています。不動産等の賃料収入は以下を含む様々なリスクにより影響を受けることがあります。

#### a. 不動産等の稼働・解約等に関するリスク

我が国におけるオフィスビルの賃貸借契約では、契約期間を2年とし、その後別段の意思表示がない限り 自動的に更新されるとするものが多く見られます。しかし、契約期間が満了する際、常に契約が更新される との保証はありません。また、契約期間の定めにかかわらず、テナントが一定期間前の通知を行うことによ り契約を解約できることとされている場合が多く見受けられます。賃貸借契約が更新されず又は契約期間中 に解約された場合、すぐに新たなテナントが入居するとの保証はなく、その結果、賃料収入が減少する可能 性があります。

なお、賃貸借契約において契約期間中に賃借人が解約した場合の違約金について規定することがありますが、そのような規定は状況によってはその全部又は一部が無効とされ、その結果、本投資法人に予定外の費用負担が発生する可能性があります。

定期賃貸借契約の有効期間中は契約中に定められた賃料をテナントに対して請求できるのが原則です。しかし、定期賃貸借契約においてテナントが早期解約した場合、残存期間全体についてのテナントに対する賃料請求が場合によっては認められない可能性があります。

#### b. 不動産等の賃借人の信用力及び賃料未払いに関するリスク

賃借人の財務状況が悪化した場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性があるほか、この延滞賃料、原状回復費用その他の損害金等の債務の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超える状況となる可能性があります。特に、賃料収入のうち一のテナントからの賃料収入の割合が高い場合、賃料収入に与える影響が大きくなります。

## c. 賃借人による賃料減額のリスク

賃貸人は、不動産等の賃借人が支払うべき賃料につき、賃料相場の下落その他の様々な事情により賃料減額に応じることを余儀なくされることがあります。また、建物の賃借人は、定期建物賃貸借契約で賃料減額請求権を排除する特約がある場合を除いては借地借家法(平成3年法律第90号、その後の改正を含みます。以下「借地借家法」といいます。)第32条により賃料減額請求を行うことができます。当事者間で協議が整わない場合には、賃貸人は減額を相当とする裁判が確定するまでテナントに対して賃貸人が相当と考える賃料の支払を請求することができますが、その間に賃貸人が実際に支払を受けた賃料の額が後に裁判で認められた額を超える場合には、当該超過額に年1割の利息を付して賃借人に返還しなければなりません。

これに対し、一定の要件を充たす場合には、いわゆる定期建物賃貸借として、借地借家法第32条の賃料増減額請求権を排斥する当事者間の合意は有効とされます。この場合には賃料の減額請求がなされないため、通常の賃貸借契約に比較して契約期間中の賃料収入の安定が期待できます。しかし、借室の供給が多く、賃料の上昇が多く望めないような状況では賃借人がこのような条件に合意する見返りとして賃料を低く設定することを求める傾向があるほか、逆に一般的に賃料水準が上昇したときにも賃貸人は賃料の増額を求められません。

#### d. テナント集中に関するリスク

本投資法人の保有する不動産等のうち一又は複数が少数のテナントに賃借され、その結果、当該テナントの資力、退去、利用状況等により、当該不動産等の収益が大きく影響を受けるおそれがあります。特に、かかるテナントが賃料の減額を要求する場合はもちろん、退去する場合には、一度に多額の資金の返還を余儀なくされ、かつ、大きな面積の空室が生じるため、一時的に当該不動産等の収益が急激に悪化することがあります。

また、広い面積を一度に賃借するテナントを誘致するには時間がかかることがあり、場合によっては賃貸 条件を緩和することを求められ、その誘致期間と条件次第では、本投資法人の収益が悪影響を受けるおそれ があります。 本投資法人の保有資産には、一つのテナントに対し一棟全体を賃貸しているものが含まれていますが、既存テナントが退去した場合、その立地及び構造から代替テナントとなりうる者が少ないために、空室期間が長期化することや、代替テナント確保のために賃料水準を下げざるを得なくなることがあり、賃料収入が大きな影響を受ける可能性があります。

## e. 変動賃料に関するリスク

固定賃料に加えて、不動産等のテナントの収益等に応じた変動賃料の支払を伴う場合には、不動産等の収益等の減少が賃料総額の減少につながり、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、変動賃料の支払を伴う賃貸借契約において、変動賃料の計算の基礎となる売上等の数値について、賃貸人がその正確性について十分な検証を行えない場合があり得る上、テナントが売上等をより低位に計上し、変動賃料の金額を恣意的に引き下げようとする可能性も否定できません。その結果、本来支払われるべき金額全額の変動賃料の支払がなされず、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

### f. 不動産の偏在に係るリスク

本投資法人は、前記「2 投資方針/(1)投資方針」記載の投資方針に基づき、東京都及び東京都近郊の主要都市を中心とするポートフォリオを構築していく方針であるため東京都及び東京都近郊の主要都市における地震その他の災害や、地域経済の悪化、稼働率の低下、賃料水準の下落等により本投資法人の収益等が悪影響を受けるおそれがあります。

#### (イ) 不動産の瑕疵に関するリスク

不動産には権利、地盤地質、構造等に関して欠陥、瑕疵等が存在している可能性があります。かかる瑕疵には、例えば、建物の構造、用いられる材質、地盤、特に土地に含有される有毒物質、地質の構造等に関する欠陥や瑕疵等のほか、不動産には様々な法規制が適用されているため、法令上の規制違反の状態をもって瑕疵とされることもあり得ます。権利に関しては、不動産をめぐる権利義務関係の複雑性ゆえに、本投資法人が取得した権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けたり、第三者の権利を侵害していることが後になって判明したりする可能性があります。これらの欠陥や瑕疵等により、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

本資産運用会社が不動産等の選定・取得の判断を行うにあたっては、対象となる不動産等について専門業者からエンジニアリングレポートを取得するとともに、原則として当該不動産等の売主から譲渡の時点における一定の表明及び保証を取得しています。しかし、これらの表明及び保証の内容が真実かつ正確である保証はありませんし、エンジニアリングレポートで指摘されなかった事項や売主が表明及び保証した事項であっても、取得後に欠陥、瑕疵等が判明する可能性もあります。なお、本投資法人は、不動産等の売主が表明及び保証を行わない場合や、不動産等の売主が瑕疵担保責任を負わない場合にも、当該不動産等を取得する可能性があります。その他、不動産等を取得するまでの時間的制約等から、隣接地権者からの境界確定同意が取得できないまま、当該不動産等を取得する可能性もあります。

本投資法人は不動産等を取得するにあたって、不動産登記簿を確認する等売主の所有権の帰属に関する調査を行いますが、不動産登記にいわゆる公信力がない一方で、実際の取引において売主の権利帰属を確実に知る方法が必ずしもあるとはいえないため、本投資法人の取得後に、売主が所有権者でなかったことが判明する可能性があります。また、本投資法人が取得した権利が第三者の権利の対象になっていることや第三者の権利を侵害していることが、本投資法人の取得後になって判明する可能性があります。

また、売主が表明及び保証を行った場合や、売主が瑕疵担保責任を負担した場合であっても、売主に対して、表明及び保証した事実が真実でなかったことを理由とする損害賠償責任や瑕疵担保責任を追及しようとしても、売主の損害賠償責任又は瑕疵担保責任の責任額や負担期間が限定されていたり、売主がSPC(特別目的会社)である等売主の資力が不十分であったり、売主が解散等により存在しなくなっている等の事情により、実効性がない可能性があります。

不動産信託受益権においても、直接の売買対象である不動産信託受益権又はその原資産である不動産に隠れた瑕疵があった場合については、上記と同様のリスクがあります。そこで、不動産の信託契約及び受益権譲渡契約において、売主に信託設定日等において既に存在していた原資産である不動産の瑕疵について瑕疵担保責任を負担させ、又は一定の事実に関する表明及び保証を取得することがあります。しかし、このような責任を負担させても上記のように実効性がない場合及びそもそも責任を負担させなかった場合には、当該不動産の実質的所有者である本投資法人がこれを負担することになり、予定しない補修費用等が発生し、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。また、当該瑕疵の程度によっては、補修その他の措置を執ったとしても、不動産の資産価値の減耗を防ぐことができない可能性があります。

なお、投資法人及び信託会社は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号、その後の改正を含みます。以下「宅地建物取引業法」といいます。)上宅地建物取引業者とみなされ(同法第77条第2項、第77条の2第2項)、投資法人又は信託会社が宅地建物取引業者でない者に対して不動産を売却する場合には、宅地建物取引業法上、不動産の売主として民法上負う瑕疵担保責任を完全に排除することができません(同法第40条)。したがって、本投資法人又は不動産信託受託者が不動産の売主となる場合には一定限度の瑕疵担保責任を負うことになる場合があります。

#### (ウ) PM会社に関するリスク

一般に、建物の保守管理を含めた不動産等の管理業務全般の成否は、PM会社の能力・経験・ノウハウを含めたその業務遂行能力に強く依拠することになります。管理委託先を選定するに当たっては、当該PM会社の能力・経験・ノウハウを十分考慮することが前提となりますが、そのPM会社における人的・財産的基盤が今後も維持されるとの保証はありません。本投資法人は、直接保有する不動産に関して本投資法人が委託したPM会社につき、業務懈怠又は倒産事由が認められた場合、管理委託契約を解除すること、また、不動産を信託する信託の受益権を保有する場合には原資産である不動産に関して信託受託者が委託したPM会社につき、受益者としての指図権を行使し信託受託者を通じて同様に解除することはできますが、PM会社が交代する場合、後任のPM会社が任命されるまではPM会社不在又は機能不全のリスクが生じるため、当該不動産等の管理状況が悪化するおそれがあります。

#### (エ)費用に関するリスク

不動産の維持管理には、経済状況によって、インフレーション、水道光熱費等の費用の高騰、不動産管理や 建物管理に係る費用、備品調達等の管理コスト及び各種保険料等のコストの上昇、租税公課の増大その他の理 由により、不動産の運用に関する費用が増加する可能性があります。

## (オ) 専門家報告書等に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び不動産価格調査の調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものにとどまり、客観的に適正な不動産価格と一致するとは限りません。同じ物件について鑑定、調査等を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期、収集した資料等の範囲等によって鑑定評価額、調査価格の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定、調査等の結果は、現在又は将来において当該鑑定評価額や調査価格により当該不動産の売買が可能であると保証又は約束するものではありません。

建物環境リスク評価書及び土壌汚染リスク評価書も、個々の調査会社が行った分析に基づく意見の表明であり、評価方法、調査の方法等によってリスク評価の内容が異なる可能性があります。また、かかる報告書は、専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、土壌汚染等の環境上の問題が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

エンジニアリングレポート、地震リスク評価報告書等についても、建物の状況及び構造に関して専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、不動産に欠陥、瑕疵が存在しないことを保証又は約束するものではありません(不動産の欠陥・瑕疵に関するリスクについては、前記「(イ)不動産の瑕疵に関するリスク」をご参照ください。)。また、各調査会社が試算した修繕費用は、あくまでも調査会社の意見であり、その内容の妥当性、正確性が保証されているものではありません。また、不動産に関して算出されるPMLは、個々の専門家の分析に基づく予想値であり、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

その他、不動産に関しては様々な専門家が国家又は民間団体の資格認定を受けて業務を遂行していますが、全ての専門家が常に過誤無くあらゆる業務を遂行できるとの保証はありません。たとえば、国土交通省住宅局建築指導課は、平成25年7月22日、「指定確認検査機関等の処分について」との文書を公表し、国土交通大臣の指定確認検査機関が、確認審査において過失により法令に適合しない建物の確認済証を交付した事例で行政処分を科しています。本資産運用会社は、外部の資格を有する専門家の判断や報告に依拠して、本投資法人による資産取得を行いますが、その専門家の判断や報告が後に誤っていたとされるおそれがあり、その場合、本投資法人は重大な悪影響を受けるおそれがあります。

#### (カ) マーケットレポートへの依存に関するリスク

本投資法人は、物件の取得や売却に際し、様々な情報を得て投資判断を行いますが、その際、第三者である 専門家によるマーケットレポートでの分析を得て投資判断の材料とする場合があります。しかしながら、マー ケットレポートは、第三者によるマーケット分析を示したもので、個々の調査会社の分析に基づく意見ないし 判断であり、また、一定の前提に基づく、当該分析の時点での評価ないし意見に留まります。したがって、そ のレポートの内容が、本来存在する客観的な判断や正確な情報であるとの保証はなく、かつ、将来の想定が現 実の結果と一致しないこともあります。加えて、同じ物件の調査分析でも、調査分析を行う会社や専門家の相 違により、あるいは分析方法や調査の方法と時期の相違により、マーケットレポートでの分析の結果が異なる 可能性があります。

### (キ) 不動産の毀損・滅失・劣化に関するリスク

火災、地震、液状化、津波、暴風雨、洪水、落雷、竜巻、戦争、暴動、騒乱、テロ等(以下併せて「災害等」といいます。)により不動産が滅失、劣化若しくは毀損し、又は周辺環境の悪化等の間接被害により、その価値又は収益が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間建物の不稼働を余儀なくされ、又は建替え若しくは修繕が困難であること等により、賃料収入が減少し若しくは得られなくなり、又は当該不動産の価値が下落する可能性があります。不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で補填されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払がほかの何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人に悪影響を及ぼす可能性があります。また、保険金が支払われた場合でも、行政上の規制その他の理由により事故発生前の状態に回復させることが事実上困難である可能性があります。

加えて、災害等とりわけ広い地域に被害をもたらす大地震・大津波が起った場合、本投資法人の保有する不動産のうち複数の建物が同時に災害等の影響を受ける可能性は否定できません。本投資法人は、保有資産及び取得予定資産について、専門家による地震リスク診断に基づき地震保険の付保の要否を検討・判断しますが、その結果、地震保険を付保しないこととした物件については、地震又は地震を原因とする火災・津波・液状化等の災害により損害が生じた場合に、保険によりこれを回復することはできません。また、地震保険を付保した場合でも、対人的被害の賠償については保険でカバーされないこともあり、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生する可能性もあります。

# (ク) 取得・売却時の不動産流動性に関するリスク

一般に、不動産の有する特徴として、特に地理的位置の固定性、不動性(非移動性)、永続性(不変性)、個別性(非同質性、非代替性)等が挙げられます。また、前記の特性の他に、取引当事者の属性や取引動機等の取引事情等によってもその価格が影響される等の特性もあります。これらの特性のために、不動産は、国債・長期預金等の金融商品等に比べ一般的に流動性が相対的に低い資産として理解されています。そして、それぞれの不動産の個別性が強いため、売買において一定の時間と費用を要しますし、その時間や費用の見積もりが難しく、予想よりも多くの時間と費用が費やされ、その結果、不動産を取得若しくは売却できない可能性があります。さらに、不動産が共有物件又は区分所有物件である場合、土地と建物が別個の所有者に属する場合等、権利関係の態様が単純ではないことがあり、また、土地の使用に必要な土地所有者による貸与等の同意が想定どおりに取得できない等の可能性もあります。

経済環境や不動産需給関係の影響によって、取得を希望する物件を希望どおりの時期・条件で取得できず、又は売却を希望する物件を希望どおりの時期・条件で売却できない可能性もあります。これらの結果、本投資法人はその投資方針に従った運用ができず、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

その他、不動産等を取得するまでの時間的制約等から、隣接地権者からの境界確定同意が取得できない場合、後日、このような不動産等を処分するときに事実上の障害が発生する可能性や、境界に関して紛争が発生し、所有敷地の面積の減少、損害賠償責任の負担等、これらの不動産等について予定外の費用や損失が発生する可能性があります。同様に、越境物や地中埋設物の存在により、不動産等の利用が制限されたり賃料に悪影響を与える可能性や、それらの除去費用等の追加負担が発生することで本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

#### (ケ) 建築基準法等の既存不適格に関するリスク

建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際、原則としてこれらの規定に適合しない現に存する建物(現に建築中のものを含みます。)又はその敷地については、当該規定が適用されない扱いとされています(いわゆる既存不適格)。しかし、かかる既存不適格の建物の建替え等を行う場合には、現行の規定が適用されるので、現行の規定に合致させる必要があり、そのため費用等追加的な負担が必要となる可能性があり、また、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。例えば、駐車場の付置義務、住宅の付置義務、福祉施設の付置義務等のほか、不動産等を含む地域が現時点又は将来において、道路等の都市計画の対象となる場合には、建築制限が付されたり、敷地面積が減少したりする可能性があります。

#### (コ) 共有物件に関するリスク

本投資法人が保有する不動産等が第三者との間で共有されている場合には、当該不動産等の持分を譲渡する場合における他の共有者の先買権又は優先交渉権、譲渡における一定の手続の履践等、共有者間で締結される協定書又は規約等による一定の制限に服する場合があります。

共有物の管理は、共有者間で別段の定めがある場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされている ため(民法第252条)、持分の過半数を有していない場合には、当該不動産等の管理について本投資法人の意 向を反映させることができない可能性があります。

さらに、共有者は共有物の分割請求権を有するため(民法第256条)、共有者の請求により不動産等が分割される可能性があり、その場合の分割の方法によっては、本投資法人が金銭による価格賠償しか受けられない可能性があります。共有者間で不分割の合意(民法第256条)がある場合であっても、この合意の効力は最大5年であり、合意の有効期間が満了したり、その合意が未登記であるために第三者に対抗できないことがあります。また、共有者間で不分割の合意がある場合であっても、共有者について破産手続、会社更生手続又は民事再生手続が開始された場合は共有物の分割が行われる可能性があります(破産法第52条、会社更生法第60条、民事再生法第48条)。

他の共有者の共有持分に抵当権又は根抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた不動産全体について、当該共有者(抵当権設定者)の持分割合に応じて当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。したがって、本投資法人の不動産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、分割後の本投資法人の不動産についても、他の共有者の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶこととなるリスクがあります。

共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため(民法第249条)、他の共有者によるこれらの権利行使によって当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

共有者と共同して不動産等を第三者に賃貸している場合、賃貸借契約に基づく各共有者の権利が不可分債権 とみなされ、当該賃貸借契約に基づく権利の全体が当該共有者の債権者等による差押等の対象となる可能性が あります。また、共有物に係る賃貸借契約に基づく敷金返還債務が共有者間の不可分債務とみなされた場合に は、本投資法人の持分に対応する部分のみならず、当該賃貸借契約に基づく敷金返還債務の全部について、本 投資法人がテナントに対して債務を負担する可能性があります。

さらに、共有者は自己の持分を原則として自由に処分することができるため、本投資法人の意向にかかわりなく不動産等の共有者が変更される可能性があります。

共有者が自ら負担すべき公租公課、修繕費、保険料等の支払又は積立てを履行しない場合、本投資法人が影響を受ける場合があります。

# (サ) 区分所有建物に関するリスク

区分所有建物とは建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号、その後の改正を含みます。以下「区分所有法」といいます。)の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分(居室等)と共有となる共用部分(エントランス部分等)及び建物の敷地部分から構成されます。本投資法人が保有する不動産等が区分所有物件である場合には、管理規約が定められていない場合を除き、その管理及び運営は区分所有者間で定められる管理規約に服することに加えて、区分所有権を譲渡する場合における他の区分所有者の先買権又は優先交渉権、譲渡における一定の手続の履践等、管理規約による一定の制限に服する場合があります。しかも、管理規約は、原則として区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の多数決によって変更できるため(建物の区分所有等に関する法律第31条)、本投資法人が議決権の4分の3を有していない場合には、区分所有物件の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。

また、区分所有者は、自己の専有部分を原則として自由に処分することができるため、他の区分所有者の意向に関わりなく区分所有者が変更される可能性があり、新たな区分所有者の資力や属性等によっては、当該不動産の価値や収益が減少する可能性があります。

区分所有法上、各区分所有者は管理規約に別段の定めがない限り、その持分に応じて共用部分の負担に任ずることとされ、これに反して他の区分所有者が自己の負担すべき公租公課、修繕費、保険料等の支払又は積立てを履行しない場合、本投資法人が影響を受ける場合があります。

区分所有建物では、専有部分と敷地利用権(敷地利用権とは、区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利をいいます。)の一体性を保持するため、管理規約で別段の定めがない限り、専有部分と敷地利用権を分離して処分することが禁止されます。敷地権(敷地権とは、敷地利用権をもとに、区分所有建物の敷地になっている土地について建物と一体化されている権利をいいます。)の登記がなされていない場合には、善意の第三者に対する分離処分は有効になります。また、区分所有建物の敷地が数筆に分かれ、区分所有者が、それぞれその敷地のうちの一筆又は数筆の土地について、単独で所有権、賃貸借等を敷地利用権(いわゆる分有形式の敷地利用権)として有している場合には、分離して処分することが可能とされています。このように、専有部分とそれに係る敷地利用権が分離して処分された場合、敷地利用権を有しない専有部分の所有者が出現する可能性があり、区分所有建物と敷地の権利関係が複雑になり、不動産に関する流動性に悪影響を与える可能性があります。

使用貸借権やそれに類似した利用権設定関係の合意は、区分所有法上、新たな区分所有建物の買受人等の特定承継人(当該敷地のみを譲り受けた第三者も含みます。)に対して効力を生じる(区分所有法第8条、第54条)合意とは解されない債権的合意であるため、理論上、特定承継人が合意の存在を無視して、敷地の一部の所有権(又は共有権)に基づき、その敷地を無償で利用している他の区分所有者に対して区分所有建物の明渡しを請求できないとは言い切れません。このような区分所有建物と敷地の関係を反映して、区分所有建物の場合には、不動産に関する流動性に悪影響を与える可能性があります。

さらに本投資法人の意向に関わりなく、他の区分所有者は自己の専有部分を原則として自由に賃貸その他使用収益することができ、他の区分所有者による使用収益の状況によって本投資法人が影響を受ける可能性があります。

## (シ) 借地権等に関するリスク

本投資法人は、敷地利用権(土地の賃借権、転借権等)と借地権設定地上の建物に投資することがありますが、このような物件は、土地建物ともに所有する場合に比べ、特有のリスクがあります。

まず、敷地利用権は、永久に存続するものではなく、定期借地権の場合は借地契約に定める期限の到来により当然に消滅し、又は普通借地権の場合は期限の到来時に借地権設定者側が更新を拒絶しかつ借地権設定者側に更新を拒絶する正当な事由がある場合には消滅します。また、借地権者側に地代不払等の債務不履行があれば解除により終了することもあります。借地権が消滅すれば、建物買取請求権が確保されている場合を除き、建物を取り壊して土地を返還しなければなりません。仮に、建物買取請求が認められても本投資法人が希望する価格で買い取られる保証はありません。

さらに、敷地が売却され、又は抵当権の実行により処分されることがありますが、この場合に、本投資法人が借地権について民法又は借地借家法等の法令に従い対抗要件を具備しておらず、又は競売等が先順位の対抗要件を具備した担保権の実行によるものである場合、本投資法人は、譲受人又は買受人に自己の借地権を主張できないこととなります。

また、借地権が土地の賃借権である場合には、これを取得し、又は譲渡する場合には、賃貸人の承諾が必要です。かかる承諾が速やかに得られる保証はなく、また、得られたとしても承諾料の支払を要求されることがあります。その結果、本投資法人が希望する時期及び条件で建物を処分することができないおそれがあります。また、本投資法人が借地権を取得するに際して保証金を差し入れた場合において、借地を明け渡す際に、敷地所有者の資力が保証金返還に足りないときは、保証金の全部又は一部の返還を受けられないおそれがあります。あるいは、敷地利用権の契約更新時に敷地の所有者へ更新料の支払を余儀なくされることがあります。

上記に加えて、建築基準法に基づく制度により、敷地利用権として隣接地等の余剰容積が移転されている場合があり(以下「空中権」といいます。)、借地権と同様に期間満了又は建物の滅失等により空中権が消滅する場合があります。

なお、本投資法人の保有資産及び取得予定資産については原資産の土地の一部又は全部が借地となっている ものがあります。

#### (ス) 底地物件に関するリスク

本投資法人は、第三者が賃借してその上に建物を所有している土地、いわゆる底地を取得することがあります。借地権は、定期借地権の場合は借地契約に定める期限の到来により当然に消滅し、普通借地権の場合には期限到来時に本投資法人が更新を拒絶しかつ本投資法人に更新を拒絶する正当事由がある場合に限り消滅します。借地権が消滅する場合、本投資法人は借地権者より時価での建物買取を請求される場合があります(借地借家法第13条、借地法第4条)。普通借地権の場合、借地権の期限到来時に更新拒絶につき前記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、借地権者より時価での建物買取を請求される場合においても、買取価格が本投資法人の希望する価格以下である保証はありません。

また、借地権者の財務状況が悪化した場合又は破産手続、再生手続若しくは更生手続その他の倒産手続の対象となった場合、借地契約に基づく土地の賃料の支払が滞る可能性があり、この延滞賃料の合計額が敷金及び保証金等で担保される範囲を超える場合は投資家に損害を与える可能性があります。借地契約では、多くの場合、賃料等の借地契約の内容について、定期的に見直しを行うこととされています。賃料の改定により賃料が減額された場合、投資家に損害を与える可能性があります。借地権者は借地借家法第11条に基づく土地の借賃の減額請求をすることができ、これにより、当該底地から得られる賃料収入が減少し、投資家に損害を与える可能性があります。

#### (セ) 有害物質又は放射能汚染等に関するリスク

本投資法人が取得した土地について産業廃棄物やダイオキシン等の有害物質が埋設されている場合、当該土地及び建物の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替や洗浄等が必要となって予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。この点に関連して、土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号、その後の改正を含みます。以下「土壌汚染対策法」といいます。)に規定する特定有害物質に係る一定の施設を設置していた場合や、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康にかかる被害が生じる可能性があると認められる場合には、その土地の所有者、管理者又は占有者等は、かかる汚染の除去及び拡散の防止その他必要な措置を講じるよう命じられることがあります(土壌汚染対策法第7条)。このような場合に本投資法人に多額の負担が生じる可能性があります。もっとも、本投資法人は、かかる負担について、その原因となった者に対し費用償還を請求できる可能性がありますが、仮にかかる請求が可能な場合であっても、その者の財産状況が悪化しているような場合には、本投資法人の損害を回復することができない可能性があります。その結果、本投資法人が損害を受ける可能性があります。

また、本投資法人が取得した建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材等が使用されている場合若しくは使用されている可能性がある場合又はPCBが保管されている場合等には、状況によって当該建物及びその敷地の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、かかる有害物質を除去するために建材等の全面的又は部分的交換や保管・撤去費用等が必要となり、予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。

なお、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、不動産等の所有者は損害を賠償する義務を 負う可能性があります。その結果、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

さらに、原子力発電所の事故等により、不動産等又はその所在周辺地域において、放射能汚染又は風評被害が発生し、当該地域における社会的ないし経済的活動が阻害され、その結果、当該不動産等の収益性やその価値が大幅に減少する可能性があります。その他、原子力発電所の事故処理に長期間を要することとなる場合、当該不動産等の所在する地域だけでなく、不動産市場や金融市場、さらには日本経済全体も影響を受けることとなり、それがひいては本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

## (ソ) 不動産の所有者責任に関するリスク

本投資法人が保有する不動産等を原因として、第三者の生命、身体又は財産等を侵害した場合に、第一次的にはその占有者、そしてその占有者が損害の発生を防止するに必要な注意を行っていた場合には、その所有者が損害の賠償義務を負うため、結果的に本投資法人が予期せぬ損害を被る可能性があります(民法第717条)。

本投資法人は、その運用資産に関して原則として適切な保険を付保する予定ですが、不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、受領した保険金をもってしても原状復旧ができない場合、原状復旧に時間を要する場合又は保険契約に基づく支払が保険会社により行われない又は支払が遅れる場合には、本投資法人は悪影響を受ける可能性があります。

#### (タ) 転貸に係るリスク

#### a. 転借人に係るリスク

本投資法人は、その保有する不動産等につき、転貸を目的として賃借人に一括して賃貸することがあります。このように、賃借人に不動産等の全部又は一部を転貸させる権限を与えた場合、本投資法人は、不動産等に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があります。また、賃借人の賃料が転借人から賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

### b. 敷金等の返還義務に係るリスク

賃貸借契約が合意解約された場合その他一定の場合には賃貸人が転貸人の地位を承継し、転貸人の転借人に対する敷金等の返還義務が賃貸人に承継される可能性があります。

#### (チ) マスターリースに関するリスク

本投資法人は、賃貸する不動産をマスターリース会社に賃貸し、マスターリース会社が転貸人としてテナントに転貸する場合があります。本投資法人がマスターリース契約を締結する場合、テナント(マスターリースの場合、「テナント」とは実際の利用者(転借人)を指します。以下同じとします。)は基本的にマスターリース会社の口座に賃料を入金することになりますが、このような場合、マスターリース会社の財務状態が悪化した結果、マスターリース会社がテナントから受領した賃料について、本投資法人への支払が滞る可能性があります。

また、マスターリース契約上、マスターリース会社の倒産や契約期間満了等によりマスターリース契約が終了した場合、本投資法人が所有者として、テナントとの間の転貸借契約及び旧マスターリース会社のテナントに対する権利及び義務等を承継することが必要となる場合があります。このような場合、本投資法人がテナントに対して、賃貸人たる地位を承継した旨を通知する前に、テナントが旧マスターリース会社に賃料等を支払った場合、本投資法人はテナントに対して賃料請求ができないおそれがあり、その結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (ツ) 次世代アセットに対する投資の特性及びテナント (オペレーター) に関するリスク

#### a. オペレーターに関するリスク

本投資法人が投資する次世代アセット (有料老人ホーム及びネットワークセンター) は、テナントがオペレーターとして一定のサービスを提供します。そこで、業法規制・ノウハウ・財務体質等の各種要請から、テナント候補となりうる事業体は限定されることとなります。したがって、テナントによる運営管理が適切に行われなかった場合又はテナントに一定の交代事由が生じた場合であっても、機動的にテナント交代ができず、結果的に、当該物件及び本投資法人のレピュテーションを損ない、ひいては、本投資法人の収益及び市場価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

また、本投資法人は、本書提出日現在の有料老人ホームの介護事業者の財務基盤、実績、業容、社内態勢等に鑑み、当面、バックアップオペレーターを選任し、介護事業者の運営に係るバックアップをあらかじめ用意すべきとの必要性は低いものと考えています。しかしながら、オペレーターの業務運営に支障が生じた場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

# b. 物件の汎用性に関するリスク等

次世代アセット(有料老人ホーム及びネットワークセンター)は、建物の構造、間取り、付帯施設、立地、建築基準法による用途制限等の点で、テナント又はオペレーターのニーズに応じて、その業務特性を反映した建物の構造や設備を有することが一般的です。したがって、将来テナントやオペレーターが退去した際には、その建物を、オフィスや住居等の用途に容易に転用が可能でないことが一般的です。したがって、次世代アセットの用途の変更には、多額の費用が掛かり、又は転用自体が困難な場合があり、また、用途が限定されることで購入先が限られて想定した価格で売却できない可能性があります。その結果、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

なお、本書提出日現在、有料老人ホーム及びネットワークセンターを次世代アセットと位置づけていますが、将来において、社会的ニーズの高まりと、堅実な需要が見込まれると本投資法人が判断する場合には、次世代アセットの具体的範囲は拡大し又は変化することがあります。

#### c. 有料老人ホームに係る入居一時金に関するリスク

有料老人ホームにおいては、介護事業者は入居者から一定の入居一時金を収受する場合があり、入居一時金は各有料老人ホーム毎に決められている償却期間・償却率によって償却され、入居者が償却期間内に退去する場合には、残存額が返還されることになります。本投資法人は、有料老人ホームを保有し介護事業者に賃貸する形式で運用を行っているため、有料老人ホームの物件を取得するに際し、入居契約及び入居一時金の返還債務を承継することは想定されません。したがって、有料老人ホームは介護事業者により管理されることとなりますが、介護事業者の事業内容及び財務内容が悪化した場合において、入居者が介護事業者に対してのみならず、本投資法人に対しても入居一時金残額の返還を求める等、本投資法人としては、法的には許容できない対応を求めてこないとの保証はありません。

#### d. 有料老人ホームに係る制度改正に関するリスク

有料老人ホームに関連する法令、ガイドラインの改正や介護保険等の制度改正等が有料老人ホームの運営や競争環境に影響を及ぼし、本投資法人が保有する施設の収益に影響を及ぼし、ひいては当該施設の資産価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (テ) 将来における法令等の改正に関するリスク

消防法等その他不動産の建築・運営・管理に影響する関係法令や条例の改正等により、不動産等の管理費用等が増加する可能性があります。また、建築基準法、都市計画法、大規模小売店舗立地法等の行政法規の改正等、新たな法令等の制定及びその改廃、又は、収用、再開発、区画整理等の事業により、不動産等に関する権利が制限される可能性があります。さらに、エネルギーや温室効果ガス削減を目的とした法令、条例等の、将来環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、追加的な費用負担が発生したり、大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務、所有者としての無過失責任等が課されたりする可能性があります。

## (ト) テナントによる不動産の使用に基づく価値減損に関するリスク

テナントによる不動産等の利用状況により、当該不動産等の法令等への適合性に問題が生じ、又は当該不動産等の資産価値や、本投資法人の収益に悪影響が及ぶ可能性があります。また、テナントの属性によっては、運用資産である不動産等のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。

なお、本投資法人は、かかるリスクを低減するため、PM会社を通じてテナントの不動産等の利用状況の調査を行っていますが、個々のテナントの利用状況を完全に監督できる保証はなく、また、本投資法人の承諾なしにテナントによる転貸借や賃借権の譲渡がなされるおそれもあり、かかるリスクが現実化しないという保証はありません。

### (ナ) 売主の倒産等の影響に関するリスク

一般に、不動産等を売却した後に売主が倒産手続に入った場合、当該不動産等の売買又は売買についての対抗要件具備が当該売主の管財人により否認される可能性があります。また、財産状態が健全でない売主が不動産等を売却した場合、当該不動産等の売買が当該売主の債権者により詐害行為を理由に取り消される可能性があります。

上記否認の問題は、売主の前所有者(本投資法人から見て前々所有者等)が倒産した場合にも生じ得ます。 すなわち、本投資法人が、不動産等を取得した際に、前所有者である売主が前々所有者から否認を主張される 原因があることを認識していた場合には、かかる否認の効力が転得者である投資法人にも及ぶことになります (破産法第170条、会社更生法第93条、民事再生法第134条)。

また、売買取引を担保付融資取引であると法的に性格づけることにより、依然としてその目的物が売主(又は倒産手続における管財人ないし財団)に属すると解される可能性があり、特に担保権の行使に対する制約が、破産手続等に比較して相対的に大きい会社更生手続においては深刻な問題となり得ます。

## (二) 開発物件に関するリスク

本投資法人は、建物竣工を条件として竣工前の物件の購入につき合意する場合があり、竣工を条件として予め開発段階で売買契約を締結する場合には、既に竣工済みの物件を取得する場合に比べて、次のようなリスクが加わります。

- a. 開発途中において、災害等により、又は工事における事故その他の予期し難い事由の発生により、あるいは地中障害物、埋蔵文化財若しくは土壌汚染等の発見により、開発が遅延、変更又は中止されるリスク
- b. 工事請負業者の倒産若しくは請負契約の不履行により、又は行政上の許認可手続の遅延等により、開発が遅延、変更又は中止されるリスク
- c. 竣工後のテナントの確保が当初の期待を下回り、見込みどおりの賃貸事業収入を得られないリスク
- d. 上記の事由その他により開発コストが当初の予想を大幅に上回り、又はその他予期せぬ事情により開発が遅延、変更若しくは中止されるリスク

上記のリスクが顕在化した場合には、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があります。また、予定された時期に物件の引渡しを受けられないおそれや予定どおりの収益をあげられないおそれがあります。さらに、予定外の費用や損失を本投資法人が被る可能性があり、その結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、本投資法人は法令及び規約に従い、保有する建物の増築、建替その他開発行為を行うことがあります。この場合、建物竣工を条件として竣工前の物件を購入する場合に想定される上記の開発リスク類似のリスクが、増築、建替その他開発行為を行う保有資産につき生じることがあります。

### (ヌ) 資産の組入れ・譲渡等に関するリスク

本投資法人は、今後、本書に記載された資産以外の新たな資産の取得を決定し、あるいは物件の売却や交換のほか、新たな資産取得又は譲渡に向けたその他の手法を利用する可能性があります。資産取得又は譲渡の決定は、本書提出から間もない時点で適時開示により公表される場合もありえます。

実際に物件取得を行う旨合意し適時開示を行った場合にも、内装工事や修繕、物件の特性、売主その他の権利者との協議の結果として、実際の引渡し・資産運用の開始までに一定期間を要することがあり、その他、売主との間で締結した不動産又は信託受益権の売買契約において定められた一定の条件が成就しない等又はその他の理由により、取得予定資産を予定した期日に取得することができない場合があります。物件取得の合意から引渡しまでの間に、経済環境が著しく変動した場合等においては、当該資産を購入することができないおそれも否定できず、その結果、予定した収益を上げることが困難となるおそれがあります。

#### (ネ) フォワード・コミットメント等に関するリスク

本投資法人は、不動産等の取得にあたって、先日付での売買契約であって、契約締結日から1ヶ月以上経過した後に決済・物件引渡しを行うこととしているもの及びその他これに類する契約(以下「フォワード・コミットメント」といいます。)を締結することがあります。フォワード・コミットメントは、契約締結から決済までに一定の期間があることから、その間の経済環境の変化等により決済のための資金が調達できず、不動産等を取得できない可能性があります。また、本投資法人側の理由により物件の取得を中止した場合には、違約金や損害賠償義務等を負担する可能性もあります。これらの結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (ノ) 敷金・保証金の利用に関するリスク

本投資法人は、不動産等のテナントが賃貸人に対し無利息又は低利で預託した敷金又は保証金を運用資産の取得資金の一部として利用する場合があります。しかし、テナントとの交渉等により、本投資法人の想定よりもテナントからの敷金及び保証金の預託額が少なくなり、又は賃貸借契約の中途解約により、預託期間が短くなる可能性があります。この場合、必要な資金を借入れ等により調達せざるを得なくなり、その結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

### (ハ) 地球温暖化対策に係るリスク

現在及び将来において、法令や条約等により、地球温暖化対策として、一定の不動産等の所有者や利用者に温室効果ガス排出に関する報告や排出量制限の義務が課されることがあり、またその規制が今後さらに強化される可能性があります。これらの規制の結果、テナントの事業が制約され又は費用等の負担が増す可能性があるほか、本投資法人の保有する建物の改修や施設拡充を実施したり、排出権や再エネクレジットを取得する等の負担につながるおそれもあります。これらの場合、本投資法人の収益は悪影響を受けるおそれがあります。

#### ④ 投資法人の運用資産:信託の受益権特有のリスク

本投資法人が、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権を取得する場合には、以下のような信託の受益権特有のリスクがあります。

なお、以下、平成19年9月30日施行の信託法(平成18年法律第108号、その後の改正を含みます。)を「新信託法」といい、同日施行の信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号、その後の改正を含みます。以下「信託法整備法」といいます。)による改正前の信託法(大正11年法律第62号、その後の改正を含みます。)を「旧信託法」といい、信託契約に別段の定めがない限り、平成19年9月30日より前に効力を生じた信託契約については、信託財産についての対抗要件に関する事項を除き、旧信託法が適用されます(信託法整備法第2条)。

#### (ア) 信託受益者として負うリスク

信託受益者とは信託の利益を享受するものですが、他方で、旧信託法の下では、受託者が信託事務の処理上発生した信託財産に関する租税、受託者の報酬、信託財産に瑕疵があることを原因として第三者が損害を被った場合の賠償費用等の信託費用については、最終的に受益者が負担することになっています(旧信託法第36条第2項)。すなわち、信託受託者が信託財産としての不動産を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的には全て受益者に帰属することになります。従って、本投資法人が不動産、不動産の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権を取得する場合には、信託財産に関する十分なデューディリジェンスを実施し、保険金支払能力に優れる保険会社を保険者、受託者を被保険者とする損害保険を付保すること等、本投資法人自ら不動産を取得する場合と同等の注意をもって取得する必要があり、一旦不動産、不動産の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権を保有するに至った場合には、信託受託者を介して、原資産が不動産である場合と実質的にほぼ同じリスクを受益者たる本投資法人が負担することになり、その結果、本投資法人の収益又は存続に悪影響を及ぼすおそれがあります。新信託法の下では、旧信託法第36条第2項が廃止され、原則として信託受益者がこのような責任を負うことはなくなりましたが、信託受益者と信託受託者の間で信託費用等に関し別途の合意をした場合には、当該合意に従い信託受益者に対し信託受託者から信託費用等の請求がなされることがあり(新信託法第48条第5項、第54条第4項)、その場合には同様に本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

## (イ) 信託受益権の流動性に関するリスク

本投資法人が信託受益権を保有し、信託受託者を通じて信託財産としての不動産を処分する場合には、既に述べた不動産の流動性リスクが存在します。また、信託受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を契約上要求されるのが通常です。さらに、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する場合の信託受益権については金融商品取引法上の有価証券とみなされますが、譲渡に際しては債権譲渡と同様の譲渡方法によるため(新信託法第94条)、株券や社債券のような典型的な有価証券ほどの流動性があるわけではありません。また、信託受託者は原則として瑕疵担保責任を負っての信託不動産の売却を行わないため、本投資法人の意思にかかわらず信託財産である不動産の売却ができなくなる可能性があります。

## (ウ) 信託受託者に関するリスク

# a. 信託受託者の破産・会社更生等に関するリスク

信託法上、受託者が倒産手続の対象となった場合に、信託財産が破産財団又は更生会社の財産その他受託者の固有財産に属するか否かに関しては、旧信託法の下では、明文の規定はないものの、同法の諸規定、とりわけ信託財産の独立性という観点から、登記等の対抗要件を具備している限り、信託財産が受託者の破産財団又は更生会社の財産その他受託者の固有財産に帰属するリスクは極めて低いと判断されます。新信託法においては、信託財産は信託受託者の固有財産に属しない旨が明文で規定されています(新信託法第25条第1項、第4項及び第7項)。但し、信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要がありますので、不動産を信託する信託の受益権については、この信託設定登記がなされるものに限り本投資法人は取得する予定です。しかしながら、必ずこのような取扱いがなされるとの保証はありません。

# b. 信託受託者の債務負担に伴うリスク

信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、あるいは信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託する信託の受益権を財産とする本投

資法人が不測の損害を被る可能性があります。かかるリスクに備え、旧信託法及び新信託法は信託の本旨に 反した信託財産の処分行為の取消権を受益者に認めていますが、本投資法人は、常にかかる権利の行使によ り損害を免れることができるとは限りません。

## (エ) 信託受益権の準共有等に関するリスク

信託受益権が準共有されている場合、単独で保有する場合には存在しない種々の問題が生じる可能性があります。旧信託法の下では所有権以外の財産権の準共有については、所有権の共有に関する規定が可能な限り準用されます(民法第264条)。新信託法の下では信託受益者が複数の場合の意思決定の方法に関する明文規定があり(新信託法第105条以下)、信託受益権が準共有されている場合にもかかる規定の適用があるものと解されるため、所有権の共有に関する民法の規定に優先してかかる規定がまず適用されます。

旧信託法の下では、準共有者間で別段の定めをした場合を除き、準共有されている信託受益権の変更に当たる行為には準共有者全員の合意を要し(民法第251条)、変更に当たらない管理は、準共有者の準共有持分の過半数で決定する(民法第252条)ものと考えられます。従って、特に本投資法人が準共有持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営についての信託受益者の指図に本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。

一方、新信託法の下では、信託契約において意思決定の方法が定められていない場合、一定の行為を除き、準共有者の全員一致によることになるものと解されます(新信託法第105条第1項本文)。この場合には、他の準共有者全員が承諾しない限り、当該不動産の管理及び運営についての信託受益者の指図に本投資法人の意向を反映させることができないこととなります。また、信託契約において別の意思決定の方法が定められている場合でも、当該方法が本投資法人の意向を反映するような形で定められているとは限らず、同様に信託受益者の指図に本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。

準共有持分の処分については、旧信託法及び新信託法いずれの下でも、準共有者は、信託受託者の承諾を得ることを条件として、自己の準共有持分を自己の判断で処分することができます。従って、本投資法人の意向にかかわりなく他の準共有者が変更される可能性があります。準共有者の間において信託契約とは別の協定書等において、準共有者が準共有持分を処分する場合に他の準共有者に先買権若しくは優先交渉権を与え、又は一定の手続の履践義務等が課されることがあります。この場合は、本投資法人の知らない間に他の準共有者が変動するリスクは減少しますが、本投資法人がその準共有持分を処分する際に制約を受けることになります。

信託受益権の準共有者が信託受託者に対して有する信託交付金の請求権及び信託受託者に対して負担する信託費用等の支払義務は、別段の合意のない限り、準共有される財産に関する債権債務として不可分債権及び不可分債務であると一般的には解されています。従って、他の準共有者の債権者が当該準共有者の準共有持分の割合を超えて信託交付金請求権全部を差し押さえ、又は他の準共有者が信託受託者からの信託費用等の請求をその準共有持分の割合に応じて履行しない場合に、本投資法人が請求された全額を支払わざるを得なくなる可能性があります。不動産自体が共有されている場合と同様、これらの場合、本投資法人は、差し押さえられた信託交付金請求権のうち自己の準共有持分に応じた金額の支払や支払った信託費用等のうち他の準共有者の準共有持分に応じた金額の償還を当該他の準共有者に請求することができますが、当該他の準共有者の資力の如何によっては、支払又は償還を受けることができない可能性があります。

#### ⑤ 匿名組合出資持分への投資に関するリスク

本投資法人はその規約に基づき、不動産に関する匿名組合出資持分への投資を行うことがあります。本投資法人が出資する匿名組合では、本投資法人の出資を営業者が不動産等に投資しますが、当該不動産等に係る収益が悪化した場合、当該不動産等の価値が下落した場合や匿名組合に係る不動産等が想定した価格で売却できない場合等には、当該匿名組合出資持分より得られる運用益や分配される残余財産の減少等により損害を被る可能性があります。また、匿名組合出資持分については契約上譲渡が禁止若しくは制限されている場合があり、又は、確立された流通市場が存在しないため、その流動性が低く、本投資法人が譲渡を意図しても、適切な時期及び価格で譲渡することが困難な場合があります。また、匿名組合出資持分への投資は、営業者が開発する新規物件に係る優先交渉権の取得を目的として行われることがありますが、かかる優先交渉権により当該新規物件を取得できる保証はありません。

# ⑥ 特定目的会社の優先出資証券への投資に関するリスク

本投資法人はその規約に基づき、資産流動化法に基づく特定目的会社がその資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする場合、その優先出資証券への投資を行うことがあります。かかる優先出資証券への投資を行う場合にも、本投資法人は、税法上の導管性要件(後記「⑧税制に関するリスク/(ア)導管性要

件に関するリスク」をご参照ください。)に抵触することなく保有する意向です。また、規約に基づき中長期の 安定運用を目標としているため、取得した優先出資証券につき短期間でその売却を行うことは意図しておりませ ん。但し、売却する方が本投資法人にとってより経済的な合理性があると判断される場合、その売却を行うこと があります。

しかしながら、優先出資証券については確立された流通市場が存在しないため、その流動性が低く、従って売却を意図してもその売却が困難な場合があり、又は、予定より低い価額での売買を余儀なくされる可能性があります。また、特定目的会社の投資する不動産に関する収益が悪化した場合や当該不動産の価値が下落した場合又は特定目的会社の開発する不動産が予想した価格で売却できない場合、さらには導管体である特定目的会社において意図されない課税が生じた場合等には、当該特定目的会社の発行する優先出資証券に投資した本投資法人が当該優先出資証券より得られる運用益や分配される残余財産の減少等により損害を被るおそれがあります。また、優先出資証券の発行をした特定目的会社が自ら土地又は土地の賃借権を取得してその上に建物を建築する場合もあり、そのような場合には、前記「③投資法人の運用資産:原資産である不動産特有のリスク/(二)開発物件に関するリスク」に記載のリスクがあります。

## ⑦ 減損会計の適用に関するリスク

固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)が、平成17年4月1日以後開始する事業年度より強制適用されることになったことに伴い、本投資法人においても第1期営業期間より「減損会計」が適用されています。「減損会計」とは、主として土地・建物等の事業用不動産について、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことをいいます。

今後の不動産市場の動向及び運用資産の収益状況等によっては、会計上減損損失が発生し、本投資法人の財務 状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、税務上は当該資産の売却まで損金を認識することができない(税務上の評価損の損金算入要件を満たした場合や減損損失の額のうち税務上の減価償却費相当額を除きます。)ため、税務と会計の齟齬が発生し、税務上のコストが増加する可能性があります。

#### ⑧ 税制に関するリスク

#### (ア) 導管性要件に関するリスク

税法上、投資法人に関する課税の特例規定により、一定の要件(導管性要件)を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。

	投資法人の主な導管性要件
支払配当要件	配当等の額が配当可能利益の額の90%超であること (利益を超えた金銭の分配を行った場合には、金銭の分配の額が配当可能額の 90%超であること)
国内50%超 募集要件	投資法人規約において、投資口の発行価額の総額のうちに国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨の記載又は記録があること
借入先要件	機関投資家(租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定するもの をいいます。次の所有先要件において同じです。)以外の者から借入れを行っ ていないこと
所有先要件	事業年度の終了の時において、発行済投資口が50人以上の者によって所有されていること又は機関投資家のみによって所有されていること
非同族会社要件	事業年度の終了の時において、投資主の1人及びその特殊関係者により発行済 投資口総数あるいは議決権総数の50%超を保有されている同族会社に該当して いないこと
会社支配禁止要件	他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと(一定の海外子会社を除きます。)

本投資法人は、導管性要件を満たすよう努める予定ですが、今後、下記に記載した要因又はその他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が導管性要件を満たすことができなかった場合、利益の配当等を損金算入することができなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配金額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### a. 会計処理と税務処理との不一致によるリスク

会計処理と税務処理との不一致が生じた場合、会計上発生した費用・損失について、税務上その全部又は一部を損金に算入することができない等の理由により、法人税等の税負担が発生し、配当の原資となる会計上の利益は減少します。支払配当要件における配当可能利益の額(又は配当可能額)は会計上の税引前利益に基づき算定されることから、多額の法人税額が発生した場合には、配当可能利益の額の90%超の配当(又は配当可能額の90%超の金銭分配)ができず、支払配当要件を満たすことが困難となる可能性があります。なお、この配当可能利益の額(又は配当可能額)の算定上、特別損失に計上した減損損失と営業費用に計上したのれんの償却額につき発生する法人税額については、一定の配慮がなされています。

b. 資金不足により計上された利益の配当等の金額が制限されるリスク

借入先要件に基づく借入先等の制限や資産の処分の遅延等により機動的な資金調達ができない場合には、 配当の原資となる資金の不足により支払配当要件を満たせない可能性があります。

## c. 借入先要件に関するリスク

本投資法人が何らかの理由により機関投資家以外からの借入れを行わざるを得ない場合又は本投資法人の既存借入金に関する貸付債権が機関投資家以外に譲渡された場合、あるいはこの要件の下における借入金の定義が税法上において明確ではないためテナント等からの預り金等が借入金に該当すると解釈された場合においては、借入先要件を満たせなくなる可能性があります。

d. 投資主の異動について本投資法人のコントロールが及ばないリスク

本投資口が市場で流通することにより、本投資法人のコントロールの及ばないところで、所有先要件あるいは非同族会社要件が満たされなくなる可能性があります。

## (イ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により更正処分を受け、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において行った利益の配当等の損金算入が否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配金額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (ウ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、規約において、特定不動産(不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。)の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とすること(規約第28条第5項第(1)号)としています。本投資法人は、上記内容の投資方針を規約に定めること、及びその他の税法上の要件を充足することを前提として、直接に不動産を取得する場合の不動産流通税(登録免許税及び不動産取得税)の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更された場合には、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

#### (エ) 一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、不動産信託受益権その他本投資法人の資産に関する税制若しくは本投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資口に係る利益の配当、資本の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資口の保有又は売却による投資主の手取金の額が減少し、又は税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

### (2) リスクに対する管理体制

本投資法人は、前記に記載した各々のリスクに関し、本投資法人自らが投信法及び関連法規に定められた規則を遵守するとともに、本資産運用会社において適切な社内規程の整備を行い、併せて必要な組織体制を敷き、役職員に対する遵法精神を高めるための教育等の対策を講じています。

具体的な取り組みは、以下のとおりです。

## (ア) 投資法人について

本投資法人は、執行役員1名及び監督役員2名により構成される役員会により運営されています。役員会は3ヶ月に一度以上、必要に応じて随時開催され、法令及び本投資法人の「役員会規程」に定める決議事項の決議や本資産運用会社及び本投資法人の執行役員の業務の執行状況等の報告が行われます。これにより、本資産運用会社又はその利害関係人等から独立した地位にある監督役員が業務の執行状況を監督できる体制となっています。

また、監督役員は必要に応じて本資産運用会社及び資産保管会社等から本投資法人の業務及び財産の状況に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとされます。

そして、本投資法人は、内部者取引管理規程を制定し、本投資法人の役員によるインサイダー取引の防止に 努めています。同規程では、本投資法人の役員は、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債について、売 買等を行ってはならないものとされ、本投資法人の役員でなくなった後も1年間は、同規程の定めに従わなけ ればならないものとされています。

### (イ) 資産運用会社について

本資産運用会社は、各種リスクを適切に管理するために、社内規程として「リスク管理規程」を制定し、重大なリスクが生じた場合には、遅滞なく取締役会に報告する旨定めています。

加えて、利益相反リスクに対しては、本投資法人の利益が害されることを防止するために、「利害関係者取引規程」を制定し、厳格な利益相反対応ルールを設定しています。

また、本資産運用会社は、コンプライアンスに関して、法令等遵守の徹底を図るため、「コンプライアンス 規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、具体的な法令等遵守を実現させるための 実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、これに従って法令等遵守の実践に努めます。

さらに、本資産運用会社は、業務の適正性の確保と効率的運営を図るため、「内部監査規程」を制定し、適切な自己点検制度の確立を図っています。

そして、本資産運用会社は、インサイダー取引防止規程を制定し、本資産運用会社の役員及び従業員その他本資産運用会社の業務に従事する全ての者(以下「役職員等」といいます。)によるインサイダー取引の防止に努めています。同規程では、本資産運用会社の役職員等は、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債について、売買等を行ってはならないものとされ、本資産運用会社の役職員等でなくなった後も1年間は、同規程の定めに従わなければならないものとされています。

以上のように、本投資法人及び本資産運用会社は投資リスクに関する管理体制を整備していますが、このような体制が常に有効に機能する保証はありません。管理体制が有効に機能しないことによりリスクが顕在化した場合、本投資法人又は投資家に損失が生じるおそれがあります。

## 4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

該当事項はありません。

(2) 【買戻し手数料】

本投資口は投資主の請求による払戻しを行わないクローズド・エンド型です。 投資口の買戻しの制度はありません。

## (3) 【管理報酬等】

#### ① 役員報酬

## (ア) 執行役員報酬

執行役員の報酬は、1人当たり月額100万円を上限として、役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該 月の月末までに執行役員が指定する口座へ振込む方法により支払います。

## (イ) 監督役員報酬

監督役員の報酬は、1人当たり月額70万円を上限として、役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該月の月末までに監督役員が指定する口座へ振込む方法により支払います。

(注) 本投資法人は、投信法第115条の6第1項に定める執行役員又は監督役員の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うに つき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める額を限度として、役員会の決議によって免除することができます(規約第19条)。

#### ② 一般事務受託者への支払手数料

# (ア) 投資主名簿等管理事務

- a. 本投資法人は、委託事務手数料として、以下の委託事務手数料表により定められた金額を上限として本投資法人及び投資口名簿等管理人の間で別途書面により合意した金額を支払うものとします。但し、委託事務手数料表に定めのない事務で本投資法人が投資主名簿等管理人に臨時に委託する事務については、その都度本投資法人及び投資主名簿等管理人が協議のうえその手数料を定めるものとします。
- b. 投資主名簿等管理人は、上記a. の手数料を毎月末に締切り、翌月20日までに本投資法人に請求し、本投資 法人はその月末までにこれを投資主名簿等管理人の指定する銀行口座へ振り込み又は口座間振替の方法に より支払うものとします。支払日が銀行休業日の場合、前営業日を支払日とします。
- c. 上記a. 及びb. に定める委託事務手数料は、経済情勢の変動その他相当の事由がある場合は、その都度本投資法人及び投資主名簿等管理人が協議のうえ書面による合意によりこれを変更することができるものとします。

## <委託事務手数料表>

1百 口	士 ※ 和 (冰堆玩叫)			<b>社 毎 車 改</b>
項 目	手 数 料(消費税別)			対象事務
基本料	1. 毎月の基本料は、各月末現在の投資主数につき下記段階に応じ区分計算	算したものの合	1.	投資主名簿の作成、管理
	計額の6分の1。但し、月額最低基本料を200,000円とします。			及び備置き、投資主名簿
	(投資主数) (投資主1	名当たりの基本		の維持管理、期末、中間
		料)		及び四半期投資主の確定
	投資主数のうち最初の5,000名について	480円	2.	期末統計資料の作成(所
	5,000名超10,000名以下の部分について	420円		有者別、所有数別、地域
	10,000名超30,000名以下の部分について	360円		別分布状況)、投資主一
	30,000名超50,000名以下の部分について	300円		覧表の作成(全投資主、
	50,000名超100,000名以下の部分について	260円		大投資主)
	100,000名を超える部分について	225円		
	※資料提供はWebによる。書面での提供は、別途手数料が必要。			
分配金支払	1. 分配金等を受領する投資主1名につき、下記段階に応じ区分計算したも	らのの合計額。	1.	分配金支払原簿、分配金
管理料	但し、1回の対象事務の最低管理料を350,000円とします。			領収証、指定口座振込
	(投資主数) (投資主1名当	当たりの管理		票、払込通知書の作成、
	料)			支払済分配金領収証等に
	投資主数のうち最初の5,000名について	120円		よる記帳整理、未払分配
	5,000名超10,000名以下の部分について	110円		金確定及び支払調書の作
	10,000名超30,000名以下の部分について	100円		成、印紙税納付の手続き
	30,000名超50,000名以下の部分について	80円	2.	銀行取扱期間経過後の分
	50,000名超100,000名以下の部分について	60円		配金等の支払及び支払原
	100,000名を超える部分について	50円		簿の管理
	2. 指定口座振込分については1件につき130円を加算。			
	3. 各支払基準日現在の未払い対象投資主に対する支払1件につき	450円		
諸届管理料	1. 照会、受付1件につき	600円	1.	投資主等からの諸届関係
	2. 調査、証明1件につき	600円		等の照会、受付
				(投資主情報等変更通知
				の受付を含みます。)
			2.	投資主等からの依頼に基
				づく調査、証明
投資主総会	1. 議決権行使書用紙の作成1通につき	15円	1.	議決権行使書用紙の作成
関係手数料	議決権行使書用紙の集計1通につき	100円		及び返送議決権行使書の
	但し、1回の議決権行使書用紙集計の最低管理料を50,000円とします。			受理、集計
	2. 派遣者1名につき	20,000円	2.	投資主総会当日出席投資
	但し、電子機器等の取扱支援者は別途料金が必要。			主の受付、議決権個数集
				計の記録等の事務
郵便物関係	1. 封入物3種まで 期末、基準日現在投資主1名につき	35円	1.	投資主総会の招集通知、
手数料	ハガキ 期末、基準日現在投資主1名につき	23円		同決議通知、決算報告
	2. 返戻郵便物を登録する都度、郵便1通につき	200円		書、分配金領収証(又は
				計算書、振込案内)等投
				資主総会、決算関係書類
				の封入・発送事務
			2.	返戻郵便物データの管理
投資主等デ	データ1件につき	150円		振替機関からの総投資主
ータ受付料				通知の受付、新規記録に
				伴う受付、通知

<sup>(</sup>注) 「基本料」については日割り計算はしません。事務取扱開始月(初月)から事務取扱終了月まで適用するものとし、初月が1ヶ月に満たない場合は翌月分から適用するものとします。但し、市場変更等により、株主名簿等関係事務代行委託契約を再締結する場合(みずほ信託銀行株式会社における事務取扱が継続する場合)において初月が1ヶ月に満たない場合は、初月は旧契約の手数料表に基づき適用します。

## (イ)機関運営に関する一般事務

- a. 機関運営に関する一般事務に係る報酬(以下、本(イ)において「一般事務報酬」といいます。)の計算期間は、毎年3月1日から同年8月末日まで及び9月1日から翌年2月末日までの各期間とします。但し、初回の計算期間は契約締結日から平成26年8月末日までとします。
- b. 各計算期間の一般事務報酬は、本投資法人の保有する資産が不動産信託の受益権又は預金であることを前提に、以下の(a)及び(b)に定める金額とします。
  - (a) 平成26年8月末日までについて、年6,000万円を上限として当事者間で別途合意した金額。なお、円単位未満の端数は切り捨てるものとします。

- (b) 平成26年9月1日以降について、当該計算期間初日の直前の本投資法人の決算日における貸借対照表上の資産総額(投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。) に基づき、6ヶ月分の料率を記載した別表の基準報酬額表により計算した金額を上限として、当事者間で別途合意した金額。なお、円単位未満の端数は切り捨てるものとします。
- c. 本投資法人は、各計算期間の一般事務報酬を、各計算期間の終了日の翌月末日までに又は本投資法人及び機関運営事務受託者が別途合意する日までに、機関運営等事務受託者の指定する銀行口座へ振込又は口座振替の方法により支払います。支払に要する振込手数料等の費用は、本投資法人の負担とします。
- d. 経済情勢の変動等により一般事務報酬の金額が不適当となったときは、本投資法人及び機関運営等事務受 託者は、互いに協議し合意の上、一般事務報酬の金額を変更することができます。
- e. 本投資法人の保有する資産に現物不動産が含まれることになった場合には、一般事務報酬は、上記b (a) 及び (b) に定める金額に現物不動産1物件当たり月額20万円を上限として本投資法人及び機関運営等事務 受託者が合意した金額を加算した金額とします。なお、本投資法人の保有する資産に、現物不動産、不動産信託の受益権又は預金以外の資産が含まれることとなった場合には、その追加的な業務負担を斟酌する ため、本投資法人及び機関運営等事務受託者は、一般事務報酬の金額の変更について、互いに誠意をもって協議します。
- f. 本投資法人は、本(イ)に定める一般事務報酬に係る消費税及び地方消費税(以下、本(イ)において 「消費税等」といいます。)を別途負担し、機関運営等事務受託者に対する当該報酬支払いの際に消費税 等相当額を加算して支払うものとします。

#### <基準報酬額表>

○ 本中報酬税及 /	
資産総額	算定方法(6ヶ月分)
200億円以下の部分について	4, 500, 000円
200億円超1,000億円以下の部分について	資産総額 ×0.022500%
1,000億円超1,500億円以下の部分について	資産総額 ×0.018900%
1,500億円超2,000億円以下の部分について	資産総額 ×0.016200%
2,000億円超2,500億円以下の部分について	資産総額 ×0.010800%
2,500億円超3,000億円以下の部分について	資産総額 ×0.009000%
3,000億円超4,000億円以下の部分について	資産総額 ×0.008550%
4,000億円超5,000億円以下の部分について	資産総額 ×0.008100%
5,000億円超の部分について	資産総額 ×0.007650%

#### ③ 本資産運用会社への支払報酬

本投資法人は本資産運用会社に対して、本資産運用会社が行う委託業務に対する報酬として、以下の委託業務報酬を以下に定める方法及び時期にて支払うものとします。なお、本投資法人は、本資産運用会社に対して、宅地建物取引業法に定める代理・媒介に関する報酬は支払わないものとします。

#### (ア) 運用報酬

本投資法人は、本投資法人の規約第34条に定める本投資法人の各営業期間(以下、本(ア)において「営業期間」といいます。)に係る運用報酬として、下記の運用報酬 I と運用報酬 II を本資産運用会社に対して支払います。

#### (a) 運用報酬 I

各営業期間について、本投資法人の直前の営業期間の決算期における貸借対照表に記載された総資産額に、100分の0.5 (年率)を上限として本資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額(なお、各営業期間の実日数に基づき1年を365日として日割計算によるものとし、1円未満を切り捨てます。)を運用報酬Iとします。なお、本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬Iを、当該営業期間に係る決算日後、3ヶ月以内に本資産運用会社に対して支払います。

但し、本投資法人の設立後最初の営業期間の運用報酬 I については、当該営業期間中に本投資法人が取得した特定資産の取得価額(但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除きます。)に、100分の0.5 (年率)を上限として本資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額(なお、各特定資産の運用実日数に基づき1年を365日として日割計算によるものとし、1円未満を切り捨てています。)とします。

#### (b) 運用報酬 II

各営業期間について、「本投資法人の当該営業期間の決算期における運用報酬II 控除前分配可能金額(以下で定義されます。)を当該決算期末における発行済み投資口の総数で除した金額(以下、本(b)において「運用報酬II 控除前一口当たり分配金」といいます。)」に、運用報酬II 控除前営業利益(以下で定義します。)と、100分の0.004を上限として本資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額(1円未満を切り捨てます。)を運用報酬II とします。すなわち、以下の計算式で算出されます。

運用報酬Ⅱ=運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金×運用報酬Ⅱ控除前営業利益×100分の0.004を上限として本資産運用会社との間で別途合意する料率(1円未満切り捨て)

本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬Ⅱを、当該営業期間に係る決算日後、3ヶ月以内に本資産運用会社に対して支払います。

なお、「運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額」とは、日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される税引前当期純利益(控除対象外消費税等及び運用報酬Ⅱ控除前並びに負ののれん発生益控除後)に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額をいうものとします。

また、「運用報酬Ⅱ控除前営業利益」とは、日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される営業利益(控除対象外消費税等及び運用報酬Ⅱ控除前)の金額をいうものとします。

# (イ) 取得報酬

本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産(本投資法人の規約第27条に定義されるものをいいます。以下、本(ア)において同じです。)を取得した場合、取得報酬として、その取得代金(売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により取得した当該不動産関連資産の評価額、出資による場合は出資金を意味します。但し、消費税及び地方消費税、並びに取得に要する費用(もしあれば)を除きます。)に、100分の1.0(但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合は100分の0.5とします。)を上限として本資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額(1円未満を切り捨てます。)を本資産運用会社に対して支払います。本投資法人は、かかる取得報酬を、当該資産の取得日が属する月の翌月末日までに、本資産運用会社に対して支払います。

#### (ウ) 譲渡報酬

本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を譲渡し、それにより譲渡益が発生した場合、譲渡報酬として、その譲渡代金(売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により譲渡した当該不動産関連資産の評価額を意味します。但し、消費税及び地方消費税、並びに譲渡に要する費用(もしあれば)を除きます。)に、100分の1.0(但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合は100分の0.5とします。)を上限として本資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額(1円未満を切り捨てます。)を本資産運用会社に対して支払います。なお、本投資法人が不動産関連資産を譲渡し、それにより譲渡損が発生した場合、譲渡報酬は発生しないものとします。本投資法人は、かかる譲渡報酬を、当該資産の譲渡の日が属する月の翌月末日までに、本資産運用会社に対して支払います。

資産運用報酬の支払いに際しては、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を別途本投資法人が負担するものとし、本投資法人は、当該支払いに係る資産運用報酬に、それに係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、本資産運用会社の指定する銀行口座へ振込(振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。)又は口座間振替の方法により支払うものとします。

#### ④ 資産保管会社への業務手数料

- (ア)本件業務に係る報酬(以下、本④において「資産保管業務報酬」といいます。)の計算期間は、毎年3月 1日から同年8月末日まで及び9月1日から翌年2月末日までの各期間とします。但し、初回の計算期間 は、本契約締結日から平成26年8月末日までとします。
- (イ) 各計算期間の資産保管業務報酬は、本投資法人の保有する資産が不動産信託の受益権又は預金であることを前提に、以下の(a)及び(b)に定める金額とします。
  - (a) 平成26年8月末日までについて、2,000万円を上限として当事者間で別途合意した金額。なお、円単位 未満の端数は切り捨てるものとします。
  - (b) 平成26年9月1日以降について、当該計算期間初日の直前の本投資法人の決算日における貸借対照表上の資産総額(投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。)に基づき、6ヶ月分の料率を記載した別表の基準報酬額表により計算した金額を上限として、当事者間で別途合意した金額。なお、円単位未満の端数は切り捨てるものとします。
- (ウ) 本投資法人は、各計算期間の資産保管業務報酬を、各計算期間の終了日の翌月末日までに又は本投資法人及び資産保管会社が合意する日までに、資産保管会社の指定する銀行口座へ振込又は口座振替の方法により支払います。支払いに要する振込手数料等の費用は、本投資法人の負担とします。
- (エ)経済情勢の変動等により資産保管業務報酬の金額が不適当となったときは、本投資法人及び資産保管会社は、互いに協議し合意の上、資産保管業務報酬の金額を変更することができます。
- (オ) 本投資法人の保有する資産に現物不動産が含まれることになった場合には、資産保管業務報酬は、上記 (イ) (a) 及び (b) に定める金額に現物不動産1物件当たり月額20万円を上限として本投資法人及び資産保管会社が合意した金額を加算した金額とします。なお、本投資法人の保有する資産に、現物不動産、不動産信託の受益権又は預金以外の資産が含まれることとなった場合には、その追加的な業務負担を斟酌するため、本投資法人及び資産保管会社は、資産保管業務報酬の金額の変更額について、互いに誠意をもって協議します。

(カ) 本投資法人は、本④に定める資産保管業務報酬に係る消費税及び地方消費税(以下、本(カ)において「消費税等」といいます。)を別途負担し、資産保管会社に対する当該報酬支払いの際に消費税等相当額を加算して支払うものとします。

# <業務手数料の計算方法>

資産総額	算定方法 (6 ケ月分)
200億円以下の部分について	1,500,000円
200億円超1,000億円以下の部分について	資産総額 ×0.007500%
1,000億円超1,500億円以下の部分について	資産総額 ×0.006300%
1,500億円超2,000億円以下の部分について	資産総額 ×0.005400%
2,000億円超2,500億円以下の部分について	資産総額 ×0.003600%
2,500億円超3,000億円以下の部分について	資産総額 ×0.003000%
3,000億円超4,000億円以下の部分について	資産総額 ×0.002850%
4,000億円超5,000億円以下の部分について	資産総額 ×0.002700%
5,000億円超の部分について	資産総額 ×0.002550%

## ⑤ 引受手数料

本募集による新投資口の発行に際し、本投資法人は、国内及び海外における引受人に対して引受手数料を支払いません。但し、国内及び海外における引受人が本投資法人に支払う発行価額の総額と、投資者向けに募集する価額(発行価格)の総額との差額は、国内及び海外における引受人の手取金となります。

# ⑥ 会計監査人の報酬

会計監査人の報酬額は、監査の対象となる決算期毎に3,000万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、当該決算期から3ヶ月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払います。

⑦ 手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法

前記手数料等については、以下の照会先までお問い合わせください。 (昭会先)

ヒューリックリートマネジメント株式会社 東京都中央区八丁堀二丁目26番9号 電話番号 03-6222-7250

## (4) 【その他の手数料等】

本投資法人は、運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び本資産運用会社が本投資法人から 委託を受けた事務を処理するに際し要する諸費用並びに一般事務受託者、資産保管会社及び本資産運用会社が立 替えた立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合は、かかる遅延利息又は損害金を負担します。

前記に加え、本投資法人は、原則として以下に掲げる費用を負担するものとします。

- ① 投資口の発行、上場及び上場維持に関する費用
- ② 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
- ③ 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
- ④ 法令に定める財務諸表、資産運用報告等の作成、印刷及び交付に係る費用(監督官庁等に提出する場合の提出費用を含みます。)
- ⑤ 本投資法人の公告に係る費用並びに広告官伝及びIR活動等に関する費用
- ⑤ 専門家等に対する報酬及び費用(フィナンシャルアドバイザー、法律顧問、税務顧問、会計顧問、不動 産鑑定評価、資産精査及び司法書士等を含みます。)
- ⑦ 執行役員、監督役員に係る報酬及び実費、保険料、立替金等、会計監査人に係る報酬並びに投資主総会 及び役員会等の開催に伴う費用
- ⑧ 運用資産の取得及び処分並びに維持管理及び運営に関する費用(登記関連費用、デューディリジェンス等の調査費用、信託報酬及び信託費用、媒介手数料、広告宣伝費、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含みます。)
- ⑤ 借入金及び投資法人債に係る利息、融資手数料又は引受手数料その他の諸費用
- ⑩ 本投資法人の格付け取得及び維持に係る費用
- ⑪ 本投資法人の運営に要する費用
- ② その他上記①ないし⑪に付随関連する又はそれらに類する本投資法人が負担すべき費用

#### (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主及び投資法人に関する課税上の一般的な取扱いは下記のとおりです。 なお、税法等の改正、税務当局等による解釈・運用の変更により、以下の内容は変更されることがあります。ま た、個々の投資主の固有の事情によっては異なる取扱いが行われることがあります。

#### ① 投資主の税務

#### (ア) 個人投資主の税務

## a. 利益の分配に係る税務

個人投資主が上場投資法人である本投資法人から受け取る利益の分配の取扱いは、原則として上場株式の配当の取扱いと同じです。但し、配当控除の適用はありません。

## (i)源泉徴収

分配金支払開始日	源泉徴収税率			
平成26年1月1日~平成49年12月31日	20.315% (所得税15.315% 住民税5%)			
平成50年1月1日~	20% (所得税15% 住民税5%)			

- ※1 平成26年1月1日~平成49年12月31日の所得税率には、復興特別所得税(所得税の額の2.1%相当)を含みます。
- ※2 大口個人投資主(配当基準日において発行済投資口総数の3%以上を保有)に対しては、上記税率ではなく、所得税20%(平成26年1月1日~平成49年12月31日は20.42%)の源泉徴収税率が適用されます。

#### (ii) 確定申告

確定申告をしない場合	金額にかかわらず、源泉徴収だけで納税を完結させることが可能 (確定申告不要制度)
確定申告を行う場合	総合課税か申告分離課税のいずれか一方を選択

- %1 総合課税を選択した場合であっても、投資法人から受け取る利益の分配については、配当控除の適用はありません。
- ※2 上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限る)と損益通算することができます。申告分離課税を選択した場合の税率は、上記(i)の源泉徴収税率と同じです。
- ※3 大口個人投資主(配当基準日において発行済投資口総数の3%以上を保有)が1回に受け取る配当金額が5万円超 (6ヶ月決算換算)の場合には、必ず総合課税による確定申告を行う必要があります(この場合には申告分離課税 は選択できません)。

#### (iii) 源泉徴収選択口座への受入れ

源泉徴収ありを選択した特定口座(以下「源泉徴収選択口座」といいます。)が開設されている金融商品取引業者等(証券会社等)に対して「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出することにより、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れることができます。

※ 配当金の受取方法については「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。

## (iv) 少額投資非課税制度 (NISA:ニーサ)

平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間、金融商品取引業者等(証券会社等)に開設した非課税口座の非課税管理勘定で取得した上場株式等(新規投資額で年間100万円を上限)に係る配当等で、その非課税管理勘定の開設年の1月1日から5年内に支払を受けるべきものについては、所得税及び住民税が課されません。

- ※1 非課税口座を開設できるのは、その年の1月1日において満20歳以上である方に限ります。
- ※2 配当等が非課税となるのは、配当金の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択した場合に限ります。

#### b. 利益を超えた金銭の分配に係る税務

投資法人が行う利益を超えた金銭の分配は、投資法人の資本の払戻しに該当し、投資主においては、みなし配当及びみなし譲渡収入から成るものとして取り扱われます。

#### (i) みなし配当

この金額は本投資法人から通知します。みなし配当には上記 a. における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。

#### (ii) みなし譲渡収入

資本の払戻し額のうちみなし配当以外の部分の金額は、投資口の譲渡に係る収入金額とみなされます。 各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価(注1)を算定し、投資口の譲渡損益(注2)を計算しま す。この譲渡損益の取扱いは、下記 c. における投資口の譲渡と原則同様になります。また、投資口の取 得価額の調整(減額)(注3)を行います。

- (注1) 譲渡原価の額=従前の取得価額×純資産減少割合 ※ 純資産減少割合は、本投資法人から通知します。
- (注2) 譲渡損益の額=みなし譲渡収入金額-譲渡原価の額
- (注3) 調整後の取得価額=従前の取得価額-譲渡原価の額

### c. 投資口の譲渡に係る税務

個人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡益は、株式等に係る譲渡所得等として、申告分離課税の対象となります。譲渡損が生じた場合は、他の株式等に係る譲渡所得等との相殺を除き、他の所得との損益通算はできません。

#### (i) 税率

譲渡日	申告分離課税による税率				
平成26年1月1日~平成49年12月31日	20.315% (所得税15.315% 住民税5%)				
平成50年1月1日~	20% (所得税15% 住民税5%)				

<sup>※</sup> 平成26年1月1日~平成49年12月31日の所得税率には、復興特別所得税(所得税の額の2.1%相当)を含みます。

#### (ii) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

上場株式等を金融商品取引業者等(証券会社等)を通じて譲渡等したことにより生じた損失(以下「上場株式等に係る譲渡損失」といいます。)の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算することができます。また、上場株式等に係る譲渡損失のうち、その年に損益通算してもなお控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができます。

※ 繰越控除をするためには、譲渡損失が生じた年に確定申告書を提出するとともに、その後の年において連続して確定申告書を提出する必要があります。

#### (iii) 源泉徴収選択口座内の譲渡

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得は、源泉徴収だけで納税が完結し、確定申告は不要となります。源泉徴収税率は、上記(i)の申告分離課税による税率と同じです。また、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れた場合において、その源泉徴収選択口座内における上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、年末に損益通算が行われ、配当等に係る源泉徴収税額の過納分が翌年の年初に還付されます。

#### (iv) 少額投資非課税制度 (NISA:ニーサ)

平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間、金融商品取引業者等(証券会社等)に開設した非課税口座の非課税管理勘定で取得した上場株式等(新規投資額で年間100万円を上限)を、その非課税管理勘定の開設年の1月1日から5年内に譲渡した場合には、その譲渡所得等については所得税及び住民税が課されません。

- ※1 非課税口座を開設できるのは、その年の1月1日において満20歳以上である方に限ります。
- %2 非課税口座内で生じた譲渡損失はないものとみなされるため、上記(ii)及び(iii)の損益通算や繰越控除には適用できません。

## (イ) 法人投資主の税務

#### a. 利益の分配に係る税務

法人投資主が投資法人から受け取る利益の分配については、受取配当等の益金不算入の適用はありません。

上場投資法人である本投資法人から受け取る利益の分配については、下記の税率により所得税の源泉徴収が行われますが、源泉徴収された所得税は法人税の前払いとして所得税額控除の対象となり、また復興特別所得税は復興特別法人税(復興特別法人税の課税期間終了後は法人税)からの控除対象となります。

分配金支払開始日	源泉徵収税率		
平成26年1月1日~平成49年12月31日	15.315% (復興特別所得税0.315%を含みます。)		
平成50年1月1日~	15%		

#### b. 利益を超えた金銭の分配に係る税務

投資法人が行う利益を超えた金銭の分配は、投資法人の資本の払戻しに該当し、投資主においては、みなし配当及びみなし譲渡収入から成るものとして取り扱われます。

#### (i) みなし配当

この金額は本投資法人から通知します。みなし配当には上記 a. における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。

## (ii) みなし譲渡収入

資本の払戻し額のうちみなし配当以外の部分の金額は、投資口の譲渡に係る収入金額とみなされます。 各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価を算定し、投資口の譲渡損益を計算します。また、投資口の 取得価額の調整(減額)を行います。

※ 譲渡原価、譲渡損益、取得価額の調整(減額)の計算方法は、個人投資主の場合と同じです。

#### c. 投資口の譲渡に係る税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡損益は、原則として約定日の属する事業年度に計上します。

## ② 投資法人の税務

## (ア) 利益配当等の損金算入

税法上、投資法人に係る課税の特例規定により、一定の要件(導管性要件)を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。

	投資法人の主な導管性要件						
	配当等の額が配当可能利益の額の90%超であること						
支払配当要件	(利益を超えた金銭の分配を行った場合には、金銭の分配の額が配当可能額						
	の90%超であること)						
	投資法人規約において、投資口の発行価額の総額のうちに国内において募集						
国内50%超募集要件	される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨の記載又は記録があ						
	ること						
	機関投資家(租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定するもの						
借入先要件	をいいます。次の所有先要件において同じです。)以外の者から借入れを行						
	っていないこと						
<b>武士出西</b> (4)	事業年度の終了の時において、発行済投資口が50人以上の者によって所有さ						
所有先要件 	れていること又は機関投資家のみによって所有されていること						
	事業年度の終了の時において、投資主の1人及びその特殊関係者により発行						
非同族会社要件	済投資口総数あるいは議決権総数の50%超を保有されている同族会社に該当						
	していないこと						
△54. 古三林 山 亜 /4·	他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと						
会社支配禁止要件	(一定の海外子会社を除きます。)						

## (イ) 不動産流通税の軽減措置

# a. 登録免許税

本投資法人が平成27年3月31日までに取得する不動産(倉庫及びその敷地を除きます。)に対しては、所有権の移転登記に係る登録免許税の税率が軽減されます。

不動産の所有権の取得日	平成24年4月1日 ~平成27年3月31日	平成27年4月1日~		
土地 (一般)	1.5%			
建物 (一般)	2.0%(原則)	2.0%(原則)		
本投資法人が取得する不動産	1.3%			

## b. 不動産取得税

本投資法人が平成27年3月31日までに取得する一定の不動産に対しては、不動産取得税の課税標準額が5分の2に軽減されます。

- ※1 共同住宅及びその敷地にあっては、建物の全ての区画が50㎡以上のものに限り適用されます。
- ※2 倉庫及びその敷地は対象外です。

# 5【運用状況】

## (1) 【投資状況】

本投資法人の第1期末現在における投資状況は、以下のとおりです。

<b>学校員仏人の第1別不免任におりる政員依仏は、必1のこおりくり。</b>							
資 産		\\ <del>-</del> <del>-</del> 144411	第 1 期 (平成26年)				
種類	区分	地域区分 (注1)	保有総額 (百万円) (注2)	対総資産 比率 (%) (注3)			
	東 京 プコ	都心6区	75, 837	69. 7			
	ロマパー	その他23区	3, 926	3. 6			
	テシィヤ	その他	_	_			
信	ル・	計	79, 763	73. 3			
託不動	次	都心6区	_	_			
動 産	世代アセ	その他23区	20, 435	18.8			
	ツ	その他	2, 436	2. 2			
	٢	計	22, 872	21. 0			
		信託不動産合計	102, 635	94. 3			
	預金・	その他の資産	6, 158	5. 7			
	ŽĮ.	資産総額	108, 794	100. 0			

	金額 (百万円)	対総資産 比率(%) (注3)
負債総額	39, 297	36. 1
純資産総額	69, 496	63. 9

<sup>(</sup>注1)「都心6区」とは、千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区及び品川区を指します。

# (2) 【投資資産】

## ①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

## ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

<sup>(</sup>注2) 「保有総額」とは、貸借対照表計上額(信託不動産については減価償却後の帳簿価額)によっており、百万円未満を切り捨て て記載しています。

<sup>(</sup>注3) 「対総資産比率」とは、資産総額に対する各資産の保有総額の比率を表しており、小数第2位を四捨五入しています。

#### ③【その他投資資産の主要なもの】

#### A. ポートフォリオの概要

### (ア) 保有資産の概要

平成26年8月31日現在の各保有資産の用途、物件名称、所在地、取得価格、投資比率、期末算定価額、取得年月日は以下のとおりです。

東京都徳区 20,100 19.8 21,400 平成26年2月7日 (注4) 平成26年2月7日 (注4) 東京都徳区 11,100 10.9 11,600 平成26年2月7日 (注4) 東京都徳区 5,160 5.1 5,740 平成26年2月7日 (注4) 東京都世区 東京都世区 2,500 2.5 2,550 平成26年2月7日 (注4) 東京都世区 3,780 3.7 4,040 平成26年2月7日 (注4) 東京都出区 9,456 9,3 10,800 平成26年2月7日 (注4) 東京都出日区 9,456 9,3 10,800 平成26年2月7日 (注4) 東京都出日区 3,200 3.2 3,370 平成26年2月7日 (注4) 東京都出日区 3,200 3.2 3,370 平成26年2月7日 (注4) 東京都出日区 3,200 3.2 3,370 平成26年2月7日 (注4) 東京都世日谷区 2,660 2.6 3,050 平成26年2月7日 (注4) 東京都世日谷区 3,244 3.2 3,600 平成26年2月7日 (十) 中計 - 78,855 77.7 34,900 - 10,226年2月7日 (八) 中計 東京都世日谷区 5,390 5.3 5,870 平成26年2月7日 (八) 中計 東京都世日谷区 1,355 1.3 1,510 平成26年2月7日 (八) 中部 東京都世日谷区 1,355 1.3 1,510 平成26年2月7日 (北) 中部 東京都世日谷区 1,355 1.3 1,510 平成26年2月7日 (北) 中部 東京都世日谷区 1,355 1.3 1,510 平成26年2月7日 (北) 中部 東京都世日名区 1,355 1.3 1,510 平成26年2月7日 (上) 日端ネットワークセンター 東京都建日谷区 1,355 1.3 1,510 平成26年2月7日 (大) 中部 - 14,244 14.0 1,000 平成26年2月7日 (上) 日端ネットワークセンター 東京都建日谷区 1,355 1.3 1,510 平成26年2月7日 (大) 中部 - 14,244 14.0 1,000 平成26年2月7日 (上) 日端ネットワークセンター 東京都建日谷区 1,355 1.3 1,510 平成26年2月7日 (大) 中部 - 14,244 14.0 1,000 平成26年2月7日 (大) 中部 - 22,650 2.3 24,783 - 10,1424 1,000 109,743 - 10,1424	X	分	物件名称	所在地	取得価格 (百万円) (注1)	投資 比率 (%) (注2)	期末算定価額 (百万円) (注3)	取得年月日
旅/門ファーストガーデン   東京都港区   8,623   8.5   9,100   平成26年2月7日   上ューリック神田ピル   東京都千代田区   2,500   2.5   2,550   平成26年2月7日   上ューリック神田橋ピル   東京都中央区   2,210   2.2   2,540   平成26年2月7日   平成26年2月2日				東京都港区	20, 100	19.8	21, 400	平成26年2月7日
東京都港区			ヒューリック九段ビル (底地)	東京都千代田区	11, 100	10. 9	11,600	平成26年2月7日
京 フィステスト本 (注4)     東京都港区     5,160     5,1     5,740     平成26年2月7日       イストイス (注4)     東京都豊島区     3,900     3.8     4,050     平成26年2月7日       レニーリック無田馬場ピル     東京都千代田区     3,780     3.7     4,040     平成26年2月7日       レニーリック神田ピル     東京都千代田区     2,500     2.5     2,550     平成26年2月7日       レニーリック神田衛ビル     東京都中央区     2,210     2.2     2,540     平成26年2月7日       大井町再開発ビル2号棟     東京都島川区     9,456     9,3     10,800     平成26年2月7日       大井町再開発ビル1号棟 (注4)     東京都島川区     9,456     9,3     10,800     平成26年2月7日       ガインスクエア林栗原ビル     東京都市代田区     3,200     3.2     3,370     平成26年2月7日       ウイニングスクエア林栗原ビル     東京都渋谷区     2,660     2.6     3,050     平成26年2月7日       レニーリック神宮前ビル     東京都渋谷区     2,660     2.6     3,050     平成26年2月7日       中計     -     7,855     77.7     84,960     -       マリンやが用機     東京都世田谷区     3,244     3.2     3,690     平成26年2月7日       大井町デントボーデン用質の社     東京都世田谷区     3,244     3.2     3,690     平成26年2月7日       大井町・ラストガーデンを設備     東京都世田谷区     2,760     2.7     3,010     平成26年2月7日       大井町・ラストガーデンを設備     東京都港田区     1,570     4.5     4,950	市			東京都港区	8, 623	8.5	9, 100	平成26年2月7日
マーファク高田馬場ビル       東京都豊島区       3,900       3.8       4,050       平成26年2月7日         レニーリック神田ピル       東京都千代田区       3,780       3.7       4,040       平成26年2月7日         レニーリック神田橋ビル       東京都千代田区       2,500       2.5       2,550       平成26年2月7日         レニーリック朝設町ビル       東京都中央区       2,210       2.2       2,540       平成26年2月7日         小計       -       57,373       56.6       61,020       -         大井町両開発ビル1号棟 (注4)       東京都島川区       6,166       6.1       6,720       平成26年2月7日         ガイニングスクエア秋葉原ビル       東京都島川区       6,166       6.1       6,720       平成26年2月7日         カ計       -       1,482       21.2       23,940       -         中計       -       78,855       77.7       84,960       -         中計       -       79」アを原理       東京都世田谷区       3,244       3.2       3,690       平成26年2月7日         トラストガーデンド動画       東京都世田谷区       3,390       5.3       5,870       平成26年2月7日         大井町開発ビルフリックドンを開始       東京都世田谷区       3,244       3.2       3,050       平成26年2月7日         小計       -       アリアを原理       東京都世田谷区       3,244       3.2       3,690       平成26年2月7日	京		, ,	東京都港区	5, 160	5. 1	5, 740	平成26年2月7日
プロストライ         上ューリック神田橋ビル         東京都千代田区         2,500         2.5         2,550         平成26年2月7日           プロストライ         水計         -         57,373         56.6         61,020         -         大井町再開発ビル2号棟         東京都品川区         9,456         9.3         10,800         平成26年2月7日         大井町再開発ビル1号棟         大井町再開発ビル1号棟         東京都品川区         6,166         6.1         6,720         平成26年2月7日         大井町再開発ビル1号棟         東京都品川区         6,166         6.1         6,720         平成26年2月7日         日本2月7日         日本2日         日本26年2月7日         日本2月7日         日本26年2月7日         日本2月7日         日本26年2月7日         日本26年2月7日         日本2月7日         日本26年2月7日         日本2月7日         日本26年2月7日         日本26年2月7日         日本2月7日         日本26年2月7日         日本26年2月7日         日本26年2月7日         日本26年2月7日         日本26年2月7日         日本26年2月7日         日本26年2月7日         日本26年2月7日         日本27年2日         日本26年2月7日         日本26年2月7日         日本27年2日         日本27年2日         日本27年2日         日本27年2日         日本26年2月7日         日本27年2日         日本27年2日         日本27年2日         日本27年2日         日本27日2日			ヒューリック高田馬場ビル	東京都豊島区	3, 900	3.8	4, 050	平成26年2月7日
セューリック神田橋ビル 東京都千代田区			ヒューリック神田ビル	東京都千代田区	3, 780	3. 7	4,040	平成26年2月7日
プロスペラングを表示しています。         大井町両開発ビル2号棟         東京都品川区         9,456         9.3         10,800         平成26年2月7日           大井町両開発ビル1号棟 (注4)         東京都品川区         6,166         6.1         6,720         平成26年2月7日           水井町両開発ビル1号棟 (注4)         東京都長川区         6,166         6.1         6,720         平成26年2月7日           水井町両開発ビル1号棟 (注4)         東京都千代田区         3,200         3.2         3,370         平成26年2月7日           タイニングスクエア秋葉原ビル         東京都千代田区         3,200         3.2         3,370         平成26年2月7日           中計         -         21,482         21.2         23,940         -           中計         -         78,855         77.7         84,960         -           アリア松原         東京都世田谷区         3,244         3.2         3,690         平成26年2月7日           トラストガーデン相質の杜         東京都世田谷区         5,390         5.3         5,870         平成26年2月7日           トラストガーデン杉並宮前         東京都世田谷区         2,850         2.8         3,110         平成26年2月7日           大大         中部         -         14,244         14,0         15,680         -           大力ストガーデン杉並密前         東京都北区         1,355         1.3         1,510         平成26年2月7日           大力ストガーデンドカー<			ヒューリック神田橋ビル	東京都千代田区	2, 500	2. 5	2, 550	平成26年2月7日
大井町再開発ビル2号棟 東京都品川区 9,456 9.3 10,800 平成26年2月7日   東京都品川区 6,166 6.1 6,720 平成26年2月7日   東京都品川区 2,660 2.6 3,050 平成26年2月7日   中計 - 21,482 21.2 23,940 -   中計 - 78,855 77.7 84,960 -   中部 - 78,855 77.7 84,960 -   中成26年2月7日   中部 - 78,855 77.7 84,960 -   中成26年2月7日   中部 - 78,855 77.7 84,960 -   中成26年2月7日   中京本世田谷区 5,390 5.3 5,870 平成26年2月7日   中元公6年2月7日   東京都豊島区 4,570 4.5 4,950 平成26年2月7日   中元公6年2月7日   東京都豊島区 1,355 1.3 1,510 平成26年2月7日   東京都豊島区 1,355 1.3 1,510 平成26年2月7日   東京都豊島区 1,355 1.3 1,510 平成26年2月7日   東京都豊島区 1,015 1.0 1,090 平成26年2月7日   東京都豊居市 1,015 1.0 1,090 平成26年2月7日   東京社6年2月7日   東京社6年2月7日   東京都豊居市 305 0.3 363 平成26年2月7日   中計 - 8,325 8.2 9,103 -	ル		ヒューリック蛎殻町ビル	東京都中央区	2, 210	2. 2	2, 540	平成26年2月7日
大井町再開発ビル1号棟 (注4) 東京都品川区	・プ		小計	-	57, 373	56. 6	61,020	-
<ul> <li>市 議 (注4)</li> <li>東京都品川区 (5,166 6.1 6,720 平成26年2月7日</li></ul>			大井町再開発ビル2号棟	東京都品川区	9, 456	9. 3	10,800	平成26年2月7日
##  ##  ##  ##  ##  ##  ##  ##  ##  #	テ			東京都品川区	6, 166	6. 1	6, 720	平成26年2月7日
小計	イ		ダイニングスクエア秋葉原ビル	東京都千代田区	3, 200	3. 2	3, 370	平成26年2月7日
中計     -     78,855     77.7     84,960     -       有料表     アリア松原     東京都世田谷区     3,244     3.2     3,690     平成26年2月7日       トラストガーデン相質の杜     東京都世田谷区     5,390     5.3     5,870     平成26年2月7日       トラストガーデン桜新町     東京都世田谷区     2,850     2.8     3,110     平成26年2月7日       トラストガーデン桜新町     東京都杉並区     2,760     2.7     3,010     平成26年2月7日       トラストガーデン杉並宮前     東京都杉並区     2,760     2.7     3,010     平成26年2月7日       地袋ネットワークセンター     東京都豊島区     4,570     4.5     4,950     平成26年2月7日       世ットリークセンター     東京都北区     1,355     1.3     1,510     平成26年2月7日       広島ネットワークセンター     広島県広島市     1,080     1.1     1,190     平成26年2月7日       熱田ネットワークセンター     愛知県名古屋市     1,015     1.0     1,090     平成26年2月7日       大ワークセンター     長野県長野市     305     0.3     363     平成26年2月7日       小計     -     8,325     8.2     9,103     -       中計     -     22,569     22.3     24,783     -		設	ヒューリック神宮前ビル	東京都渋谷区	2,660	2. 6	3,050	平成26年2月7日
有料表       アリア松原       東京都世田谷区       3,244       3.2       3,690       平成26年2月7日         人       トラストガーデン相質の杜       東京都世田谷区       5,390       5.3       5,870       平成26年2月7日         トラストガーデン杉並宮前       東京都世田谷区       2,850       2.8       3,110       平成26年2月7日         トラストガーデン杉並宮前       東京都杉並区       2,760       2.7       3,010       平成26年2月7日         トラストガーデン杉並宮前       東京都杉並区       2,760       2.7       3,010       平成26年2月7日         小計       -       14,244       14.0       15,680       -         本次トワークセンター       東京都豊島区       4,570       4.5       4,950       平成26年2月7日         世界公・トワークセンター       東京都北区       1,355       1.3       1,510       平成26年2月7日         大り       大り       大り       大り       大り       大り       中成26年2月7日         大り       大り       大り       大り       大り       大り       中成26年2月7日         大り       大り       大り       大り       大り       中別       中別       1,015       1.0       1,090       平成26年2月7日         大り			小計	-	21, 482	21. 2	23, 940	-
料表       トラストガーデン用質の杜       東京都世田谷区       5,390       5.3       5,870       平成26年2月7日         人       トラストガーデン桜新町       東京都世田谷区       2,850       2.8       3,110       平成26年2月7日         トラストガーデン杉並宮前       東京都杉並区       2,760       2.7       3,010       平成26年2月7日         トラストガーデン杉並宮前       東京都杉並区       2,760       2.7       3,010       平成26年2月7日         小計       -       14,244       14.0       15,680       -         世ペステントワークセンター       東京都豊島区       4,570       4.5       4,950       平成26年2月7日         田端ネットワークセンター       東京都北区       1,355       1.3       1,510       平成26年2月7日         水田ネットワークセンター       愛知県名古屋市       1,080       1.1       1,190       平成26年2月7日         水田ネットワークセンター       愛知県名古屋市       1,015       1.0       1,090       平成26年2月7日         大田本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			中計	-	78, 855	77. 7	84, 960	-
老     トラストガーデン相賀の杜     東京都世田谷区     5,390     5.3     5,870     平成26年2月7日       人     トラストガーデン桜新町     東京都世田谷区     2,850     2.8     3,110     平成26年2月7日       ホ     トラストガーデン杉並宮前     東京都杉並区     2,760     2.7     3,010     平成26年2月7日       トラストガーデン杉並宮前     東京都杉並区     2,760     2.7     3,010     平成26年2月7日       小計     -     14,244     14.0     15,680     -       本袋ネットワークセンター     東京都豊島区     4,570     4.5     4,950     平成26年2月7日       田端ネットワークセンター     東京都北区     1,355     1.3     1,510     平成26年2月7日       広島ネットワークセンター     愛知県名古屋市     1,080     1.1     1,190     平成26年2月7日       大センター     長野県長野市     305     0.3     363     平成26年2月7日       大サナー     小計     -     8,325     8.2     9,103     -       中計     -     22,569     22.3     24,783     -			アリア松原	東京都世田谷区	3, 244	3. 2	3, 690	平成26年2月7日
次世代アセカトラストガーデン杉並宮前     東京都杉並区     2,760     2.7     3,010     平成26年2月7日       代アセカト			トラストガーデン用賀の杜	東京都世田谷区	5, 390	5. 3	5, 870	平成26年2月7日
次世     トラストガーテン杉並宮前     東京都杉並区     2,760     2.7     3,010     平成26年2月7日       八十     小計     -     14,244     14.0     15,680     -       代アセセトトロークセンター     東京都豊島区     4,570     4.5     4,950     平成26年2月7日       田端ネットワークセンター     東京都北区     1,355     1.3     1,510     平成26年2月7日       広島ネットワークセンター     広島県広島市     1,080     1.1     1,190     平成26年2月7日       大田ネットワークセンター     愛知県名古屋市     1,015     1.0     1,090     平成26年2月7日       大田ネットワークセンター     長野県長野市     305     0.3     363     平成26年2月7日       大田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		人	トラストガーデン桜新町	東京都世田谷区	2,850	2.8	3, 110	平成26年2月7日
世     ム     小計     -     14,244     14.0     15,680     -       代 ア セ ト セ ト ト     池袋ネットワークセンター     東京都豊島区     4,570     4.5     4,950     平成26年2月7日       四 ウ ト ト     田端ネットワークセンター     東京都北区     1,355     1.3     1,510     平成26年2月7日       広島ネットワークセンター     広島県広島市     1,080     1.1     1,190     平成26年2月7日       参加ネットワークセンター     愛知県名古屋市     1,015     1.0     1,090     平成26年2月7日       長野ネットワークセンター     長野県長野市     305     0.3     363     平成26年2月7日       クセ ン タ   小計     小計     -     8,325     8.2     9,103     -       中計     -     22,569     22.3     24,783     -	\/h+	ホ   	トラストガーデン杉並宮前	東京都杉並区	2,760	2. 7	3,010	平成26年2月7日
アセット     田端ネットワークセンター     東京都北区     1,355     1.3     1,510     平成26年2月7日       広島ネットワークセンター     広島県広島市     1,080     1.1     1,190     平成26年2月7日       放田ネットワークセンター     愛知県名古屋市     1,015     1.0     1,090     平成26年2月7日       長野ネットワークセンター     受知県名古屋市     1,015     1.0     1,090     平成26年2月7日       長野ネットワークセンター     長野県長野市     305     0.3     363     平成26年2月7日       小計     -     8,325     8.2     9,103     -       中計     -     22,569     22.3     24,783     -		۵	小計	-	14, 244	14. 0	15, 680	-
トワートのサンター     東京都北区     1,355     1.3     1,510     平成26年2月7日       広島ネットワークセンター     広島県広島市     1,080     1.1     1,190     平成26年2月7日       熱田ネットワークセンター     愛知県名古屋市     1,015     1.0     1,090     平成26年2月7日       長野ネットワークセンター     長野県長野市     305     0.3     363     平成26年2月7日       トワークセンター     長野県長野市     305     0.3     363     平成26年2月7日       トリ計     -     8,325     8.2     9,103     -       中計     -     22,569     22.3     24,783     -			池袋ネットワークセンター	東京都豊島区	4, 570	4. 5	4, 950	平成26年2月7日
ツト     広島ネットワークセンター     広島県広島市     1,080     1.1     1,190     平成26年2月7日       熱田ネットワークセンター     愛知県名古屋市     1,015     1.0     1,090     平成26年2月7日       長野ネットワークセンター     長野県長野市     305     0.3     363     平成26年2月7日       小計     -     8,325     8.2     9,103     -       中計     -     22,569     22.3     24,783     -		1	田端ネットワークセンター	東京都北区	1, 355	1. 3	1,510	平成26年2月7日
グセセンター     熱田ネットワークセンター     愛知県名古屋市     1,015     1.0     1,090     平成26年2月7日       長野ネットワークセンター     長野県長野市     305     0.3     363     平成26年2月7日       ター     小計     -     8,325     8.2     9,103     -       中計     -     22,569     22.3     24,783     -		ワー	広島ネットワークセンター	広島県広島市	1, 080	1. 1	1, 190	平成26年2月7日
ン     長野ネットワークセンター     長野県長野市     305     0.3     363     平成26年2月7日       タ     小計     -     8,325     8.2     9,103     -       中計     -     22,569     22.3     24,783     -	F		熱田ネットワークセンター	愛知県名古屋市	1,015	1. 0	1,090	平成26年2月7日
小計     -     8,325     8.2     9,103     -       中計     -     22,569     22.3     24,783     -		ン	長野ネットワークセンター	長野県長野市	305	0.3	363	平成26年2月7日
		<i>タ</i> 	小計	-	8, 325	8. 2	9, 103	-
승計 - 101, 424 100. 0 109, 743 -			中計	-	22, 569	22. 3	24, 783	_
			合計	-	101, 424	100. 0	109, 743	-

- (注1) 「取得価格」は、各保有資産に係る売買契約書に記載された売買代金を百万円未満を四捨五入して記載しています。なお、売買代金には、消費税及び地方消費税並びに取得に要する諸費用は含みません。
- (注2) 「投資比率」は、取得価格の合計額に対する各保有資産の取得価格の割合を小数第2位を四捨五入して記載しています。
- (注3) 「期末算定価額」は、平成26年8月31日を価格時点とする不動産鑑定評価書に記載された評価額を記載しています。なお、各保有資産の鑑定評価については、一般財団法人日本不動産研究所、株式会社谷澤総合鑑定所、大和不動産鑑定株式会社又はシービーアールイー株式会社に委託しています。
- (注4) 各保有資産における本投資法人の区分所有部分又は準共有持分割合に係る数値を記載しています。各保有資産の区分所有部分又は準共 有持分割合については、個別物件表をご参照ください。

## (イ) 建物等の概要

平成26年8月31日現在の各保有資産の建築時期、総賃料収入、敷金・保証金、総賃貸面積、総賃貸可能面積、稼働率は以下のとおりです。

区	分	物件名称	建築時期 (注1)	総賃料収入 (百万円) (注2)	敷金・保証金 (百万円) (注3)	総賃貸 面積 (㎡) (注4)	総賃貸可能 面積 (㎡) (注5)	稼働率 (%) (注6)	
		ヒューリック神谷町ビル (注7)	昭和60年4月	1, 028	1, 049	12, 519. 56	12, 991. 85	96. 4	
			ヒューリック九段ビル (底地)	-	530	265	3, 351. 07	3, 351. 07	100.0
		虎ノ門ファーストガーデン (注7)	平成22年8月	529	403	5, 689. 97	5, 689. 97	100.0	
東京	オフ	ラピロス六本木 (注7)	平成9年8月	388	349	5, 291. 65	5, 875. 17	90. 1	
コマ	イス	ヒューリック高田馬場ビル	平成5年11月	310	188	5, 369. 71	5, 369. 71	100.0	
ì		ヒューリック神田ビル	平成20年9月	278	192	3, 728. 36	3, 728. 36	100.0	
シ		ヒューリック神田橋ビル	平成13年6月	161	128	2, 566. 95	2, 566. 95	100.0	
ヤル		ヒューリック蛎殻町ビル	平成5年3月	187	124	2, 839. 22	2, 839. 22	100.0	
•		小計	-	3, 411	2, 696	41, 356. 49	42, 412. 30	97. 5	
プロ		大井町再開発ビル 2 号棟	平成元年9月	624	656	14, 485. 66	14, 485. 66	100.0	
パテ	商	大井町再開発ビル1号棟 (注7)	平成元年9月	438	529	10, 612. 67	10, 612. 67	100.0	
イ	業施	ダイニングスクエア秋葉原ビル	平成5年6月	(注8)	- (注8)	2, 169. 41	2, 169. 41	100.0	
	設	ヒューリック神宮前ビル	平成12年9月	156	81	1, 656. 24	1, 656. 24	100.0	
		小計	-	_	ı	28, 923. 98	28, 923. 98	100.0	
		中計	-	-	-	70, 280. 47	71, 336. 28	98. 5	
	有	アリア松原	平成17年9月	- (注8)	- (注8)	5, 454. 48	5, 454. 48	100.0	
	料 老	トラストガーデン用賀の杜	平成17年9月	- (注8)	- (注8)	5, 977. 75	5, 977. 75	100.0	
	人 ホ	トラストガーデン桜新町	平成17年8月	(注8)	- (注8)	3, 700. 26	3, 700. 26	100.0	
次	   _	トラストガーデン杉並宮前	平成17年4月	- (注8)	- (注8)	3, 975. 99	3, 975. 99	100.0	
世代		小計	-	-	-	19, 108. 48	19, 108. 48	100.0	
ア	ネッ	池袋ネットワークセンター	平成13年1月	271	136	12, 773. 04	12, 773. 04	100.0	
セッ	١	田端ネットワークセンター	平成10年4月	90	45	3, 832. 73	3, 832. 73	100.0	
٢	ワ	広島ネットワークセンター	平成13年10月	88	44	5, 208. 54	5, 208. 54	100.0	
	クセ	熱田ネットワークセンター	平成9年5月	73	37	4, 943. 10	4, 943. 10	100.0	
	ン	長野ネットワークセンター	平成6年9月	35	18	2, 211. 24	2, 211. 24	100.0	
	タ  -	小計	-	558	279	28, 968. 65	28, 968. 65	100.0	
		中計	-	-	-	48, 077. 13	48, 077. 13	100.0	
		合計	-	-		118, 357. 60	119, 413. 41	99. 1	

<sup>(</sup>注1) 「建築時期」は、登記簿上の新築年月日を記載しています。底地のみを保有する場合は、記載を省略しています。

<sup>(</sup>注2) 「総賃料収入」は、平成26年8月31日現在における各保有資産に係る各賃貸借契約(同日現在で入居済みのものに限ります。)に表示された建物につき、月間賃料(共益費を含みます。倉庫、看板、駐車場等の使用料を含まず、貸室賃料に限ります。また同日現在のフリーレントは考慮しないものとします。)を12倍することにより年換算して算出した金額(複数の賃貸借契約が契約されている保有資産についてはその合計額であり、消費税等は含みません。)につき百万円未満を四捨五入して記載し、各資産のうち底地物件については、平成26年8月31日現在における各資産に係る賃貸借契約に表示された底地に係る年間賃料の金額(消費税等は含みません。以下同じです。)につき百万円未満を四捨五入して記載しています。なお、当該保有資産につきマスターリース契約が締結されている場合には、エンドテナントからの賃料を原則としてそのまま受け取るパススルー型マスターリースの物件についてはエンドテナントとの間で

締結されている賃貸借契約上の月間賃料を、エンドテナントの賃料の変動にかかわらず一定の賃料を受け取る固定型マスターリースの 物件については、かかるマスターリース契約上の月間賃料をそれぞれ12倍することにより年換算して算出した金額を記載しています。

- (注3) 「敷金・保証金」は、平成26年8月31日現在における各保有資産に係る各賃貸借契約(同日現在で入居済みのものに限ります。)に基づき必要とされる敷金・保証金の合計額につき百万円未満を四捨五入して記載しています。なお、当該保有資産につきマスターリース契約が締結されている場合には、エンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約上の敷金・保証金の合計額につき百万円未満を四捨五入して記載しています。
- (注4) 「総賃貸面積」は、平成26年8月31日現在における各保有資産に係る各賃貸借契約に表示された賃貸面積の合計を記載しています。また、テナントがマスターリース会社兼転貸人となる各物件の建物については、平成26年8月31日現在におけるマスターリース会社とのマスターリース契約に表示された賃貸面積のうち、エンドテナントへの賃貸可能面積を記載しています。なお、底地物件については底地の面積を記載しています。
- (注5) 「総賃貸可能面積」は、平成26年8月31日現在における各保有資産に係る建物の賃貸借契約又は建物図面等に基づき賃貸が可能と考えられるものを記載しています。なお、底地物件については底地の賃貸借契約又は土地図面等に基づき賃貸が可能と考えられるものを記載しています。
- (注6) 「稼働率」は、平成26年8月31日現在における各保有資産に係る総賃貸可能面積に対して総賃貸面積が占める割合を示しており、小数第2位を四捨五入して記載しています。また、各小計、各中計及びポートフォリオ合計欄は、保有資産に係る賃貸可能面積の合計に対して賃貸面積の合計が占める割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。
- (注7) 各保有資産における本投資法人の区分所有部分又は準共有持分割合に係る数値を記載しています。各保有資産の区分所有部分又は準共 有持分割合については、個別物件表をご参照ください。
- (注8) 「-」とされている箇所はエンドテナントの承諾が得られていないため、開示していません。
- (注9) 上表において、エンドテナントに係る賃貸借契約につき解除若しくは解約申入れがなされ又は賃料不払いがある場合にも、平成26年8月31日現在において契約が継続しているときは、当該エンドテナントに係る賃貸借契約が存在するものとして「総賃料収入」「敷金・保証金」「総賃貸面積」「稼働率」を記載しています。

## (ウ) 不動産鑑定評価書の概要

本投資法人は、一般財団法人日本不動産研究所、株式会社谷澤総合鑑定所、大和不動産鑑定株式会社又はシービーアールイー株式会社のいずれかから、各保有資産に係る不動産鑑定評価書を取得しています。

本投資法人が平成26年8月31日を価格時点として取得している各保有資産に関する不動産鑑定評価書の概要は以下のとおりです。

							収益	価格(百万	円)	
区分		物件名称	鑑定機関	期末算定価額 (百万円) (注1)	積算価格 (百万円)	直接 還元法 による 価格	還元 利回り (%)	DCF法 による 価格	割引率 (%)	最終 還元 利回り (%)
		ヒューリック神 谷町ビル(注 2)	大和不動産鑑定 株式会社	21, 400	16, 100	21, 900	4.0	21, 200	3.8	4. 2
		ヒューリック九 段ビル (底地)	一般財団法人日 本不動産研究所	11,600	- (注3)	11,600	4. 1	11, 500	3. 7	4. 2
		虎ノ門ファース トガーデン (注2)	シービーアール イー株式会社	9, 100	9, 040	9, 010	4. 1	9, 100	3. 7	4. 2
東	オフ	ラピロス六本木 (注 2)	一般財団法人日 本不動産研究所	5, 740	6, 820	5, 800	4. 1	5, 670	3.8	4. 3
京コ	イス	ヒューリック高 田馬場ビル	大和不動産鑑定 株式会社	4, 050	3, 530	3, 950	4. 7	4, 090	4. 5	4. 9
マーシ		ヒューリック神 田ビル	株式会社谷澤総 合鑑定所	4, 040	3, 780	4, 190	4. 5	3, 980	4. 6	4. 7
ヤル		ヒューリック神 田橋ビル	大和不動産鑑定 株式会社	2, 550	2, 160	2, 590	4. 3	2, 530	4. 1	4. 5
・プ		ヒューリック蛎 殻町ビル	株式会社谷澤総 合鑑定所	2, 540	1, 950	2, 550	4. 8	2, 540	4. 9	5. 0
Ħ		小計	-	61,020	43, 380	61, 590	_	60, 610	-	-
パテ		大井町再開発ビ ル2号棟	株式会社谷澤総 合鑑定所	10, 800	6, 920	11, 000	4. 7	10, 700	4. 8	4. 9
イ	商業	大井町再開発ビ ル1号棟 (注2)	株式会社谷澤総合鑑定所	6, 720	7, 820	6, 750	4. 9	6, 700	5. 0	5. 1
	施 設	ダイニングスク エア秋葉原ビル	一般財団法人日 本不動産研究所	3, 370	2, 100	3, 410	4. 6	3, 320	4. 4	4.8
		ヒューリック神 宮前ビル	株式会社谷澤総 合鑑定所	3, 050	2, 380	3, 100	4. 0	3, 030	4. 1	4. 2
		小計	_	23, 940	19, 220	24, 260	-	23, 750	-	-
		中計	_	84, 960	62, 600	85, 850	-	84, 360	1	-
	有	アリア松原	一般財団法人日 本不動産研究所	3, 690	3, 270	3, 700	5. 2	3, 680	4.8	5. 4
	料老	トラストガーデ ン用賀の杜	一般財団法人日 本不動産研究所	5, 870	4, 830	5, 890	5. 5	5, 850	5. 1	5. 7
	人ホー	トラストガーデ ン桜新町	一般財団法人日 本不動産研究所	3, 110	2, 720	3, 120	5. 4	3, 100	5. 0	5. 6
N/	A (22.4)	トラストガーデ ン杉並宮前	一般財団法人日 本不動産研究所	3, 010	2, 540	3, 020	5. 4	3, 000	5. 0	5. 6
次 世	(注4)	小計	-	15, 680	13, 360	15, 730	-	15, 630	-	-
代ア	ネ	池袋ネットワー クセンター	一般財団法人日 本不動産研究所	4, 950	4, 010	5,000	4. 7	4, 890	4. 5	4. 9
セッ	ット	田端ネットワー クセンター	一般財団法人日本不動産研究所	1,510	1, 480	1,520	5. 1	1, 490	4. 9	5. 3
, ,	ワ 	広島ネットワー クセンター	一般財団法人日本不動産研究所	1, 190	1,010	1, 190	5. 9	1, 180	5. 7	6. 1
	クセ	熱田ネットワー クセンター	一般財団法人日本不動産研究所	1,090	942	1,090	5. 5	1, 080	5. 3	5. 7
	ター	長野ネットワー クセンター	一般財団法人日 本不動産研究所	363	315	363	7. 0	362	6.8	7. 2
		小計	-	9, 103	7, 757	9, 163	-	9, 002	-	-
		中計	-	24, 783	21, 117	24, 893	-	24, 632	-	-
	合	·計	-	109, 743	83, 717	110, 743	-	108, 992	-	-

- (注1) 価格時点は平成26年8月31日です。
- (注2) 各保有資産における本投資法人の区分所有部分又は準共有持分割合に係る数値を記載しています。各保有資産の区分所有部分又は準共 有持分割合については、個別物件表をご参照ください。
- (注3) 「ヒューリック九段ビル(底地)」は、底地のみを取得し、建物は取得していないため、記載していません。
- (注4) 一般財団法人日本不動産研究所は、「アリア松原」、「トラストガーデン用賀の杜」、「トラストガーデン桜新町」及び「トラストガーデン杉並宮前」に係る不動産鑑定に際し、投資対象としての有料老人ホームの特殊性(制度改正リスクなどの事業リスクを包含している点、建物の汎用性や社会的要請から用途転換が困難である点、賃料収入の安定性・継続性が運営者に依拠している点、市場参加者は限定され相対的に流動性が劣る点等)に加えて、個別物件毎の事業収支からみた賃料水準の妥当性、賃借人(運営者)の運営能力、賃貸借契約の内容等を勘案して不動産鑑定評価を行っています。

#### (エ) 建物状況評価報告書の概要

本投資法人は、各保有資産について、建物検査、関連法規の遵守、修繕費評価及び環境アセスメント等に関する建物状況評価報告書を株式会社竹中工務店、株式会社ERIソリューション、株式会社東京建築検査機構、株式会社イー・アール・エス又は日本管財株式会社より取得しています。建物状況評価報告書の記載は報告者の意見を示したものにとどまり、本投資法人がその内容の正確さを保証するものではありません。なお、株式会社竹中工務店、株式会社ERIソリューション、株式会社東京建築検査機構、株式会社イー・アール・エス、日本管財株式会社と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。

物件名称	調査業者	調査書日付	緊急・短期修繕費 (百万円) (注1)	長期修繕費 (百万円) (注2)
ヒューリック神谷町ビル (注3)	株式会社竹中工務店	平成25年10月	1	43
ヒューリック九段ビル (底地) (注4)	-	-	-	-
虎ノ門ファーストガーデン (注3)	株式会社ERIソリューション	平成25年10月	-	8
ラピロス六本木 (注3)	株式会社ERIソリューション	平成25年10月	0	22
ヒューリック高田馬場ビル	株式会社ERIソリューション	平成25年10月	-	23
ヒューリック神田ビル	株式会社ERIソリューション	平成25年10月	-	5
ヒューリック神田橋ビル	株式会社ERIソリューション	平成25年10月	-	10
ヒューリック蛎殻町ビル	株式会社ERIソリューション	平成25年10月	-	14
大井町再開発ビル2号棟	株式会社ERIソリューション	平成25年10月	-	59
大井町再開発ビル1号棟 (注3)	株式会社ERIソリューション	平成25年10月	0	57
ダイニングスクエア秋葉原ビル	株式会社東京建築検査機構	平成25年10月	-	3
ヒューリック神宮前ビル	株式会社ERIソリューション	平成25年10月	-	3
アリア松原	株式会社イー・アール・エス	平成25年10月	-	10
トラストガーデン用賀の杜	株式会社東京建築検査機構	平成25年10月	-	8
トラストガーデン桜新町	株式会社東京建築検査機構	平成25年10月	-	6
トラストガーデン杉並宮前	株式会社東京建築検査機構	平成25年10月	-	6
池袋ネットワークセンター	日本管財株式会社	平成25年11月	-	5
田端ネットワークセンター	日本管財株式会社	平成25年11月	-	3
広島ネットワークセンター	日本管財株式会社	平成25年11月	-	4
熱田ネットワークセンター	日本管財株式会社	平成25年11月	-	2
長野ネットワークセンター	日本管財株式会社	平成25年11月	-	3

- (注1) 「緊急・短期修繕費」は、緊急及び概ね1年以内に必要とされる修繕更新費用として建物状況調査報告書に記載された費用を記載しています。
- (注2) 「長期修繕費」は今後12年間(但し、「ダイニングスクエア秋葉原ビル」、「トラストガーデン用賀の杜」、「トラストガーデン桜新町」及び「トラストガーデン杉並宮前」については今後15年間)に予測される修繕更新費用として建物状況調査報告書に記載された費用の年平均額に換算した金額を百万円未満を四捨五入して記載しています。

- (注3) 各物件の「緊急・短期修繕費」及び「長期修繕費」は、各保有資産における本投資法人の区分所有部分又は準共有持分割合に係る数値を記載しています。但し、「大井町再開発ビル1号棟」については当該物件全体に係る金額を記載しています。なお、各保有資産の区分所有部分又は準共有持分割合については、個別物件表をご参照ください。
- (注4) 「ヒューリック九段ビル(底地)」は、底地のみを保有しているため、記載していません。

#### (オ) 担保の状況

平成26年8月31日現在の各保有資産(共有又は区分所有の場合は本投資法人の所有に係る持分)につき、担保は 設定されていません。

## B. 保有不動産の資本的支出

## (ア) 資本的支出の予定

平成26年8月31日現在の各保有資産に関し、第1期末日現在計画されている改修工事等に伴う資本的支出の予定額のうち主要なものは、以下のとおりです。なお、下記工事予定金額には、会計上、費用処理される部分が含まれています。

				工事予定金額 (百万円)			
物件名称	所在地 目的		予定期間	総額	第1期 支払額	既支出 総額	
	東京都港区	エレベーター更新工事	自平成26年12月	20	-	-	
ヒューリック神谷町ビル		エレハークー史材工事	至平成27年6月	20			
しューリック神谷町にル		北帝田松春松五年二古	自平成27年4月	12			
		非常用発電機更新工事	至平成27年8月	12		_	
大井町再開発ビル2号棟	東京都品川区	照明設備更新工事	自平成26年10月	12			
入井町丹開発にル2万棟	果 京 印 田 川 区	思明政備史利工事	至平成26年11月	12	-	_	

## (イ) 期中の資本的支出

当期中において、資本的支出はポートフォリオ全体で30,162千円であり、修繕費に計上した23,944千円と合わせ、合計54,107千円の工事を実施しています。

なお、平成26年8月31日現在の各保有資産に関し、第1期に行った資本的支出に該当する1工事10,000千円以上のものはありません。

# (ウ) 長期修繕計画のために積立てた金銭 該当事項はありません。

## C. 賃貸借の概況及び損益の状況 第1期(自 平成25年11月7日 至 平成26年8月31日)

(単位:千円)

	物件名称	ヒューリック 神谷町ビル	ヒューリック九 段ビル (底地)	虎ノ門ファース トガーデン	ラピロス六本木	ヒューリック 高田馬場ビル	ヒューリック 神田ビル	ヒューリック 神田橋ビル
	運用日数	206	206	206	206	206	206	206
賃	貸事業収入	595, 456	299, 704	314, 390	238, 264	193, 431	166, 374	97, 789
	賃貸事業収入	558, 003	299, 704	298, 894	218, 486	175, 383	156, 154	90, 519
	その他収入	37, 452	-	15, 495	19, 777	18, 048	10, 220	7, 269
賃	貸事業費用	126, 359	2, 204	99, 922	95, 960	58, 654	66, 033	33, 636
	公租公課	-	-	-	-	-	-	-
	水道光熱費	32, 922	-	14, 401	23, 013	14, 878	8, 412	8, 052
	保険料	809	139	463	196	386	210	170
	修繕費	7, 589	-	-	1, 668	2, 776	44	1, 263
	管理委託費	48, 423	1, 498	5, 401	4, 291	17, 261	8, 716	6, 552
	その他賃貸事業費用	3, 687	566	29, 419	54, 979	1, 987	25, 964	1, 214
	減価償却費	32, 927	-	50, 236	11, 809	21, 364	22, 684	16, 382
賃	貸事業損益	469, 096	297, 499	214, 467	142, 304	134, 777	100, 341	64, 153
NO	DI	502, 024	297, 499	264, 704	154, 113	156, 142	123, 025	80, 535

(単位:千円)

_								
	物件名称	ヒューリック 蛎殻町ビル	大井町再開発 ビル2号棟	大井町再開発 ビル1号棟	ダイニングスク エア秋葉原ビル (注)	ヒューリック 神宮前ビル	アリア松原 (注)	トラストガーデ ン用賀の杜 (注)
	運用日数	206	206	206	206	206	206	206
皇	賃貸事業収入	116, 128	352, 857	247, 609	-	93, 947	-	-
	賃貸事業収入	105, 695	352, 857	247, 600	-	88, 312	-	-
	その他収入	10, 432	_	9	-	5, 635	-	-
倡	賃貸事業費用	35, 028	34, 147	31, 401	-	18, 560	-	-
	公租公課	-	_	-	-	-	-	-
	水道光熱費	8, 314	-	-	-	6, 505	_	-
	保険料	193	772	111	-	111	_	-
	修繕費	1, 813	110	456	-	-	_	-
	管理委託費	14, 510	7, 057	4, 952	-	3, 548	-	-
	その他賃貸事業費用	1, 532	566	11, 233	-	1,680	-	-
	減価償却費	8, 665	25, 639	14, 648	-	6, 715	-	-
貨	賃貸事業損益	81, 100	318, 710	216, 208	-	75, 386	-	-
N	01	89, 765	344, 350	230, 856	94, 532	82, 102	115, 980	190, 781

(単位:千円)

	物件名称	トラストガーデン桜新町(注)	トラストガーデ ン杉並宮前 (注)	池袋ネットワー クセンター	田端ネットワー クセンター	広島ネットワー クセンター	熱田ネットワー クセンター	長野ネットワー クセンター
	運用日数	206	206	206	206	206	206	206
賃	貸事業収入	-	-	153, 369	51, 015	49, 589	41, 750	19, 923
	賃貸事業収入	-	-	153, 357	50, 993	49, 586	41, 554	19, 891
	その他収入	-	-	11	22	3	195	32
賃	貸事業費用	-	1	15, 862	4, 741	9, 129	7, 251	4, 220
	公租公課	-	-	-	-	-	-	_
	水道光熱費	-	-	-	-	-	-	_
	保険料	_	-	287	91	122	103	62
	修繕費	-	-	-	-	-	63	_
	管理委託費	-	-	1, 085	814	1, 492	1, 085	950
	その他賃貸事業費用	-	-	567	567	568	568	568
	減価償却費	-	-	13, 922	3, 268	6, 946	5, 431	2, 640
賃	貸事業損益	-	-	137, 506	46, 274	40, 459	34, 498	15, 702
NO	)I	93, 734	98, 080	151, 428	49, 542	47, 405	39, 929	18, 342

<sup>(</sup>注)「-」とされている箇所はエンドテナントの承諾が得られていないため、開示していません。

# D. 稼働率の状況

計算期間	第1期末 (平成26年8月末時点)
物件数	21
テナントの総数	83
総賃貸可能面積 (m²)	119, 413. 41
総賃貸面積 (m²)	118, 357. 60
稼働率 (%)	99. 1

#### E. 主要な不動産の物件に関する情報

各保有資産のうち、平成26年8月31日現在において、「総賃料収入合計」が「ポートフォリオ全体の総賃料収入総額」の10%以上を占める不動産の概要は、以下のとおりです。

物件名称	テナント数 (注1)	総賃料収入 (百万円) (注 2)	総賃貸面積 (㎡) (注3)	総賃貸可能面積 (㎡) (注4)	稼働率(%) (注5)
ヒューリック神谷町ビル (注6)	24	1, 028	12, 519. 56	12, 991. 85	96. 4

- (注1) 「テナント数」は、平成26年8月31日現在における上記保有資産に係る賃貸借契約に基づき、当該保有資産のテナント数を記載しています。但し、当該保有資産につきマスターリース契約が締結されている場合には、エンドテナントからの賃料を原則としてそのまま受け取るパススルー型マスターリースの対象物件についてはエンドテナントの総数を記載しています。
- (注2) 「総賃料収入」は、平成26年8月31日現在における上記保有資産に係る賃貸借契約(同日現在で入居済みのものに限ります。)に表示された建物につき、月間賃料(共益費を含みます。倉庫、看板、駐車場等の使用料を含まず、貸室賃料に限ります。また同日現在のフリーレントは考慮しないものとします。)を12倍することにより年換算して算出した金額(複数の賃貸借契約が契約されている保有資産についてはその合計額であり、消費税等は含みません。)につき百万円未満を四捨五入して記載しています。なお、当該保有資産につきマスターリース契約が締結されている場合には、エンドテナントからの賃料を原則としてそのまま受け取るパススルー型マスターリースの対象物件についてはエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約上の月間賃料を12倍することにより年換算して算出した金額を記載しています。
- (注3) 「総賃貸面積」は、平成26年8月31日現在における上記保有資産に係る賃貸借契約に表示された賃貸面積の合計を記載しています。なお、当該保有資産につきマスターリース契約が締結されている場合には、エンドテナントからの賃料を原則としてそのまま受け取るパススルー型マスターリースの対象物件についてはエンドテナントとの間で実際に賃貸借契約が締結され賃貸が行われている面積の合計を記載しています。
- (注4) 「総賃貸可能面積」は、平成26年8月31日現在における上記保有資産に係る建物の賃貸借契約又は建物図面等に基づき賃貸が可能と考えられるものを記載しています。
- (注5) 「稼働率」は、平成26年8月31日現在における上記保有資産に係る総賃貸可能面積に対して総賃貸面積が占める割合を示しており、小数第2位を四捨五入して記載しています。
- (注6) 「テナント数」は、平成26年8月31日現在における当該物件の建物全体の数値を記載し、「総賃料収入」、「総賃貸面積」、「総賃貸可能面積」及び「稼働率」は、当該資産の準共有持分割合(約39.9%)に相当する数値及び金額を記載しています。

## F. 主要なテナントに関する情報

本投資法人の保有資産のうち、平成26年8月31日現在において、全賃貸面積の10%以上を占めるテナントは、以下のとおりです。

テナン ト名	業種	物件名称	賃貸面積 (m²) (注1)	総賃料収入 (百万円) (注2)	敷金・保証金 (百万円) (注3)	契約満了日 (注 4)	契約更改の 方法等 (注5)	
		ヒューリック神谷町 ビル(注 6)	12, 519. 56	1, 028	1, 049	平成29年2月6日	契約満了6ヶ月前ま でに書面による意思 表示がないときは、 2年間自動更新	
		ヒューリック九段ビ ル (底地)	3, 351. 07	530	265	平成75年2月6日	契約満了により終了	
		虎ノ門ファーストガ ーデン(注6)	5, 689. 97	529	403			
		ラピロス六本木 (注 6)	5, 291. 65	388	349			
		ヒューリック高田馬 場ビル	5, 369. 71	310	188		契約満了6ヶ月前ま	
		ヒューリック神田ビ ル	3, 728. 36	278	192	平成29年2月6日	でに書面による意思 表示がないときは、	
		ヒューリック神田橋 ビル	2, 566. 95	161	128		2年間自動更新	
		ヒューリック 蛎殻町 ビル	2, 839. 22	187	124			
リック	不動産	大井町再開発ビル 2 号棟	14, 485. 66	624	656	平成31年2月6日		
株式会社	賃貸業	大井町再開発ビル1 号棟(注6)	10, 612. 67	438	529	-	契約満了6ヶ月前ま でに書面による意思 表示がないときは、 自動更新(更新後の 賃貸借期間は両当事 者協議の上定める)	
		ダイニングスクエア 秋葉原ビル	2, 169. 41	- (注7)	- (注7)		契約満了6ヶ月前ま でに書面による意思 表示がないときは、 2年間自動更新	
		ヒューリック神宮前 ビル	1, 656. 24	156	81			
		アリア松原	5, 454. 48	- (注7)	- (注7)	平成29年2月6日		
		トラストガーデン用 賀の杜	5, 977. 75	- (注7)	- (注7)	平成29年2月6日		
		トラストガーデン桜 新町	3, 700. 26	- (注7)	- (注7)			
		トラストガーデン杉 並宮前	3, 975. 99	- (注7)	- (注7)			
		合計	89, 388. 95	-	-	-	-	
		池袋ネットワークセ ンター	12, 773. 04	271	136	平成39年11月5日		
ソフト		田端ネットワークセ ンター	3, 832. 73	90	45	平成34年11月5日	契約満了により終了 (契約満了の5年前	
ソフト バンク テレコ ム株式 会社	通信業	広島ネットワークセ ンター	5, 208. 54	88	44	平成39年11月5日	(契約満了の5年前 までに契約満了日を 始期とする新たな賃 貸借契約を締結する か決定する)	
		熱田ネットワークセンター	4, 943. 10	73	37	平成34年11月5日		
		長野ネットワークセ ンター	2, 211. 24	35	18	平成29年11月5日		
		合計	28, 968. 65	558	279		_	

<sup>(</sup>注1) 「賃貸面積」は、平成26年8月31日現在における各保有資産に係る各賃貸借契約に表示された賃貸面積を記載しています。また、テナントがマスターリース会社兼転貸人となる各物件の建物につき、平成26年8月31日現在におけるマスターリース会社とのマスターリース契約に表示された賃貸面積のうちエンドテナントへの賃貸可能面積を記載しています。なお、底地物件については底地の面積を記載しています。

- (注2) 「総賃料収入」は、平成26年8月31日現在における各保有資産に係る各賃貸借契約(同日現在で入居済みのものに限ります。)に表示された建物につき、月間賃料(共益費を含みます。倉庫、看板、駐車場等の使用料を含まず、貸室賃料に限ります。また同日現在のフリーレントは考慮しないものとします。)を12倍することにより年換算して算出した金額(複数の賃貸借契約が契約されている保有資産についてはその合計額であり、消費税等は含みません。)につき百万円未満を四捨五入して記載し、各資産のうち底地物件については、平成26年8月31日現在における各資産に係る賃貸借契約に表示された底地に係る年間賃料の金額につき百万円未満を四捨五入して記載しています。また、テナントがマスターリース会社として転貸人となっている物件については、平成26年8月31日現在におけるエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約(同日現在で入居済みのものに限ります。)に基づき、エンドテナントからの賃料を原則としてそのまま受け取るパススルー型マスターリースの物件についてはエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約上の月間賃料、エンドテナントの賃料の変動にかかわらず一定の賃料を受け取る固定型マスターリースの物件についてはかかるマスターリース契約上の月間賃料をそれぞれ12倍することにより年換算して算出した金額を記載しています。
- (注3) 「敷金・保証金」は、平成26年8月31日現在における各賃貸借契約に基づき必要とされる敷金・保証金の合計額につき百万円未満を四 捨五入して記載しています。なお、各保有資産につきテナントがマスターリース会社として転貸人となっている物件については、平成 26年8月31日現在におけるエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約(同日現在で入居済みのものに限ります。)に基づき必 要とされる敷金・保証金の合計額につき百万円未満を四捨五入して記載しています。
- (注4) 「契約満了日」は、テナントがマスターリース会社として転貸人となっている物件を含め、テナントを賃借人とする賃貸借契約に表示された契約満了日を記載しています。
- (注5) 「契約更改の方法等」は、テナントがマスターリース会社として転貸人となっている物件を含め、テナントを賃借人とする賃貸借契約に表示された契約更改の方法等の内容を記載しています。
- (注6) 各保有資産における本投資法人の区分所有部分又は準共有持分割合に係る数値を記載しています。各保有資産の区分所有部分又は準共 有持分割合については、個別物件表をご参照ください。
- (注7) 「-」とされている箇所はエンドテナントの承諾が得られていないため、やむを得ない事由により、開示していません。

#### G. 賃貸面積上位エンドテナント

平成26年8月31日現在において、ポートフォリオ全体に対し賃貸面積上位10を占めるエンドテナントは、以下のとおりです。

エンド テナント名	物件名称	総賃貸面積 (㎡) (注1)	面積 比率(%) (注2)	契約満了日	契約形態 (注3)
ソフトバンクテレコム 株式会社	池袋ネットワークセンター 田端ネットワークセンター 広島ネットワークセンター 熱田ネットワークセンター 長野ネットワークセンター	28, 968. 65	24. 5	平成39年11月5日 (池袋ネットワークセンター、 広島ネットワークセンター) 平成34年11月5日 (田端ネットワークセンター、 熱田ネットワークセンター) 平成29年11月5日 (長野ネットワークセンター)	定期建物賃貸借契約
ヒューリック株式会社	ヒューリック九段ビル (底地) 大井町再開発ビル2号棟 大井町再開発ビル1号棟	28, 449. 40 (注 5)	24. 0	平成75年2月6日 平成31年2月6日 平成29年9月27日	事業用定期借地契約 普通建物賃貸借契約 普通建物賃貸借契約
トラストガーデン株式会社	トラストガーデン用賀の杜 トラストガーデン桜新町 トラストガーデン杉並宮前	13, 654. 00	11.5	平成40年1月24日	普通建物賃貸借契約
株式会社ベネッセスタ イルケア	アリア松原	5, 454. 48	4. 6	平成42年9月30日	普通建物賃貸借契約
Jトラスト株式会社	虎ノ門ファーストガーデン	3, 052. 05	2. 6	平成26年11月30日	普通建物賃貸借契約
沖電気工業株式会社	虎ノ門ファーストガーデン	2, 441. 64	2. 1	平成27年 2 月28日	普通建物賃貸借契約
- (注4)	ダイニングスクエア秋葉原ビル	2, 169. 41	1.8	— (注4)	- (注4)
株式会社ヤマハミュー ジックメディア	ヒューリック高田馬場ビル	1, 870. 66	1.6	平成28年1月31日	普通建物賃貸借契約
独立行政法人福祉医療 機構	ヒューリック神谷町ビル	1, 543. 15	1. 3	平成28年3月31日	普通建物賃貸借契約
株式会社アライヴン	ラピロス六本木	1, 455. 47	1. 2	平成28年12月31日	定期建物賃貸借契約

- (注1) 「総賃貸面積」は、平成26年8月31日現在におけるエンドテナントとの間の賃貸借契約に表示された賃貸面積の合計を記載しています。また、テナントがマスターリース会社兼転貸人となる各物件の建物については、平成26年8月31日現在におけるマスターリース会社とのマスターリース契約に表示された賃貸面積のうちエンドテナントへの賃貸可能面積を記載しています。なお、「ヒューリック神谷町ビル」については、当該物件の本投資法人が保有する準共有持分(約39.9%)に相当する数値を記載し、「大井町再開発ビル1号棟」については、本投資法人が保有している区分所有権に係る信託受益権の持分割合の数値(本投資法人の持分:区分所有権12,843.24㎡の共有持分約82.6%)を記載しています。
- (注2) 小数第2位を四捨五入して記載しています。
- (注3) 「契約形態」は、平成26年8月31日現在におけるエンドテナントとの間の賃貸借契約に表示された契約形態を記載しています。
- (注4) 「一」とされている箇所はエンドテナントの承諾が得られていないため、やむを得ない事由により、開示していません。
- (注5) 「ヒューリック九段ビル (底地)」は底地の面積を記載しています。

#### H. 有料老人ホームに係る保有資産の概要

#### (ア) 有料老人ホームの施設の概要

物件名称	所在地	施設の類型 (注1)	介護事業者 の名称	居室数 (室) (注 1)	定員 (人) (注 1)	入居者数 (人) (注1)	入居率 (%) (注 2)	重要事項 説明書 記載日 (注3)
アリア松原	東京都	介護付 (一般型)	株式会社ベネッセ	96	105	93	88.6	平成25年
7 9 7 14/5	世田谷区	月度17 (水生)	スタイルケア	30	100	50	00.0	7月1日
トラストガーデン	東京都	介護付 (一般型)	トラストガーデン	129	139	123	88. 5	平成26年
用賀の杜	世田谷区	月 更刊 (一放空)	株式会社	129 139	199			4月1日
トラストガーデン	東京都	△淮什 ( .何刑)	トラストガーデン	84	89	70	00.0	平成26年
桜新町	世田谷区	介護付(一般型)	株式会社	84	89	72	80. 9	4月1日
トラストガーデン	東京都	△淮什 ( .何邢山)	トラストガーデン	100	100	100	100.0	平成26年
杉並宮前	杉並区	介護付(一般型)	株式会社	100	100	100	100.0	4月1日

- (注1) 「施設の類型」、「居室数」、「定員」及び「入居者数」は、老人福祉法第25条第5項に基づいて、介護事業者が有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与する介護等の内容その他の情報を開示するために交付する重要事項説明書(以下「ヘルスケア重要事項説明書」といいます。) に表示された情報に基づいて記載しています。
- (注2) 「入居率」は、ヘルスケア重要事項説明書に表示された入居率、又は入居者数を定員で除した比率(小数第2位を四捨五入)を記載しています。なお、ヘルスケア重要事項説明書に表示された入居率は、一時的に不在となっている者を含むなどの事情により、入居者数を定員で除した比率と異なる場合があります。
- (注3) 「重要事項説明書記載日」は、ヘルスケア重要事項説明書に表示された記入年月日を記載しています。

## (イ) 有料老人ホームに係る介護事業者の会社概要

介護事業者 の名称	本店所在地 (注1)	代表者 (注 1 )	設立年月日 (注1)	資本金 (百万円) (注1)	備考
株式会社ベネッセ	東京都渋谷区渋谷二丁目17番5号	代表取締役	平成7年	100	上場会社の連結子会社
スタイルケア	来水柳风在色风在二丁 I I I 雷 0 7	滝山 真也	9月7日	100	(注2)
トラストガーデン	東京都渋谷区代々木四丁目36番19号	代表取締役	平成19年	50	上場会社の連結子会社
株式会社	東京郁侯台区代々本四   日30番19万 	伊藤 勝康	8月6日	50	(注3)

- (注1) 「本店所在地」、「代表者」、「設立年月日」及び「資本金」は、登記簿謄本により確認した第1期末現在の記載です。「代表者」については、登記簿謄本に代表者が複数掲載されている場合でも、1名のみ記載しています。「資本金」については、百万円未満を切り捨てて記載しています。
- (注2) 東京証券取引所市場第一部に上場している株式会社ベネッセホールディングス (証券コード:9783) の連結子会社です。
- (注3) 東京証券取引所市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場しているリゾートトラスト株式会社(証券コード: 4681) の連結子会社です。

## (ウ) 有料老人ホームに係る介護事業者の事業概要

介護事業者の名称	主な事業の概要	運営施設数 (件) (注1)	運営居室数 (室) (注1)	売上高 (百万円) (注2) (注3)	経常利益 (百万円) (注2) (注3)
株式会社ベネッセ スタイルケア	有料老人ホーム及びサービス付き高齢 者向け住宅の運営	253	13, 255	79, 297	4, 737
トラストガーデン 株式会社	有料老人ホーム及びサービス付き高齢 者向け住宅の運営	7	526	3, 466	173

- (注1) 「運営施設数」及び「運営居室数」は、各介護事業者より提供を受けた平成26年3月31日時点の値を記載しています。
- (注2) 株式会社ベネッセスタイルケアの「売上高」及び「経常利益」は、その親会社(株式会社ベネッセホールディングス)作成の平成26年6月23日付有価証券報告書に基づき平成26年3月期の数値を記載しています。
- (注3) トラストガーデン株式会社の「売上高」及び「経常利益」は、同社より提供を受けた平成26年3月期の数値を百万円未満を切り 捨てて記載しています。

## (エ) 有料老人ホームに係る介護事業者への事業調査の概要

本投資法人は、有料老人ホームの取得に際しては、外部専門家と協働して介護事業者の事業、財務内容及び 遵法性等について、デューディリジェンスを実施し適切と判断しており、取得後においても、事業、財務内容 及び遵法性等の状況についてのモニタリングを実施しており、本書提出日現在、保有する有料老人ホームの介 護事業者は、いずれも、有料老人ホームに係る運営を適切に遂行できるものと判断しています。

#### I. 不動産等の概要

以下の表は、本投資法人が第1期末において保有する各保有資産(以下「第1期末保有資産」といいます。)及び第1期末後に取得を決定した資産(以下「第1期末後取得決定資産」といいます。)の概要を個別に表にまとめたものです(以下「個別物件表」といいます。)。かかる個別物件表をご参照頂くに際し、そこで用いられる用語は以下のとおりです。個別物件表はかかる用語の説明と併せてご参照ください。

なお、時点の注記がないものについては、原則として、第1期末現在の状況を記載しています。

### a. 「最寄駅」について

「最寄駅」における徒歩による所要時間については、「不動産の表示に関する公正競争規約」(平成17年公正取引委員会告示第23号)及び「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」(平成17年公正取引委員会承認第107号)に基づき、道路距離80メートルにつき1分間を要するものとして算出した数値を記載しています。

#### b. 「所在地(住居表示)」について

所在地(住居表示)は、各不動産の住居表示を記載しています。また「住居表示」未実施の場合は、登記簿上の 建物所在地(複数ある場合にはそのうちの一所在地)を記載しています。

#### c. 「土地」について

- ・「地番」は、登記簿上の記載に基づいて記載しています。
- ・「建蔽率」及び「容積率」は、原則として建築基準法、都市計画法等の関連法令に従って定められた数値を記載しています。なお、保有資産によっては、本書に記載の「建蔽率」及び「容積率」につき、一定の緩和措置又は制限措置が適用される場合があります。
- ・「用途地域」は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
- ・「敷地面積」は、登記簿上の記載に基づいており、現況とは一致しない場合があります。また、区分所有又は 準共有等にかかわらず、建物全体の敷地面積を記載しています。
- ・「所有形態」は、保有資産に関して不動産信託の信託受託者が保有している権利の種類を記載しています。

#### d. 「建物」について

- 「竣工年月」は、登記簿上の新築年月を記載しています。
- 「構造」及び「階数」は、登記簿上の記載に基づいています。
- 「用途」は、登記簿上の建物種別のうち主要なものを記載しています。
- ・「延床面積」は、登記簿上の記載に基づいて記載しています。また、区分所有又は準共有等にかかわらず建物 全体の延床面積を記載しています。
- ・「駐車場台数」は、第1期末現在において各保有資産につき敷地内に確保されている駐車場(建物内の駐車場を含みます。)の台数を記載しています。なお、保有資産の共有持分又は区分所有権を保有している場合にも、その保有資産全体に係る駐車場台数を記載しています。
- 「所有形態」は、保有資産に関して不動産信託の信託受託者が保有している権利の種類を記載しています。

#### e. 「PM会社」について

「PM会社」は、各保有資産について第1期末現在において有効なプロパティ・マネジメント契約を締結している会社を記載しています。

## f. 「マスターリース会社」について

「マスターリース会社」は、各保有資産について第1期末現在において有効なマスターリース契約を締結している会社を記載しています。

## g. 「特記事項」について

「特記事項」の記載については、原則として、第1期末現在の情報をもとに、個々の資産の権利関係や利用等で 重要と考えられる事項のほか、当該資産の評価額、収益性、処分性への影響度を考慮して重要と考えられる事項 に関して記載しています。

なお、保有資産のうち「ヒューリック神谷町ビル」については、スポンサーである準共有者との間で、その持分売却に際し、他の準共有者へ予め価格等の条件を通知すること、買取の意思がないときは第三者への譲渡が可能なこと、但し、その際の譲渡の条件は、既に通知した条件より譲受人に有利としない旨、合意がなされています。また、第1期末後取得決定資産のうち「御茶ノ水ソラシティ」については、本投資法人が、準共有持分の売却に際し、スポンサーを含む他の準共有者へ予め準共有持分の譲渡を希望する旨を通知すること、他の準共有者

がかかる通知を受領してから30日以内に当該受益権の買取に関する合意が成立しなかった場合には第三者への譲渡が可能なこと等を内容とする準共有者間協定書上の売主(現受益権準共有者)の地位を承継します。

また、「虎ノ門ファーストガーデン」、「大井町再開発ビル1号棟」、「ラピロス六本木」については、他の 区分所有者又は共有者に対して、買取についての優先交渉権が付与されています。

さらに、底地のみを取得するヒューリック九段ビルの場合には、スポンサーである賃借人との間で、底地の譲渡に際し、予め賃借人に対して譲渡する意思を通知し、賃借人の希望があれば譲渡価格等について協議し、その間、第三者との譲渡交渉等が行えない旨、合意がなされます。

また、有料老人ホーム(アリア松原、トラストガーデン用賀の杜、トラストガーデン桜新町及びトラストガー デン杉並宮前)については、賃借人に対して、買取についての優先交渉権が付与されています。

### h. 「賃貸借の概要」について

「賃貸借の概要」は、本投資法人の各保有資産について、特に記載のない限り第1期末現在において有効な賃貸借契約等の内容等を記載しています。

- ・「総賃貸可能面積」は、第1期末現在における各保有資産に係る建物の賃貸借契約又は建物図面等に基づき賃貸が可能と考えられるものを記載しています。なお、底地物件については底地の面積を記載しています。
- ・「稼働率」は、第1期末現在における各保有資産に係る総賃貸可能面積に対して総賃貸面積が占める割合を示しており、小数第2位を四捨五入して記載しています。
- ・「代表的テナント」は、各保有資産の総賃貸面積中、賃貸面積の最も大きいテナントを記載しております。なお、当該保有資産につき締結されるマスターリース契約においてエンドテナントの賃料の変動にかかわらず一定の賃料を受け取る固定型マスターリースの物件についてはそのマスターリース会社を記載しております。また、エンドテナントより開示の承諾を得られていない場合、「代表的テナント」欄の記載を省略しています。
- ・「テナント数」は、第1期末現在における各保有資産に係る各賃貸借契約に基づき、保有資産毎のテナント数を記載しています。但し、当該保有資産につきマスターリース契約が締結されている場合には、エンドテナントからの賃料を原則としてそのまま受け取るパススルー型マスターリースの物件についてはエンドテナントの総数を記載し、エンドテナントの賃料の変動にかかわらず一定の賃料を受け取る固定型マスターリースの物件についてはかかるマスターリースのみをテナントとしてテナント数を記載し、当該物件について、マスターリース会社とエンドテナントとの賃貸借契約に基づくテナント数をもって集計したテナント数を括弧書きにて記載しています。また、底地のみを保有する場合には、土地賃借人の総数を記載しています。
- ・「総賃料収入(年換算)」は、第1期末現在における各保有資産に係る各賃貸借契約(同日現在で入居済みのものに限ります。)に表示された建物につき、月間賃料(共益費を含みます。倉庫、看板、駐車場等の使用料を含まず、貸室賃料に限ります。また同日現在のフリーレントは考慮しないものとします。)を12倍することにより年換算して算出した金額(複数の賃貸借契約が契約されている保有資産についてはその合計額であり、消費税等は含みません。)につき百万円未満を四捨五入し、各資産のうち底地物件については、第1期末現在における各資産に係る賃貸借契約に表示された底地に係る年間賃料の金額(消費税等は含みません。以下同じです。)につき百万円未満を四捨五入して記載しています。なお、当該保有資産につきマスターリース契約が締結されている場合において、エンドテナントからの賃料を原則としてそのまま受け取るパススルー型マスターリースの物件についてはエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約上の月間賃料、エンドテナントの賃料の変動にかかわらず一定の賃料を受け取る固定型マスターリースの物件についてはかかるマスターリース契約上の月間賃料をそれぞれ12倍することにより年換算して算出した金額を記載しています。なお、エンドテナントより開示の承諾を得られていない場合、「総賃料収入(年換算)」欄の記載を省略しています。
- ・「敷金・保証金」は、第1期末現在おける各保有資産に係る各賃貸借契約(同日現在で入居済みのものに限ります。)に基づき必要とされる敷金・保証金の合計額につき百万円未満を四捨五入して記載しています。なお、当該保有資産につきマスターリース契約が締結されている場合には、エンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約上の敷金・保証金の合計額につき百万円未満を四捨五入して記載しています。なお、エンドテナントより開示の承諾を得られていない場合、「敷金・保証金」欄の記載を省略しています。

また、エンドテナントに係る賃貸借契約につき解除又は解約申入れがなされていても、第1期末現在において契約が継続している場合、当該エンドテナントに係る賃貸借契約が存在するものとして、「稼働率」「テナント数」「総賃料収入(年換算)」「敷金・保証金」等を記載しています。また、「-」と記載している箇所は、エンドテナントより開示の承諾を得られておらず、記載を省略しています。

### i. 「鑑定評価書の概要」について

「鑑定評価書の概要」は、本投資法人が、投信法に基づく不動産鑑定評価上の留意事項及び不動産の鑑定評価に 関する法律(昭和38年法律第152号、その後の改正を含みます。)並びに不動産鑑定評価基準に基づき、一般財 団法人日本不動産研究所、株式会社谷澤総合鑑定所、大和不動産鑑定株式会社又はシービーアールイー株式会社 に各取得(予定)資産の鑑定評価を委託し作成された各不動産鑑定評価書(以下「鑑定評価書」といいます。) の概要を記載しています。当該各不動産鑑定評価は、一定時点における評価者の判断と意見に留まり、その内容 の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。

なお、不動産鑑定評価を行った各不動産鑑定機関と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。 金額は、特段の記載がない限り、百万円未満を四捨五入して記載しています。

#### j. 「オペレーター」について

「オペレーター」は、次世代アセット(有料老人ホーム)における各保有資産について、有料老人ホームの運営を行う介護事業者を記載しています。

### k. 「バックアップオペレーター」について

「バックアップオペレーター」は、次世代アセット(有料老人ホーム)における各保有資産についてバックアップオペレーターの有無を記載しています。

- 1. 「入居者の状況・施設の概況」について
- ・有料老人ホームの個別物件表における以下の項目については、ヘルスケア重要事項説明書に表示された情報に 基づいて記載しています。

「開設年月日」「施設の類型」「居室数(室)」「居住の権利形態」「定員(人)」「居住面積帯 (㎡)」「入居者数(人)」「入居時要件」「入居者の平均年齢(才)」「入居一時金(円)」「月額利 用料(円)」「夜間職員体制(最小時人数)」

- ・「入居率」は、ヘルスケア重要事項説明書に表示された入居率、又は入居者数を定員で除した比率(小数第2位を四捨五入)を記載しています。なお、ヘルスケア重要事項説明書に表示された入居率は、一時的に不在となっている者を含むなどの事情により、入居者数を定員で除した比率と異なる場合があります。
- ・「介護に関わる職員体制(人)」は、ヘルスケア重要事項説明書に表示された看護職員及び介護職員1人当たり(常勤換算)の利用者数を記載しています。

#### 第1期末保有資産

物件名称 ヒューリック神谷町ビル			分類	東京コマーシャル	· プロパティ(オフィス)			
	特定資産の概要							
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種	類	信託受益権			
取得価格		20,100百万円	信託受益権	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式 会社			
期末算定価額	額(注1)	21,400百万円	の概要	信託設定日	平成17年3月18日			
(価格時点)	1	(平成26年8月31日)		信託期間満了日	平成36年2月29日			
最寄駅		東京メトロ日比谷線 「神谷町」駅 徒歩1分						
所在地(住)	居表示)	東京都港区虎ノ門四丁目3	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号					
	東京都港区虎ノ門四丁 103番1他			竣工年月	昭和60年4月			
				構造	鉄骨鉄筋コンクリート 造・鉄骨造			
	建蔽率	100% (注2)		階数	地上11階地下2階			
土地	容積率	500%	建物	用途	事務所・駐車場			
	用途地域	商業地域		延床面積	39, 854. 52 m²			
	敷地面積	7, 221. 10 m <sup>2</sup>		駐車場台数	104台			
	所有形態	所有権(準共有持分約 39.9%)		所有形態	所有権(準共有持分約 39.9%)			
PM会社		ヒューリック株式会社	マスターリー	-ス会社	ヒューリック株式会社			

#### 特記事項

・本物件各所の鉄骨耐火被覆及び塔屋エレベーター機械室天井面において飛散性のアスベスト含有の吹付材の使用が確認されていますが、平成25年7月に建物室内及び屋外で実施された濃度測定において、いずれの測定地点においても法定の基準値を下回っていることが確認されています。

	賃貸借の概要							
総賃貸可能面積(注3)	12, 991. 85 m²	稼働率	96.4%					
代表的テナント	独立行政法人 福祉医療機構	テナント数 (注4)	24					
総賃料収入(年換算)(注3)	1,028百万円	敷金・保証金 (注3)	1,049百万円					

- (注1) 期末算定価額については、本投資法人が保有している持分に相当する金額を記載しています。
- (注2) 本物件の土地の建蔽率は、本来80%ですが、防火地域内にある耐火建築物であることにより緩和され、適用される建蔽率は100%となります。
- (注3) 総賃貸可能面積、総賃料収入(年換算)及び敷金・保証金については、本投資法人が保有している当該物件の信託受益権の準共有持分割合(約39.9%)に相当する数値を記載しています。
- (注4) テナント数については、建物全体の数値を記載しています。

不動産鑑定機関	大和不動産鑑定株式会社
鑑定評価額	21,400百万円
直接還元法による価格	21,900百万円
還元利回り	4.0%
DCF法による価格	21,200百万円
割引率	3.8%
最終還元利回り	4.2%
原価法による積算価格	16,100百万円
土地割合	91. 1%
建物割合	8.9%

物件名称	ヒューリック九段ビル (底地)		分類	東京コマーシャル・プロパティ(オフィス)		
		特定資源	産の概要			
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種類		信託受益権	
取得価格		11,100百万円	信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式 会社	
期末算定価額	額	11,600百万円	の概要	信託設定日	平成26年2月7日	
(価格時点)	1	(平成26年8月31日)		信託期間満了日	平成36年2月29日	
最寄駅		東京メトロ東西線「九段下」駅 徒歩1分				
所在地(住)	居表示)	東京都千代田区九段北一丁目13番5号				
	地番	東京都千代田区九段北一丁	7-\$* #b/ra	竣工年月	_	
		目12番11他		構造	_	
	建蔽率	100%・70% (注1)		階数	_	
土地	容積率	700%・400% (注2)		用途	_	
用途地域		商業地域、 第二種住居地域(注2)	建物	延床面積	-	
	敷地面積	3, 351. 07 m <sup>2</sup>		駐車場台数	-	
	所有形態	所有権		所有形態	_	
PM会社		ヒューリック株式会社	マスターリー	ス会社	_	

・本件土地の一部には、東京地下鉄株式会社を地上権者とし、地下鉄道敷設を目的とする地上権が設定されています。

## 賃貸借の概要

総賃貸可能面積	3, 351. 07 m <sup>2</sup>	稼働率	100.0%
代表的テナント	ヒューリック株式会社	テナント数	1
総賃料収入 (年換算)	530百万円	敷金・保証金	265百万円

- (注1) 本物件の土地のうち用途地域が商業地域である土地の建蔽率は、本来80%ですが、防火地域内にある耐火建築物であることにより緩和され、適用される建蔽率は100%となります。また、用途地域が第二種住居地域である土地の建蔽率は、本来60%ですが、防火地域内にある耐火建築物であることにより緩和され、適用される建蔽率は70%となります。
- (注2) 東側道路境界から30mまでは用途地域が商業地域、建蔽率100%、容積率700%であり、東側道路境界から30m超は用途地域が第二種住居地域、建蔽率70%、容積率400%です。

不動産鑑定機関	一般財団法人日本不動産研究所
鑑定評価額	11,600百万円
直接還元法による価格	11,600百万円
還元利回り	4.1%
DCF法による価格	11,500百万円
割引率	3.7%
最終還元利回り	4. 2%
原価法による積算価格	_
土地割合	_
建物割合	_

物件名称	虎ノ門ファーストガーデン		分類	東京コマーシャル・プロパティ(オフィス)					
	特定資産の概要								
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種	類	信託受益権				
取得価格		8,623百万円	层式亚光桉	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社				
期末算定価額	額(注1)	9,100百万円	信託受益権 の概要	信託設定日	平成26年2月7日				
(価格時点)	)	(平成26年8月31日)	の似安	信託期間満了日	平成36年2月29日				
最寄駅		東京メトロ銀座線「虎ノ門」	駅 徒歩1分		•				
所在地(住)	居表示)	東京都港区虎ノ門一丁目7	番12号						
	地番	東京都港区虎ノ門一丁目10 番2他	- 建物	竣工年月	平成22年8月				
				構造	鉄骨・鉄筋				
					コンクリート造				
	建蔽率	100% (注2)		階数	地上12階地下2階				
土地	容積率	800%・700% (注3)		用途	店舗・事務所				
1.10	用途地域	商業地域		延床面積	10, 029. 25 m²				
	敷地面積	1, 355. 61 m²		駐車場台数	33台				
	所有形態			所有形態	区分所有権(一部区分所				
		所有権 (注4)			有権の共有持分)				
					(注5)				
PM会社	PM会社 ヒューリック株式会		マスターリー	ス会社	ヒューリック株式会社				

該当ありません。

## 賃貸借の概要

総賃貸可能面積(注6)	5, 689. 97 m <sup>2</sup>	稼働率(注6)	100.0%
代表的テナント	Jトラスト株式会社	テナント数	3
総賃料収入(年換算) (注7)	529百万円	敷金・保証金 (注7)	403百万円

- (注1) 期末算定価額については、本投資法人が保有している持分に相当する金額を記載しています。
- (注 2) 本物件の土地の建蔽率は、本来80%ですが、防火地域内にある耐火建築物であることにより緩和され、適用される建蔽率は100%となります。
- (注3) 路線から30mまでは800%、30m超は700%です。
- (注4) 本投資法人が保有している信託受益権に係る信託財産を構成する所有権及び共有持分に対応する、不動産登記簿の記載に基づく土地 面積は約1,104.38㎡であり、全体の約81.5%です。
- (注 5) 本投資法人が保有している信託受益権に係る信託財産を構成する区分所有権及び共有持分に対応する、不動産登記簿の記載に基づく 建物の専有面積は約5,689.97㎡であり、全体の約81.4%です。
- (注 6) 総賃貸可能面積及び稼働率については、本投資法人が保有する区分所有権に係る信託受益権の持分に相当する数値を記載しています。
  - 本投資法人の持分:区分所有権5,493.69㎡及び区分所有権275.98㎡の共有持分約71.1%
- (注7) 総賃料収入(年換算)及び敷金・保証金については、本投資法人が保有している持分割合(約81.4%)に相当する金額を記載しています。

不動産鑑定機関	シービーアールイー株式会社
鑑定評価額	9, 100百万円
直接還元法による価格	9,010百万円
還元利回り	4.1%
DCF法による価格	9, 100百万円
割引率	3.7%
最終還元利回り	4.2%
原価法による積算価格	9,040百万円
土地割合	74. 5%
建物割合	25. 5%

物件名称	ラピロス六本木		分類	東京コマーシャル・プロパティ(オフィス)		
		特定資產	 産の概要			
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種類		信託受益権	
取得価格		5, 160百万円	信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式 会社	
期末算定価	額(注1)	5,740百万円	の概要	信託設定日	平成25年3月1日	
(価格時点	)	(平成26年8月31日)		信託期間満了日	平成36年2月29日	
最寄駅	最寄駅東京メトロ日比谷線「六本					
所在地(住	所在地(住居表示) 東京都港区六本木六		1番24号			
	地番	東京都港区六本木六丁目 311番11他	7.33 th/m	竣工年月	平成9年8月	
				構造	鉄骨鉄筋コンクリート・ 鉄筋コンクリート造	
	建蔽率	100% (注2)		階数	地上10階地下2階	
土地	容積率	700%・500% (注3)		用途	店舗	
그.1만	用途地域	商業地域	建物	延床面積	12, 958. 90 m <sup>2</sup>	
	敷地面積	1, 933. 68 m²		駐車場台数	45台	
	所有形態	所有権・借地権 (注4)		所有形態	区分所有権(一部区分所 有権の共有持分) (注5)	
PM会社	•	ヒューリック株式会社	マスターリー	- -ス会社	ヒューリック株式会社	

・本物件の敷地の一部には、東京地下鉄株式会社を地上権者とし、地下鉄道敷設を目的とする地上権が設定されています。

賃貸借の概要							
総賃貸可能面積(注6)							
代表的テナント	株式会社インヴェル・ジャ パン	テナント数	11				
総賃料収入(年換算) (注6)	388百万円	敷金・保証金 (注6)	349百万円				

- (注1) 期末算定価額については、本投資法人が保有している持分に相当する金額を記載しています。
- (注2) 本物件の土地の建蔵率は、本来80%ですが、防火地域内にある耐火建築物であることにより緩和され、適用される建蔵率は100%となります。
- (注3) 北側接面道路の道路境界線より南方30mまでは700%、30m超は500%です。
- (注 4) 本投資法人が保有している信託受益権に係る信託財産を構成する所有土地及び賃借土地の面積は約1,540.77㎡であり、全体の約79.7%です。
- (注5) 本投資法人が保有している信託受益権を構成する区分所有権及び共有持分に対応する、不動産登記簿の記載に基づく建物の専有面積は約6,077.75㎡であり、全体の約73.6%です。
- (注6) 総賃貸可能面積、総賃料収入(年換算)及び敷金・保証金については、以下の通り、本投資法人が保有する区分所有権に係る信託受益権の持分割合に相当する数値を記載しています。

本投資法人の持分:区分所有権5,578.86㎡及び区分所有権586.37㎡の共有持分約50.5%

不動産鑑定機関	一般財団法人日本不動産研究所		
鑑定評価額	5,740百万円		
直接還元法による価格	5,800百万円		
還元利回り	4.1%		
DCF法による価格	5,670百万円		
割引率	3.8%		
最終還元利回り	4. 3%		
原価法による積算価格	6,820百万円		
土地割合	90.6%		
建物割合	9.4%		

物件名称	ヒューリック高田馬場ビル		分類	東京コマーシャル・プロパティ(オフィス	
	_	特定資源	全の概要		
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種	類	信託受益権
取得価格		3,900百万円	900百万円 信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式 会社
期末算定価	額	4,050百万円	の概要	信託設定日	平成26年2月7日
(価格時点)	)	(平成26年8月31日)		信託期間満了日	平成36年2月29日
最寄駅		JR山手線、東京メトロ東西線	泉「高田馬場」	駅 徒歩6分	•
所在地 (住	居表示)	東京都豊島区高田三丁目19	番10号		
	地番	東京都豊島区高田三丁目	建物	竣工年月	平成5年11月
		735番1他		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
	建蔽率	80% (注1)		階数	地上8階地下1階
土地	容積率	400%・300% (注2)		用途	事務所・駐車場
	用途地域	準工業地域		延床面積	8, 090. 38 m <sup>2</sup>
	敷地面積	1, 952. 77 m <sup>2</sup>		駐車場台数	65台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	•	ヒューリック株式会社	マスターリース会社		ヒューリック株式会社
特記事項					•
該当ありま <sup>、</sup>	せん。				
		賃貸借	の概要		
総賃貸可能面積 5,369.7		5, 369. 71 m <sup>2</sup>	稼働率		100.0%
代表的テナント		株式会社ヤマハ ミュージックメディア	テナント数		7
総賃料収入(年換算)		310百万円	敷金・保証金	È	188百万円
りま	す。	本来60%ですが、防火地域内にあったは400%、30m超は300%です。	る耐火建築物であ	ることにより緩和され	1、適用される建蔽率は80%と7
			書の概要		
不動産鑑定	LIV DD			<b>一个工程</b>	

不動産鑑定機関	大和不動産鑑定株式会社		
鑑定評価額	4,050百万円		
直接還元法による価格	3,950百万円		
還元利回り	4. 7%		
DCF法による価格	4,090百万円		
割引率	4.5%		
最終還元利回り	4.9%		
原価法による積算価格	3,530百万円		
土地割合	63. 7%		
建物割合	36.3%		

物件名称	ヒューリック	神田ビル	分類	東京コマーシャル	·・プロパティ(オフィス)
	_	特定資源	産の概要		
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種類		信託受益権
取得価格		3,780百万円	信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式 会社
期末算定価	額	4,040百万円	の概要	信託設定日	平成25年12月17日
(価格時点	)	(平成26年8月31日)		信託期間満了日	平成36年2月29日
最寄駅		東京メトロ銀座線「神田」	駅 徒歩1分		
所在地(住	居表示)	東京都千代田区神田須田町-	一丁目16番5号	: <del>-</del>	
	地番	東京都千代田区神田須田町		竣工年月	平成20年9月
	地番	一丁目16番6他		構造	鉄筋コンクリート造
	建蔽率	100% (注1)		階数	地上9階
土地	容積率	800%・600% (注2)	建物	用途	事務所・店舗・駐車場
	用途地域	商業地域	-	延床面積	4, 596. 83 m <sup>2</sup>
	敷地面積	635. 19 m²		駐車場台数	18台
	所有形態	借地権		所有形態	所有権
PM会社		ヒューリック株式会社	マスターリース会社		ヒューリック株式会社
特記事項 該当ありま	せん。				
		賃貸借	の概要		
総賃貸可能	面積	3, 728. 36 m <sup>2</sup>	稼働率		100.0%
代表的テナ	ント	第一生命保険株式会社	テナント数		6
総賃料収入	(年換算)	278百万円	敷金・保証金	2	192百万円
(注1) 本物の		は、本来80%ですが、防火地域内にある	る耐火建築物であ	ることにより緩和され、	適用される建蔽率は100%と

不動産鑑定機関	株式会社谷澤総合鑑定所			
鑑定評価額	4,040百万円			
直接還元法による価格	3,950百万円			
還元利回り	4.5%			
DCF法による価格	4,090百万円			
割引率	4.5%			
最終還元利回り	4.9%			
原価法による積算価格	3,530百万円			
借地権割合	75. 1%			
建物割合	24.9%			

物件名称	ヒューリック	神田橋ビル	分類	東京コマーシャル	· ・プロパティ(オフィス)
		特定資	<del>-</del> 産の概要	1	
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種	<b>重類</b>	信託受益権
取得価格		2,500百万円		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
期末算定価	 i額	2,550百万円	信託受益権	信託設定日	平成26年2月7日
(価格時点	(,)	(平成26年8月31日)	の概要	信託期間満了日	平成36年2月29日
最寄駅		東京メトロ千代田線「大手	東京メトロ千代田線「大手町」駅 徒歩3分		
所在地(住	:居表示)	東京都千代田区神田錦町一	丁目21番1号		
		市古初工化田豆油田舶町		竣工年月	平成13年6月
	地番	東京都千代田区神田錦町一 丁目21番1		構造	鉄骨・鉄筋コンクリー ト造
f. left	建蔽率	100% (注1)	7+ 4/	階数	地上10階地下1階
土地	容積率	800%	→ 建物	用途	事務所・駐車場
	用途地域	商業地域	7	延床面積	3,478.34㎡ (注2)
	敷地面積	424. 99 m²	7	駐車場台数	9台
	所有形態	所有権	7	所有形態	所有権
PM会社		ヒューリック株式会社	マスターリース会社		ヒューリック株式会社
該当ありま	せん。	賃貸借	昔の概要		
総賃貸可能	面積	2, 566. 95 m <sup>2</sup>	稼働率		100.0%
代表的テナ	ント	株式会社バークレー ヴァウチャーズ	テナント数		11
総賃料収入	. (年換算)	161百万円	敷金・保証金		128百万円
りま	す。	t、本来80%ですが、防火地域内にあ l㎡は含まれていません。	る耐火建築物であ	ることにより緩和され、	適用される建厳率は100%とな
		鑑定評価	田書の概要		
不動産鑑定	機関		大和不動産	5鑑定株式会社	
鑑定評価額	į		2, 55	0百万円	
直接還元法	による価格		2, 59	0百万円	
還元利	回り		4	. 3%	
DCF法による			2, 53	0百万円	
割引率				. 1%	
	元利回り			. 5%	
	る積算価格			0百万円	
土地割				2. 9%	
建物割合 27.1%					

物件名称	ヒューリック蛎殻町ビル		分類	東京コマーシャル・プロパティ(オフィ		
	•	特定資產	産の概要			
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種類		信託受益権	
取得価格		2,210百万円	信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
期末算定価	 額	2,540百万円		信託設定日	平成26年2月7日	
(価格時点	)	(平成26年8月31日)	の概要	信託期間満了日	平成36年2月29日	
最寄駅		東京メトロ半蔵門線「水天江	宮前」駅 徒歩	≅2分		
所在地(住	居表示)	東京都中央区日本橋蛎殼町-	一丁目28番5号	1,		
	₩妥	東京都中央区日本橋蛎殼町		竣工年月	平成5年3月	
	地番	一丁目28番4他		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
	建蔽率	100% (注)		階数	地上9階地下1階	
土地	容積率	700%	建物	用途	銀行・事務所・車庫	
	用途地域	商業地域		延床面積	4, 345. 12 m <sup>2</sup>	
	敷地面積	683. 17 m²	1	駐車場台数	24台	
	所有形態	所有権		所有形態	所有権	
PM会社	•	ヒューリック株式会社	マスターリース会社 ヒューリック株		ヒューリック株式会社	
該当ありま	せん。	賃貸借	の概要			
総賃貸可能	面積	2, 839. 22 m <sup>2</sup>	稼働率		100.0%	
代表的テナ	ント	株式会社みちのく銀行	テナント数		10	
総賃料収入	(年換算)	187百万円	敷金・保証金		124百万円	
(注) 本物 りま		は、本来80%ですが、防火地域内にある	が耐火建築物であ	ることにより緩和され、	適用される建蔽率は100%とな	
		鑑定評価	書の概要			
不動産鑑定	機関		株式会社名	6澤総合鑑定所		
鑑定評価額			2,540百万円			
直接還元法	による価格		2, 55	0百万円		
還元利	回り		4	. 8%		
DCF法による	DCF法による価格 2, 540百万円					
割引率			4.9%			
最終還	元利回り		5	.0%		
原価法によ	る積算価格		1, 95	0百万円		
土地割合			73. 8%			
建物割			26. 2%			

物件名称	大井町再開発ビル2号棟		分類	東京コマーシャル・プロパティ(商業施設			
	特定資産の概要						
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種	類	信託受益権		
取得価格		9,456百万円	<b>信託巫光按</b>	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
期末算定価	額	10,800百万円	信託受益権   の概要	信託設定日	平成26年2月7日		
(価格時点	)	(平成26年8月31日)	の做安	信託期間満了日	平成36年2月29日		
最寄駅		JR京浜東北線「大井町」駅	徒歩1分				
所在地(住	居表示)	東京都品川区東大井五丁目2	東京都品川区東大井五丁目20番1号				
	地番	東京都品川区東大井五丁目		竣工年月	平成元年9月		
	地份	2番		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造		
	建蔽率	90% (注1)		階数	地上8階地下2階		
土地	容積率	700%・600% (注2)	建物	用途	百貨店・駐車場		
	用途地域	商業地域		延床面積	15,444.28㎡ (注3)		
	敷地面積	2, 072. 55 m <sup>2</sup>		駐車場台数	41台		
	所有形態	所有権	1	所有形態	所有権		
PM会社		ヒューリック株式会社			ヒューリック株式会社		

該当ありません。

# 賃貸借の概要

総賃貸可能面積	14, 485. 66 m <sup>2</sup>	稼働率	100.0%
代表的テナント	ヒューリック株式会社	テナント数	1 (3)
総賃料収入(年換算)	624百万円	敷金・保証金	656百万円

- (注1) 本物件の土地の建厳率は、本来80%ですが、防火地域内にある耐火建築物であること及び高度利用地区内であることから、都市計画 法に定められた範囲内で緩和され、適用される建厳率は90%となります。
- (注2) 北側路線から20mまで700%、20m超は600%です。
- (注3) 延床面積に附属建物1.17㎡は含まれていません。

不動産鑑定機関	株式会社谷澤総合鑑定所
鑑定評価額	10,800百万円
直接還元法による価格	11,000百万円
還元利回り	4.7%
DCF法による価格	10,700百万円
割引率	4.8%
最終還元利回り	4.9%
原価法による積算価格	6,920百万円
土地割合	82. 9%
建物割合	17. 1%

物件名称	大井町再開発ビル1号棟		分類	東京コマーシャル・プロパティ(商業施設)			
	特定資産の概要						
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種	類	信託受益権		
取得価格		6,166百万円	与公司光华	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
期末算定価	<b>額</b> (注1)	6,720百万円	信託受益権 の概要	信託設定日	平成22年11月25日		
(価格時点	(,)	(平成26年8月31日)	の似安	信託期間満了日	平成36年2月29日		
最寄駅		JR京浜東北線「大井町」駅	JR京浜東北線「大井町」駅 徒歩1分				
所在地(住	:居表示)	東京都品川区東大井五丁目1					
	地番	東京都品川区東大井五丁目	・ 建物	竣工年月	平成元年9月		
		1番		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造		
	建蔽率	90% (注2)		階数	地上10階地下3階		
土地	容積率	700%・600% (注3)		用途	店舗		
1.45	用途地域	商業地域		延床面積	40, 945. 05 m <sup>2</sup>		
	敷地面積	5, 054. 56 m <sup>2</sup>		駐車場台数	162台		
	正大形能	所有権(注4)		正左形能	区分所有権 (共有)		
	所有形態	月1年(在4)		所有形態	(注5)		
PM会社 ヒューリック株式		ヒューリック株式会社	マスターリー	-ス会社	ヒューリック株式会社		
特記事項							
<b>サルナル エコ)</b>							

該当ありません。

## 賃貸借の概要

総賃貸可能面積(注6)	10, 612. 67 m²	稼働率 (注6)	100.0%
代表的テナント	ヒューリック株式会社	テナント数	1 (2)
総賃料収入(年換算) (注6)	438百万円	敷金・保証金 (注6)	529百万円

- (注1) 期末算定価額については、本投資法人が保有している持分に相当する金額を記載しています。
- (注2) 本物件の土地の建厳率は、本来80%ですが、防火地域内にある耐火建築物であること及び高度利用地区内であることから、都市計画 法に定められた範囲内で緩和され、適用される建厳率は90%となります。
- (注3) 西側及び南側道路境界から20mまでは700%、20m超は600%です。
- (注4) 本投資法人が保有している信託受益権に係る信託財産を構成する共有持分に対応する、不動産登記簿の記載に基づく土地面積は約2,381.67㎡であり、全体の約47.1%です。
- (注5) 本投資法人が保有している信託受益権に係る信託財産を構成する共有持分に対応する、不動産登記簿の記載に基づく建物の専有面積は、店舗部分:約11,983.44㎡(約82.6%)、駐車場部分:約1,911.07㎡(約35.3%)です。
- (注6) 総賃貸可能面積、稼働率、総賃料収入(年換算)及び敷金・保証金については、本投資法人が保有する区分所有権に係る信託受益権 の持分割合の数値を記載しています。

本投資法人の持分:区分所有権12,843.24㎡の共有持分約82.6%

不動産鑑定機関	株式会社谷澤総合鑑定所
鑑定評価額	6,720百万円
直接還元法による価格	6,750百万円
還元利回り	4.9%
DCF法による価格	6,700百万円
割引率	5.0%
最終還元利回り	5.1%
原価法による積算価格	7,820百万円
土地割合	85. 4%
建物割合	14.6%

物件名称	ダイニングスタ	ウエア秋葉原ビル	分類	東京コマーシャル	・プロパティ(商業施設)	
		—————————————————————————————————————	⊥ 産の概要	1		
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種	 重類	信託受益権	
取得価格		3,200百万円	信託受益権	信託受託者	三菱UFJ信託銀行 株式会社	
期末算定価	額	3,370百万円	の概要	信託設定日	平成17年9月27日	
(価格時点	)	(平成26年8月31日)		信託期間満了日	平成36年2月29日	
最寄駅		JR山手線・京浜東北線・総	武線「秋葉原」	駅 徒歩1分	•	
所在地(住	居表示)	東京都千代田区神田佐久間	町一丁目16番2	2 号		
	地番	東京都千代田区神田佐久間		竣工年月	平成5年6月	
	地番	町一丁目16番2		構造	鉄筋コンクリート造	
	建蔽率	100% (注1)	建物	階数	地上9階地下2階	
土地	容積率	480% (注2)		用途	事務所・駐車場	
	用途地域	商業地域		延床面積	2, 354. 88 m²	
	敷地面積	448. 74 m²		駐車場台数	13台	
	所有形態	所有権		所有形態	所有権	
PM会社	•	ヒューリック株式会社	マスターリース会社		ヒューリック株式会社	
特記事項			•			
該当ありま	せん。					
		賃貸借	<b>計の概要</b>			
総賃貸可能	面積	$2, 169.41 \mathrm{m}^2$	稼働率		100.0%	
代表的テナ	ント	-	テナント数		1	
総賃料収入	(年換算)	-	敷金・保証金		-	
りま	す。	、本来80%ですが、防火地域内にあってあるため、容積率は480%となりま		ることにより緩和され、	、適用される建蔽率は100%とな	
		鑑定評価	話書の概要			
不動産鑑定	 機関		一般財団法人	日本不動産研究所		
鑑定評価額			3, 37	70百万円		
直接還元法	 による価格		3, 41	 0百万円		
還元利	回り	4.6%				
DCF法による	5価格	3, 320百万円				
割引率			4	. 4%		
最終還	元利回り					
原価法によ	る積算価格			0百万円		
土地割	合		85. 9%			

 $14.\ 1\%$ 

建物割合

物件名称	ヒューリック神	宮前ビル	分類	東京コマーシャル	・プロパティ(商業施設)	
		特定資產	・			
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種類		信託受益権	
取得価格		2,660百万円	/	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
期末算定価額	額	3,050百万円	信託受益権	信託設定日	平成14年8月13日	
(価格時点)	)	(平成26年8月31日)	の概要	信託期間満了日	平成36年2月29日	
最寄駅		東京メトロ千代田線「明治社	申宮前」駅 徒	歩7分		
所在地(住)	居表示)	東京都渋谷区神宮前五丁目1	7番9号	_		
		東京都渋谷区神宮前五丁目		竣工年月	平成12年9月	
	地番	17番11他		構造	鉄筋コンクリート・鉄骨 造	
L tri.	建蔽率	60%	7+1.47	階数	地上6階地下2階	
土地	容積率	300%	建物	用途	店舗・共同住宅	
	用途地域	第一種住居地域		延床面積	1,931.78m²	
	敷地面積	658. 77 m²		駐車場台数	1台	
	所有形態	所有権		所有形態	所有権	
PM会社		ヒューリック株式会社	マスターリース会社		ヒューリック株式会社	
特記事項該当あります	せん。					
		賃貸借	の概要			
総賃貸可能	面積	1, 656. 24 m <sup>2</sup>	稼働率		100.0%	
代表的テナ	ント	株式会社ユナイテッドアロ ーズ	テナント数		6	
総賃料収入	(年換算)	156百万円	敷金・保証金		81百万円	
		鑑定評価	書の概要			
不動産鑑定	幾関		株式会社谷澤総合鑑定所			
鑑定評価額			3, 05	0百万円		
直接還元法	による価格		3, 10	0百万円		
還元利[	回り	4.0%				
DCF法による	<b>価格</b>	3,030百万円				
割引率			4	. 1%		
最終還	元利回り		4	. 2%		
原価法によれ	る積算価格		2, 38	0百万円		
土地割	合		87	7.8%		
建物割金	合	12. 2%				

物件名称	アリア松原		分類	次世代アセット	(有料老人ホーム)
	•	特定資產	・ 童の概要	•	
取得年月日	取得年月日 平成26年2月7日			類	信託受益権
取得価格		3,244百万円	与玄巫共体	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
期末算定価	額	3,690百万円	信託受益権 の概要	信託設定日	平成26年2月7日
(価格時点	)	(平成26年8月31日)	が焼安	信託期間満了日	平成42年9月30日
最寄駅		京王線「明大前」駅		•	•
所在地(住	居表示)	示) 東京都世田谷区松原五丁目34番6号			
	地番	東京都世田谷区松原五丁目	建物	竣工年月	平成17年9月
	地台	769番1他		構造	鉄筋コンクリート造
	建蔽率	70% (注1) (注2)		階数	地上4階
	容積率	200%・150% (注2)		用途	老人ホーム
土地	用途地域	第一種中高層住居専用地 域、第一種低層住居専用地 域		延床面積	5, 323. 56m²
	敷地面積	3, 190. 96 m²		駐車場台数	15台
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	•	ヒューリック株式会社	マスターリース会社		ヒューリック株式会社
オペレーター		株式会社 ベネッセスタイルケア	バックアップオペレーター		無し
特記事項該当ありま	せん。	•			
		賃貸借	 の概要		
総賃貸可能	総賃貸可能面積 5, 454. 48 m <sup>2</sup>				100.0%

契約形態: 高齢者向け介護付有料老人ホーム等を目的とする普通建物賃貸借契約

ベネッセスタイルケア

株式会社

契約期間:平成17年10月1日から平成42年9月30日まで 賃料改定:賃貸期間中は、原則として変更しません。

代表的テナント

総賃料収入(年換算)

契約更新:期間満了の6ヶ月前までに賃貸人、賃借人何れからも文書による別段の意思表示がない場合、本契約は期間満了時と同一の条件でさらに3年間自動的に更新され、以後も同様とします。

テナント数

敷金・保証金

1

中途解約:賃貸借期間中の途中解約は原則できません。例外として、賃借人は、解約日の6ヶ月前までに文書で賃貸人に通知し、かつ解約日までに別に定める違約金を賃貸人に支払うことにより、又は、賃借人は違約金とともに賃料の6ヶ月分相当額を賃貸人に支払うことにより、本契約を解約することができます。

- (注1) 本物件の土地の建蔽率は、本来60%ですが、当該土地に係る角地加算により緩和され、適用される建蔽率は70%となります。
- (注2) 路線から20mまでは用途地域が第一種中高層住居専用地域、建蔽率70%、容積率200%であり、路線から20m超は用途地域が第一種低層住居専用地域、建蔽率70%、容積率150%です。

	入居者の状況・施設の概況	(重要事項説明書記載日	平成25年7月1日)
施設の類型	介護付 (一般型)	開設年月日	平成17年11月12日
居住の権利形態	利用権方式	居室数(室)	96
居室面積帯(m²)	21.0~42.3	定員(人)	105
入居時要件	自立・要支援・要介護	入居者数(人)	93
入居者の平均年齢 (才)	87. 6	入居率	88.6%
利用料の支払い方式	一時金方式	月払い方式	
入居一時金 (円)	27, 000, 000~54, 000, 000	_	
月額利用料 (円)	270,000~297,000	783,000~1,323,000	
介護に関わる職員体制(人)	1.4	夜間職員体制 (最小時人数)	介護職員6名
			看護職員2名

鑑定評価書の概要		
不動産鑑定機関	一般財団法人日本不動産研究所	
鑑定評価額	3,690百万円	
直接還元法による価格	3,700百万円	
還元利回り	5. 2%	
DCF法による価格	3,680百万円	
割引率	4.8%	
最終還元利回り	5.4%	
原価法による積算価格	3,270百万円	
土地割合	74.6%	
建物割合	25. 4%	

物件名称	トラストガー	デン用賀の杜	分類	次世代アセット (有料老人ホーム)		
	特定資産の概要					
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種	特定資産の種類 信託受益権		
取得価格		5,390百万円	<b>与</b> 3 巫 +	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
期末算定価額	領	5,870百万円	信託受益権	の概要 「信託設定日	平成24年10月5日	
(価格時点)		(平成26年8月31日)	の似安	信託期間満了日	平成40年1月24日	
最寄駅		東急田園都市線「用賀」駅	都市線「用賀」駅			
所在地(住)	居表示)	東京都世田谷区用賀一丁目	3番1号			
	地番	東京都世田谷区用賀一丁目	建物	竣工年月	平成17年9月	
		7番		構造	鉄筋コンクリート造	
	建蔽率	60% (注)		階数	地上3階	
土地	容積率	100%		用途	老人ホーム	
	用途地域	第一種低層住居専用地域		延床面積	5, 977. 75 m²	
	敷地面積	6, 095. 39 m²	1	駐車場台数	21台	
	所有形態	所有権	]	所有形態	所有権	
PM会社		ヒューリック株式会社	マスターリー	ス会社	ヒューリック株式会社	
オペレーター		トラストガーデン株式会社	バックアップ	゚オペレーター	無し	
特記事項						

該当ありません。

#### 賃貸借の概要

総賃貸可能面積	5, 977. 75 m²	稼働率	100.0%
代表的テナント	トラストガーデン株式会社	テナント数	1
総賃料収入 (年換算)	-	敷金・保証金	-

契約形態: 有料老人ホーム等を目的とする普通建物賃貸借契約

契約期間:平成20年1月25日から平成40年1月24日まで

賃料改定:本物件の修繕又は不可抗力その他の事由により、本物件の使用目的を達成できないような場合を除き、本 件賃料は、減額されないものとします。

契約更新:賃貸人又は賃借人が、上記賃貸借契約期間満了日の1年前から6ヶ月前までの間に、相手方に対して書面 により更新しない旨の通知をした場合を除き、同契約期間満了日におけるものと同一の条件で同契約はさらに10年間 更新されるものとし以後も同様とします。

中途解約:賃貸開始日から13年間は、賃貸人の同意なしには、中途解約できません。その期間経過以後、賃借人は賃 貸人に対し書面にて12ヶ月前までに通知することにより同契約を解除することができます。また、同契約が中途解約 禁止期間中に解除された場合、又はやむを得ない事情に基づき賃借人により中途解約された場合には、賃借人は、当 該解除又は解約により同契約が終了する日から中途解約禁止期間の末日までの残存期間分の賃料相当額を解約日にお いて違約金として賃貸人に一括して支払うものとされます。

(注) 太物件の土地の建蔵率は 太平50%ですが 当該土地に係ろ角地加算により緩和され、適用される建蔵率は60%とかります

(注)本物件の土地の建敝率は、本来50%ですが、当該土地に係る角地加昇により緩和され、適用される建敝率は60%となります。					
	入居者の状況・施設の概況 (重要事項説明書記載日 平成26年4月1日)				
施設の類型	介護付 (一般型)	開設年月日	平成19年12月1日		
居住の権利形態	利用権方式	居室数 (室)	129		
居室面積帯(m³)	19.72~40.64	定員(人)	139		
入居時要件	自立・要支援・要介護	入居者数 (人)	123		
入居者の平均年齢(才)	85. 4	入居率	88.5%		
利用料の支払い方式	一時金方式	月払い方式			
入居一時金 (円)	18, 800, 000~36, 800, 000	_			
月額利用料 (円)	264, 600~470, 529	無し			
介護に関わる職員体制(人)	1.7	夜間職員体制(最小時人数)	介護職員6名		
			看護職員2名		

鑑定評価書の概要				
不動産鑑定機関       一般財団法人日本不動産研究所				
鑑定評価額	5,870百万円			
直接還元法による価格	5,890百万円			
還元利回り	5. 5%			
DCF法による価格	5,850百万円			
割引率	5. 1%			
最終還元利回り	5. 7%			
原価法による積算価格	4,830百万円			
土地割合	76.4%			
建物割合	23.6%			

物件名称	トラストガーデン桜新町		分類	次世代アセット	(有料老人ホーム)	
	特定資産の概要					
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種	類	信託受益権	
取得価格		2,850百万円	信到亚光梅	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
期末算定価額	額	3,110百万円	信託受益権 の概要	信託設定日	平成24年10月5日	
(価格時点)	)	(平成26年8月31日)	の恢安	信託期間満了日	平成40年1月24日	
最寄駅		東急田園都市線「駒沢大学」	」駅			
所在地(住)	居表示)	東京都世田谷区弦巻二丁目1	1番1号			
	地番	東京都世田谷区弦巻二丁目	建物	竣工年月	平成17年8月	
		23番 1		構造	鉄筋コンクリート造	
	建蔽率	70% (注)		階数	地上3階	
	容積率	150%		用途	老人ホーム	
土地	用途地域	第一種中高層住居専用地 域、第一種低層住居専用地 域		延床面積	3, 700. 26 m²	
	敷地面積	2, 558. 63 m <sup>2</sup>		駐車場台数	6台	
	所有形態	所有権		所有形態	所有権	
PM会社		ヒューリック株式会社	マスターリー	ス会社	ヒューリック株式会社	
オペレーター		トラストガーデン株式会社	バックアップ	゚オペレーター	無し	
特記事項 該当ありません。						

#### 賃貸借の概要

総賃貸可能面積	3, 700. 26 m <sup>2</sup>	稼働率	100.0%
代表的テナント	トラストガーデン株式会社	テナント数	1
総賃料収入 (年換算)	_	敷金・保証金	-

契約形態: 有料老人ホーム等を目的とする普通建物賃貸借契約

契約期間:平成20年1月25日から平成40年1月24日まで

賃料改定:本物件の修繕又は不可抗力その他の事由により、本物件の使用目的を達成できないような場合を除き、本件 賃料は、減額されないものとします。

契約更新:賃貸人又は賃借人が、上記賃貸借契約期間満了日の1年前から6ヶ月前までの間に、相手方に対して書面に より更新しない旨の通知をした場合を除き、同契約期間満了日におけるものと同一の条件で同契約はさらに10年間更新 され、以後も同様です。

中途解約:賃貸開始日から13年間は、賃貸人の同意なしには、中途解約できません。その期間経過以後、賃借人は賃貸 人に対し書面にて12ヶ月前までに通知することにより同契約を解除することができます。また、同契約が中途解約禁止 期間中に解除された場合、又はやむを得ない事情に基づき賃借人により中途解約された場合には、賃借人は、当該解除 又は解約により同契約が終了する日から中途解約禁止期間の末日までの残存期間分の賃料相当額を解約日において違約 金として賃貸人に一括して支払うものとされます。

(注) 木姉供の土地の建蔵窓は、木並60%ですが、当転土地に依え毎地加管に上り緩和され、適用される建蔵窓は70%とかります。

(注) 本物件の土地の建敝率は、本来60%ですか、当該土地に係る角地加昇により緩和され、適用される建敝率は70%となります。				
	入居者の状況・施設の概況	(重要事項説明書記載日	平成26年4月1日)	
施設の類型	介護付 (一般型)	開設年月日	平成19年12月1日	
居住の権利形態	利用権方式	居室数 (室)	84	
居室面積帯(m²)	20.08~41.56	定員(人)	89	
入居時要件	自立・要支援・要介護	入居者数(人)	72	
入居者の平均年齢 (才)	85. 3	入居率	80.9%	
利用料の支払い方式	一時金方式	月払い方式	_	
入居一時金 (円)	17, 800, 000~36, 800, 000	_		
月額利用料 (円)	264, 600~470, 529	無し		
介護に関わる職員体制(人)	1.8	夜間職員体制(最小時人数)	介護職員3名	
			看護職員1名	

	鑑定評価書の概要			
不動産鑑定機関       一般財団法人日本不動産研究所				
鑑定評価額	3,110百万円			
直接還元法による価格	3,120百万円			
還元利回り	5.4%			
DCF法による価格	3,100百万円			
割引率	5.0%			
最終還元利回り	5.6%			
原価法による積算価格	2,720百万円			
土地割合	74. 8%			
建物割合	25. 2%			

物件名称	トラストガーデン杉並宮前		分類	次世代アセット(有料老人ホーム)		
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種	類	信託受益権	
取得価格		2,760百万円	层到亚米梅	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
期末算定価	額	3,010百万円	信託受益権 の概要	信託設定日	平成24年10月5日	
(価格時点)	)	(平成26年8月31日)	の恢安	信託期間満了日	平成40年1月24日	
最寄駅		京王井の頭線「富士見ヶ丘」	駅		•	
所在地(住	居表示)	東京都杉並区宮前二丁目11都	番10号			
	地番	東京都杉並区宮前二丁目	- 建物	竣工年月	平成17年4月	
		575番 2 他		構造	鉄筋コンクリート造	
	建蔽率	50%・60% (注)		階数	地上3階	
土地	容積率	100%・200% (注)		用途	老人ホーム	
1.16	用途地域	第一種低層住居専用地域、 第二種住居地域		延床面積	3, 975. 99 m²	
	敷地面積	2, 812. 71 m <sup>2</sup>		駐車場台数	8台	
	所有形態	所有権		所有形態	所有権	
PM会社		ヒューリック株式会社	マスターリー	ス会社	ヒューリック株式会社	
オペレーター		トラストガーデン株式会社	バックアップ	゚オペレーター	無し	
特記事項						

該当ありません。

### 賃貸借の概要

総賃貸可能面積	3, 975. 99 m <sup>2</sup>	稼働率	100.0%
代表的テナント	トラストガーデン株式会社	テナント数	1
総賃料収入 (年換算)	-	敷金・保証金	-

契約形態:有料老人ホーム等を目的とする普通建物賃貸借契約

契約期間:平成20年1月25日から平成40年1月24日まで

賃料改定:本物件の修繕又は不可抗力その他の事由により、本物件の使用目的を達成できないような場合を除き、本件 賃料は、減額されないものとします。

契約更新:賃貸人又は賃借人が、上記賃貸借契約期間満了日の1年前から6ヶ月前までの間に、相手方に対して書面により更新しない旨の通知をした場合を除き、期間満了日におけるものと同一の条件で同契約はさらに10年間更新されるものとし以後も同様とします。

中途解約:賃貸開始日から13年間は、賃貸人の同意なしには、中途解約できません。その期間経過以後、賃借人は賃貸人に対し書面にて12ヶ月前までに通知することにより同契約を解除することができます。また、同契約が中途解約禁止期間中に解除された場合、又はやむを得ない事情に基づき賃借人により中途解約された場合には、賃借人は、当該解除又は解約により同契約が終了する日から中途解約禁止期間の末日までの残存期間分の賃料相当額を解約日において違約金として賃貸人に一括して支払うものとされます。

(注) 南側都市計画道路計画線から20mまでは用途地域が第二種住居地域、建蔽率60%、容積率200%であり、南側都市計画道路計画線から20m超は用途地域が第一種低層住居専用地域、建蔽率50%、容積率100%です。

	入居者の状況・施設の概況	(重要事項説明書記載日	平成26年4月1日)
施設の類型	介護付 (一般型)	開設年月日	平成19年12月1日
居住の権利形態	利用権方式	居室数(室)	100
居室面積帯(m²)	20. 55	定員(人)	100
入居時要件	自立・要支援・要介護	入居者数(人)	100
入居者の平均年齢(才)	86. 9	入居率	100.0%
利用料の支払い方式	一時金方式	月払い方式	_
入居一時金 (円)	19, 800, 000	_	
月額利用料(円)	264,600~300,600	無し	
介護に関わる職員体制(人)	1.8	夜間職員体制(最小時人数)	介護職員5名
			看護職員1名

	鑑定評価書の概要			
不動産鑑定機関       一般財団法人日本不動産研究所				
鑑定評価額	3,010百万円			
直接還元法による価格	3,020百万円			
還元利回り	5.4%			
DCF法による価格	3,000百万円			
割引率	5.0%			
最終還元利回り	5.6%			
原価法による積算価格	2,540百万円			
土地割合	71.6%			
建物割合	28. 4%			

物件名称	池袋ネットワークセンター		分類	次世代アセット (ネットワークセンター)	
	•	特定資產	産の概要	'	
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種類		信託受益権
取得価格		4,570百万円	<b>与</b> 3.5.4.4.	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
期末算定価	額	4,950百万円	信託受益権 の概要	信託設定日	平成19年11月6日
(価格時点	)	(平成26年8月31日)	が焼安	信託期間満了日	平成36年2月29日
所在地(住	居表示)	東京都豊島区上池袋四丁目3	30番17号		
	地番	東京都豊島区上池袋四丁目 2188番1他	建物	竣工年月	平成13年1月
	建蔽率	60% • 100%		構造	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリ
المليل ا		(注1) (注2)			ート造
土地	容積率	300%・400% (注2)		階数	地上6階地下1階
	用途地域	準工業地域、近隣商業地域		用途	通信機器室・事務所
	敷地面積	4, 232. 94 m²		延床面積	12, 773. 04 m <sup>2</sup>
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社		ヒューリック株式会社	マスターリー	-ス会社	-
特記事項					
該当ありま	せん。				
		賃貸借	の概要		
総賃貸可能面積		12, 773. 04 m <sup>2</sup>	稼働率		100.0%
代表的テナント		ソフトバンクテレコム株式 会社	テナント数		1

契約形態:定期建物賃貸借契約

総賃料収入 (年換算)

契約期間:平成19年11月6日から平成39年11月5日まで

271百万円

賃料改定:賃料改定については、上記賃貸借契約の締結日から10年後の応当日の前日を含む月の月末日までの期間は本件賃料について借地借家法第32条の適用による賃料増減額請求は行えません。その後は、経済情勢、地域の賃料水準等を総合的に勘案のうえ、賃貸人と賃借人の間で協議して改定するものとされています。

敷金・保証金

136百万円

契約更新:上記賃貸借契約の締結日から同契約期間満了の5年前までの間に、本件建物等に係る、同契約の終了日を始期とする新たな賃貸借契約を締結するか否かにつき決定するものとされています。

中途解約:賃貸人又は賃借人は、上記賃貸借契約の締結日から10年間(解約不能期間)は、原則として、同契約を解除することができません。解約不能期間経過後は、賃借人は、12ヶ月以上前に賃貸人に書面により通知することにより解約することができます。また、12ヶ月分の賃料相当額を賃貸人に支払う場合には、即時解約することができます。

- (注1)本物件のうち用途地域が近隣商業地域である土地の建蔽率は、本来80%ですが、当該土地に係る角地加算及び防火地域内にある耐火 建築物であることにより緩和され、適用される建蔵率は100%となります。
- (注2) 特別区道21-440及び都市計画道路補助82号線から20mまでは用途地域が近隣商業地域、建蔵率100%、容積率400%であり、特別区道 21-440及び都市計画道路補助82号線から20m超は用途地域が準工業地域、建蔵率60%、容積率300%です。

かけ ボ ケキ か 押	T 1787
鑑定評価書の概	安

不動産鑑定機関	一般財団法人日本不動産研究所
鑑定評価額	4,950百万円
直接還元法による価格	5,000百万円
還元利回り	4.7%
DCF法による価格	4,890百万円
割引率	4.5%
最終還元利回り	4.9%
原価法による積算価格	4,010百万円
土地割合	78.1%
建物割合	21. 9%

物件名称	田端ネットワークセンター		分類	次世代アセット(ネットワークセンター)		
	特定資産の概要					
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種類		信託受益権	
取得価格		1,355百万円	信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
期末算定価額	預	1,510百万円		信託設定日	平成19年11月6日	
(価格時点)		(平成26年8月31日)	の概要	信託期間満了日	平成36年2月29日	
所在地(住)	居表示)	東京都北区田端六丁目2番8号				
	地番	東京都北区田端六丁目555番2	· · · 建物	竣工年月	平成10年4月	
	建蔽率	80%		構造	鉄筋コンクリート造	
土地	容積率	240% (注)		階数	地上4階地下1階	
	用途地域	近隣商業地域	]	用途	機械室	
	敷地面積	1, 805. 52 m <sup>2</sup>		延床面積	3, 832. 73 m <sup>2</sup>	
	所有形態	所有権		所有形態	所有権	
PM会社		ヒューリック株式会社	マスターリー	ス会社	-	

#### 特記事項

該当ありません。

# 賃貸借の概要

総賃貸可能面積	3, 832. 73 m <sup>2</sup>	稼働率	100.0%
代表的テナント	ソフトバンクテレコム株式 会社	テナント数	1
総賃料収入 (年換算)	90百万円	敷金・保証金	45百万円

契約形態:定期建物賃貸借契約

契約期間:平成19年11月6日から平成34年11月5日まで

賃料改定:賃料改定については、上記賃貸借契約の締結日から10年後の応当日の前日を含む月の月末日までの期間は本件賃料について借地借家法第32条の適用による賃料増減額請求は行えません。その後は、経済情勢、地域の賃料水準等を総合的に勘案のうえ、賃貸人と賃借人の間で協議して改定するものとされています。

契約更新:上記賃貸借契約の締結日から本契約期間満了の5年前までの間に、本件建物等に係る、同契約の終了日を始期とする新たな賃貸借契約を締結するか否かにつき決定するものとされています。

中途解約:賃貸人又は賃借人は、上記賃貸借契約の締結日から10年間(解約不能期間)は、原則として、同契約を解除することができません。解約不能期間経過後は、賃借人は、12ヶ月以上前に賃貸人に書面により通知することにより解約することができます。また、12ヶ月分の賃料相当額を賃貸人に支払うこ場合には、即時解約することができます。

(注)本物件の土地の容積率は、本来300%ですが、前面道路の幅員が12m未満であることにより制限され、適用される容積率は240%となります。

不動産鑑定機関	一般財団法人日本不動産研究所
鑑定評価額	1,510百万円
直接還元法による価格	1,520百万円
還元利回り	5.1%
DCF法による価格	1,490百万円
割引率	4.9%
最終還元利回り	5.3%
原価法による積算価格	1,480百万円
土地割合	82.5%
建物割合	17.5%

物件名称	広島ネットワークセンター		分類	次世代アセット (ネットワークセンター)	
	1	特定資源	産の概要		
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種類		信託受益権
取得価格		1,080百万円	与老巫光梅	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
期末算定価	額	1,190百万円	信託受益権	信託設定日	平成19年11月6日
(価格時点)	)	(平成26年8月31日)	の概要	信託期間満了日	平成36年2月29日
所在地(住	居表示)	広島県広島市東区光町二丁	広島県広島市東区光町二丁目6番6号		
	地番	広島県広島市東区光町二丁 目6番21他	- 建物	竣工年月	平成13年10月
T. Id.	建蔽率	80%		構造	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリ ート造
土地	容積率	400%		階数	地上7階
	用途地域	近隣商業地域		用途	機械室・車庫・事務所
	敷地面積	1, 271. 06 m <sup>2</sup>		延床面積	5, 208. 54 m <sup>2</sup>
	所有形態	所有権	]	所有形態	所有権
PM会社		ヒューリック株式会社	マスターリー	-ス会社	-
特記事項 該当ありません。					

### 賃貸借の概要

総賃貸可能面積	5, 208. 54 m <sup>2</sup>	稼働率	100.0%
代表的テナント	ソフトバンクテレコム株式 会社	テナント数	1
総賃料収入 (年換算)	88百万円	敷金・保証金	44百万円

契約形態:定期建物賃貸借契約

契約期間:平成19年11月6日から平成39年11月5日まで

賃料改定:賃料改定については、上記賃貸借契約の締結日から10年後の応当日の前日を含む月の月末日までの期間は本 件賃料について借地借家法第32条の適用による賃料増減額請求は行えません。その後は、経済情勢、地域の賃料水準等 を総合的に勘案のうえ、賃貸人と賃借人の間で協議して改定するものとされています。

契約更新:上記賃貸借契約の締結日から本契約期間満了の5年前までの間に、本件建物等に係る、同契約の終了日を始 期とする新たな賃貸借契約を締結するか否かにつき決定するものとされています。

中途解約:賃貸人又は賃借人は、上記賃貸借契約の締結日から10年間(解約不能期間)は、原則として、同契約を解除 することができません。解約不能期間経過後は、賃借人は、12ヶ月以上前に賃貸人に書面により通知することにより解 約することができます。また、12ヶ月分の賃料相当額を賃貸人に支払う場合には、即時解約することができます。

不動産鑑定機関	一般財団法人日本不動産研究所
鑑定評価額	1,190百万円
直接還元法による価格	1,190百万円
還元利回り	5.9%
DCF法による価格	1, 180百万円
割引率	5.7%
最終還元利回り	6.1%
原価法による積算価格	1,010百万円
土地割合	54. 9%
建物割合	45. 1%

物件名称	熱田ネットワークセンター		分類	次世代アセット(ネットワークセンター)		
	特定資産の概要					
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種類		信託受益権	
取得価格		1,015百万円	与公司分析	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
期末算定価額	領	1,090百万円	信託受益権の概要	信託設定日	平成19年11月6日	
(価格時点)		(平成26年8月31日)	の概要	信託期間満了日	平成36年2月29日	
所在地(住戶	居表示)	愛知県名古屋市熱田区幡野町20番1号				
	地番	愛知県名古屋市熱田区幡野 町2001番	建物	竣工年月	平成9年5月	
	建蔽率	60%		構造	鉄筋コンクリート造	
土地	容積率	200%		階数	地上3階地下1階	
	用途地域	準工業地域		用途	電話交換所	
	敷地面積	2, 502. 47 m <sup>2</sup>		延床面積	4, 943. 10 m <sup>2</sup>	
	所有形態	所有権		所有形態	所有権	
PM会社		ヒューリック株式会社	マスターリー	ス会社	_	

### 特記事項

該当ありません。

### 賃貸借の概要

総賃貸可能面積	4, 943. 10 m <sup>2</sup>	稼働率	100.0%
代表的テナント	ソフトバンクテレコム株式 会社	テナント数	1
総賃料収入 (年換算)	73百万円	敷金・保証金	37百万円

契約形態:定期建物賃貸借契約

契約期間:平成19年11月6日から平成34年11月5日まで

賃料改定:賃料改定については、上記賃貸借契約の締結日から10年後の応当日の前日を含む月の月末日までの期間は本件賃料について借地借家法第32条の適用による賃料増減額請求は行えません。その後は、経済情勢、地域の賃料水準等を総合的に勘案のうえ、賃貸人と賃借人の間で協議して改定するものとされています。

契約更新:上記賃貸借契約の締結日から本契約期間満了の5年前までの間に、本件建物等に係る、同契約の終了日を始期とする新たな賃貸借契約を締結するか否かにつき決定するものとされています。

中途解約:賃貸人又は賃借人は、上記賃貸借契約の締結日から10年間(解約不能期間)は、原則として、同契約を解除することができません。解約不能期間経過後は、賃借人は、12ヶ月以上前に賃貸人に書面により通知することにより解約することができます。また、12ヶ月分の賃料相当額を賃貸人に支払う場合には、即時解約することができます。

不動産鑑定機関	一般財団法人日本不動産研究所
鑑定評価額	1,090百万円
直接還元法による価格	1,090百万円
還元利回り	5. 5%
DCF法による価格	1,080百万円
割引率	5.3%
最終還元利回り	5.7%
原価法による積算価格	942百万円
土地割合	59. 5%
建物割合	40.5%

物件名称	長野ネットワークセンター		分類	次世代アセット	(ネットワークセンター)
		特定資源	産の概要	•	
取得年月日		平成26年2月7日	特定資産の種	類	信託受益権
取得価格		305百万円	与老巫光梅	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
期末算定価	額	363百万円	信託受益権	信託設定日	平成19年11月6日
(価格時点)	)	(平成26年8月31日)	の概要	信託期間満了日	平成36年2月29日
所在地 (住	居表示)	長野県長野市大字鶴賀緑町	1600番地12	•	•
	地番	長野県長野市大字鶴賀字苗 間平1600番12	建物	竣工年月	平成6年9月
Lide	建蔽率	90% (注1)		構造	鉄骨・鉄筋コンクリート 造
土地	容積率	400%・300% (注2)		階数	地上6階地下1階
	用途地域	商業地域、近隣商業地域		用途	事務所
	敷地面積	815. 30 m²		延床面積	2, 211. 24 m <sup>2</sup>
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
PM会社	•	ヒューリック株式会社	マスターリー	-ス会社	-
特記事項 該当ありま <sup>・</sup>	せん。		•		
賃貸借の概要					
総賃貸可能	面積	2, 211. 24 m <sup>2</sup>	稼働率		100.0%
代表的テナント		ソフトバンクテレコム株式 会社	テナント数		1

契約形態:定期建物賃貸借契約

総賃料収入 (年換算)

契約期間:平成19年11月6日から平成29年11月5日まで

35百万円

賃料改定:賃料改定については、上記賃貸借契約の締結日から10年後の応当日の前日を含む月の月末日までの期間は本件賃料について借地借家法第32条の適用による賃料増減額請求は行えません。

敷金 · 保証金

18百万円

契約更新:上記賃貸借契約の締結日から同契約期間満了の5年前までの間に、本件建物等に係る、同契約の終了日を始期とする新たな賃貸借契約を締結するか否かにつき決定するものとされています。なお、信託受託者とソフトバンクテレコム株式会社の間の平成24年11月5日付「定期建物賃貸借契約に関する合意書」により、同契約終了日を始期とする新たな賃貸借契約を締結することについて合意しています。

中途解約:賃貸人又は賃借人は、上記賃貸借契約の締結日から10年間(解約不能期間)は、原則として、同契約を解除することができません。解約不能期間経過後は、賃借人は、12ヶ月以上前に賃貸人に書面により通知することにより解約することができます。また、12ヶ月分の賃料相当額を賃貸人に支払う場合には、即時解約することができます。

(注1) 本物件の土地の建蔵率は、本来80%ですが、当該土地に係る角地加算により緩和され、適用される建蔵率は90%となります。

(注2) 南側路線から25mまでは400%、25m超は300%です。

不動産鑑定機関	一般財団法人日本不動産研究所
鑑定評価額	363百万円
直接還元法による価格	363百万円
還元利回り	7.0%
DCF法による価格	362百万円
割引率	6.8%
最終還元利回り	7.2%
原価法による積算価格	315百万円
土地割合	41.0%
建物割合	59.0%

物件名称	御茶ノ水ソラシティ		分類	東京コマーシャル・プロパティ(オフィス)		
		特定資源	産の概要			
取得年月日		平成26年11月7日	特定資産の種	類	信託受益権	
取得価格		22,854百万円	层式亚头棒	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
鑑定評価額	(注1)	23,010百万円	信託受益権 の概要	信託設定日	平成20年7月31日	
(価格時点	)	(平成26年8月31日)	が成安	信託期間満了日	平成36年3月31日	
最寄駅		東京メトロ千代田線「新御	茶ノ水」駅 直	[結		
所在地(住	居表示)	東京都千代田区神田駿河台	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地			
	地番	東京都千代田区神田駿河台	- 建物	竣工年月	平成25年2月	
		四丁目6番1他		構造	鉄骨造	
	建蔽率	100% (注2)		階数	地上23階地下2階	
十地	容積率	970% (注3)		用途	事務所・店舗・駐車場	
1.75	用途地域	商業地域		延床面積	96,897.25㎡ (注4)	
	敷地面積	9, 681. 02 m <sup>2</sup>	]	駐車場台数	248台	
所有形態		所有権(準共有持分13%)		所有形態	所有権(準共有持分 13%)	
PM会社		大成建設株式会社 安田不動産株式会社 大成有楽不動産株式会社	マスターリー	- ス会社	大成建設株式会社	

#### 特記事項

・本物件の敷地の一部には、東京地下鉄株式会社を地上権者とし、地下鉄道敷設を目的とする地上権が設定されています。

賃貸借の概要					
総賃貸可能面積(注5)	8, 341. 22 m²	稼働率	91. 4%		
代表的テナント	日本製紙株式会社	テナント数 (注6)	26		
総賃料収入 (年換算)	_	敷金・保証金	_		

- 本募集の払込期日の変動に応じて、取得予定年月日が変更されることがあります。
- (注1)鑑定評価額については、本投資法人が取得を予定している持分に相当する金額を記載しています。
- (注2) 本物件の土地の指定建厳率は、本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物であることから適用される建厳率は100%となります。
- (注3) 本物件の土地の指定容積率は、本来南西側道路から30m以内、北東側道路から20m以内は600%、南西側道路から30m超、北東側道路 から20m超は500%ですが、本物件は都市再生特別地区の指定を受けているため、容積率は970%へ緩和されています。
- (注4) 延床面積に附属建物41.44m<sup>2</sup>は含まれていません。
- (注5) 総賃貸可能面積については、本投資法人が取得を予定している信託受益権の準共有持分割合(13%)に相当する数値を記載しています
- (注6) テナント数については、建物全体のテナント数を記載しています。

	鑑定評価書の概要				
不動産鑑定機関       一般財団法人日本不動産研究所					
鑑定評価額	23,010百万円				
直接還元法による価格	23, 270百万円				
還元利回り	3.9%				
DCF法による価格	22,750百万円				
割引率	3.6%				
最終還元利回り	4.0%				
原価法による積算価格	18,720百万円				
土地割合	74. 3%				
建物割合	25. 7%				

物件名称	東上野ビル		分類	東京コマーシャル	· ・プロパティ(オフィス)		
101112011				XXX · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7 - 7 - 1 - (4 7 - 17 - 17		
	特定資産の概要						
取得年月日		平成26年10月16日	特定資産の種	類	信託受益権		
取得価格		2,670百万円	信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行株式会 社		
鑑定評価額		2,740百万円	の概要	信託設定日	平成26年9月5日		
(価格時点	)	(平成26年8月31日)		信託期間満了日	平成36年10月31日		
最寄駅		都営地下鉄大江戸線・つく	ばエクスプレス	線「新御徒町」駅	徒歩2分		
所在地(住	居表示)	東京都台東区東上野一丁目	7番15号				
	地番	東京都台東区東上野一丁目		竣工年月	昭和63年7月		
	地份	15番1他		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造		
	建蔽率	100% (注1)		階数	地上8階		
土地	容積率	600%・500% (注2)	建物	用途	店舗・事務所・駐車場		
	用途地域	商業地域		延床面積	3, 914. 50 m <sup>2</sup>		
	敷地面積	689. 23 m²		駐車場台数	32台		
	所有形態	所有権		所有形態	所有権		
PM会社		ヒューリック株式会社	マスターリース会社		ヒューリック株式会社		
特記事項		,					
該当ありま	せん。						
		賃貸付	昔の概要				
総賃貸可能	面積	3, 262. 08 m <sup>2</sup>	稼働率		82. 1%		
代表的テナ	ント	株式会社東京都民銀行	テナント数		9		
総賃料収入	(年換算)	154百万円	敷金・保証金		125百万円		
(注1) 本物	件の土地の指定建蔽率	は本来80%ですが、防火地域内の	は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物であることから、適用される建蔽率は100%となります。				
(注2) 南側:	道路から30mまでは60	0%、それを超える部分は500%で	す。				
		鑑定評価	<b>西書の概要</b>				
不動産鑑定	 機関	一般財団法人日本不動産研究所					
鑑定評価額		2,740百万円					
直接還元法による価格		2,780百万円					
還元利		4.6%					
DCF法による価格		2,700百万円					
割引率		4.4%					
最終還	 元利回り	4.8%					
原価法によ	る積算価格		2, 30	0百万円			
土地割	<del></del>	80. 2%					
土地割合		80. 2%					

19.8%

建物割合

物件名称	新宿ゲイツビル		分類	東京コマーシャル・プロパティ(商業施設)			
		特定資	- 子産の概要	•			
取得年月日		平成26年10月16日	特定資産の種	重類	信託受益権		
取得価格		5,550百万円	信託受益権	信託受託者	三井住友信託銀行 株式会社		
鑑定評価額		5,600百万円	の概要	信託設定日	平成22年7月30日		
(価格時点	)	(平成26年8月31日)		信託期間満了日	平成36年10月31日		
最寄駅		東京メトロ丸ノ内線・副者	『心線「新宿三丁	「目」駅徒歩1分			
所在地(住	居表示)	東京都新宿区新宿三丁目1	7番2号	_	1		
	地番	東京都新宿区 新宿三丁目17番4他		竣工年月 構造	昭和58年6月 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリ ート・鉄筋コンクリート 造		
土地	建蔽率	100% (注)	建物	階数	地上7階地下1階		
	容積率	800%		用途	店舗・事務所		
	用途地域	商業地域		延床面積	1, 493. 90 m <sup>2</sup>		
	敷地面積	250. 78 m²		駐車場台数	-		
	所有形態	借地権		所有形態	所有権		
PM会社	•	ヒューリック株式会社	マスターリー	-ス会社	ヒューリック株式会社		
特記事項該当ありま	せん。	任代					
4.1. Am 415 44.					1		
総賃貸可能	面積	1, 351. 15 m <sup>2</sup>	稼働率		100.0%		
代表的テナ	ント	株式会社エイチ・アイ・ エス	テナント数		5		
総賃料収入	(年換算)	291百万円	敷金・保証金		175百万円		
(注) 本物件	の土地の指定建蔽率	は、本来80%ですが、防火地域内の	耐火建築物である	ことから適用される建剤	嵌率は100%となります。		
		鑑定評	価書の概要				
不動産鑑定	機関	一般財団法人日本不動産研究所					
鑑定評価額			5, 600百万円				
直接還元法	による価格		5, 710百万円				
還元利	回り	4.0%					
DCF法による	6価格		5, 48	0百万円			
割引率			3.6%				
最終還	元利回り		4.2%				
原価法によ	る積算価格		5, 160百万円				
借地権	割合		97. 2%				
建物割	合		2.8%				

物件名称	横浜山下町ビル		分類	東京コマーシャル・プロパティ(商業施設		
		特定資	産の概要	•		
取得年月日		平成26年10月16日	特定資産の種	重類	信託受益権	
取得価格		4,850百万円	信託受益権	信託受託者	三菱UF J信託銀行 株式会社	
鑑定評価額		4,860百万円	の概要	信託設定日	平成25年9月25日	
(価格時点)	)	(平成26年8月31日)		信託期間満了日	平成36年10月31日	
最寄駅		横浜高速鉄道みなとみらい	線「元町・中華	善街」駅徒歩1分	_	
所在地(住)	居表示)	神奈川県横浜市中区山下町	36番地 1	_		
1	地番	神奈川県横浜市中区		竣工年月	平成5年7月	
ı	地笛	山下町36番1他		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
	建蔽率	100% (注)		階数	地上7階地下2階	
土地	容積率	600%	建物	用途	店舗	
	用途地域	商業地域		延床面積	8, 583. 54 m <sup>2</sup>	
	敷地面積	1, 350. 57 m <sup>2</sup>		駐車場台数	48台	
	所有形態	所有権		所有形態	所有権	
PM会社		ヒューリック株式会社	マスターリース会社		ヒューリック株式会社	
特記事項			•			
該当ありまっ	せん。					
		賃貸付	昔の概要			
総賃貸可能	面積	8, 958. 70 m <sup>2</sup>	稼働率		100.0%	
代表的テナン	ント	株式会社バーニーズ	テナント数		1	
		ジャパン				
総賃料収入		-	敷金・保証金		-	
(注)本物件の	の土地の指定建蔽率は	、本来80%ですが、防火地域内の	耐火建築物である。	ことから適用される建葡	を率は100%となります。	
		鑑定評价	西書の概要			
不動産鑑定	幾関	一般財団法人日本不動産研究所				
鑑定評価額		4,860百万円				
直接還元法は	による価格	4,910百万円				
還元利回り		5.2%				
DCF法による価格		4,810百万円				
割引率		5.0%				
最終還元利回り		5.4%				
原価法によ	る積算価格	3,220百万円				
土地割合		57. 7%				
建物割合		42.3%				

物件名称	千葉ネットワークセンター		分類	次世代アセット(ネットワークセンター)			
	特定資産の概要						
取得予定年	月日	平成26年12月16日	特定資産の種	類	信託受益権		
取得予定価格		7,060百万円	信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行 株式会社		
鑑定評価額		7,090百万円	の概要	信託設定日	平成20年3月27日		
(価格時点	)	(平成26年8月31日)		信託期間満了日	平成36年10月31日		
所在地(住	居表示)	千葉県印西市武西学園台一丁目1番1号					
	地番	千葉県印西市武西学園台一	建物	竣工年月	平成7年6月		
		丁目1番1他		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造		
	建蔽率	70% (注1)		階数	地上8階地下2階		
土地	容積率	200%		用途	通信局舎		
	用途地域	第二種住居地域		延床面積	23, 338. 00㎡ (注2)		
	敷地面積	12, 441. 19 m²		駐車場台数	80台		
	所有形態	所有権		所有形態	所有権		
PM会社		ヒューリック株式会社	マスターリー	· ·ス会社	-		
特記事項 該当ありません。							
賃貸借の概要							

# 賃貸借の概要

総賃貸可能面積	23, 338. 00 m <sup>2</sup>	稼働率	100.0%
代表的テナント	ソフトバンクテレコム 株式会社	テナント数	1
総賃料収入 (年換算)	447百万円	敷金・保証金	224百万円

契約形態:定期建物賃貸借契約

契約期間:平成20年3月27日から平成40年3月27日まで

賃料改定:賃料改定については、上記賃貸借契約の締結日から10年後の応当日の前日を含む月の月末日までの期間は本 件賃料について借地借家法第32条の適用による賃料増減額請求は行えません。その後は、経済情勢、地域の賃料水準等 を総合的に勘案のうえ、賃貸人と賃借人の間で協議して改定するものとされています。

契約更新:上記賃貸借契約の締結日から本契約期間満了の5年前までの間に、本件建物等に係る、同契約の終了日を始 期とする新たな賃貸借契約を締結するか否かにつき決定するものとされています。

中途解約:賃貸人又は賃借人は、上記賃貸借契約の締結日から10年間(解約不能期間)は、原則として、同契約を解除 することができません。解約不能期間経過後は、賃借人は、12ヶ月以上前に賃貸人に書面により通知することにより解 約することができます。また、12ヶ月分の賃料相当額を賃貸人に支払う場合には、即時解約することができます。

- (注1) 本物件の土地の指定建蔽率は、本来60%ですが、当該土地の角地加算により適用される建蔽率は70%となります。
- (注2) 延床面積に附属建物336.34m<sup>2</sup>は含まれていません。

不動産鑑定機関	一般財団法人日本不動産研究所
鑑定評価額	7,090百万円
直接還元法による価格	7,130百万円
還元利回り	5. 3%
DCF法による価格	7,040百万円
割引率	5. 1%
最終還元利回り	5. 5%
原価法による積算価格	4,800百万円
土地割合	50.6%
建物割合	49. 4%

物件名称	札幌ネットワークセンター		分類	次世代アセット(ネットワークセンター)				
	特定資産の概要							
取得予定年	月日	平成26年12月16日	特定資産の種	類	信託受益権			
取得予定価	格	2,510百万円	信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社			
鑑定評価額		2,530百万円	の概要	信託設定日	平成20年5月22日			
(価格時点)	)	(平成26年8月31日)	の恢安	信託期間満了日	平成36年10月31日			
所在地(住	居表示)	北海道札幌市北区北九条西二丁目4番地1						
	地番	北海道札幌市北区		竣工年月	平成14年1月			
		北九条西二丁目4番1		構造	鉄骨造			
	建蔽率	90% (注1)		階数	地上5階			
土地	容積率	400%	建物	用途	事務所・通信機器室			
	用途地域	商業地域	]	延床面積	9,793.57㎡ (注2)			
	敷地面積	3, 136. 45 m <sup>2</sup>	]	駐車場台数	35台			
	所有形態	所有権		所有形態	所有権			
PM会社		ヒューリック株式会社	マスターリー	・ス会社	-			

### 特記事項

該当ありません。

### 賃貸借の概要

総賃貸可能面積	9, 793. 57 m <sup>2</sup>	稼働率	100.0%
代表的テナント	ソフトバンクテレコム 株式会社	テナント数	1
総賃料収入 (年換算)	167百万円	敷金・保証金	84百万円

契約形態:定期建物賃貸借契約

契約期間:平成20年5月22日から平成40年5月22日まで

賃料改定:賃料改定については、上記賃貸借契約の締結日から10年後の応当日の前日を含む月の月末日までの期間は本件賃料について借地借家法第32条の適用による賃料増減額請求は行えません。その後は、経済情勢、地域の賃料水準等を総合的に勘案のうえ、賃貸人と賃借人の間で協議して改定するものとされています。

契約更新:上記賃貸借契約の締結日から本契約期間満了の5年前までの間に、本件建物等に係る、同契約の終了日を始期とする新たな賃貸借契約を締結するか否かにつき決定するものとされています。

中途解約:賃貸人又は賃借人は、上記賃貸借契約の締結日から10年間(解約不能期間)は、原則として、同契約を解除することができません。解約不能期間経過後は、賃借人は、12ヶ月以上前に賃貸人に書面により通知することにより解約することができます。また、12ヶ月分の賃料相当額を賃貸人に支払う場合には、即時解約することができます。

(注1) 本物件の土地の指定建蔽率は、本来80%ですが、当該土地の角地加算により適用される建蔽率は90%となります。

(注2) 延床面積に附属建物38.54㎡は含まれていません。

不動産鑑定機関	一般財団法人日本不動産研究所
鑑定評価額	2,530百万円
直接還元法による価格	2,540百万円
還元利回り	5.4%
DCF法による価格	2,520百万円
割引率	5.2%
最終還元利回り	5.6%
原価法による積算価格	2,300百万円
土地割合	68. 9%
建物割合	31. 1%

物件名称	京阪奈ネットワークセンター		分類	次世代アセット(ネットワークセンター)	
		特定資	 資産の概要		
取得年月日		平成26年10月16日	特定資産の種		信託受益権
取得価格		1,250百万円	信託受益権	信託受託者	みずほ信託銀行 株式会社
鑑定評価額		1,260百万円	の概要	信託設定日	平成19年11月6日
(価格時点	)	(平成26年8月31日)		信託期間満了日	平成36年10月31日
所在地(住	居表示)	京都府木津川市木津雲村1	13番地 1	•	•
		京都府木津川市 木津雲村113番1他		竣工年月	平成13年5月
	地番			構造	鉄骨鉄筋 コンクリート・鉄骨造
I til.	建蔽率	60%	7-1.47	階数	地上3階
土地	容積率	200%	一 建物	用途	事務所・機械室・車庫
	用途地域	準工業地域		延床面積	9, 273. 44 m <sup>2</sup>
	敷地面積	7, 691. 62 m <sup>2</sup>		駐車場台数	6台
	所有形態	所有権	7	所有形態	所有権
PM会社	1	ヒューリック株式会社	マスターリー	-ス会社	_
性記車佰		•			•

### 特記事項

該当ありません。

### 賃貸借の概要

総賃貸可能面積	9, 273. 44 m <sup>2</sup>	稼働率	100.0%
代表的テナント	ソフトバンクテレコム 株式会社	テナント数	1
総賃料収入 (年換算)	94百万円	敷金・保証金	47百万円

契約形態:定期建物賃貸借契約

契約期間:平成19年11月6日から平成34年11月5日まで

賃料改定:賃料改定については、上記賃貸借契約の締結日から10年後の応当日の前日を含む月の月末日までの期間は本件賃料について借地借家法第32条の適用による賃料増減額請求は行えません。その後は、経済情勢、地域の賃料水準等を総合的に勘案のうえ、賃貸人と賃借人の間で協議して改定するものとされています。

契約更新:上記賃貸借契約の締結日から本契約期間満了の5年前までの間に、本件建物等に係る、同契約の終了日を始期とする新たな賃貸借契約を締結するか否かにつき決定するものとされています。

中途解約:賃貸人又は賃借人は、上記賃貸借契約の締結日から10年間(解約不能期間)は、原則として、同契約を解除することができません。解約不能期間経過後は、賃借人は、12ヶ月以上前に賃貸人に書面により通知することにより解約することができます。また、12ヶ月分の賃料相当額を賃貸人に支払う場合には、即時解約することができます。

不動産鑑定機関	一般財団法人日本不動産研究所
鑑定評価額	1,260百万円
直接還元法による価格	1,260百万円
還元利回り	5.7%
DCF法による価格	1,250百万円
割引率	5.5%
最終還元利回り	5.9%
原価法による積算価格	1,220百万円
土地割合	48.6%
建物割合	51. 4%

### (3)【運用実績】

### ①【純資産等の推移】

下記計算期間末における本投資法人の総資産額、純資産総額及び1口当たり純資産額は、以下のとおりです。なお、総資産額、純資産総額、1口当たり純資産額について、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

年月日	総資産額(百万円) (注1)	純資産総額(百万円) (注1)	1口当たり純資産額 (円)(注2)
第1期末	108, 794	69, 496	106, 590
(平成26年8月31日)	(107, 240)	(67, 943)	(104, 207)

- (注1) 総資産額及び純資産総額は、帳簿価額を記載しています。
- (注2) 1口当たり純資産額は、円未満を切り捨てて記載しています。
- (注3) 計算期間末に分配を行った後の分配落後の額を括弧内に記載しています。

また、本投資口は、東京証券取引所不動産投資信託証券市場に平成26年2月7日付にて上場されており、同所における市場相場は以下のとおりです。

	回次	第1期
計算期間別最高・ 最低投資口価格 (注)	決算年月	平成26年8月
	最高(円)	181, 500
	最低(円)	130, 000

	月別	平成26年2月	平成26年3月	平成26年4月	平成26年5月
第1期の月別最高・最 低投資口価格及び本投 資口売買高(注)	最高(円)	142, 300	152, 300	144, 400	150,000
	最低(円)	130, 000	141,000	136, 600	140, 900
	売買高(口)	395, 540	301, 298	79, 380	41,848

	月別	平成26年6月	平成26年7月	平成26年8月
第1期の月別最高・最 低投資口価格及び本投 資口売買高(注)	最高(円)	160, 900	177, 700	181, 500
	最低(円)	146, 700	154, 100	171,000
	売買高 (口)	41, 442	52, 026	31, 813

(注) 最高・最低投資口価格は、東京証券取引所不動産投資信託証券市場の終値によります。

### ②【分配の推移】

計算期間		分配総額 (千円)	1口当たり分配金(円)
第1期	平成25年11月7日~平成26年8月31日	1, 553, 716	2, 383

### ③【自己資本利益率(収益率)の推移】

計算期間		自己資本利益率(%) (注1)	年換算 (%) (注 2)
第1期末	平成25年11月7日~平成26年8月31日	4. 5	5. 5

- (注1) 自己資本利益率=当期純利益/((期首純資産額+期末純資産額)÷2)×100 自己資本利益率は、小数第1位未満を四捨五入して表示しています。
- (注 2) 第 1 期末における年換算の数値は、当計算期間である平成25年11月 7 日から平成26年 8 月31日までの日数に基づいて年換算したものを記載しています。

# 第二部【投資法人の詳細情報】

# 第1【投資法人の追加情報】

# 1 【投資法人の沿革】

平成25年10月31日 設立企画人(ヒューリックリートマネジメント株式会社)による投信法第69条に基づ

く設立に係る届出

平成25年11月7日 投信法第166条に基づく設立の登記、本投資法人の設立

平成25年11月11日 投信法第188条に基づく登録の申請

平成25年11月25日 投信法第189条に基づく内閣総理大臣による登録の実施

(登録番号 関東財務局長 第88号)

平成26年2月7日 東京証券取引所に上場

# 2 【役員の状況】

本書提出日現在における役員の状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	主要略歴	
執行役員	時田榮治	昭和50年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 平成12年4月 同行 与信管理部長 平成14年4月 株式会社みずほ銀行 与信企画部長 平成14年11月 同行 京都支店長 平成16年4月 同行 執行役員 新橋支店長 平成17年1月 同行 常務執行役員 平成21年3月 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 平成24年2月 昭栄株式会社(現 ヒューリック株式会社) 顧問 平成24年3月 同社 代表取締役社長 平成24年7月 ヒューリック株式会社 顧問 平成24年12月 同社 顧問 戦略企画室長 平成25年4月 ヒューリックリートマネジメント株式会社 代表取締役(現任) 平成25年11月 ヒューリックリート投資法人 執行役員(現任)	
監督役員	島田邦雄	昭和61年4月 弁護士登録 昭和61年4月 岩田合同法律事務所 入所 平成12年6月 みずほ債権回収株式会社 常務取締役(現任) 平成19年2月 富士総業株式会社 監査役(現任) 平成22年7月 島田法律事務所 代表パートナー(現任) 平成23年6月 株式会社ツガミ 取締役(現任) 平成25年1月 一般社団法人日本卸電力取引所 監事(現任) 平成25年1月 ヒューリックリート投資法人 監督役員(現任)	-
監督役員	杉本茂	昭和57年4月 住宅・都市整備公団 昭和60年10月 太田昭和監査法人 昭和63年7月 株式会社さくら綜合事務所設立 代表取締役 (現任) 平成7年12月 監査法人さくら綜合事務所設立 (現 さくら萌和有限責任監査 法人) 平成20年4月 中央大学大学院 客員教授 平成20年11月 さくら萌和有限責任監査法人 代表社員 (現任) 平成25年11月 ヒューリックリート投資法人 監督役員 (現任)	_

### 3 【その他】

### (1)役員の変更

執行役員の任期は、2年を超えることができません(投信法第99条)。但し、再任は禁じられていません。また、監督役員の任期は4年とされていますが、規約又は投資主総会の決議によってその任期を短縮することが可能です(投信法第101条第1項)。なお、本投資法人は規約により執行役員及び監督役員の任期を就任後2年と定めています(規約第17条第2項)。また、補欠又は増員により就任した執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の任期の残存期間と同一とします(投信法第101条第2項、会社法第336条第3項、規約第17条第2項)。

執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めがない限り、投資主総会の決議をもって選任します(投信法第96条第1項、規約第17条第1項)。

執行役員及び監督役員の解任は投資主総会において、発行済投資口数の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもってこれを行う必要があります(投信法第104条第1項、第106条)。執行役員又は監督役員の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず投資主総会において当該執行役員又は監督役員を解任する旨の議案が否決された場合には、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主(6ヶ月前より引き続き当該投資口を有するものに限ります。)は、30日以内に訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます(投信法第104条第3項、会社法第854条第1項第2号)。

#### (2) 規約の変更

規約の変更に係る手続等については、後記「第3 管理及び運営/1 資産管理等の概要/(5)その他/③ 規約の変更」をご参照ください。

(3) 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

(4) 出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(5) 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

### 第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

該当事項はありません。

### 2 【買戻し手続等】

本投資口はクローズド・エンド型であり、本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません(規約第5条)。したがって、該当事項はありません。

本投資口は東京証券取引所に上場されており、本投資口を東京証券取引所を通じて売買することが可能です。また、東京証券取引所外で本投資口を譲渡することも可能です。

### 第3【管理及び運営】

- 1【資産管理等の概要】
  - (1) 【資産の評価】
  - ① 1口当たりの純資産額の算出

本投資口1口当たりの純資産額(以下「1口当たり純資産額」といいます。)は、本投資法人の総資産額から、総負債額を控除した金額(以下「純資産額」といいます。)をその時点における本投資法人の発行済投資口総数で除して算出します。

1口当たり純資産額は、原則として、後記「(4)計算期間」記載の計算期間の末日(以下「決算日」といいます。)毎に算出します。

純資産額の算出に当たり、運用資産の評価方法及び基準は、運用資産の種類に応じて後記「② 資産評価の原 則的方法」のとおりとします。

### ② 資産評価の原則的方法

本投資法人の資産評価の方法は、投信法、投資法人計算規則、一般社団法人投資信託協会が定める不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定めます。

(ア) 不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は外国の法令に基づくこれらと同様の性質を有する資産(規約第29条第1項(1)、(2)①ないし③に定めるもの)

取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価します。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法による算定とします。但し、設備等については、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、ほかの算定方法に変更することができるものとします。

(イ) 不動産、不動産の賃借権若しくは地上権若しくは外国の法令に基づくこれらと同様の性質を有する資産を信託する信託の受益権又は外国の法令に基づくこれと同様の性質を有する資産(規約第29条第1項(2) ④又は®に定めるもの)

信託の会計処理に関する実務上の取扱い(実務対応報告第23号)に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産が前記(ア)に掲げる資産の場合は前記(ア)に従った評価を行い、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とします。

(ウ) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権若しくは地上権若しくは外国の法令に基づくこれらと同様の 性質を有する資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権又は外国の法令に基 づくこれと同様の性質を有する資産(規約第29条第1項(2)⑤又は®に定めるもの) 信託の会計処理に関する実務上の取扱い(実務対応報告第23号)に基づいて会計処理を行うものとし、 信託財産の構成資産が前記(ア)に掲げる資産の場合は、前記(ア)に従った評価を行い、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とします。

(エ) 不動産に関する匿名組合出資持分又は外国の法令に基づくこれと同様の性質を有する資産 (規約第29条第 1項(2)⑥又は⑧に定めるもの)

匿名組合出資持分の構成資産が前記(ア)ないし(ウ)に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額とします。

(オ) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権又は外国の法令に基づくこれと同様の性質を有する資産(規約第29条第1項(2)⑦又は ⑧に定めるもの)

信託の会計処理に関する実務上の取扱い(実務対応報告第23号)に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産である匿名組合出資持分について前記(エ)に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額とします。

(カ) 有価証券(規約第29条第1項(3)、第2項(1)③ないし⑦、⑨、⑩、⑫又は⑭に定めるもの)

当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額(金融商品取引所における取引価格、日本証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。)とします。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とします。また、付すべき市場価格及び合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、毎期同様な方法により入手するものとします。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとします。なお、外貨建て子会社株式及び関連会社株式については、取得時の為替相場により円換算した額を付することとします。

(キ) 金銭債権(規約第29条第2項(1) ⑪に定めるもの)

取得価額から、貸倒引当金を控除した価格とします。但し、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した価格とします。

(ク) 金銭の信託の受益権(規約第29条第2項(1) ⑬に定めるもの)

信託の会計処理に関する実務上の取扱い(実務対応報告第23号)に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産の構成資産が前記(カ)又は(キ)の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額をもって評価します。

- (ケ)デリバティブ取引に係る権利(規約第29条第2項(2)に定めるもの)
  - a. 金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務当該金融商品取引所の最終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))に基づき算出した価額により評価します。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額より評価します。
  - b. 金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価します。

c. 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとします。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、前記a. 及びb. にかかわらず金利スワップの特例処理を適用できるものとします。また、外貨建取引等会計処理基準において為替予約等で振当処理の要件を充足するものについては振当処理を適用できるものとします。

#### (コ) その他

前記に定めがない場合には、一般社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準により付されるべき評価額をもって評価します。

#### ③ 公正なる価額

資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします。

(ア) 不動産、不動産の賃借権及び地上権

原則として、不動産鑑定士による鑑定評価に基づく評価額

(イ) 不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が前記「(ア)不動産、不動産の賃借権及び地上権」に掲げる資産の場合は前号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額

- (ウ) デリバティブ取引に係る権利(前記「② 資産評価の原則的方法/(ケ)デリバティブ取引に係る権利」 c. に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合)
  - 前記「② 資産評価の原則的方法/(ケ)デリバティブ取引に係る権利」a. 又はb. に定める価額

### ④ 算定方法の継続適用

運用資産の評価方法にあたっては、継続性を原則とします。

⑤ 1口当たり純資産額等の公表

1口当たり純資産額等の運用経過は決算日後に作成される計算書類(資産運用報告等)に記載され、投資主に 提供されるほか、金融商品取引法に基づいて決算日後3ヶ月以内に提出される有価証券報告書に記載されます。

### (2) 【保管】

本投資口は振替投資口(社債株式等振替法第226条に定義されます。)であり、原則として、投資証券を発行することができません。投資主は、加入者として口座管理機関に投資口を記載又は記録するための口座を開設し、維持する必要があります。投資主は、振替機関が社債株式等振替法第3条第1項の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は本投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときは、本投資法人に対し、投資証券の発行を請求することができます(社債株式等振替法第227条第2項)。

### (3) 【存続期間】

本投資法人には存続期間の定めはありません。

### (4)【計算期間】

本投資法人の計算期間は、毎年3月1日から8月末日まで、及び9月1日から翌年2月末日までの各6ヶ月間とします。但し、本投資法人の第1期計算期間は、本投資法人成立の日である平成25年11月7日から平成26年8月末日までとします(規約第34条)。

### (5) 【その他】

#### ① 増減資に関する制限

### (ア) 投資口の追加発行

本投資法人の発行可能投資口総数は、2,000万口とします(規約第6条第1項)。本投資法人は、かかる発行可能投資口総数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができます(規約第6条第3項)。但し、後記「③ 規約の変更」に記載の方法に従い規約を変更することにより追加発行の口数の上限を変更することができます。

#### (イ) 最低純資産額

本投資法人は、5,000万円を純資産額の最低限度額として保持します(規約第8条)。なお、投信法第67条 第4項により、5,000万円を下回る額を最低純資産額とする規約変更はできません。

#### ② 解散条件

本投資法人は、投信法に従い、下記に掲げる事由が発生した場合には解散します(投信法第143条)。

- (ア) 規約で定めた存続期間の満了又は解散の事由の発生
- (イ) 投資主総会の決議
- (ウ) 合併(合併により本投資法人が消滅する場合に限ります。)
- (エ) 破産手続開始の決定
- (オ) 解散を命ずる裁判
- (カ) 投信法第187条の登録の取消し

なお、本投資法人の規約には、解散又は償還事由の定めはありません。

### ③ 規約の変更

#### (ア) 規約の変更手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席した投資主総会において、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数により、規約の変更に関する議案が可決される必要があります(投信法第140条、第93条の2第2項)。

### (イ) 規約の変更の開示方法

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所の規則に従ってその旨が開示される ほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、運用体制、投資制限又は配当の分配方針に関する重要な 変更に該当する場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示さ れます。また、変更後の規約は金融商品取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類と して開示されます。

### ④ 関係法人との契約の更改等

本投資法人と各関係法人との間で締結済みの契約における、当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定は以下のとおりです。

#### (ア) 本資産運用会社との間の資産運用委託契約

#### a. 契約期間

本契約は、本投資法人が投資法人として投信法第189条に基づき登録がなされた日に効力を生ずるものとし、本契約の契約期間は、効力発生日から2年間とします。また、契約期間の満了の6ヶ月前までにいずれかの当事者から書面による別段の通知がなされない限り、本契約は、従前と同一の契約条件にて、2年間延長されるものとし、その後も同様とします。

### b. 契約期間中の解約に関する事項

- ① 本投資法人は、相手方に対し6ヶ月前までに書面をもって解約の予告をし、本投資法人の投資主総会の 承認決議を得た場合、本契約を解約することができます。
- ② 資産運用会社は、本投資法人に対し6ヶ月前までに書面をもって解約の予告をし、本投資法人の同意を 得た場合、本契約を解約することができます。なお、本投資法人は本②の同意を与えるためには、投資 主総会の承認決議(又はこれに代わる内閣総理大臣の許可)を得なければなりません。
- ③ 上記①の規定にかかわらず、本投資法人は、資産運用会社が以下、(a) 又は(b) のいずれかに該当する場合には、役員会の決議により本契約を解約することができるものとします。
- (a) 資産運用会社が職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき
- (b) 上記 (a) に掲げる場合のほか、資産の運用にかかる業務を引き続き委託することに堪えない重大 な事由があるとき
- ④ 本投資法人は、資産運用会社が以下、(a) ないし(c) のいずれかに該当する場合、本契約を解約しなければなりません。この場合、資産運用会社は本契約の解約に同意したものとみなします。
  - (a) 投信法第199条各号に定める金融商品取引業者でなくなったとき
  - (b) 投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき
  - (c) 解散したとき

#### c. 契約内容の変更に関する事項

本契約は、本投資法人及び資産運用会社の書面による合意により変更することができます。

#### d. 解約又は契約の変更の開示方法等

資産運用委託契約が解約され、資産運用会社の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、資産運用委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に内容変更の届出が行われます (投信法第191条)。 (イ)投資主名簿等管理人(みずほ信託銀行株式会社)との間の投資口事務代行委託契約

### a. 契約期間

投資主名簿等管理人は、本契約に基づく委託事務を本契約締結日から開始し、本契約は契約期間を定めないものとします。

#### b. 契約期間中の解約に関する事項

- ① 本投資法人又は投資主名簿等管理人は、以下の(a)ないし(d)に掲げる場合には、本契約を終了又は解除することができます。
  - (a) 本投資法人及び投資主名簿等管理人が、書面により契約解除に合意した場合。なお、この場合 には、本契約は本投資法人及び投資主名簿等管理人が合意して指定した日に終了します。
  - (b) 本投資法人又は投資主名簿等管理人のいずれか一方が本契約に違反し、本契約の履行に重大な支障をおよぼすと認められるときに、当該違反をした当事者(以下、本(b)において「違反当事者」という。)の相手方が書面にて違反当事者に対してその違反を通知してから30日間以内に、違反当事者が当該違反を是正しない場合。なお、本契約は同30日間の経過後に解除することができます。
  - (c) 本投資法人又は投資主名簿等管理人のいずれか一方が、手形交換所の取引停止処分、支払の停止又は破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始、更生手続開始の申立等により信用状態が著しく不安定になり、本契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められる場合。なお、この場合には、本契約を直ちに解除することができます。
  - (d) 本投資法人が、投資主名簿等管理人に対し書面により解除の通知を行った場合。なお、この場合には、本契約はその通知が投資主名簿等管理人に到達した日より3ヶ月以上経過後最初に開催される投資主総会開催日の投資主総会終結時をもって終了します。
- ② 上記①の定めに従い本契約が終了又は解除される場合、本投資法人は、契約の終了等に伴う事務に係る費用(実費)及び本投資法人と投資主名簿等管理人が別途合意した手数料を投資主名簿等管理人に支払うものとします。但し、本契約の解除が投資主名簿等管理人の責めによる場合には、この限りではありません。
- ③ 本投資法人及び投資主名簿等管理人のいずれか一方の当事者が下記各号のいずれかに該当(その取締役、監査役、執行役員及び監督役員が該当する場合を含みます。)し、又は下記の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、他方の当事者から文書による解約の通知を受けた場合には、当該通知において指定された日に本契約は終了するものとします。

本投資法人及び投資主名簿等管理人はそれぞれ、現在、自社並びに自社の役員が以下の(a)ないし(f)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって、以下の(a)ないし(f)のいずれにも該当しないことを確約しています。

- (a) 暴力団
- (b) 暴力団員
- (c) 暴力団準構成員
- (d) 暴力団関係企業
- (e) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (f) その他前各号に準ずる者

#### c. 契約内容の変更に関する事項

本契約の内容については、本投資法人及び投資主名簿等管理人双方の書面による合意により、これを変更することができます。

### d. 契約の変更の開示方法等

投資口事務代行委託契約が解約され、投資主名簿等管理人の異動があった場合には、金融商品取引法に 基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

投資口事務代行委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に内容変更の届出が行われます (投信法第191条)。 (ウ) 資産保管会社(みずほ信託銀行株式会社)との間の資産保管委託契約

#### a. 契約期間

本契約の有効期間は、契約締結の日から3年間とします。但し、かかる有効期間の満了予定日の3ヶ月前までに、本投資法人又は資産保管会社のいずれか一方からその相手方に対して、有効期間の満了予定日をもって契約を解除する旨の書面による通知がなされなかったときは、本契約の有効期間は自動的に期間満了の日の翌日よりさらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、かかる契約解除の通知があったときは、現行の有効期間の満了をもって本契約は終了します。

### b. 契約期間中の解約に関する事項

- ① 上記 (a) にかかわらず、以下の (a) ないし (c) に掲げる場合には、本契約を解除することができます。
  - (a) 本投資法人及び資産保管会社が、書面により契約解除に合意した場合。この場合、本契約は本 投資法人及び資産保管会社が合意して指定した日に終了します。
  - (b) 本投資法人又は資産保管会社のいずれか一方が本契約に違反し、本契約の履行に重大な支障を 及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてその違反を通告してから30日間以内に違反した 当事者が同違反を是正しない場合。なお、この場合、本契約は同30日間の経過後に解除するこ とができます。
  - (c) 本投資法人又は資産保管会社のいずれか一方に、解散原因の発生若しくは破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき又は、本投資法人又は資産保管会社のいずれか一方が、支払停止、手形交換所における取引停止処分若しくは差押、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。これらの場合、その相手方は本契約を直ちに解除することができます。
- ② 本投資法人又は資産保管会社は、相手方又は相手方の役職員が以下の(a)ないし(f)の一に該当するときは、何らの催告を要さず、ただちに本契約を解除することができます。
  - (a) 暴力団
  - (b) 暴力団員
  - (c) 暴力団準構成員
  - (d) 暴力団関係企業
  - (e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
  - (f) その他前各号に準ずる者

#### c. 契約内容の変更に関する事項

- ① 本投資法人及び資産保管会社は、互いに協議し合意の上、本契約の各条項の定めを変更することができます。変更にあたっては関係法令を遵守するとともに本投資法人の規約との整合性に配慮するものとし、書面をもって行うものとします。
- ② 資産保管会社が本件業務を行うにあたり本投資法人と資産保管会社との間で別途合意の上で作成する 保管規程又は付随規程に定める本件業務の処理方法に不都合が生じるときは、本投資法人及び資産保 管会社は互いに協議し合意の上で、保管規程又は付随規程の各条項の定めを変更することができま す。

### d. 契約の変更の開示方法等

資産保管委託契約が解約され、資産保管会社の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、関東財務局長に資産保管会社の変更の届出が行われます(投信法第191条)。

(エ) 一般事務受託者(機関運営事務受託者)(みずほ信託銀行株式会社)との間の一般事務委託契約

#### a. 契約期間

本契約の有効期間は、契約締結の日から3年間とします。但し、かかる有効期間の満了予定日の3ヶ月前までに、本投資法人又は機関運営事務受託者のいずれか一方からその相手方に対して、有効期間の満了予定日をもって契約を解除する旨の書面による通知がなされなかったときは、本契約の有効期間は自動的に期間満了の日の翌日よりさらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、かかる契約解除の通知があったときは、現行の有効期間の満了をもって本契約は終了します。

### b. 契約期間中の解約に関する事項

- ① 上記「a. 契約期間」にかかわらず以下の(a)ないし(c)に掲げる場合には、本契約を解除することができます。
  - (a) 本投資法人及び機関運営事務受託者が、書面により契約解除に合意した場合。この場合、本契約は本投資法人及び機関運営事務受託者が合意して指定した日に終了します。
  - (b) 本投資法人又は機関運営事務受託者のいずれか一方が本契約に違反し、本契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてその違反を通告してから30日間以内に違反した当事者が同違反を是正しない場合。なお、この場合、本契約は同30日間の経過後に解除することができます。
  - (c) 本投資法人又は機関運営事務受託者のいずれか一方に、解散原因の発生若しくは破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき、又は、本投資法人又は機関運営事務受託者のいずれか一方が、支払停止、手形交換所における取引停止処分若しくは差押、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。これらの場合、その相手方は本契約を直ちに解除することができます。
- ② 上記①の定めに従い本契約が終了又は、解除される場合、本投資法人は、本投資法人及び機関運営事務受託者の間の協議により合意して定める事務移行手数料を機関運営事務受託者に支払うものとします。但し、契約の解除が機関運営事務受託者の責めによる場合には、この限りではありません。
- ③ 本投資法人又は機関運営事務受託者は、相手方又は相手方の役職員が以下の(a)ないし(f)の一に該当するときは何らの催告を要さず、ただちに本契約を解除することができます。
  - (a) 暴力団
  - (b) 暴力団員
  - (c) 暴力団準構成員
  - (d) 暴力団関係企業
  - (e) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
  - (f) その他前各号に準ずる者

### c. 契約内容の変更に関する事項

- ① 本投資法人及び機関運営事務受託者は、互いに協議し合意の上、本契約の各条項の定めを変更することができます。変更にあたっては関係法令を遵守するとともに本投資法人の規約との整合性に配慮するものとし、書面をもって行うものとします。
- ② 機関運営事務受託者が本件業務を行うにあたり事務規程に定める本件業務の処理方法に不都合が生じるときは、本投資法人及び機関運営事務受託者は互いに協議し合意の上で、事務規程の各条項の定めを変更することができます。

#### d. 契約の変更の開示方法等

一般事務委託契約が解約され、機関運営事務受託者の異動があった場合には、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に内容変更の届出が行われます(投信法 第191条)。 (オ) 特定関係法人(資産運用会社の親会社)・スポンサー(ヒューリック株式会社)との間の賃貸借契約、スポンサーサポート契約及び商標使用許諾契約

ヒューリック株式会社は、本投資法人の保有資産の一部について、本投資法人との間で賃貸借契約を締結しています。当該賃貸借契約の概要については、前記「5 運用状況/(2)投資資産/③ その他投資資産の主要なもの/F.主要なテナントに関する情報」をご参照ください。また、ヒューリック株式会社は本投資法人との間でスポンサーサポート契約及び商標使用許諾契約を締結しています。スポンサーサポート契約及び商標使用許諾契約の概要は、前記「2 投資方針/(1)投資方針/⑤ 成長戦略/(イ)外部成長戦略」及び「2 投資方針/(1)投資方針/⑤ 成長戦略/(ウ)内部成長戦略」をご参照ください。これらの契約が変更された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程に従って開示される場合があるほか、かかる契約の変更が特定関係法人の異動に該当する場合には、金商法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

### ⑤ 公告

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行います(規約第4条)。

### 2【利害関係人との取引制限】

#### (1) 利害関係人等との取引制限

資産運用会社が一定の者との間で行う取引については、法令(注)により、一定の制限が課せられています。かかる制限には、以下のものが含まれます。

- (注) 改正投信法の施行日である平成26年12月1日以降は、以下に記載する制限に加え、本投資法人と本資産運用会社の利害関係人等との間で一定の金額以上に相当する不動産の取得・譲渡・貸借等の取引を行う場合には、本資産運用会社は、予め、本投資法人役員会の承認に基づく本投資法人執行役員の同意を得る必要があります。
- ① 資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (金融商品取引法第42条の2第1号)。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして業府令第128条で定めるものを除きます。
- ② 資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(業府令第128条各号に掲げる行為を除きます。)(業府令第130条第1項第1号)。
- ③ 資産運用会社については、以下のとおりその親法人等又は子法人等が関与する行為につき禁止行為が定められています(金融商品取引法第44条の3第1項、投信法第223条の3第3項)。ここで、「親法人等」とは、資産運用会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該資産運用会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいい(金融商品取引法第31条の4第3項)、「子法人等」とは、資産運用会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該資産運用会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます(金融商品取引法第31条の4第4項)。
  - (ア) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、当該資産運用会社の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引を行うこと(金融商品取引法第44条の3第1項第1号、投信法第223条の3第3項、投信法施行令第130条第2項)。
  - (イ) 当該資産運用会社との間で金融商品取引法第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを 条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧 客との間で当該契約を締結すること(金融商品取引法第44条の3第1項第2号、投信法第223条の3第3 項)。
  - (ウ) 当該資産運用会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第44条の3第1項第3号、投信法第223条の3第3項)。
  - (エ) 前記(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、当該資産運用会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして業府令で定める行為(金融商品取引法第44条の3第1項第4号、業府令第153条、投信法第223条の3第3項、投信法施行規則第267条。以下の行為を含みます。)。
  - a. 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該資産運用会社の親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うこと。
  - b. 当該資産運用会社との間で金融商品取引契約(金融商品取引法第34条に定義されます。)を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該顧客との間で当該金融商品取引契約を締結すること。

#### (2) 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産(投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下本(2)において同じです。)の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人(当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。)その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません(投信法第203条第2項)。但し、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて、投信法施行令に定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人(当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。)その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます(投信法第203条第4項、第5条第2項)。

### (3) 資産の運用の制限

投資法人は、(a) その執行役員又は監督役員、(b) その資産運用会社、(c) その執行役員又は監督役員の親族(配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限ります。)、(d) その資産運用会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で、次に掲げる行為(投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。)を行うことは認められません(投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条ないし第118条)。

- ① 有価証券の取得又は譲渡
- ② 有価証券の貸借
- ③ 不動産の取得又は譲渡
- ④ 不動産の貸借
- ⑤ 不動産の管理の委託
- ⑥ 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引

なお、投信法施行令第117条において、投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として、(a) 資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること、(b) 不動産の管理業務を行う資産運用会社に、不動産の管理を委託すること等が認められています。

#### (4) 本資産運用会社の社内規程による利害関係者との取引制限

本資産運用会社がその資産の運営を受託する本投資法人と本資産運用会社の利害関係者との間の取引については、以下に概要を記載する「利害関係者取引規程」に定める審査手続を経ることで、当該取引により本資産運用会社がその資産の運営を受託する本投資法人に不利益が生じることのないように厳格な審査を行った上で取引を実施する体制を構築しています。

### ① 利害関係者の定義

「利害関係者取引規程」における「利害関係者」とは次の者をいいます。

- (ア) 本資産運用会社の株主
- (イ) 前号に該当する者の子会社及び関連会社(それぞれ財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項及び第5項に定義される子会社及び関連会社を意味します。)
- (ウ) 前各号に掲げる者のほか、投信法第201条第1項で定義される利害関係人等
- (エ)前(ア)ないし前(ウ)のいずれかに該当する者が投資—任契約若しくは資産運用委託契約を締結している特別目的会社(特定目的会社、合同会社、株式会社、投資法人等その形態を問いません。以下同じです。)、過半の出資、匿名組合出資若しくは優先出資を行っている特別目的会社、又は当該者の役職員が

その役員の過半数を占める特別目的会社その他意思決定に重要な影響を及ぼし得ると認められる特別目的会社

#### ② 利害関係者との取引に関する意思決定手続

利害関係者との間で後記④記載の取引を行う場合、「利害関係者取引規程」に基づき以下の意思決定手続に よるものとします(注)。

- (ア) 当該取引を担当する部署(以下「起案部」といいます。)が起案した後、事前にコンプライアンス・オフィサーが、法令等(本資産運用会社が業務を遂行するに際して遵守すべき法律、政省令、条例、その他の命令、一般社団法人投資信託協会の諸規則、本投資法人が上場する金融商品取引所の諸規則、本投資法人の規約、本資産運用会社の定款及び社内諸規程並びにこれらに基づき本資産運用会社が締結した諸契約(資産運用委託契約を含みます。)等をいいます。)の遵守、その他コンプライアンス上の問題(以下「法令等遵守上の問題」といいます。)の有無につき審査し、承認した場合には、コンプライアンス委員会に上程することができます。コンプライアンス委員会が、コンプライアンスの観点から当該取引について審議し、承認した場合には、起案部は、投資委員会に上程し、付議することができます。投資委員会が、当該取引について審議し、承認した場合には、当該承認が得られたことをもって、当該取引の実行が決定されるものとします。
- (イ) 起案部は、前記(ア)によりコンプライアンス委員会における審議及び決議を経て決定された利害関係者取引の概要及びその付随関連資料を、取締役会に遅滞なく報告します。但し、取締役会の開催時期等に鑑みて取締役会に遅滞なく報告することが難しい場合には、取締役会の全構成員に個別に報告することをもって取締役会への報告に代えることができます。また、投信法第203条第2項に定める書面による通知を本投資法人に対して行うものとします。
  - (注) 「利害関係者取引規程」第5条の追加に係る変更の効力発生日である平成26年12月1日以降は、以上に記載する制限に加え、以下の(ウ)及び(エ)に記載する手続が必要となります。
  - (ウ) 本投資法人のために、投信法に定義される利害関係人等との間で、不動産又は有価証券の取得若しくは譲渡若しくは貸借 (利害関係者取引に該当するものを含みます。以下「投信法上の利害関係人等取引」といいます。)を行おうとするとき は、あらかじめ(但し、(ア)及び(イ)に定める手続を経る必要がある場合は、当該手続きを経た後で)、本投資法人 役員会の承認に基づく本投資法人の同意を得なければならないものとします。但し、当該取引が投信法施行規則第245条の 2第1項各号に掲げる取引に該当する場合は、この限りではありません。
  - (エ) (ウ) に基づき本投資法人の役員会の承認を求めた場合において、本投資法人役員会が当該投信法上の利害関係人等取引を承認せず、起案部に対して当該投信法上の利害関係人等取引の中止又は内容の変更を指示した場合、起案部は、内容の変更の指示を受けた投信法上の利害関係人等取引については、内容の変更を行った後に再度(ア)及び(イ)に定める手続きを経た後でなければ、前項の投資法人役員会の事前承認を求めることができないものとします。また、本投資法人役員会から起案の中止の指示を受けた投信法上の利害関係人等取引は、廃案にするものとします。

# ③ 対象となる取引の範囲及び取引の基準

#### (ア) 物件の取得

利害関係者から物件を有償で取得する場合は、利害関係者又は投信法施行規則第244条の2各号に掲げられる者に該当しない不動産鑑定士(法人を含みます。以下同様とします。)が鑑定した鑑定評価額(取得費用を含みません。)を超える価格にて取得してはならないものとします。但し、利害関係者が本投資法人への譲渡を前提に、一時的に特別目的会社の組成を行う等して負担した取得費用が存する場合は、当該費用を鑑定評価額に加えて取得することができるものとします。

### (イ) 物件の譲渡

利害関係者に対して物件を有償で譲渡する場合は、利害関係者又は投信法施行規則第244条の2各号に 掲げられる者に該当しない不動産鑑定士が鑑定した鑑定評価額(譲渡費用を含みません。)未満の価格に て譲渡してはいけません。

### (ウ) 物件の賃貸

利害関係者に対して物件を賃貸する場合は、市場価格、周辺相場、当該物件の標準的賃貸条件等を調査し、総合的に勘案して適正と判断される条件で賃貸しなければなりません。

### (工) 不動産管理業務等委託

利害関係者へ不動産管理業務等を委託する場合は、「運用ガイドライン」所定の条件に基づき、実績、管理の効率性を検討し、提供役務の内容、業務総量等も勘案した上で、適正と判断される条件で委託しなければならないものとします。委託料については、市場水準、提供役務の内容、業務総量等を勘案し決定するものとします。取得する物件について、利害関係者が既に不動産管理業務等を行っている場合は、取得後の不動産管理業務等は当該利害関係者に委託するものとします。条件及び委託料については、上記を勘案の上交渉するものとします。

### (オ) 物件の売買及び賃貸の媒介の委託

利害関係者に対する物件の売買又は賃貸の媒介を委託する場合は、利害関係者に対する報酬額は、宅地 建物取引業法に規定する報酬額の範囲内とし、提供業務の内容等を勘案した上で、適正と判断される条件 で委託しなければならないものとします。

### (カ) 工事等の発注

利害関係者へ工事等を発注する場合(見積額が1,000万円以下の場合、及び緊急を要する場合を除きます。)は、第三者見積価格、内容等を比較検討した上で、適正と判断される条件で工事等の発注を行うものとします。

#### (5) 利害関係人及び主要株主との取引状況等

#### ① 資産の取得

第1期における資産の取得に関し、利害関係者との取引の概要は、以下のとおりです。

物件名	取得先	取得価格 (百万円)
ヒューリック神谷町ビル	ヒューリック株式会社	20, 100
ヒューリック九段ビル (底地)	ヒューリック株式会社	11, 100
虎ノ門ファーストガーデン	ヒューリック株式会社	8, 623
ラピロス六本木	ヒューリック株式会社	5, 160
ヒューリック高田馬場ビル	ヒューリック株式会社	3, 900
ヒューリック神田ビル	ヒューリック株式会社	3, 780
ヒューリック神田橋ビル	ヒューリック株式会社	2, 500
ヒューリック蛎殻町ビル	ヒューリック株式会社	2, 210
大井町再開発ビル2号棟	ヒューリック株式会社	9, 456
ヒューリック神宮前ビル	ヒューリック株式会社	2, 660
アリア松原	ヒューリック株式会社	3, 244
トラストガーデン用賀の杜	ヒューリック株式会社	5, 390
トラストガーデン桜新町	ヒューリック株式会社	2, 850
トラストガーデン杉並宮前	ヒューリック株式会社	2, 760

なお、取得資産の概要は、前記「5 運用状況/(2)投資資産/③ その他投資資産の主要なもの」をご 参照ください。

### ② 資産の賃貸及びプロパティ・マネジメント

第1期における保有資産の賃貸借に関し、利害関係者への賃貸借の概要は、以下のとおりです。

なお、以下の賃借人は、マスターリース会社です。かかるマスターリース会社との間で締結される賃貸借契約は、ヒューリック九段ビル(底地)、大井町再開発ビル2号棟及び大井町再開発ビル1号棟を除き、いずれもエンドテナントからの賃料等を原則としてそのまま受け取る形式のパススルー型マスターリース契約です。

物件名	賃借人の名称	年間賃料(注1) (百万円)	
ヒューリック神谷町ビル	ヒューリック株式会社	1,028	
ヒューリック九段ビル (底地)	ヒューリック株式会社	530	
虎ノ門ファーストガーデン	ヒューリック株式会社	529	
ラピロス六本木	ヒューリック株式会社	388	
ヒューリック高田馬場ビル	ヒューリック株式会社	310	
ヒューリック神田ビル	ヒューリック株式会社	278	
ヒューリック神田橋ビル	ヒューリック株式会社	161	
ヒューリック蛎殻町ビル	ヒューリック株式会社	187	
大井町再開発ビル2号棟	ヒューリック株式会社	624	
大井町再開発ビル1号棟	ヒューリック株式会社	438	
ダイニングスクエア秋葉原ビル	ヒューリック株式会社	- (注2)	
ヒューリック神宮前ビル	ヒューリック株式会社	156	
アリア松原	ヒューリック株式会社	- (注2)	
トラストガーデン用賀の杜	ヒューリック株式会社	- (注2)	
トラストガーデン桜新町	ヒューリック株式会社	- (注2)	
トラストガーデン杉並宮前	ヒューリック株式会社	- (注2)	
合計	-	-	

- (注1) 「年間賃料」は、第1期末現在における各保有資産に係る各賃貸借契約(同日現在で入居済みのものに限ります。)に表示された建物につき、月間賃料(共益費を含みます。倉庫、看板、駐車場等の使用料を含まず、貸室賃料に限ります。また同日現在のフリーレントは考慮しないものとします。)を12倍することにより年換算して算出した金額(複数の賃貸借契約が契約されている保有資産についてはその合計額であり、消費税等は含みません。)につき百万円未満を四捨五入して記載し、各資産のうち底地物件については、第1期末現在における各資産に係る賃貸借契約に表示された底地に係る年間賃料の金額(消費税等は含みません。以下同じです。)につき百万円未満を四捨五入して記載しています。なお、当該保有資産につきマスターリース契約が締結されている場合には、エンドテナントからの賃料を原則としてそのまま受け取るパススルー型マスターリースの物件についてはエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約上の月間賃料を、エンドテナントの賃料の変動にかかわらず一定の賃料を受け取る固定型マスターリースの物件についてはかかるマスターリース契約上の月間賃料を、それぞれ12倍することにより年換算して算出した金額を記載しています。
- (注2) 「-」とされている箇所はエンドテナントの承諾が得られていないため、やむを得ない事由により、開示していません。その ため、年間賃料の合計も開示されません。

第1期における保有資産のプロパティ・マネジメント業務に関し、利害関係者との取引は、以下のとおりです。

物件名	プロパティ・マネジメント会社の名称
ヒューリック神谷町ビル	ヒューリック株式会社
ヒューリック九段ビル (底地)	ヒューリック株式会社
虎ノ門ファーストガーデン	ヒューリック株式会社
ラピロス六本木	ヒューリック株式会社
ヒューリック高田馬場ビル	ヒューリック株式会社
ヒューリック神田ビル	ヒューリック株式会社
ヒューリック神田橋ビル	ヒューリック株式会社
ヒューリック蛎殻町ビル	ヒューリック株式会社
大井町再開発ビル2号棟	ヒューリック株式会社
大井町再開発ビル1号棟	ヒューリック株式会社
ダイニングスクエア秋葉原ビル	ヒューリック株式会社
ヒューリック神宮前ビル	ヒューリック株式会社
アリア松原	ヒューリック株式会社
トラストガーデン用賀の杜	ヒューリック株式会社
トラストガーデン桜新町	ヒューリック株式会社
トラストガーデン杉並宮前	ヒューリック株式会社
池袋ネットワークセンター	ヒューリック株式会社
田端ネットワークセンター	ヒューリック株式会社
広島ネットワークセンター	ヒューリック株式会社
熱田ネットワークセンター	ヒューリック株式会社
長野ネットワークセンター	ヒューリック株式会社

## ③ 売買の媒介

第1期における保有資産についての売買の媒介はありません。

### ④ 支払手数料等の金額

第1期における利害関係者への支払手数料等は以下のとおりです。

	支払手数料 総額 (百万円)	利害関係者との取引内訳		総額に
区分		支払先	支払金額 (百万円)	対する割合 (%)
プロパティ・ マネジメント報酬	59	ヒューリック株式会社	59	100. 0

## ⑤ スポンサーサポート契約

本投資法人は、本資産運用会社及びヒューリックとの間で、スポンサーサポート契約を締結しています。なお、スポンサーサポート契約の概要は、前記「2 投資方針/(1)投資方針/④ 成長戦略/(イ)外部成長戦略」及び「2 投資方針/(1)投資方針/④ 成長戦略/(ウ)内部成長戦略」をご参照ください。

#### ⑥ 商標使用許諾契約

本投資法人は、ヒューリックとの間で、商標使用許諾契約を締結しています。なお、商標使用許諾契約の概要は、前記「2 投資方針/(1)投資方針/④ 成長戦略/(ウ)内部成長戦略」をご参照ください。

#### ⑦ 修繕工事等

第1期において、利害関係者であるヒューリックビルド株式会社は、本投資法人との間で、その保有資産の 修繕工事の取引を行い、本資産運用会社との間で、本投資法人及び本資産運用会社が入居する事務所の修繕工 事及び什器備品等の取引を行っています。

## 3 【投資主・投資法人債権者の権利】

#### (1) 投資主の権利

投資主が投信法等及び本投資法人の規約により有する主な権利の内容及び行使手続の概要は次のとおりです。 (注)

(注)以下に記載する権利のほか、平成26年12月1日を施行日とする改正投信法に基づいて本投資法人が新投資口予約権無償割当てを 行う際には、持分比率に応じて新投資口予約権の割当てを受ける権利を有することになります。

#### ① 投資口の処分権

投資主は投資口を自由に譲渡することができます(投信法第78条第1項)。本投資口については、投資主は、口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲渡人の口座から譲受人の口座に本投資口の振替(譲受人の口座における保有欄の口数を増加させることをいいます。以下同じです。)が行われることにより、本投資口の譲渡を行うことができます(社債株式等振替法第228条、第140条)。但し、本投資口の譲渡は、本投資口を取得した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載し、又は記録しなければ、本投資法人に対抗することができません(投信法第79条第1項)。なお、投資主名簿の記載又は記録は、総投資主通知(株式会社証券保管振替機構が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称及び住所並びに保有する投資口数、基準日等の通知をいいます。)により行われます(社債株式等振替法第228条、第151条第1項、第152条第1項)。

## ② 投資証券交付請求権

本投資口については、本投資法人は、投資証券を発行することができません(社債株式等振替法第227条第1項)。但し、投資主は、保管振替機構が振替機関の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって保管振替機構の振替業を承継する者が存しない場合、又は本投資口が振替機関によって取り扱われなくなった場合は、本投資法人に対して、投資証券の発行を請求することができます(社債株式等振替法第227条第2項)。

## ③ 金銭分配請求権

投資主は、投信法及び本投資法人の規約に定められた金銭の分配方針に従って作成され、役員会の承認を得た 金銭の分配に係る計算書に従い、金銭の分配を受ける権利を有しています(投信法第77条第2項第1号、第137 条第1項、第2項)。なお、分配金は金銭により分配するものとし、原則として決算期から3ヶ月以内に、決算 期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の口数に応じて 分配します(規約第35条第3項)。

#### ④ 残余財産分配請求権

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の有する投資口の口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有しています(投信法第77条第2項第2号、第158条第2項)。但し、本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しは行いません(規約第5条)。

#### ⑤ 議決権

投信法又は本投資法人の規約により定められる一定の事項は、投資主により構成される投資主総会で決議されます(投信法第89条)。

投資主はその有する投資口1口につき1個の議決権を有します(投信法第94条第1項、会社法第308条第1項本文)。投資主総会においては、原則として発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって決議されますが(投信法第93条の2第1項、規約第11条第1項)、規約の変更その他一定の重要事項に関しては、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議されなければなりません(投信法第140条、第93条の2第2項)。

投資主は、投資主総会に出席する代わりに書面による議決権の行使をすることも可能です(投信法第90条の2第2項、規約第12条第1項)。その場合には、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出しなければなりません(投信法第92条第1項、規約第12条第1項)。

議決権は、代理人をもって行使することができますが(投信法第94条第1項、会社法第310条第1項)、投資主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は本投資法人の議決権を行使することができる投資主1人に限られます(規約第11条第2項)。また、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成したものとみなされます(投信法第93条第1項、規約第14条第1項)。

投資主総会において権利を行使することができる投資主は、本投資法人が役員会の決議を経て法令に従い予め 公告し定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とします(投信法第77条の3第2項、 規約第15条第1項)。

## ⑥ その他投資主総会に関する権利

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、投資主総会の招集を請求することができます(投信法第90条第3項、会社法第297条第1項)。

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の日の8週間前までに一定の事項を投資主総会の目的とすることを請求することができます。但し、その事項が投資主総会の決議すべきものでない場合はこの限りではありません(投信法第94条第1項、会社法第303条第2項)。

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、投資主総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、投資主総会に先立って検査役の選任を監督官庁に請求することができます(投信法第94条第1項、会社法第306条第1項)。

投資主は、①招集の手続又は決議の方法が法令若しくは規約に違反し又は著しく不公正なとき、②決議の内容が規約に違反するとき、又は③決議につき特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされたときは、当該決議の日から3ヶ月以内に、訴えをもって投資主総会の決議の取消しを請求することができます(投信法第94条第2項、会社法第831条)。また、投資主総会の決議が存在しない場合又は決議の内容が法令に違反する場合には、それぞれ投資主総会の決議の不存在又は無効を確認する訴えを提起することができます(投信法第94条第2項、会社法第830条)。

#### (7) 代表訴訟提起権、違法行為差止請求権及び役員解任請求権

6ヶ月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対して書面にて、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員又は監督役員の責任を追及する訴えの提起を請求することができるほか(投信法第116条、第119条第3項、第204条第3項、会社法第847条第1項)、執行役員が投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人

に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役員に対してその行為をやめることを請求することができます(投信法第109条第5項、会社法第360条第1項)(注)。

執行役員及び監督役員並びに会計監査人は投資主総会の決議により解任することができますが(投信法第104条第1項)、執行役員又は監督役員の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、投資主総会において当該執行役員又は監督役員を解任する旨の議案が否決された場合には、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます(投信法第104条第3項、会社法第854条第1項第2号)。

投資主は、新投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口発行の効力が生じた日から6ヶ月以内に本投資法人に対して投資口の追加発行の無効確認の訴えを提起することができます(投信法第84条第2項、会社法第828条第1項第2号、第2項第2号)。

投資主は、本投資法人の合併がある場合で、その手続に瑕疵があったときは、本投資法人に対して合併の効力が生じた日から6ヶ月以内に合併無効確認の訴えを提起することができます(投信法第150条、会社法第828条第1項第7号、第8号、第2項第7号、第8号)。

(注) 執行役員等の違法行為差止請求権のほか、平成26年12月1日を施行日とする改正投信法により、投資口発行差止請求制度が新たに設けられます。

#### ⑧ 帳簿等閲覧請求権

投資主は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、請求の理由を明らかにして、会計帳簿又はこれに関連する 資料の閲覧又は謄写を請求することができます(投信法第128条の3)。

#### ⑨ 少数投資主権等の行使手続

振替投資口に係る少数投資主権等は、投資主名簿の記載又は記録ではなく、振替口座簿の記載又は記録により判定されることになります(社債株式等振替法第228条、第154条第1項)。したがって、少数投資主権等を行使しようとする投資主は、保管振替機関が個別投資主通知(保管振替機関が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数等の通知をいいます。以下同じです。)を行うよう、投資主の口座を開設している口座管理機関に対して申し出ることができます(社債株式等振替法第228条、第154条第3項、第4項)。投資主は、かかる個別投資主通知が本投資法人に対して行われた後4週間が経過する日までに限り、少数投資主権等を行使することができます(社債株式等振替法第228条、第154条第2項、社債、株式等の振替に関する法律施行令(平成14年政令第362号、その後の改正を含みます。)第40条)。

#### (2) 投資法人債権者の権利

投資法人債権者が投信法等により有する主な権利の内容は、次のとおりです。

## ① 元利金支払請求権

投資法人債権者は、投資法人債の要項に従い、元利金の支払いを受けることができます。

#### ② 投資法人債の譲渡

投資法人債券を発行する旨の定めのある投資法人債の移転は、譲渡人及び譲受人間の意思表示及び投資法人債券を交付することにより行われます(投信法第139条の7、会社法第687条)。このうち、取得者が、記名式の投資法人債の譲渡を第三者に対抗するためには、投資法人債券を交付することが必要であり、投資法人に対抗するためには、取得者の氏名又は名称及び住所を投資法人債原簿に記載又は記録することが必要です(投信法第139条の7、会社法第688条第2項)。これに対し、取得者が、無記名式の投資法人債の譲渡を第三者及び投資法人に対抗するためには、投資法人債券を交付することが必要です(投信法第139条の7、会社法第688条第3項)。

振替投資法人債については、投資法人債権者は、口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲渡人の口座から譲受人の口座に振替投資法人債の振替が行われることにより、当該振替投資法人債の譲渡を行うことができます(社債株式等振替法第115条、第73条)。なお、振替投資法人債については、本投資法人は、投資法人債券を発行することができません(社債株式等振替法第115条、第67条第1項)。但し、投資法人債権者は、保管振替機構が振替機関の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって保管振替機構の振替業を承継する者が存しない場合、又は当該振替投資法人債が振替機関によって取り扱われなくなった場合は、本投資法人に対して、投資法人債券の発行を請求することができます(社債株式等振替法第115条、第67条第2項)。

#### ③ 投資法人債権者集会における議決権

(ア) 投資法人債権者集会は、投信法に規定のある場合のほか、投資法人債権者の利害に関する事項について、決議を行うことができます(投信法第139条の10第2項、会社法第716条)。

投資法人債権者集会において、投資法人債権者は、その有する投資法人債の金額の合計額に応じて 議決権を行使することができます(投信法第139条の10第2項、会社法第723条第1項)。投資法人債 権者は、投資法人債権者集会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です(投 信法第139条の10第2項、会社法第726条)。

投資法人債権者集会における決議は、裁判所の認可によってその効力を生じます(投信法第139条の10第2項、会社法第734条)。

- (イ) 投資法人債権者集会の決議方法は、以下のとおりです(投信法第139条の10第2項、会社法第724 条)。
  - a. 法令及び投資法人債の要項に別段の定めがある場合のほか、原則として、決議に出席した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意をもって行われます(普通決議)。
  - b. 投資法人債権者集会の決議は、一定の重要な事項については、議決権者の議決権の総額の5分の 1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意を もって行われます(特別決議)。
- (ウ) 投資法人債総額(償還済みの額を除きます。)の10分の1以上に当たる投資法人債を保有する投資法人債権者は、本投資法人又は投資法人債管理者に対して、会議の目的たる事項及び招集の理由を示して、投資法人債権者集会の招集を請求することができます(投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項)。

かかる請求がなされた後、遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続がなされない場合等には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て投資法人債権者集会の招集をすることができます(投信法第139条の10第2項、会社法第718条第3項)。

(エ) 投資法人債権者は、本投資法人の営業時間内に、投資法人債権者集会の議事録の閲覧又は謄写を請求 することができます(投信法第139条の10第2項、会社法第731条第3項)。

#### ④ 投資法人債管理者

本投資法人は、投資法人債を発行する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の投資法人債の管理を行うことを委託しなければなりません。但し、各投資法人債の金額が1億円以上である場合については、この限りではありません(投信法第139条の8)。

### (3) 短期投資法人債権者の権利

短期投資法人債権者が投信法等により有する主な権利の内容は、次のとおりです。

## ① 元金支払請求権

短期投資法人債権者は、短期投資法人債の要項に従い、元金の支払いを受けることができます。

## ② 短期投資法人債の譲渡

本投資法人が短期投資法人債について社債株式等振替法に基づく短期社債振替制度において振替機関が取り扱うことに同意した場合には、振替投資法人債権者は、口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲渡人の口座から譲受人の口座に短期投資法人債の振替が行われることにより、当該短期投資法人債の譲渡を行うことができます(社債株式等振替法第115条、第69条第1項第1号、第73条)。

#### ③ 短期投資法人債権者集会

短期投資法人債については投信法第139条の12の規定により、同法139条の10の適用を受けないことから、投資 法人債権者集会は組織されません。

#### ④ 短期投資法人債管理者

短期投資法人債については投信法第139条の12の規定により、同法第139条の8の適用を受けないことから、短期投資法人債の管理を行う投資法人債管理者は設置されません。

## ⑤ 担保提供制限条項

短期投資法人債は投信法第139条の12の規定により、担保付社債信託法の規定に基づき担保を設定することができません。

## 第4【関係法人の状況】

- 1【資産運用会社の概況】
  - (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】
  - ① 名称

ヒューリックリートマネジメント株式会社 (Hulic REIT Management Co., Ltd.)

② 資本金の額

200百万円(本書提出日現在)

- ③ 事業の内容
  - (ア)投資法人の設立企画人としての業務
  - (イ)投資法人のための資産の運用に係る業務
  - (ウ)投資信託及び投資法人に関する法律に基づく一般事務の受託業務
  - (エ)金融商品取引法に基づく投資運用業
  - (オ)宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業
  - (カ)宅地建物取引業法に基づく取引一任代理等に係る業務
  - (キ)アセットマネジメント業務
  - (ク)プロパティ・マネジメント業務
  - (ケ)不動産の売買、賃貸及び管理、並びにこれらの代理、媒介及びコンサルティングに係る業務
  - (コ)不動産及び有価証券の取得、保有及び処分
  - (サ)前各号に附帯又は関連する一切の業務

## ④ 沿革

本資産運用会社は、日本法上の株式会社として設立された金融商品取引業者です。主な変遷は以下のとおりです。なお、この他に、本書の日付までの間、合併等の変更はありません。

平成25年4月1日 会社設立

平成25年4月26日 宅地建物取引業者としての免許取得(東京都知事(1)第95294号)

平成25年9月11日 宅地建物取引業法の取引一任代理等の認可取得(国土交通大臣認可第76号)

平成25年10月18日 金融商品取引法第29条に基づく金融商品取引業者としての登録(関東財務局長(金

商)第2734号)

平成25年11月7日 本投資法人との間で資産運用委託契約締結

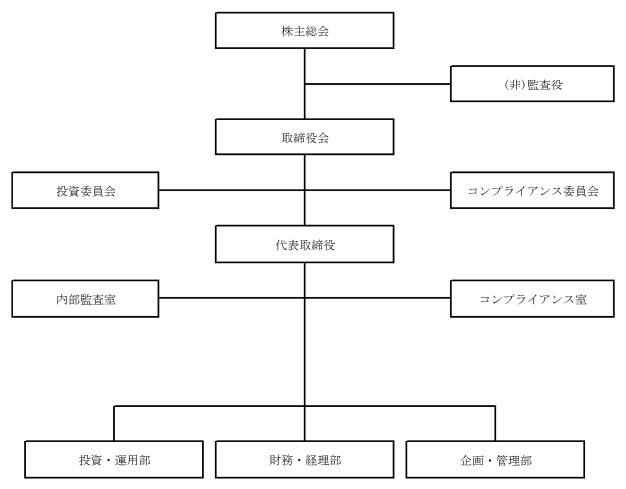
平成25年11月21日 一般社団法人投資信託協会入会

### (2) 【運用体制】

本資産運用会社における組織及び意思決定手続は、以下のとおりです。

### 組織

#### 組織図



- a. 金融商品取引法施行令第15条の4にて定める登録の申請に係る使用人はコンプライアンス・オフィサー及び投資・運用部長です。
- b. 投資・運用部長は、「不動産投資顧問業登録規程」及び「不動産投資顧問業登録規程の運用について」に規定する「判断業務統括者」として必要な知識(公認不動産コンサルティングマスター、ビル経営管理士、不動産証券化協会認定マスター、不動産鑑定士、不動産に係る業務に携わった経験のある弁護士又は、公認会計士)及び経験(少なくとも一般不動産投資顧問業の場合の登録申請者又は重要な使用人と同等の知識を有しており、かつ数十億円以上の不動産に関する投資、取引又は管理に係る判断の経験があり、これらの判断に係る業務に2年以上従事し、各業務について適切な判断を行ってきたと認められること)を有しています。

## (ア) 取締役会

本資産運用会社の経営戦略を含む経営の基本的重要事項についての意思決定を行う機関は取締役会であり、 取締役会は原則として3ヶ月に1回以上開催され、本資産運用会社の経営の意思決定機関として法定事項を決 議するとともに、経営の基本方針並びに経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役の職務の 遂行を監督します。 (イ) コンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス室、内部監査室、投資・運用部、財務・経理部、企画・管理部

本資産運用会社は、コンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス室、内部監査室、投資・運用部、財務・経理部、企画・管理部を設置しています。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス等に関する業務の統括を行います。

コンプライアンス室は、コンプライアンス等に関する業務を行います。投資・運用部は、資産の取得及び売却等の業務を行います。財務・経理部は、資金計画、財務方針等に係る項目の策定及び見直し並びに資金調達等の業務を行います。企画・管理部は、各種庶務業務並びにインベスターリレーションズ(IR)及び広報等に関する業務を行います。

## (ウ) コンプライアンス委員会及び投資委員会

本資産運用会社は、運用資産の取得、売却等に係る投資判断に当たっての手続の法令及び社内規程の遵守のチェックを行うため、コンプライアンス委員会を開催しその決議を得ることとしています。また、本資産運用会社は、投資判断に際し投資委員会を開催しその決議を得ます。

詳細については、それぞれ、後記「③ 投資運用の意思決定機構」及び「④ コンプライアンス体制(法令等遵守確保のための体制)」をご参照ください。

### ② 業務分掌体制

本投資法人の資産運用に関与する本資産運用会社の各組織・機関の主な業務・権限は次のとおりです。

### <各組織が担当する業務の概略一覧表>

部署名		主な業務		
コンプライアンス室	1	本資産運用会社のコンプライアンス体制の確立及び法令等遵守を尊重す		
		る企業風土の醸成に関する事項		
	2	コンプライアンス・マニュアルの策定及び見直しに関する事項		
	3	各部署による起案事項及び投資委員会付議事項の内容審査に関する事項		
	4	法令諸規則及び社内諸規程の遵守状況の検証、監督指導及び報告に関す		
		る事項		
	5	コンプライアンスに係る社内研修の実施及び指導に関する事項		
	6	法人関係情報の管理に関する事項		
	7	自主点検に関する事項		
	8	本資産運用会社の広告審査に関する事項		
	9	所管業務にかかわる帳簿書類や報告書の作成及び管理に関する事項		
	10	前各号に付随する事項		
内部監査室	1	内部監査の統括に関する事項		
	2	内部監査の方針及び計画の策定に関する事項		
	3	内部監査の実施に関する事項		
	4	内部監査報告書及び改善指示書兼報告書の作成に関する事項		
	5	所管業務に関わる帳簿書類や報告書の作成及び管理に関する事項		
	6	前各号に付随する事項		

部署名		主な業務
投資・運用部	1	本投資法人の運用ガイドライン、資産管理計画書、年度運用管理計画及び年度資金調達計画(以下本項において「運用ガイドライン等」といい
		ます。) の投資方針(ポートフォリオ全般に関わる基本方針を含みます。また、財務・経理部の所管業務を除きます。) の起案
	2	本投資法人の不動産等の資産の取得(取得した資産を、本項において以
	0	下「運用資産」といいます。)及び運用資産の処分に関する事項
	3	本投資法人の運用資産の賃貸に関する事項
	4 5	本投資法人の運用資産の維持管理に関する事項 本投資法人の運用資産のテナントの与信管理及び運用資産のリスク管理
	5	本权責法人の雇用責任のプラントの分信官性及の雇用責任のサイク官任に関する事項
	6	本投資法人の資産運用実績の分析及び評価に関する事項
	7	本投資法人の物件別収支計画(物件管理計画を含みます。)の起案及び
		資産運用に関する計数管理に関する事項
	8	不動産市場及び物件の調査及び分析に関する事項
	9	所管業務に関わる帳簿書類や報告書の作成及び管理に関する事項
	10	前各号に付随する事項
財務・経理部	1	運用ガイドライン等のうち、主として本投資法人の資金計画、財務方針
		等に係る項目の策定及び見直しに関する事項の起案
	2	本投資法人の資金調達に関する事項
	3	本投資法人の財務に関する事項
	4	本投資法人の経理及び決算に関する事項
	5	本投資法人の配当政策に関する事項
	6	本投資法人の資金調達、余剰資金の運用に関する事項
	7	本資産運用会社の資金調達に関する事項
	8	本資産運用会社の財務に関する事項
	9	本資産運用会社の経理及び決算に関する事項
		本資産運用会社の資金管理、余剰資金の運用に関する事項
		所管業務に関わる帳簿書類や報告書の作成及び管理に関する事項
	12	前各号に付随する事項

部署名		主な業務
企画・管理部	1	本投資法人の投資主総会及び役員会の運営に関する事項
	2	本投資法人の役員の業務補助に関する事項
	3	本投資法人の投資主に関する顧客管理、インベスターリレーションズ
		(IR) 及び広報に関する事項
	4	本投資法人のディスクロージャーに関する事項
	5	本投資法人の格付けに関する事項
	6	本資産運用会社の株主総会及び取締役会の運営に関する事項
	7	本資産運用会社の経営戦略及び経営管理に関する事項
	8	本資産運用会社の配当政策に関する事項
	9	本資産運用会社の投資委員会及びコンプライアンス委員会の運営に関す
		る事項
	10	本資産運用会社の規程の制定及び改廃に関する事項
	11	本資産運用会社の人事及び総務に関する事項
	12	本資産運用会社の業務上の重要文書の管理及び保存に関する事項
	13	本資産運用会社のリスク管理に関する事項
	14	本資産運用会社の苦情及び紛争処理並びに訴訟行為に関する事項
	15	本資産運用会社の印章の管理に関する事項
	16	本資産運用会社の情報システム(不動産運用関係システム、ホームペー
		ジを含みます。)の管理・開発管理に関する事項
	17	本資産運用会社の情報セキュリティに関する事項
	18	本資産運用会社の庶務に関する事項
	19	本資産運用会社の登記並びに行政機関及び自主規制機関等への届出に関
		する事項
	20	本資産運用会社の行政機関及び自主規制機関等との渉外に関する事項
	21	所管業務に関わる帳簿書類や報告書の作成及び管理に関する事項
	22	前各号に付随する事項

## ③ 投資運用の意思決定機構

### (ア) 投資委員会

## a. 決議事項

- (i) 資産の運用に係る基本方針である運用ガイドライン等の策定及び改定
- (ii) 資産管理計画書並びに年度運用管理計画及び年度資金調達計画(以下、運用ガイドラインとこれらをあわせて「運用ガイドライン等」といいます。)の策定及び改定
- (iii) 投資委員会規程の制定及び改廃
- (iv) 本投資法人の運用資産の取得及び売却に関する決定及び変更
- (v) 年度運用管理計画に規定されていない運用資産の賃貸及び管理についての決定及び変更(但し、本投資法人(本投資法人が不動産を保有する場合)又は本投資法人の保有する信託受益権に係る受託者が新たなプロパティ・マネジメント契約、マスターリース契約又は大規模修繕(費用が1億円以上のものをいうものとします。)に係る請負契約を締結する場合及び利害関係者との取引に該当する場合に限ります。)
- (vi) 本投資法人の資金調達及び分配金政策に係る方針の策定及び変更
- (vii) その他の本投資法人のための投資判断に係る重要事項
- (viii) その他委員長が必要と認める事項

## b. 決議方法

投資委員会の決議は、コンプライアンス・オフィサー及び、対象となる議案について議決権を有する委員の過半数が出席し(但し、外部委員の出席は必須とします。)、対象となる議案について議決権を有する出席委員の過半数(但し、外部委員たる委員の賛成を必要とします。)の賛成により決定されます。このように、外部委員は、単独で議案を否決できる権限を有しています。

委員は1人につき1個の議決権を有するものとします。なお、職位を兼任している場合であっても議決権 は各委員につき1個とします。但し、対象となる議案について特別の利害関係を有する委員は、決議に加わることができないものとします。

委員長は、投資委員会の構成員以外のオブザーバーを投資委員会に同席させて、その意見又は説明を求めることができます。

コンプライアンス・オフィサーは、投資委員会に出席しなければならないものとします。コンプライアンス・オフィサーは、議事進行等の手続き及び審議内容に法令違反等の問題があると判断した場合には、投資委員会の審議・決議の中止を命じることができます。

投資委員会の構成員が欠席した場合には、委員長は、欠席した構成員に対し、議事録の写しの交付又は提供その他の適切な方法により、議事の経過の要領及びその結果を遅滞なく報告するものとします。

#### c. 取締役会への報告

投資委員会に付議された議案の起案部門は、投資委員会における審議及び決議を経て決定された議案及び その付随関連資料を取締役会に遅滞なく報告するものとします。但し、取締役会の開催時期等に鑑みて取締 役会に遅滞なく報告することが難しい場合には、取締役会の全構成員に個別に報告することをもって取締役 会への報告に代えることができるものとします。

### d. 構成員

代表取締役、取締役(全員)、投資・運用部長、財務・経理部長、企画・管理部長、コンプライアンス・オフィサー(出席義務はありますが、議決権は有しません。)、外部委員(本資産運用会社と利害関係のない不動産鑑定士とします。以下、本「③ 投資運用の意思決定機構」において同じです。)

#### e. 委員長

代表取締役

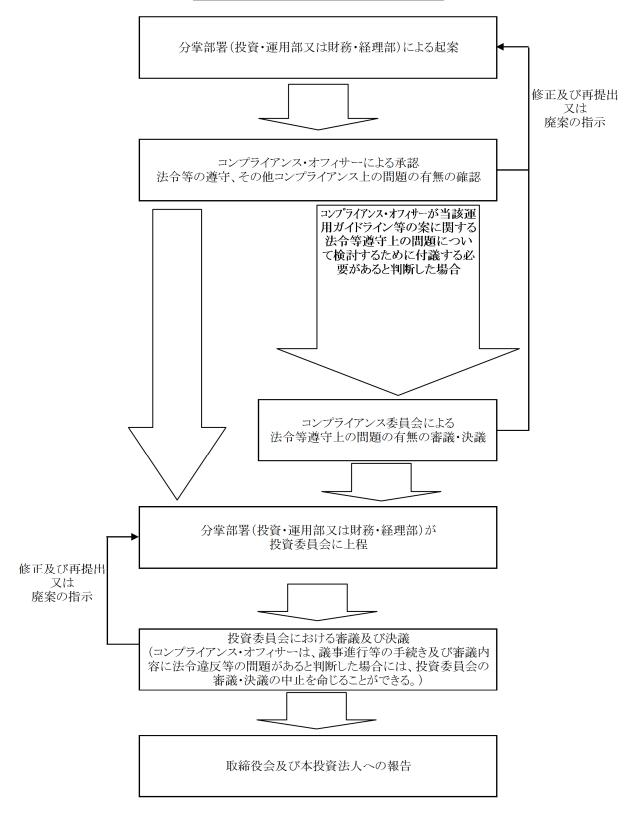
#### f. 開催時期

委員長の招集により原則として3ヶ月に1回以上開催されますが、その他必要に応じて随時開催されます。

### (イ) 資産の運用に係る投資方針に関する社内組織に関する事項

本資産運用会社は、本投資法人の規約に従って、本投資法人のための資産の運用についての基本的な投資方針である運用ガイドラインや資産管理計画書並びに年度運用管理計画及び年度資金調達計画等を定めることとしています。これらの運用ガイドライン等の決定及び変更については、担当部により起案され、コンプライアンス・オフィサーが法令等遵守上の問題の有無について審査・承認し、投資委員会における審議・決議を経た上で、最終的に決定されます。

## 運用ガイドライン等に関する意思決定フロー



#### a. 投資・運用部又は財務・経理部による起案から投資委員会への上程まで

まず、投資・運用部又は財務・経理部が、各部の分掌事項について部内での詳細な検討を経た後に、運用 ガイドライン等を起案します。

投資・運用部又は財務・経理部は、当該運用ガイドライン等の案及びそれに付随関連する資料をコンプライアンス・オフィサーに提出し、当該運用ガイドライン等の案に関する法令等遵守上の問題の有無に関して審査を受け、その承認を得なければなりません。また、コンプライアンス・オフィサーが当該運用ガイドライン等の案について法令等遵守上の問題について検討するためにコンプライアンス委員会に付議する必要があると判断した場合には、コンプライアンス・オフィサーはコンプライアンス委員会を招集し、コンプライアンス委員会において法令等遵守上の問題の有無を審議します。コンプライアンス・オフィサー(但し、コンプライアンス委員会を招集した場合はコンプライアンス委員会)は、当該運用ガイドライン等の案に法令等遵守上の問題がないと判断した場合には、当該案を承認し、その旨を起案した投資・運用部又は財務・経理部に連絡します。

投資・運用部又は財務・経理部は、コンプライアンス・オフィサー(但し、コンプライアンス委員会を招集した場合はコンプライアンス委員会)の承認を受けた当該運用ガイドライン等の案を投資・運用部長又は財務・経理部長に提出します。投資・運用部長又は財務・経理部長は、提出を受けた当該運用ガイドライン等の案を投資委員会に上程します。

なお、コンプライアンス・オフィサー(但し、コンプライアンス委員会を招集した場合はコンプライアンス委員会)が当該運用ガイドライン等の案について法令等遵守上の問題が存在すると判断した場合には、起案した投資・運用部又は財務・経理部に対して当該運用ガイドライン等の案の修正及び再提出又は廃案を指示します。修正及び再提出の指示を受けた運用ガイドライン等の案については、修正後に再度、コンプライアンス・オフィサー(但し、コンプライアンス委員会を招集した場合はコンプライアンス委員会)による法令等遵守上の問題の有無に関する審査を受け、その承認を得た後でなければ、投資・運用部又は財務・経理部は、投資委員会に上程することができないものとします。また、廃案の指示を受けた運用ガイドライン等の案は、投資委員会に上程することができないものとします。

#### b. 投資委員会における審議及び決議

投資委員会は、投資・運用部又は財務・経理部により上程された運用ガイドライン等の案について、本投資法人の規約との整合性、その時の不動産市場の動向及び本投資法人のポートフォリオの内容等、本投資法人の資産運用における投資戦略等の観点から、運用ガイドライン等の案の内容を検討し、その採否につき決議します。

但し、コンプライアンス・オフィサーは、議事進行等の手続き及び審議内容に法令違反等の問題があると 判断した場合には、投資委員会の審議の中断を指示することができます。

なお、投資委員会の承認が得られない場合は、投資委員会は投資・運用部又は財務・経理部に問題点等を 指摘し、運用ガイドライン等の案の修正及び再提出又は廃案を指示します。

運用ガイドライン等の案は当該投資委員会の決議をもって、本資産運用会社で決定されたこととなります。

#### c. 取締役会及び本投資法人へ報告

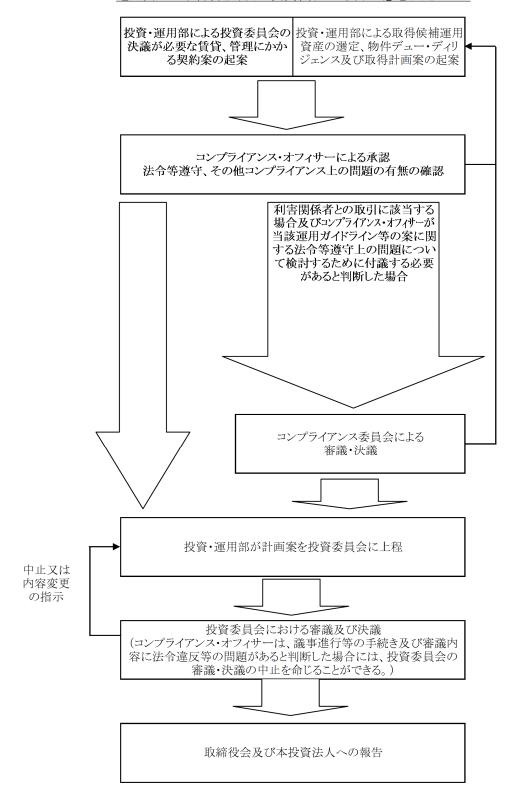
投資・運用部又は財務・経理部は、投資委員会における審議及び決議を経て決定された運用ガイドライン 等及びその付随関連資料を取締役会に遅滞なく報告するものとします。但し、取締役会の開催時期等に鑑み て取締役会に遅滞なく報告することが難しい場合には、取締役会の全構成員に個別に報告することをもって 取締役会への報告に代えることができるものとします。

また、投資・運用部又は財務・経理部は、投資委員会における審議及び決議を経て決定された運用ガイドライン等及びその付随関連資料を、本投資法人へ報告するものとします。

#### (ウ) 運用資産の取得を行う社内組織に関する事項

投資・運用部長は、前記「(イ)資産の運用に係る投資方針に関する社内組織に関する事項」記載の手続を経て決定された運用ガイドライン等に基づき、各部の担当者に対して具体的な運用について指示します。本投資法人の資産の具体的な運用については、前記「(2)運用体制/② 業務分掌体制」の「各組織が担当する業務の概略一覧表」に記載された業務分担に応じて、投資・運用部が行います。

## 運用資産の取得、売却及び賃貸、管理に関する意思決定フロー



中止又は 内容変更 の指示 a. 投資・運用部による取得候補の選定、取得計画案の起案から投資委員会への上程まで

投資・運用部の担当者は、取得候補の運用資産を選定し、当該運用資産に関する不動産の詳細な物件デュ ーディリジェンス(鑑定価格調査のほか、必要に応じて建物診断調査、土壌汚染調査、地震リスク調査、法 務調査等を含みます。)を行うものとし、その結果を踏まえた運用資産の取得計画案を起案します。物件デ ューディリジェンスにおける不動産鑑定評価額の調査に際しては、各種修繕・更新費用等の見積もりについ て適切に調査し、不動産の評価額に反映させるものとします。また、DCF法の適用をする場合には、適用数 値、シナリオ全体の妥当性及び判断の根拠等に関する確認を行い、確認記録を残すものとします。さらに、 エンジニアリング・レポート(ER)及び鑑定評価書の作成を委託及び受領する場合には、ER作成業者及び不 動産鑑定業者の第三者性を確保すること、ER作成業者及び不動産鑑定業者に必要な情報等を提供し、情報等 の提供状況についての適切な管理を行うこと、ER及び鑑定評価書の受領の際は提供した情報の反映状況につ き確認を行うとともに、必要な観点から検証を行うこと並びに取得・売却価格を算定する際は、ER及び鑑定 評価書の記載内容等を適宜活用し、活用しない場合には、採用した数値等の妥当性を検証し、その根拠を記 録保存することに留意するものとします。また、取得候補の運用資産がヘルスケア施設(高齢者の居住の安 定確保に関する法律に規定する「サービス付き高齢者住宅」並びに老人福祉法に規定する「有料老人ホー ム」及び同法に規定する「認知症高齢者グループホーム」をいいます。以下同じです。) に該当する場合、 当社は、上記の物件デューディリジェンスに加えて、当該ヘルスケア施設や当該介護事業者等について、ヘ ルスケア施設の事業特性を十分に理解しているコンサルタント会社等の外部専門家から助言を受けるものと し、外部専門家から助言を受けた場合には、当該助言内容を記載した報告書等(以下「報告書等」といいま す。)を外部専門家に作成させるものとします。

投資・運用部は、取得計画案及びそれに付随関連する資料(ヘルスケア施設の場合は報告書等を含みます。以下これらを総称して「当該取得計画案」といいます。)をコンプライアンス・オフィサーに提出し、法令等遵守上の問題の有無に関して審査を受け、その承認を得なければなりません。また、コンプライアンス・オフィサーが当該取得計画案について法令等遵守上の問題について検討するためにコンプライアンス委員会に付議する必要があると判断した場合には、コンプライアンス・オフィサーはコンプライアンス委員会を招集し、コンプライアンス委員会において法令等遵守上の問題の有無を審議します。なお、上記にかかわらず、当該取得計画案に係る取引が本資産運用会社の利害関係者取引規程に定める利害関係者との取引に該当する場合には、コンプライアンス・オフィサーは必ずコンプライアンス委員会を招集し、コンプライアンス委員会において法令等遵守上の問題の有無を審議しなければならないものとします。

コンプライアンス・オフィサー(但し、コンプライアンス委員会を招集した場合はコンプライアンス委員会)は当該取得計画案に法令等遵守上の問題がないと判断した場合には、当該取得計画案を承認し、その旨を起案した投資・運用部に連絡します。

投資・運用部の担当者は、コンプライアンス・オフィサー(但し、コンプライアンス委員会を招集した場合はコンプライアンス委員会)の承認を受けた当該取得計画案を投資・運用部長に提出します。投資・運用部長は、提出を受けた当該取得計画案を投資委員会に上程します。

なお、コンプライアンス・オフィサー(但し、コンプライアンス委員会を招集した場合はコンプライアンス委員会)が当該取得計画案について法令等遵守上の問題が存在すると判断した場合には、起案した投資・ 運用部に対して当該取得計画案の中止又は内容の変更を指示します。

内容の変更の指示を受けた当該取得計画案については、内容の変更を行った後に再度、コンプライアンス・オフィサー(但し、コンプライアンス委員会を招集した場合はコンプライアンス委員会)による法令等遵守上の問題の有無に関する審査を受け、その承認を得た後でなければ、投資・運用部は、投資委員会に上程することができないものとします。また、起案の中止の指示を受けた当該取得計画案は、投資委員会に上程することができないものとします。

#### b. 投資委員会における審議及び決議

投資委員会では、当該運用資産が本投資法人の運用ガイドライン等に適合していることを確認するとともに、物件デューディリジェンスの結果を踏まえた適正な取得価格であるか等の審議を行い、当該運用資産に関する取得の実行及び取得価格の承認を含めた決議を行います。また、取得候補の運用資産がヘルスケア施設に該当する場合、当該外部専門家が作成した報告書等の提出を受けた上で審議することに加えて、投資委員会の委員長は、必要に応じて、外部専門家をオブザーバーとして投資委員会に同席させ、その意見を直接聴取できるものとします。

但し、コンプライアンス・オフィサーは、議事進行等の手続き及び審議内容に法令違反等の問題があると 判断した場合には、投資委員会の審議・決議の中止を指示することができます。

なお、投資委員会の承認が得られない場合は、投資委員会は投資・運用部に問題点等を指摘し、当該取得 計画案の中止又は内容の変更を指示します。

投資委員会の決議をもって、当該取得計画が本資産運用会社で決定されたこととなります。

#### c. 取締役会及び本投資法人へ報告

投資・運用部は、投資委員会における審議及び決議を経て決定された取得計画及びその付随関連資料を取締役会に遅滞なく報告するものとします。但し、取締役会の開催時期等に鑑みて取締役会に遅滞なく報告することが難しい場合には、取締役会の全構成員に個別に報告することをもって取締役会への報告に代えることができるものとします。

また、投資・運用部は、投資委員会における審議及び決議を経て決定された取得計画及びその付随関連資料を、本投資法人へ報告するものとします。

#### d. 取得計画の実行

当該取得計画が投資委員会における審議及び決議を経て決定された場合、当該取得計画の内容に従って、投資・運用部は、当該運用資産の取得業務を行います(注)。

(注) 「利害関係者取引規程」第5条の追加に係る変更の効力発生日である平成26年12月1日以降に投信法上の利害関係人等取引を行おうとするときは、取得計画の実行に先だって、本投資法人の役員会の承認に基づく本投資法人の同意を得ます。

#### (エ) 運用資産の売却その他の処分に関する運営体制

運用資産の売却その他の処分に関する業務についても、運用資産の取得の場合と同様の運営体制(但し、物件デューディリジェンスの作業を除きます。)で実行されます。

(オ)年度運用管理計画に規定されていない運用資産の賃貸及び管理についての決定及び変更(但し、本投資法人(本投資法人が不動産を保有する場合)又は本投資法人の保有する信託受益権に係る受託者が新たなプロパティ・マネジメント契約、マスターリース契約又は大規模修繕(費用が1億円以上のものをいうものとします。)に係る請負契約を締結する場合及び利害関係者との取引に該当する場合に限ります。)に関する運営体制

年度運用管理計画に規定されていない運用資産の賃貸及び管理についての決定及び変更(但し、本投資法人 又は本投資法人の保有する信託受益権に係る受託者が新たなプロパティ・マネジメント契約、マスターリース 契約又は大規模修繕(費用が1億円以上のものをいうものとします。)に係る請負契約を締結する場合及び利 害関係者との取引に該当する場合に限ります。)に関する業務についても、運用資産の取得の場合と同様の運 営体制(但し、物件デューディリジェンスの作業を除きます。)で実行されます。

## (カ) 本投資法人の資金調達に関する運営体制

本投資法人の資金調達に関する業務についても、運用資産の取得の場合と同様の運営体制(但し、物件デューディリジェンスの作業を除きます。)で実行されます。但し、資金調達に関する業務についての起案部は、「財務・経理部」と読み替えるものとします。

④ コンプライアンス体制(法令等遵守確保のための体制)

### (ア) コンプライアンス委員会

#### a. 構成員

コンプライアンス・オフィサー、代表取締役、取締役(非常勤取締役を除きます。)、外部委員(本資産 運用会社と利害関係のない弁護士とします。以下本「④ コンプライアンス体制(法令等遵守確保のための 体制)」において同じです。)

#### b. 委員長

コンプライアンス・オフィサー

#### c. 開催時期

委員長の招集により原則として3ヶ月に1回以上開催されますが、その他必要に応じて随時開催されます。

#### d. 決議事項

- (i) コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの策定及び改定
- (ii) コンプライアンス規程及びコンプライアンス委員会規程の制定及び改廃
- (iii) コンプライアンス上不適切な行為及び不適切であるとの疑義がある行為に対する改善措置の決定
- (iv) 投資委員会において決定することを必要とする事項で、コンプライアンス・オフィサーが法令等に 照らしてコンプライアンス委員会に付議する必要があると認めた事項についてのコンプライアンス 上の問題の有無の審議
- (v) 利害関係者取引規程により、コンプライアンス委員会の承認が必要とされる取引に関する事項
- (vi) その他コンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス委員会に付議する必要があると認めた事項についてのコンプライアンス上の問題の有無の審議
- (vii) 前各号に準ずるコンプライアンス上重要と考えられる事項
- (viii) その他委員長が必要と認める事項

#### e. 決議方法

コンプライアンス委員会の決議は、対象となる議案について議決権を有する委員の過半数が出席し(但し、コンプライアンス・オフィサー及び外部委員の出席は必須とします。)、対象となる議案について議決権を有する出席委員の過半数(但し、コンプライアンス・オフィサー及び全ての外部委員の賛成を必要とします。)の賛成により決定されます。このように、コンプライアンス・オフィサー及び外部委員は、それぞれ単独で議案を否決できる権限を有しています。

委員は1人につき1個の議決権を有するものとします。なお、職位を兼任している場合であっても議決権 は各委員につき1個とします。但し、対象となる議案について特別の利害関係を有する委員は、決議に加わることができないものとします。

委員長は、コンプライアンス委員会の構成員以外のオブザーバーをコンプライアンス委員会に同席させて、その意見又は説明を求めることができます。

コンプライアンス委員会の構成員が欠席した場合には、委員長は、欠席した構成員に対し、議事録の写しの交付又は提供その他の適切な方法により、議事の経過の要領及びその結果を遅滞なく報告するものとします。

## f. 取締役会への報告

コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス委員会における審議及び決議を経て決定された議案 及びその付随関連資料を取締役会に遅滞なく報告するものとします。但し、取締役会の開催時期等に鑑みて 取締役会に遅滞なく報告することが難しい場合には、取締役会の全構成員に個別に報告することをもって取 締役会への報告に代えることができるものとします。

#### (イ) コンプライアンス体制

#### a. コンプライアンスに関する事項

本資産運用会社は、本投資法人の資産運用業務が本投資法人の投資主の資金を運用する行為であるという重要性を理解し、適正な運用体制を構築するため、本資産運用会社のコンプライアンスに関する事項を担当する部門としてコンプライアンス室を設置し、また、コンプライアンスに関する事項を統括する責任者としてコンプライアンス・オフィサーを任命し、他の部門に対する社内牽制機能の実効性を確保します。また、コンプライアンス・オフィサーの選任及び解任については、取締役会の決議によりなされるものとします。コンプライアンス・オフィサーは、本資産運用会社におけるコンプライアンス責任者として、社内のコンプライアンス体制を確立するとともに、法令その他のルールを遵守する社内の規範意識を醸成することに努めるものとします。このため、コンプライアンス・オフィサーは、本資産運用会社による本投資法人のための資産運用における業務執行が、法令、本投資法人の規約、その他の諸規程等に基づいていることを常に監視し、日常の業務執行においてもコンプライアンス遵守状況の監視監督を行います。

前記のようなコンプライアンス・オフィサーの職責の重大性に鑑み、コンプライアンス・オフィサーには、法令・規範の遵守のための十分な審査・監督能力を有する人材を選任します。

#### b. 内部監査に関する事項

#### (i) 内部監査の組織体制及び内容

本資産運用会社における内部監査は、内部監査室長及び内部監査室が行います。なお、コンプライアンス・オフィサーが内部監査室長を兼務する場合には、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス室の業務に関する内部監査については、企画・管理部長が内部監査の権限を有し、義務を負うものとします(企画・管理部長には、かかるコンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス室に対する内部監査を適切に遂行できる知識経験を有する者を任命します。)。

内部監査の対象は、全ての組織、部署及びその業務とします。

内部監査は、内部監査計画を策定し、原則として内部監査計画に基づいて最低年1回以上行うこととします(定期監査)が、代表取締役が特別に命じた場合にも実施します(特別監査)。特別監査は、内部監査計画の対象期間中に、当該内部監査計画の策定時点で把握していた被監査部署における内部管理状況及びリスクの管理状況等と異なる事実が判明した場合において、特に必要と認められるときに、代表取締役が指示するものとします。

内部監査の実施にあたって各部は、内部監査室長及び内部監査室の求める書類・帳簿等を提示して説明を行い、監査の円滑な実施に協力しなければならないものとされています。

## (ii) 内部監査の結果に基づく是正措置

内部監査室長及び内部監査室は、監査結果について監査対象部に通知します。代表取締役は、かかる 監査結果を踏まえて、監査対象部に改善指示を行うことができます。また、監査対象部門は、改善計画 を作成し、改善を行った上で、改善状況についての報告を行わなければなりません。

#### ⑤ 法人関係情報の管理体制

## (ア) 管理責任者

本資産運用会社は、コンプライアンス・オフィサーを法人関係情報の管理責任者とします。

## (イ) 管理体制

本資産運用会社は、「インサイダー取引防止規程」を制定し、本資産運用会社の役職員が、未公表の上場会社等の業務に関する重要事実(金融商品取引法第166条第1項に規定するものをいいます。)等を利用して、当該上場会社等の特定有価証券等の売買その他これに類する行為を行うことが禁止されます。

また、本資産運用会社の役職員がその業務に関して親会社等(本資産運用会社の親会社、その子会社、関連会社のうち上場会社等に該当する会社をいいます。)及び投資法人(本資産運用会社又は親会社等がその資産の運用の委託を受けている投資法人をいいます。)以外の法人関係情報(業府令第1条第4項第14号に規定する「法人関係情報」をいいます。以下同じです。)を取得した場合、直ちにコンプライアンス・オフィサーに

報告させ、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス室は、当該役職員に対して、未公表の法人関係情報の管理等について必要な指示を与えるものとします。

#### ⑥ リスク管理体制

本投資法人は、投資運用に係る各々のリスクに関し、本投資法人自らが投信法及び関連法規に定められた規則を遵守するとともに、本資産運用会社において適切な社内規程の整備を行い、併せて必要な組織体制を敷き、役職員に対する遵法精神を高めるための教育等の対策を講じています。

具体的な取り組みは、以下のとおりです。

#### (ア) 本投資法人について

本投資法人は、執行役員1名及び監督役員2名により構成される役員会により運営されています。役員会は3ヶ月に1回以上、必要に応じて随時開催され、法令及び本投資法人の「役員会規程」に定める決議事項の決議や本資産運用会社及び本投資法人の執行役員の業務の執行状況等の報告が行われます。これにより、本資産運用会社又はその利害関係人等から独立した地位にある監督役員が業務の執行状況を監督できる体制となっています

また、監督役員は必要に応じて本資産運用会社及び資産保管会社等から本投資法人の業務及び財産の状況に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとしています。

### (イ) 本資産運用会社について

本資産運用会社は、各種リスクを適切に管理するために、社内規程として「リスク管理規程」を制定し、重大なリスクが生じた場合には、遅滞なく取締役会に報告する旨定めています。

加えて、利益相反リスクに対しては、本投資法人の利益が害されること防止するために、「利害関係者取引規程」を制定し、厳格な利益相反対応ルールを設定しています。

また、本資産運用会社は、コンプライアンスに関して、法令等遵守の徹底を図るため、「コンプライアンス 規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、具体的な法令等遵守を実現させるための 実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、これに従って法令等遵守の実践に努めます。

さらに、本資産運用会社は、業務の適正性の確保と効率的運営を図るため、「内部監査規程」を制定し、適切な自己点検制度の確立を図っています。

## (3) 【大株主の状況】

本書の目付現在の本資産運用会社の大株主の状況は次のとおりです。

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率(%) (注)
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号	8,000	100.0
	슘 計	8, 000	100.0

<sup>(</sup>注) 「比率」は、発行済株式数に対する所有株式数の比率を表しています。

# (4) 【役員の状況】

本書提出日現在における本資産運用会社の役員の状況は、以下のとおりです。

役職名	氏名	主要略歴		
代表取締役	時田榮治	昭和50年 4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 平成12年 4月 同行 与信管理部長 平成14年 4月 株式会社みずほ銀行 与信企画部長 平成14年 11月 同行 京都支店長 平成16年 4月 同行 執行役員 新橋支店長 平成17年 1月 同行 常務執行役員 平成21年 3月 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 平成24年 2月 昭栄株式会社(現 ヒューリック株式会社) 顧問 平成24年 3月 同社 代表取締役社長 平成24年 7月 ヒューリック株式会社 顧問 平成24年 12月 同社 顧問 戦略企画室長 平成25年 4月 ヒューリックリートマネジメント株式会社 代表取締役(現 任)	_	
取締役 企画・管理 部長	一寸木和朗	昭和60年 4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行 平成16年 5月 株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀 行) ALM部 次長 平成21年 4月 みずほ証券株式会社 金融市場グループ 副グループ長 平成23年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券営業部長 平成25年 4月 ヒューリック株式会社出向 平成25年 5月 ヒューリックリートマネジメント株式会社出向 平成25年 7月 同社 取締役 平成25年 8月 同社 取締役 企画・管理部長(現任)	-	

役職名	氏名	主要略歴		所有 株式数	
		昭和59年	4月	東京建物株式会社 入社 ビル営業部	
		平成3年	4月	米国東京建物株式会社出向 ロサンゼルス事務所長	
		平成12年	4月	G E インターナショナル・インク 入社	
				GEキャピタル部門	
				シニアアセットマネジャー 兼	
				ポートフォリオマネジャー	
		平成12年	8月	GEインターナショナル・インク GEキャピタル部門 シ	
				ニアアセットマネジャー 兼	
				ポートフォリオマネジャー 兼	
				GECリアルティ株式会社 取締役	
		平成14年	4月	株式会社サンケイビル 入社 統括管理部 調査役	
取締役		平成14年	7月	同社 PM事業部長	
投資・運用	田口浩行	平成19年	4月	株式会社サンケイビル	-
部長				資産運用チームリーダー (部長) 兼	
				株式会社サンケイビルマネジメント 取締役	
		平成19年	6月	株式会社サンケイビル 執行役員 資産運用チーム担当	
		平成20年	4月	株式会社サンケイビル 執行役員	
				ファンド事業推進室長 兼	
				株式会社サンケイビル投資顧問 常務取締役	
		平成22年	6月	株式会社サンケイビルマネジメント 常務取締役 兼	
				株式会社サンケイビル投資顧問 常務取締役	
		平成25年	7月	ヒューリック株式会社 入社	
				ヒューリックリートマネジメント株式会社出向	
		平成25年	8月	同社 投資・運用部長	
		平成25年	10月	同社 取締役 投資・運用部長 (現任)	
		平成2年	4月	大成建設株式会社 入社	
		平成18年	10月	同社 本社営業推進本部不動産部不動産営業推進室 課長	
				ヒューリック株式会社出向	
		平成21年	1月	同社 不動産開発第三部長	
		平成22年	4月	同社 執行役員 アセットソリューション部長 兼	
取締役				不動産投資部長	
(非常勤)	屋嘉比康樹	平成23年		同社 執行役員 アセットソリューション部長	_
(2) 114 2947		平成25年	4月	同社 常務執行役員 アセットソリューション部長 兼 投資部長	
		平成25年	7 日	ヒューリックリートマネジメント株式会社	
		一万人20千	1 73	取締役(現任)	
		平成25年	10月	ヒューリック株式会社 常務執行役員	
		1 /2/20 7	T 0/1	アセットソリューション部長(現任)	

役職名	氏名	主要略歴	
監査役 (非常勤)	中根繁男	昭和55年 4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 平成11年 2月 同行 人事部 パートスタッフ室長 平成11年 11月 同行 財務企画部 主計室 次長 平成14年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀 行)主計部 次長 平成17年 8月 株式会社みずほ銀行 主計部長 平成21年 7月 千秋商事株式会社(現 ヒューリック株式会社) 監査役 平成22年 7月 ヒューリック株式会社 常務執行役員 経理部長(現任) 平成25年 7月 ヒューリックリートマネジメント株式会社 監査役(現任) 平成26年 2月 ヒューリックプロサーブ株式会社 取締役 経理部長 (現任)	

なお、本書の日付現在における本資産運用会社の取締役及び監査役以外の重要な役職者は、以下のとおりです。

役職名	氏名	主要略歷	所有 株式数
財務・経理 部長	小高好展	昭和58年 4月 株式会社寺岡精工 入社 昭和59年 12月 株式会社千葉エコール 昭和61年 1月 昭栄株式会社(現 ヒューリック株式会社) 平成13年 10月 同社 経理部 副部長 平成17年 3月 同社 執行役 平成20年 3月 同社 執行役員 平成24年 7月 ヒューリック株式会社 経理部 担当部長 平成25年 4月 ヒューリックリートマネジメント株式会社出向	_
コンプライ アンス・オ フィサー	鹿子木達也	平成25年 8月 同社 財務・経理部長 (現任) 昭和60年 4月 株式会社富士銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行 平成17年 10月 株式会社みずほコーポレート銀行 (現 株式会社みずほ銀 行) 不動産ファイナンス営業部 次長 平成20年 4月 同行 営業第十五部 チーフリレーション シップマネージャー 平成21年 4月 同行 営業第十五部 副部長 平成23年 11月 同行 業務監査部 信用リスク監査チーム監査主任 平成24年 3月 ヒューリック株式会社出向 平成25年 5月 ヒューリックリートマネジメント株式会社出向 平成25年 8月 同社 コンプライアンス・オフィサー 兼 内部監査室長 (現任)	_

## (5) 【事業の内容及び営業の概況】

#### 資産運用委託契約上の業務

本書提出日現在において、資産運用会社は、本投資法人について、その資産の運用を行っています。本投資法人は、運用資産を主として不動産関連資産に対する投資として運用し、継続的な投資を通じて、中長期的な収益の維持・向上及び運用資産の規模と価値の成長を実現することで、投資主価値を最大化していくことを目指して運用を行うことを基本方針として、平成25年11月7日に設立されました。

資産運用会社は、次に掲げる業務を行います。

- (ア) 本投資法人の運用資産の運用に係る業務
- (イ) 本投資法人の資金調達に係る業務
- (ウ) 運用資産の状況その他の事項について、本投資法人に対する又は本投資法人のための報告、届出等の業務
- (エ) 運用資産に係る運用計画の策定業務
- (オ) その他本投資法人が随時委託する業務
- (カ) 上記(ア)ないし(オ)に付随し又は関連する業務

## 2 【その他の関係法人の概況】

## ① 投資主名簿等管理人

### (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名 称: みずほ信託銀行株式会社

資本金の額: 247,369百万円(平成26年3月末日現在)

事業の内容: 銀行法(昭和56年法律第59号、その後の改正を含みます。以下「銀行法」といいます。) に基づ

き銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号、その後の改正を含みます。以下「兼営法」といいます。)に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 【関係業務の概要】

投資主名簿等管理人は、その発行する投資口に関する事務のうち、次に掲げる業務を行います。

a. 投資主の名簿に関する事務

投資主名簿の作成、管理及び備置に関する事務

投資主名簿への記録、投資口の質権の登録又はその抹消に関する事務

投資主等の氏名、住所の登録に関する事務

投資主等の提出する届出の受理に関する事務

- b. 募集投資口の発行に関する事務
- c. 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する投資主総会参考書類等の送付、議決権行使書の作成、議決権の集計並びに投資主総会受付事務補助に関する事務
- d. 投資主に対して分配する金銭の計算及び支払いに関する事務
  - (a) 投信法第137条に定める金銭の分配の計算及びその支払いのための手続に関する事務
  - (b) 分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の未払分配金の確定及びその支払いに関する事務
- e. 投資口に関する照会への応答、各種証明書の発行に関する事務
- f. 委託事務を処理するために使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理・保管に関する事務
- g. 投資口の併合又は分割に関する事務
- h. 投資主等に対する通知書、催告書及び報告書等の発送に関する事務
- i. 法令又は本契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事務
- i. 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務
- k. 総投資主通知等の受理に関する事務
- 1. 投資主名簿等管理人が管理する本投資法人の発行総口数と振替機関(社債株式等振替法第2条第2項に定める振替機関をいいます。)より通知を受けた本投資法人の振替投資口等の総数の照合
- m. 本投資法人の情報提供請求権(社債株式等振替法第277条に定める請求をいいます。)行使にかかる取次 ぎに関する事務
- n. 振替機関からの個別投資主通知(社債株式等振替法第228条第1項で準用する同法第154条第3項に定める 通知をいいます。)の本投資法人への取次ぎに関する事務
- o. 前各号に掲げる委託事務に係る印紙税等の代理納付
- p. 前各号に掲げる委託事務に付随する事務
- q. 前各号に掲げる事務のほか、本投資法人及び投資主名簿等管理人の協議のうえ定める事務

## (3)【資本関係】

該当事項はありません。

### ② 資産保管会社

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名 称: みずほ信託銀行株式会社

資本金の額 : 247,369百万円 (平成26年3月末日現在)

事業の内容: 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 関係業務の概要

資産保管会社は、次に掲げる業務を行います。

- a. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律の定めるところに従い、その資産の保管に係る業務 を資産保管会社に委託し、資産保管会社はこれを受託します。
- b. 資産保管会社は、資産保管業務を受託することに伴い、投信法に規定する資産保管会社として、投信法 に定める義務を履行するものとします。
- c. 本投資法人は、資産保管業務に付随して次の(a)ないし(c)の業務(以下本(2)において「付随業務」といい、資産保管業務と併せて以下「本件業務」といいます。)を資産保管会社に委託し、資産保管会社はこれを受託します。
  - (a) 本投資法人名義の預金口座からの振込
  - (b) 本投資法人名義の預金口座の開設及び解約
  - (c) その他前各号に準ずる業務

#### (3) 資本関係

該当事項はありません。

- ③ 一般事務受託者(機関運営事務受託者)
  - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名 称: みずほ信託銀行株式会社

資本金の額 : 247,369百万円 (平成26年3月末日現在)

事業の内容: 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 関係業務の概要

機関運営事務受託者は、次に掲げる業務を行います。

- 計算に関する事務
- b. 会計帳簿の作成に関する事務
- c. 機関(役員会及び投資主総会)の運営に関する事務
- d. 納税に関する事務
- e. その他上記a. ないしd. に準ずる事務又は付随する事務で、第4条第2項に規定する事務規程に定めるもの

## (3) 資本関係

該当事項はありません。

## ④ 本投資法人の特定関係法人

## (1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称	資本金の額 (平成26年6月30日現在)	事業の内容
ヒューリック株式会社	22, 279百万円	不動産の所有・賃貸・売買並 びに仲介業務

<sup>(</sup>注) 資本金の額は百万円未満を切り捨てて記載しています。

## (2) 関係業務の概要

ヒューリック株式会社は、本資産運用会社の親会社であり、投資法人との間で不動産等の取得に係る信託受益 権譲渡契約を締結しています。また、本投資法人の保有資産の一部を賃借する契約を締結しているほか、スポン サーサポート契約を締結し、スポンサーサポートの提供をしています。

## (3) 資本関係

ヒューリック株式会社は、平成26年8月31日現在で、本投資法人の投資口のうち、81,500口を所有しています。

# 第5【投資法人の経理状況】

## 1. 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。)及び同規則第2条の規定により、「投資法人の計算に関する規則」(平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。)に基づいて作成しています。

## 2. 監査証明について

本投資法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(本投資法人の設立の日である平成25年11月7日から平成26年8月31日まで)の財務諸表については、新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

## 3. 連結財務諸表について

本投資法人は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成していません。

# 1【財務諸表】

# (1)【貸借対照表】

	(単位:十円)
	当期
	(平成26年8月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3, 263, 862
信託現金及び信託預金	2, 002, 306
営業未収入金	3, 120
前払費用	18, 324
繰延税金資産	27
未収消費税等	645, 501
流動資産合計	5, 933, 142
固定資産	
有形固定資產	
信託建物	19, 003, 601
減価償却累計額	△315, 412
信託建物(純額)	18, 688, 188
信託構築物	181, 832
減価償却累計額	△8, 319
信託構築物(純額)	173, 512
信託機械及び装置	39, 723
減価償却累計額	△3, 533
信託機械及び装置(純額)	36, 189
信託工具、器具及び備品	4, 295
減価償却累計額	△116
信託工具、器具及び備品(純額)	4, 179
信託土地	80, 680, 217
有形固定資産合計	99, 582, 288
無形固定資産	
信託借地権	3, 053, 575
その他	9, 207
無形固定資産合計	3, 062, 783
投資その他の資産	
差入敷金及び保証金	10,000
長期前払費用	206, 356
投資その他の資産合計	216, 356
固定資産合計	102, 861, 427
資産合計	108, 794, 570

	当期
	(平成26年8月31日)
負債の部	
流動負債	
営業未払金	275, 939
短期借入金	3, 960, 000
未払金	372, 135
未払費用	49, 394
未払法人税等	1, 403
前受金	550, 146
預り金	6, 308
流動負債合計	5, 215, 327
固定負債	
長期借入金	29, 040, 000
信託預り敷金及び保証金	5, 042, 427
固定負債合計	34, 082, 427
負債合計	39, 297, 755
純資産の部	
投資主資本	
出資総額	67, 943, 000
剰余金	
当期未処分利益又は当期未処理損失(△)	1, 553, 814
剰余金合計	1, 553, 814
投資主資本合計	69, 496, 814
純資産合計	<b>%</b> 2 69, 496, 814
負債純資産合計	108, 794, 570

	(単位:千円)
	当期
	自 平成25年11月7日
	至 平成26年8月31日
営業収益	
賃貸事業収入	*1,*2 3,523,129
その他賃貸事業収入	<b>*</b> 1 137, 517
営業収益合計	3, 660, 646
営業費用	
賃貸事業費用	<b>%</b> 1 763, 149
資産運用報酬	294, 238
資産保管手数料	8, 370
一般事務委託手数料	27, 483
役員報酬	9, 800
その他営業費用	77, 043
営業費用合計	1, 180, 085
営業利益	2, 480, 561
営業外収益	
受取利息	409
営業外収益合計	409
営業外費用	
支払利息	158, 629
融資関連費用	343, 990
創立費	82, 286
投資口交付費	340, 790
営業外費用合計	925, 697
経常利益	1, 555, 274
税引前当期純利益	1, 555, 274
法人税、住民税及び事業税	1, 486
法人税等調整額	△27
法人税等合計	1, 459
当期純利益	1, 553, 814
当期未処分利益又は当期未処理損失(△)	1, 553, 814

# (3) 【投資主資本等変動計算書】

当期(自 平成25年11月7日 至 平成26年8月31日)

	投資主資本				
		剰余金			(水次 立 入 ラ)
	出資総額	当期未処分利益 又は当期未処理 損失(△)	剰余金合計	投資主資本合計	純資産合計
当期首残高	_	_	_	_	_
当期変動額					
新投資口の発行	67, 943, 000			67, 943, 000	67, 943, 000
当期純利益		1, 553, 814	1, 553, 814	1, 553, 814	1, 553, 814
当期変動額合計	67, 943, 000	1, 553, 814	1, 553, 814	69, 496, 814	69, 496, 814
当期末残高	* <sub>1</sub> 67, 943, 000	1, 553, 814	1, 553, 814	69, 496, 814	69, 496, 814

# (4) 【金銭の分配に係る計算書】

	当期 自 平成25年11月7日 至 平成26年8月31日
I 当期未処分利益	1, 553, 814, 966円
Ⅱ 分配金の額	1, 553, 716, 000円
(投資口1口当たり分配金の額)	(2, 383円)
Ⅲ 次期繰越利益	98, 966円
分配金の額の算出方法	本投資法人の規約第35条第1項に定
	める分配方針に基づき、分配金の額は
	利益の金額を限度とし、かつ、租税特
	別措置法第67条の15に規定する配当可
	能利益の額の100分の90に相当する金
	額を超えるものとしています。かかる
	方針により、当期未処分利益を超えな
	い額で発行済投資口数652,000口の整
	数倍の最大値となる1,553,716,000円
	を利益分配金として分配することとし
	ました。
	なお、本投資法人の規約第35条第2
	項に定める利益を超えた金銭の分配は
	行いません。

		(単位:十円)
		当期
	自	平成25年11月7日
	至	平成26年8月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益		1, 555, 274
減価償却費		328, 360
投資口交付費		340, 790
受取利息		$\triangle 409$
支払利息		158, 629
営業未収入金の増減額(△は増加)		△3, 120
未収消費税等の増減額(△は増加)		△645, 501
前払費用の増減額(△は増加)		△18, 324
営業未払金の増減額(△は減少)		268, 610
未払金の増減額(△は減少)		372, 135
前受金の増減額 (△は減少)		550, 146
預り金の増減額 (△は減少)		6, 308
長期前払費用の増減額(△は増加)		△206, 356
その他		2, 505
小計		2, 709, 049
利息の受取額		409
利息の支払額		△111,823
営業活動によるキャッシュ・フロー		2, 597, 634
投資活動によるキャッシュ・フロー		
信託有形固定資産の取得による支出		$\triangle 99, 902, 341$
信託無形固定資産の取得による支出		$\triangle 3,053,575$
無形固定資産の取得による支出		△10, 186
差入敷金及び保証金の差入による支出		△10,000
信託預り敷金及び保証金の返還による支出		△113, 785
信託預り敷金及び保証金の受入による収入		5, 156, 212
投資活動によるキャッシュ・フロー		△97, 933, 675
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入		7, 360, 000
短期借入金の返済による支出		△3, 400, 000
長期借入れによる収入		29, 040, 000
投資口の発行による収入		67, 602, 209
財務活動によるキャッシュ・フロー		100, 602, 209
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		5, 266, 168
現金及び現金同等物の期首残高		
現金及び現金同等物の期末残高		* 1 5, 266, 168
2000000 200000 4 4 NA 15 224514/24144		, 5, 100

# (6) 【注記表】

[継続企業の前提に関する注記] 該当事項はありません。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 固定資産の減価償	(1) 有形固定資産(信託財産を含む)
却の方法	定額法を採用しています。なお、主たる有形固定資産の耐用年数は、以下のとおりで
	す。
	建物 3~61年
	構築物 6~17年
	機械及び装置 3~10年
	工具、器具及び備品 6年
	(2)無形固定資産
	定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込
	利用可能期間(5年)に基づいています。
	(3) 長期前払費用
	定額法を採用しています。
2. 繰延資産の処理方	
法	支出時に全額費用処理しています。
	(2)投資口交付費
	支出時に全額費用処理しています。
3. 収益及び費用の計	
上基準	保有する不動産等に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決
	定された税額のうち当該決算期間に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を
	採用しています。
	なお、不動産等の取得に伴い精算金として譲渡人に支払った取得日を含む年度の固定資
	産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しています。当
	期において、不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、514,892千円です。
4. ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法
	金利スワップ取引については、繰延ヘッジ処理によっています。但し、特例処理の要件
	を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。
	(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
	ヘッジ手段:金利スワップ取引
	ヘッジ対象:借入金金利
	(3) ヘッジ方針
	本投資法人はリスク管理の基本方針に基づき投資法人規約に規定するリスクをヘッジす
	る目的でデリバティブ取引を行っています。
	(4) ヘッジ有効性の評価の方法
	金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価は省略しています。
5. キャッシュ・フロ	
一計算書における	現金、随時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金が可能であり、かつ、価値
資金の範囲	の変動について僅少のリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短
貝並の耙西	期投資からなります。
6. その他財務諸表作	
成のための基本と	保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資産及
///	び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損
なる重要な事項	益計算書の該当勘定科目に計上しています。
	なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸
	は
	Control of the second of the s
	② 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具、器具及び備品、信託土地
	③ 信託借地権
	④ 信託預り敷金及び保証金
	(2)消費税等の処理方法
	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。なお、資産の取得に係る。

る控除対象外消費税等は、各資産の取得原価に算入しています。

## 〔貸借対照表に関する注記〕

## 1. コミットメントライン契約

本投資法人は、取引銀行等とコミットメントライン契約を締結しています。

当期	
(平成26年8月31日)	)

	(1///=- 1 - // //
コミットメントライン契約の総額	10,000,000千円
借入実行残高	_
差引額	10,000,000千円

## ※2. 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額

当期 (平成26年8月31日)

50,000千円

### [損益計算書に関する注記]

※1. 不動産賃貸事業損益の内訳

(単位:千円)

	当期 自 平成25年11月7日 至 平成26年8月31日
A. 不動産賃貸事業収益	
賃貸事業収入	
賃料収入	2, 897, 420
地代収入	299, 704
共益費収入	326, 003
計	3, 523, 129
その他賃貸事業収入	
水道光熱費収入	93, 601
その他収入	43, 916
計	137, 517
不動産賃貸事業収益合計	3, 660, 646
B. 不動産賃貸事業費用	
賃貸事業費用	
管理委託費	140, 019
水道光熱費	128, 037
保険料	5, 173
修繕費	23, 944
減価償却費	327, 382
その他賃貸事業費用	138, 591
不動産賃貸事業費用合計	763, 149
C. 不動産賃貸事業損益 (A-B)	2, 897, 497

※2. 主要投資主との取引

(単位:千円)

当期 自 平成25年11月7日 至 平成26年8月31日

営業取引によるもの 賃貸事業収入

900, 162

#### [投資主資本等変動計算書に関する注記]

#### ※1. 発行可能投資口総口数及び発行済投資口数

	当期 自 平成25年11月7日 至 平成26年8月31日
発行可能投資口総口数	20, 000, 000 □
発行済投資口数	652, 000 □

[キャッシュ・フロー計算書に関する注記]

## ※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当期 自 平成25年11月7日 至 平成26年8月31日

現金及び預金	3, 263, 862千円
信託現金及び信託預金	2,002,306千円
現金及び現金同等物	5, 266, 168千円

#### [リース取引に関する注記]

オペレーティング・リース取引(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当期 (平成26年 8 月31日)
1年内	2,022,219千円
1年超	6,522,279千円
合計	8,544,499千円

[金融商品に関する注記]

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

本投資法人は、資産の取得、修繕、債務の返済等に充当する資金を、主として金融機関からの借入れ、投資口の発行等により調達します。有利子負債の調達に際しては、資金調達の機動性と財務の安定性のバランスに考慮しています。

デリバティブ取引は、借入金等の金利変動リスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとし、投機的な取引は行いません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、本投資法人の余剰資金を運用するものであり、預入先金融機関の破綻など信用リスクに晒されていますが、安全性及び換金性を考慮し、預入期間を短期に限定して運用しています。

借入金は、主として資産の取得を目的としたものです。このうち変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用し、実質固定化することで、その変動リスクを回避しています。

なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジの手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価の方法については、前記「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「4.ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、後記「デリバティブ取引に関する注記」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3, 263, 862	3, 263, 862	-
(2) 信託現金及び信託預金	2, 002, 306	2, 002, 306	_ [
資産計	5, 266, 168	5, 266, 168	-
(1) 短期借入金	3, 960, 000	3, 960, 000	_
(2) 長期借入金	29, 040, 000	28, 191, 628	△848, 372
負債計	33, 000, 000	32, 151, 628	△848, 372
デリバティブ取引	_	_	_

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

(1) 現金及び預金、(2) 信託現金及び信託預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### 負債

#### (1) 短期借入金

これらは短期間で決済され、かつ、変動金利であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### (2) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、本投資法人の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています(但し、金利スワップの特例処理の対象とされた変動金利による長期借入金(後記〔デリバティブ取引に関する注記〕をご参照ください。)は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を残存期間に対応した同様の新規借入れを行った場合に合理的に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。)。固定金利による長期借入金の時価については、当該長期借入金の元利金の合計額を残存期間に対応した同様の新規借入れを行った場合に合理的に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

#### <u>デリバティブ取引</u>

後記〔デリバティブ取引に関する注記〕をご参照ください。

#### (注2) 金銭債権の決算日 (平成26年8月31日) 後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超
現金及び預金	3, 263, 862	_	_	_	_	_
信託現金及び信託預金	2, 002, 306	_	_	_	_	_
合計	5, 266, 168	_	_	_	_	_

# (注3) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日 (平成26年8月31日) 後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超
短期借入金	3, 960, 000	_	_	_	_	_
長期借入金	_	_	8, 490, 000	_	8, 550, 000	12, 000, 000
合計	3, 960, 000		8, 490, 000	_	8, 550, 000	12, 000, 000

[有価証券に関する注記] 当期(平成26年8月31日) 該当事項はありません。 [デリバティブ取引に関する注記]

- 1. ヘッジ会計が適用されていないもの 当期(平成26年8月31日)において該当事項はありません。
- 2. ヘッジ会計が適用されているもの

当期(平成26年8月31日)

ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、以下のとおりです。

(単位:千円)

ヘッジ会計	·の	デリバティブ	主な	契約	額等	時価	当該時価の
方法		取引の種類等	ヘッジ対象		うち1年超	н <b>4</b> .ШП	算定方法
金利スワップ	プの	金利スワップ取引	長期借入金	26, 590, 000	26, 590, 000	*	
特例処理	!	支払固定・受取変動	文别信八金	20, 590, 000	20, 590, 000	<b>*</b>	_

<sup>\*</sup>金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。 (前記「金融商品に関する注記」2. 金融商品の時価等に関する事項 (注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項 負債 (2) 長期借入金をご参照ください。)

〔退職給付に関する注記〕

当期(平成26年8月31日)

該当事項はありません。

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:千円)

	当期 (平成26年8月31日)
繰延税金資産	
未払事業税損金不算入額	27
繰延税金資産合計	27
繰延税金資産の純額	27

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位:%)

	当期 (平成26年8月31日)
法定実効税率	36. 59
(調整)	
支払分配金の損金算入額	△36. 55
その他	0.05
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.09

[持分法損益等に関する注記] 当期(平成26年8月31日) 該当事項はありません。

# [関連当事者との取引に関する注記]

1. 親会社及び法人主要投資主等

当期(自 平成25年11月7日 至 平成26年8月31日)

属性	会社等 の名称 又は氏 名	住所	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は 職業	議決権 等の所 有(被 所有)	関係 役員の 兼任等	内容 事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要投	ヒューリック	東京都中央区日本橋		不動産	割合被所有		不動産の賃	出資金の受 入れ 不動産信託 受益権の購 入	200,000	-	-
資主	株式会社	大伝馬町7番3号	22, 281, 180	業	直接 12.50%	なし	貸·管 理	敷金保証金 の預り 敷金保証金 の返還	4, 877, 347	信託預 り敷金 及び保 証金	4, 763, 562
								賃料収入等	900, 162	前受金	139, 734

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。
- (注2) 取引条件は、市場の実勢価格に基づいて決定しています。

## 2. 関連会社等

当期(自 平成25年11月7日 至 平成26年8月31日) 該当事項はありません。

# 3. 兄弟会社等

当期(自 平成25年11月7日 至 平成26年8月31日)

属性	会社等 の名称 又は氏	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は	議決権 等の所 有(被 所有)	関係 役員の	事業上	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	名		(千円)	職業	割合	兼任等	の関係				
主要投 資主(法 人)が議 決権の	ヒュー リック リート マネジ	東京都中央区八丁堀	200, 000	投資法 人の運 用資産	_	兼任	資産運 用の委	設立企画人 報酬の支払 (注1)	50,000	ı	_
過半数 を有し ている 会社	メント 株式会 社	二丁目 26番 9 号		の運用に係る業務		1人	社	資産運用報 酬の支払 (注2)	592, 026	営業未払金	316, 894

- (注1) 設立企画人報酬の支払は、本投資法人の規約に定められた条件によっています。
- (注2) 資産運用報酬の支払には、個々の不動産等の帳簿価額に算入した物件取得に係る報酬(297,787千円)が含まれています。
- (注3) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。
- (注4) 取引条件は、市場の実勢価格に基づいて決定しています。

## 4. 役員及び個人主要投資主等

当期(自 平成25年11月7日 至 平成26年8月31日)

本投資法人執行役員時田榮治が第三者(ヒューリックリートマネジメント株式会社)の代表者として行った取引については、上記「3. 兄弟会社等」に記載のヒューリックリートマネジメント株式会社との取引に記載のとおりです。

[資産除去債務に関する注記]

当期 (平成26年8月31日)

該当事項はありません。

#### [賃貸等不動産に関する注記]

本投資法人は、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として、賃貸オフィスビル等を所有しています。これら賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、以下のとおりです。

(単位:千円)

		(
		当期 自 平成25年11月7日 至 平成26年8月31日
貸借	対照表計上額	
	期首残高	_
	期中増減額	102, 635, 863
	期末残高	102, 635, 863
期末	寺価	109, 743, 000

- (注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
- (注2) 賃貸等不動産の期中増減額のうち、主な増加額は不動産信託受益権21物件の取得(102,933,082千円)、主な減少額は減価償却費(327.382千円)です。
- (注3) 当期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額を記載しています。

なお、賃貸等不動産に関する当期における損益は、〔損益計算書に関する注記〕に記載のとおりです。

#### [セグメント情報等に関する注記]

(セグメント情報)

本投資法人は、不動産賃貸事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

# (関連情報)

当期(自 平成25年11月7日 至 平成26年8月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

#### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ヒューリック株式会社	900, 162	不動産賃貸事業
トラストガーデン株式会社	(注) -	不動産賃貸事業

(注) 賃料等を開示することについてテナントからの承諾が得られていないため、記載していません。

# [1口当たり情報に関する注記]

	当期
	自 平成25年11月7日
	至 平成26年8月31日
1口当たり純資産額	106, 590円
1口当たり当期純利益	3, 450円

(注1) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を期間の日数による加重平均投資口数で除することにより算定しています。 潜在投資口調整後1 口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載していません。

(注2) 1口当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当期 自 平成25年11月7日 至 平成26年8月31日
当期純利益 (千円)	1, 553, 814
普通投資主に帰属しない金額 (千円)	_
普通投資口に係る当期純利益 (千円)	1, 553, 814
期中平均投資口数 (口)	450, 347

#### [重要な後発事象に関する注記]

#### 新投資口の発行

本投資法人は平成26年10月14日及び同年10月29日開催の役員会において、特定資産の取得資金の一部に充当することを目的として、以下のとおり新投資口の発行を決議しました。平成26年11月6日及び同年11月21日にそれぞれ払込みが完了し、合計18,674,040,000円の資金を調達しました。

# (公募による新投資口の発行)

発行新投資口数 : 122,860口 (国内64,470口、海外58,390口) 発行価格 (募集価格) の総額 : 18,447,429,000円 (1口当たり 150,150円) 発行価額 (払込金額) の総額 : 17,785,213,600円 (1口当たり 144,760円)

払込期日 : 平成26年11月6日

# (第三者割当による新投資口の発行)

発行新投資口数 : 6,140口

発行価額(払込金額)の総額 : 888,826,400円(1口当たり 144,760円)

払込期日: 平成26年11月21日割当先: みずほ証券株式会社

# (7) 【附属明細表】

- ① 有価証券明細表
  - (ア) 株式該当事項はありません。
  - (イ) 株式以外の有価証券 該当事項はありません。
- ② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位:千円)

区分	種類	契約額等	時価(注2)	
	生物		うち1年超	村川 (任2)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	26, 590, 000	26, 590, 000	_
í	計	26, 590, 000	26, 590, 000	_

<sup>(</sup>注1) 金利スワップ取引の契約額等は、想定元本に基づいて表示しています。

<sup>(</sup>注2) 当該取引のうち、金融商品に関する会計基準上の特例処理の要件を満たしているものについては時価の記載は省略していま  $t_1$ 

# ③ 不動産等明細表のうち総括表

(単位:千円)

			当期 増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額		差引		
資産の種類		当期首 残高				又は償却 累計額	当期 償却額	当期末残高	摘要	
		信託建物	_	19, 003, 601	_	19, 003, 601	315, 412	315, 412	18, 688, 188	物件の取得
有	信託受益権	信託構築物	-	181, 832	_	181, 832	8, 319	8, 319	173, 512	
形固定資産		信託機械及び装置	ı	39, 723	ı	39, 723	3, 533	3, 533	36, 189	
		信託工具、器具及び備品	I	4, 295	I	4, 295	116	116	4, 179	
		信託土地	I	80, 680, 217	I	80, 680, 217		-	80, 680, 217	物件の取得
	合計			99, 909, 670		99, 909, 670	327, 382	327, 382	99, 582, 288	
無形	信託	借地権	-	3, 053, 575	-	3, 053, 575		_	3, 053, 575	物件の取得
	その他		-	10, 186	_	10, 186	978	978	9, 207	
固定資産	合計		ı	3, 063, 761	-	3, 063, 761	978	978	3, 062, 783	

- (注)「当期増加額」の主な内訳は、ヒューリック神谷町ビル、ヒューリック九段ビル(底地)、大井町再開発ビル 2 号棟の他合計21物件を取得したことによるものです。
  - ④ その他特定資産の明細表 該当事項はありません。
  - ⑤ 投資法人債明細表 該当事項はありません。

(単位:千円)

									· 一 :
	区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	平均利率 (注1)	返済期限	使途	摘要
	借入先	コカリロス同	コ州恒加頓		ヨ州小汉同	(注1)	及伊州似	灰座	1间安
短期借入人	株式会社みずほ銀行(注4)	_	3, 400, 000	3, 400, 000	_		平成27年2月7日	(注3)	無担保無保証
	株式会社みずほ銀行	_	1, 980, 000	_	1, 980, 000				
	株式会社三井住友銀行	_	1, 386, 000	-	1, 386, 000	0.3464%	平成27年2月7日		
	株式会社三菱東京UFJ銀行	_	594, 000	-	594, 000				
金	小計	_	7, 360, 000	3, 400, 000	3, 960, 000				
	株式会社みずほ銀行	_	2, 460, 000	-	2, 460, 000				
	株式会社三井住友銀行	_	1, 930, 000	-	1, 930, 000				無担保無保証
	株式会社三菱東京UFJ銀行	_	1,080,000	-	1,080,000				
	みずほ信託銀行株式会社	_	1, 130, 000	-	1, 130, 000	0.4923%	平成29年2月7日		
	三井住友信託銀行株式会社	_	790, 000	_	790, 000				
	農林中央金庫	_	790, 000	-	790, 000				
	株式会社りそな銀行	_	310,000	-	310,000				
	株式会社みずほ銀行	-	2, 570, 000	ı	2, 570, 000				
	株式会社三井住友銀行	ı	1, 950, 000	ı	1, 950, 000		平成31年2月7日		
	株式会社三菱東京UFJ銀行	_	1, 100, 000	-	1, 100, 000	0. 7738%			
長	みずほ信託銀行株式会社		1,050,000	ı	1,050,000	0.773876			
期借	農林中央金庫	ı	1,660,000	ı	1,660,000				
入	株式会社りそな銀行	ı	220,000	ı	220,000				
金	株式会社みずほ銀行	ı	2, 560, 000	ı	2, 560, 000				
	株式会社三井住友銀行	ı	1, 950, 000	ı	1, 950, 000				
	株式会社三菱東京UFJ銀行	ı	1,060,000	ı	1,060,000	1. 1713%	平成33年2月7日		
	みずほ信託銀行株式会社	ı	1,050,000	ı	1,050,000	1.1/13%	平成35年2月7日	_	
	三井住友信託銀行株式会社	1	1,660,000	I	1,660,000				
	株式会社りそな銀行	1	270,000	I	270,000				
	株式会社日本政策投資銀行	_	2, 450, 000	_	2, 450, 000	1.6100%	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	株式会社みずほ銀行	_	400,000	_	400,000	1.8188%			
	株式会社三井住友銀行	_	300,000	_	300,000				
	株式会社三菱東京UFJ銀行	_	300,000	1	300,000				
	小計	_	29, 040, 000	_	29, 040, 000				
	合計	_	36, 400, 000	3, 400, 000	33, 000, 000				

- (注1) 平均利率は期中の加重平均を記載しており、小数第5位以下を四捨五入しています。また、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行った借入金については、金利スワップの効果を勘案した加重平均利率を記載しています。
- (注2) 長期借入金は、固定金利による借入れです。(金利スワップ取引により固定金利化した借入れを含みます。)
- (注3) 資金使途は、不動産信託受益権の購入資金(付随費用を含みます。)です。
- (注4) 平成26年3月7日に期限前弁済をしています。
- (注 5) 長期借入金の貸借対照表日後 5 年以内における 1 年ごとの返済予定額は以下のとおりです。

(単位:千円)

	1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	_	_	8, 490, 000	1	8, 550, 000

# 2 【投資法人の現況】

# 【純資産額計算書】

(平成26年8月31日現在)

I	資産総額	108, 794, 570千円
П	負債総額	39, 297, 755千円
Ш	純資産総額 (I - II)	69, 496, 814千円
IV	発行済投資口数	652, 000 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	106,590円

# 第6【販売及び買戻しの実績】

計算期間	発行日	販売口数	買戻し口数	発行済口数	
第1期 自 平成25年11月7日 至 平成26年8月31日	平成25年11月7日	2,000口 (0口)	0 口 (0 口)	2,000口 (0口)	
	平成26年2月6日	617, 500 □ (162, 500 □)	0 口 (0 口)	619, 500 □ (162, 500 □)	
	平成26年3月7日	32, 500 □ (0 □)	0 口 (0 口)	652, 000 □ (162, 500 □)	

<sup>(</sup>注1) 括弧内の数は、本邦外における販売口数です。

<sup>(</sup>注2) 本投資法人による投資口の買戻しの実績はありません。

# 第7【参考情報】

当計算期間の開始日から、本有価証券報告書の提出日までの間に、以下の書類を関東財務局長に提出しました。

平成26年1月6日 有価証券届出書

平成26年1月6日 臨時報告書

平成26年1月20日 訂正有価証券届出書

平成26年1月20日 訂正臨時報告書

平成26年1月29日 訂正有価証券届出書

平成26年1月29日 訂正臨時報告書

平成26年7月15日 半期報告書(第1期中 自 平成25年11月7日 至 平成26年4月30日)

平成26年10月14日 有価証券届出書(一般募集)

平成26年10月14日 有価証券届出書 (第三者割当)

平成26年10月14日 臨時報告書

平成26年10月15日 訂正有価証券届出書 (一般募集) 平成26年10月29日 訂正有価証券届出書 (一般募集) 平成26年10月29日 訂正有価証券届出書 (第三者割当)

平成26年10月29日 訂正臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成26年11月27日

ヒューリックリート投資法人 役員会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 原田昌平

業務執行社員

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 竹之内 和徳 (EII)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に 掲げられているヒューリックリート投資法人の平成25年11月7日から平成26年8月31日までの第1期計算期間の 財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロ 一計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示 することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が 必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することに ある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、 当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに 基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査 法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務 諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。 また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体と しての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒューリ ックリート投資法人の平成26年8月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシ ュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人が別 途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。